求職者支援法の検討４

No	開示請求対象文書の名称
1	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月17日内閣法制局説明資料）
2	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月17日内閣法制局説明資料）
3	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月18日、19日内閣法制局説明資料）
4	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月20日内閣法制局説明資料）
5	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月21日内閣法制局説明資料）
6	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月21日内閣法制局説明資料）
7	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月24日内閣法制局説明資料）
8	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月24日内閣法制局説明資料）
9	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月26日内閣法制局説明資料）
10	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月26日内閣法制局説明資料）
11	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月28日内閣法制局説明資料）
12	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月28日内閣法制局説明資料）
13	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月28日内閣法制局説明資料）
14	求職者支援法の検討4（うち平成23年1月31日内閣法制局説明資料）
15	求職者支援法の検討4（うち平成23年2月2日内閣法制局説明資料）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職の支援に関する措置を講ずることにより、特定求職者の雇用の安定を図ること

を目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者でない者であって、労働の意思及び能力を有しており、かつ、その者の就職を容易にするためには、第四条第二項に規定する特定職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受けることを指示し、その就職に関し支援を行う必要がある者として公共職業安定所長が認めるものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（特定求職者に対する職業訓練の実施に関する計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し、重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対して実施しようとする職業訓練の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練が次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること

二　就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「特定職業訓練」という。）が同項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務及び前項の規定による認定の取消しに関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（特定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、特定職業訓練が行われることを奨励するため、特定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、特定職業訓練を行う者に対し、当該特定職業訓練の効果的な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、特定求職者が公共職業安定所長の指示した特定職業訓練又は公共職業訓練等を受けることを

容易にするため、第十二条第一項の規定により指示を受けた特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、特定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該特定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十　条第

二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第九条　職業訓練受講給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一条　厚生労働大臣は、特定求職者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　特定職業訓練

三　公共職業訓練等

四　前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、就職支援計画に準拠した前条各号に掲げる措置を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の効果を高める必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がないと認めたときは、当該特定求職者に係る同項の規定による指示を取り消さなければならない。

（関係機関等の責務）

第十三条　職業安定機関、第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者、公共職業能力開発施設の長その他関係者は、前条第一項の指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項の指示を受けた特定求職者は、その就職の支援の措置の実施に当たる職員の指導又は指示に

従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告等）

第十五条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、特定職業訓練を行う者又は特定職業訓練を行っていた者（以下「特定職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、特定求職者又は特定求職者であった者（以下「特定求職者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　厚生労働大臣は、職業訓練受講給付金の支給に関し必要があると認めるときは、特定求職者又はその属する世帯の他の世帯員の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に報告を求めることができる。

4　機構は、第四条第一項又は第二項に規定する業務に関し必要があると認めるときは、特定職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告又は文書の提出を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、特定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による立入検査又は質問（特定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する立入検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による質問又は立入検査について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条、第七条第一項及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道

府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　特定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十五条第四項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

三　第十六条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十六条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を

科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、同条第一項に規定する職業訓練実施計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の職業訓練計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日において第三条第一項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第四条　第四条第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第三項の規定の例により行うことができる。

（雇用保険法の一部改正）

第五条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者に対して、特定職業訓練がより効

果的に行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて特定職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を支給することその他求職者の就職に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」の下に「及び第六十四条第一項に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「（就職支援事業を含む。）」を、「能力開発事業」の下に

「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに第六十四条第一項の規定により行う助成及び給付金に充てられた額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」

という。）」を加える。

第百三条第三項中「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「及び就職支援事業費」を加え、同条第五項中「失業等給付費」の下に「及び就職支援事業費」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を、「第六十三条」の下に「及び第六十四条」を加える。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　特定職業訓練に関すること。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定（その取消しを含む。）を行うこと。

第十四条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に、「又は」を「、」に改め、「能力開発事業」の下に「又は同法第六十四条の規定による事業」を加える。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「「第七号」を「「第八号」に、「第六十三条の規定による能力開発事業」を「第六十四条の規定による事業」に、「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（政令への委任）

第十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

林第四部長御説明資料

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
厚生労働省職業能力開発局総務課

目　次

職業訓練実施計画について（第３条関係）・・・

職業訓練実施計画について（第３条関係）

１．職業訓練実施計画の策定について

この法律は、特定求職者に対する職業訓練の実施をその中心的な目的としているところ、現行の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者向けの職業訓練や、この法律において新たに創設する特定職業訓練等、特定求職者の就職を支援するための職業訓練が多岐にわたることや、特定求職者の規模が、非正規労働者及び長期失業者を中心に年々変化していること、産業構造の変化に伴い就職に必要な職業訓練のニーズも年々変化していること等を的確にとらえ、効果的かつ効率的な特定求職者向けの職業訓練の実施体制を確保し、この法律の目的を達成していく必要があることから、本条において、厚生労働大臣が定める職業訓練の実施に関する計画（以下「職業訓練実施計画」という。）の策定について規定するものである。

２．職業訓練実施計画の名称について（第１項）

（１）この計画においては、この法律の目的を達成していくため必要な特定求職者に対する職業訓練の内容、公的な職業訓練機会の確保の在り方等の基本的事項を定めるものであるところ、近年の雇用対策法制の例を見ると、「基本計画」という名称を用いているのは能開法第５条第１項に規定する職業能力開発基本計画のみであり、例えば、最近では、平成19年の雇用対策法（昭和41年法律第132号）の一部改正において、同法に規定されていた雇用対策基本計画が廃止される等、「基本計画」という文言が用いられない傾向にある。

（２）また、職業能力開発分野においては、上記の職業能力開発基本計画が分野全体を網羅したものであるため、本条の計画もこれに包含される関係にあることから、本条の計画について「基本計画」という名称にすることは、重複感が見られる。

（３）さらに、近年の非正規労働者や長期失業者の急速な増加の状況や、短期のうちに新たな雇用関連施策が必要となっている状況に鑑みると、特定求職者の大半を占めると考えられるそれらの者に対する施策も機動的に実施される必要があるため、本条の計画においては、特定求職者の職業能力の開発及び向上に関する基本的な事項と併せ、短期的な見通しに立った具体的な実施の在り方についても定めることが必要となる。

（４）以上の点を踏まえ、本条の計画については「職業訓練実施計画」と規定することとする。

３．職業訓練実施計画に定める事項について（第２項）

（１）第２項第１号に掲げる「特定求職者の数の動向に関する事項」については、この法律の主な対象者である非正規労働者や長期失業者の推移及び今後の変化の展望について定めることとする。

（2）同項第2号に掲げる「職業訓練の実施目標に関する事項」については、同項第1号に基づき示された特定求職者の数の動向を踏まえ、今後必要となる職業訓練の実施規模や求められる職業訓練分野等について、この法律に規定する特定職業訓練、従来の公共職業能力開発施設における職業訓練等、それぞれの分野における見通しについて定めることとする。

（3）同項第3号に掲げる「実施しようとする職業訓練の基本となるべき事項」については、特定求職者の就職に資する職業訓練を実施する上で、国が果たすべき役割及び関係者に求められる役割等について定めることとする。

4．関係行政機関の長その他の関係者への意見聴取について（第3項）

（1）特定求職者の就職に資する職業訓練を提供する上では、各産業分野を所管する省庁や、労使団体、民間の職業訓練実施機関からの意見を踏まえ、職業訓練分野や役割分担の設定を行い、社会経済状況や雇用ニーズ等に即した実効的な計画を策定することが重要となることから、職業訓練実施計画の策定に当たっては、関係行政機関の長その他の関係者を聴くものとすることとしている。

（2）また、特定求職者への対策については、上記の関係者との連携をとりながら実施していくことが重要であり、また、職業訓練実施計画は上記の職業能力開発基本計画の下に位置づけられるものであることも踏まえ、労働政策審議会への意見聴取については本条には明記しないこととする。

5．都道府県計画の要否について

（1）この法律に基づく特定求職者への支援は、国が雇用保険の附帯事業として全国一律に行うべき雇用対策であり、都道府県に対し独自の取組を促す趣旨のものではないことや、都道府県においても、能開法第7条の規定に基づく都道府県職業能力開発計画の策定が努力義務化されることとなっていること等に鑑み、都道府県による計画策定については規定しないこととする。

（2）このように、国のみが計画を定め、都道府県における計画策定を規定しない例として、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）の例がある。

厚生労働大臣の認定に係る職業訓練の略称について（第４条第２項関係）

１．訓練の略称について

第７条第１項の規定による厚生労働大臣の認定に係る職業訓練については、この法律において「特定職業訓練」との略称を置くこととする。

２．特定職業訓練とすることについて

（１）特定職業訓練については、厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練であることから、いわば「認定職業訓練」という略称を置くことも考えられるが、現行の職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 24 条第３項において、事業主等がその雇用する労働者に対して行う職業訓練について「認定職業訓練」という名称が規定されており、かつ、同法以外の法令においても引用されているものであることから、重複による混乱を避けるため「認定職業訓練」の名称は用いないこととする。

（２）一方、特定職業訓練の受講対象者については、この法律において「特定求職者」という類型が設けられ、「特定」とすることにより、雇用保険の基本手当を受給する求職者等とは異なる類型であることを示している。この「特定求職者」に対する職業訓練を提供するという点を明確にする観点や、既存の公共職業訓練等と異なり特定の類型を受講対象とすることを明確にする観点から、この職業訓練については「特定職業訓練」とすることとする。

（３）なお、既存の法令上は、一般的に見て、認定を受けて実施されるものは冒頭に「認定」の文言が付されることが多いが、法律によっては、「認定」の文言を入れない略称を置く例も見られる（※）ところであり、「特定職業訓練」という略称についても、特段の問題はないものと考えられる。

※：認定に係るものであって、その略称に「認定」の文言を使っていないものの例

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 45 条の３の「特定組合等」
- 同法第第 45 条の２の「関係親事業主」
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 27 条第２項の「保安機関」
- 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成６年法律第 79 号）の「国際会議観光都市」　　等

職業訓練の認定を独立行政法人に行わせることについて（第４条第３項関係）

１．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の活用について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）が厚生労働大臣の委任を受けて行う認定行為については、認定特定求職者職業訓練に係る受講希望者をあっせんし、訓練実施実績に応じた助成を行う対象として適当な訓練であることを認める位置づけの行為にすぎず、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業（※）には該当しない。

※　独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業は、以下のとおり想定されている。

① 私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務及び事業（例：司法警察）

② その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務及び事業（例：栄典）

③ 災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務及び事業（例：防衛）

（「改訂　独立行政法人制度の解説」（独立行政法人制度研究会編、第一法規）15 頁）

２．大臣の認定事務を独立行政法人等が行う例

（１）法律上、大臣が、その認定業務を独立行政法人等に行わせる例としては、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 121 条の 2 の特定計量証明事業が同項各号の基準に適合している旨の認定を、経済産業大臣が独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせることとしている例がある。

当該認定の効果として、事業者が認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができることとされている（同法第 121 条の 3）。また、当該認定を受けない場合でも、「計量証明事業」として同一の事業を実施すること自体は、法律上可能である。

（２）このほか、大臣が、その指定する者に認定を行わせる例については、

・　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 33 条の 7 第 1 項の、適正な原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定を、環境大臣がその指定する者に行わせることとしている例

→　認定を受けた製品ごとに、その旨の証票が交付されるもの

・　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 第 1 項の、建築材料等の形式が政令で定める基準に適合していることの認定を、国土交通大臣がその指定する者に行わせることとしている例

→　個別の建築確認申請・検査における申請者の負担の軽減を図るもの

があり、いずれも、認定行為は規制を解除する趣旨で置かれたものではない。

3．独立行政法人等が自ら認定業務を行う例

（1）独立行政法人が、法律上自らの業務として認定行為を行う例としては、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条第1項の規定による日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定及び同法第9条の規定に基づく認定の取消しを、独立行政法人環境再生保全機構が行うこととしている例がある。

（2）このほか、大臣が指定する者が認定を行う例として、

- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第8条の規定により、食品の製造過程の管理の高度化に関する計画が基準に適合している旨の認定を、厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人が行うこととしている例
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第17条の2の規定により、農林物資の製造等を業とする者が、農林水産大臣の登録を受けた法人の認定を受けて、その製造等する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資等に日本農林規格により格付をしたことを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示を付することができることとしている例
- 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第56条の7の規定により、高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備のうち公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備の認定を、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行うこととしている例

がある。

4．国が独立行政法人に奨励的業務を行わせる例

国が、民間事業者の特定の事業の実施を促すために行う奨励的業務を、独立行政法人に行わせる例として、

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主への助成等を厚生労働大臣が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせることとする例

があるが、このような助成に当たっては、助成対象として適当か否かの審査及び認定の手続が（明文化されていないが）必要となるが、この場合、そのような手続も含め、大臣から独立行政法人に委任されているものと整理される。

給付金の性質について（第７条関係）

１．給付金の性質について

（１）本法案の給付金は、公共職業安定所長から就職支援計画に準拠した措置を受けることについて指示を受けた特定求職者に対して、当該特定求職者が一定の基準に該当した場合に、基本的は予算の範囲で支給するものである。

（２）なお、基準では、

① 常態として職に就いていないこと

② 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の前年の所得を１２で除して得た額の合計が２５万円以下であること

③ 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の預貯金の合計が３００万円以下であること

等を定めることを想定している。

２．給付金の名称について

（１）本制度における給付の名称については、

① 求職者が職業訓練を受講することを支援するための給付であること

② 求職者個人に対する給付であること

を明らかにしたものとすることが適当である。

（２）このため、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給等に関する法律」の「被害回復給付金」のように「○○が、～することを・・・ための給付」のうち「～」＋「・・・」を冠した名称とすることが適当であり、今回は「求職者が職業訓練を受講することを支援するための給付」であるため「職業訓練受講給付金」とする。

（３）なお、給付の名称としては、「給付」、「給付金」、「手当」が考えられるが、

① 「給付」は、「債権の目的たる債務者の行為（作為又は不作為）をいう」（法令用語辞典）とされ、動詞的な意味合いも含むものであり、数種類の金銭を総称する場合に使われている例が多く（石綿による健康被害の救済に関する法律（平18年法律第4号）における「救済給付」（医療費、療養手当、葬祭料等）等）、

② 「給付金」は、「国又は公共団体が特定の目的のために給付する金銭を広く指す用語である」（法令用語辞典）とされ、金銭の種類が一種類である場合に用いられている場合が多く（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）における「特別障害給付金」等）、

③ 「手当」は、「社会保険又はこれらに準ずる制度による給付金を表す用語として用いられる。（中略）これらの手当金は、通常、一時金として支給される」（法令用語辞典）とされ、「○○給付」と総称された給付のうちの個別の給付の名称として使われている例が多い（雇用保険法における「求職者給付」のうちの「基本手当」、「技能習得手当」等）ことから、今回の給付は「給付金」とする。

就職支援計画について（第11条関係）

1．就職支援計画における規定順について

（1）特定求職者は、訓練を受講する際最初に公共職業安定所における職業指導を受け、自らに適した訓練を指示されることから、第1号として「職業指導及び職業紹介」を規定し、次に第2号、第3号として、特定職業訓練、公共職業訓練を規定する。

（2）特定職業訓練、公共職業訓練については、以下の理由から、特定求職者に対してより重点的に行う特定職業訓練を先に規定するものである。

① 公共職業訓練は、雇用保険の延長給付の対象にもなっているように、雇用保険受給者による受講を一定程度見込んでいるものである。

② 特定求職者は、雇用保険被保険者であった者又はなろうとする者のうち、上記の雇用保険受給者に該当しない類型であり、公共職業訓練の主たる対象としては想定されていなかったため、公共職業訓練においては、特定求職者に対する十分な職業訓練を供給することは難しく、また、特定求職者は、就業経験や職業能力開発機会が雇用保険受給者と比較して乏しく、従来の公共職業訓練よりも基礎的な職業能力開発を行うことができるような訓練が必要であることから、新たな訓練を提供することが必要。ただし、特定求職者の中でも、雇用保険受給者と同等の職業能力を有する者もいることから、その場合には公共職業訓練を受けることが適当。

③ このため、特定求職者に対しては、公共職業能力開発施設以外の民間機関による基礎的な職業能力開発を行う訓練を重点的に行い、従来の公共職業訓練も併せて活用していくこととすることが適当。

2．「公共職業訓練等」と規定することについて

（1）第11条第3項は「（雇用保険法第15条第3項に規定する）公共職業訓練等」と規定するが、本条の規定ぶりの参考とした高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第43号。以下「高齢法」という。）第23条では、

① 公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）（第2号）

② 国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。）（第3号）

と規定されている。

（2）ここで、雇用保険法第15条第3項の「公共職業訓練等」は、「国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の

規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。」とされており、政令で、以下の訓練等が定められている。

① 国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）

② 法第63条第1項第3号の講習及び訓練

③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第13条の適応訓練

④ 高齢法第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練

⑤ 法第6条第3号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの

（3）すなわち、（2）①及び④は、それぞれ（1）①及び②に対応するところ、高齢法第23条第2号及び第3号は、雇用保険法第15条第3項に含まれるものであり、また、本法案の特定求職者は高齢法の対象となる者だけではないことから、より幅広く雇用保険法第15条第3項を引用するものである。

独立行政法人による報告徴収及び罰則について（第１５条第４項関係）

１．認定業務に関する報告徴収に係る罰則の例について

（１）第 15 条第 4 項において、機構が、第 7 条第 1 項の規定による職業訓練の認定及び同条第 2 項の規定によるその取消しについて必要があると認めるときは、特定職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告又は文書の提出を求めること（以下「報告徴収等」という。）ができることとしているところ。また、当該報告徴収に対し、報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合には、罰則を適用することとしているところ。

（２）このように、独立行政法人が認定業務に関し報告徴収等を行う例としては、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 52 条の規定による独立行政法人環境再生保全機構が同法第 4 条第 1 項の認定を受け、又は受けようとする者に対する報告又は文書その他の物件の提出の求めの例がある。この場合、同法第 52 条の規定に違反した者については、同法第 89 条第 1 項第 1 号に規定する罰則の適用対象となるものである。

２．指導及び助言に関する報告徴収規定及びそれに係る罰則の例について

（１）第 15 条第 4 項において、上記１（１）の規定内容に加え、機構が第 9 条の規定により行う指導及び助言について、報告徴収等ができることとしているところ。

（２）このように、助言及び指導に関し報告徴収等を行う例としては、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 12 条の 6 の規定により、都道府県知事が関係府県の区域内の指定物質排出者に対する指導、助言又は勧告をするため必要があると認める場合の報告徴収等の例がある。この場合、同条の規定に違反した者は、同法第 25 条第 2 号に規定する罰則の適用対象となるものである。

【第一条関係】
・構文の例
○　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）
（目的）
第一条　この法律は、港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）
（目的）
第一条　この法律は、雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に関し、当該地域の関係者の自主性及び自立性を尊重しつつ、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じ、もつて当該労働者の職業の安定に資することを目的とする。

【第一条及び第二条関係】
・定義を置いている語を目的規定で用いている例
○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）
（目的）
第一条　この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もつて大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（同条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）であって、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。
一・二　（略）
2　この法律において「特定原動機」とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される装置で主務省令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

【第二条関係】
・全体の構成
○　飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）
（定義）
第二条　この法律において「輸入飼料」とは、輸入に係る麦類、ふすま、とうもろこしその他農林水産大臣が指定するものであつて、飼料の用に供するものと農林水産大臣が認めたものをいう。

・「労働の意思及び能力」の例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（定義）
第四条　この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。
2　（略）
3　この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。
4・5　（略）

【第三条関係】
・全体の構成
○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
（職業能力開発基本計画）
第五条　厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。
2　職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
二　職業能力の開発の実施目標に関する事項
三　職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

3・4　（略）

5　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。

6　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

7　前二項の規定は、職業能力開発基本計画の変更について準用する。

【第三条第一項関係】

・「～に関し、重要な事項を定めた計画」の例

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（介護雇用管理改善等計画の策定）

第六条　厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画（以下「介護雇用管理改善等計画」という。）を策定するものとする。

【第三条第二項関係】

・「数の動向」の例

○　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（概算前期高齢者納付金）

第三十八条　（略）

2・3　（略）

4　第一項第一号ロの負担調整基準率は、すべての保険者に係る前期高齢者である加入者の増加の状況、保険者の給付に要する費用等の動向及び概算負担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、各年度ごとに政令で定める率とする。

・「実施しようとする○○」の例

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）

（公共交通特定事業の実施）

第二十八条　（略）

2　公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四　その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

【第三条第三項関係】

・「大臣は、～関係者の意見を聴くものとする」の例

○　農産物検査法（昭和二十六年四月十日法律第百四十四号）

（農産物検査規格）

第十一条　（略）

2　（略）

3　農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

・「関係行政機関の長その他の関係者」の例

○　統計法（平成十九年法律第五十三号）

（資料の提出及び説明の要求）

第五十六条　総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

【第四条関係】

・全体の構成

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

【第四条第一項関係】

・「訓練を行う者」の例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　（略）

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　（略）

・国、独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県以外の主体が職業訓練を行う場合について規定されている例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

第九条　事業主は、その雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）
第十一条　（略）
2～4　（略）
5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・「就職に必要な」の例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（失業の認定）
第十五条　（略）
2　（略）
3　失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。
4・5　（略）

・「…計画に照らして適切なものであること」の例
○　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）
（計画の認定）
第五条　（略）
2　（略）
3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。
二～四　（略）

・「その他〇〇省令で定める基準に適合するものであること。」の例
〇　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）
（生産調整方針の認定）
第五条　（略）
2　（略）
3　農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。
一・二　（略）
三　その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
4　（略）

【第四条第二項関係】
・認定対象の名称を「特定〇〇」としている例
〇　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）
（特定事業主に雇用される労働者に関する特例）
第四十五条の三　事業協同組合等であって、当該事業協同組合等及び複数のその組合員たる事業主（その雇用する労働者の数が常時第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上である事業主に限り、第四十四条第一項、第四十五条第一項、前条第一項又はこの項の認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下「特定事業主」という。）の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「特定組合等」という。）に係る第四十三条第一項及び第七項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。
一～六　（略）
2～7　（略）

【第四条第三項関係】

・大臣が独立行政法人に認定を行わせることとしている例

○　計量法（平成四年法律第五十一号）

（認定）

第百二十一条の二　特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一　特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。

二　特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三　特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

（機構が処理する事務）

第百六十八条の五　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第百二十一条の二の規定による認定に関する事務

二～七　（略）

・大臣がその指定する者に認定を行わせることとしている例

○　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）

（指定設備の認定）

第五十六条の七　高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備のうち公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備（以下「指定設備」という。）の製造をする者、指定設備の輸入をした者及び外国において本邦に輸出される指定設備の製造をする者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定設備について、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定設備認定機関」という。）が行う認定を受けることができる。

2　前項の指定設備の認定の申請が行われた場合において、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、当該指定設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、認定を行うものとする。

・独立行政法人が自ら認定及びその取消しを行う例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（医療費の支給及び認定等）

第四条　機構は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。

2　前項の認定（以下この条から第十七条まで及び第二十条第一項第二号において「認定」という。）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。

3　機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し、石綿健康被害医療手帳を交付するものとする。

4　認定は、当該認定に係る指定疾病の療養を開始した日（その日が当該認定の申請のあった日の三年前の日前である場合には、当該申請のあった日の三年前の日。以下「基準日」という。）にさかのぼってその効力を生ずる。

（認定の取消し）

第九条　機構は、被認定者の指定疾病が治ったと認めるときは、認定を取り消すものとする。

【第五条関係】

・全体の構成

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（職業訓練の実施）

第八条　国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2　国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

・「予算の範囲内において～助成…できる」の例

○　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）

（防音構造化の促進等）

第十三条　（略）

2　道路管理者は、特定住宅の所有者が、当該特定住宅を、前項の制限が定められた区域外に移転し、又は除却する場合には、当該特定住宅の所有者及び当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところ

により、予算の範囲内において、当該移転又は除却に関し、必要な助成措置を講ずることができる。

3　（略）

・使途を特定しない金銭について「予算の範囲内」で交付するとしている例

○　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）

（労働保険事務組合に対する報奨金）

第二十三条　政府は、当分の間、政令で定めるところにより、徴収法第三十三条第一項の委託に基づき同条第三項の労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労働保険事務組合に対して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

○　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）

（奨励金等）

第十一条　政府は、核原料物質の開発に寄与する者に対し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

（奨励金等）

第十九条　政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明に関し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

・雇用保険事業に係る交付金等について「予算の範囲内において」を用いている例

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（交付金）

第二十三条　国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用安定事業等関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

○　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）

（交付金）

第三十五条　国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用

の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

【第六条関係】

・全体の構成

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（指導及び助言）

第十六条　厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

・認定主体が認定先に対して助言及び指導を行う例

○　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）

（認定基準等）

第六条　所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一～六　（略）

2～7　（略）

（助言及び指導）

第十五条　所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

・法人が助言、指導等を行うこととされている例

○　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）

（承継銀行の経営管理）

第三十条　（略）

2　（略）

3　機構は、承継銀行に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

4　（略）

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（連合会の業務）

第百七十六条　連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一　（略）

二　指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言

2　連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、介護保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一～三　（略）

○　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）

（民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業務）

第十五条　民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による拠点施設整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一　（略）

二　認定事業者に対し、必要な助言、あっせんその他の援助を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2・3　（略）

・「効果的な実施」の例

○　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）

（国等の援助等）

第八条　国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　（略）

・「必要な指導及び助言」の例

○　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（指導及び助言）

第四十八条の二　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

・「機構は～行うものとする。」の例（作用法において）

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

第五条　機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であって、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行うものとする。

2・3　（略）

・現行の独立行政法人雇用・能力開発機構の事務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。

二　厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。

三　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

五　建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。

六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項（厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

八　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。

九　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　勤労者財産形成促進法第九条第一項及び第十条の三に規定する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・現行の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の事務

○　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。

・独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案附則第十三条（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務関係部分）

附　則

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

第十一条第二項中「から第四号まで」の下に「及び第七号」を、「雇用安定事業」の下に「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」を加え、同条に次の二項を加える。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

第十一条を第十四条とする。

【第七条関係】

・「国は、～給付金を支給することができる。」としている例

○　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（職業転換給付金の支給）

第十八条　国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次に掲げる給付金（以下「職業転換給付金」という。）を支給することができる。

（支給基準等）

第十九条　職業転換給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

2　（略）

【第八条関係】

・不正受給の場合に不正により受給した額の返還命令、当該額の二倍に相当する額以下の納付命令を設けている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　徴収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

・附帯事業において、不正受給の場合に返還命令、納付命令を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3・4　（略）

【第九条関係】

・受給権の保護を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（受給権の保護）

第十一条　失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

○　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（譲渡等の禁止）

第二十一条　職業転換給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

【第十一条関係】

・全体の構成

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）

三　国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。）

四　前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

2　厚生労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

【第十二条関係】

・全体の構成

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（公共職業安定所長の指示）

第二十四条　公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、手帳の発給を受ける者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置（以下「就職促進の措置」という。）の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について当該手帳の有効期間を延長するときは、改めて、その延長された有効期間中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

3　公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

○　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）

（発行の指示の取消し）

第二十一条　文部科学大臣は、教科用図書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

【第十三条関係】

・全体の構成

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（関係機関等の責務）

第二十五条　職業安定機関、地方公共団体及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、前条第一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

・「公共職業能力開発施設の長」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（公共職業能力開発施設）

第十六条　（略）
2～5　（略）
6　公共職業能力開発施設の長は、職業訓練に関し高い識見を有する者でなければならない。

【第十四条関係】
・時効を規定している例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（時効）
第七十四条　失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

【第十五条関係】
・報告徴収に係る規定
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（報告等）
第七十六条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。
2　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。
3・4　（略）
第七十七条　行政庁は、被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

・附帯事業において、報告徴収に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　（略）

2・3　（略）

4　政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者（同項の規定に該当すると認められる者を含む。）又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

（報告等）

第十二条　都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

・金融機関等に対し、報告を求めることができるとする規定を設けている例

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（資料の提供等）

第十二条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

○　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

（資料の提供等）

第百十三条の二　市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

・報告徴収規定及び立入検査規定において「○○である者」及び「○○であった者」の双方を対象としている例

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（報告等）

第百十五条の二十七　市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

・認定業務に関し、報告（若しくは文書の提出）を求める例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（被認定者等に対する報告の徴収等）

第五十二条　機構（※）は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、第四条第一項及び第二十二条第一項の規定による認定（次条を除き、以下単に「認定」という。）又は救済給付の支給を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。（※：独立行政法人環境再生保全機構）

（罰則）

第八十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第五十二条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二　（略）

2　（略）

※：独立行政法人環境再生保全機構を指す。

【第十六条関係】

・附帯事業において、立入検査に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（立入検査）

第十三条　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3　前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

・「大臣は、…当該職員に」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（事業主等に対する報告の徴収等）

第七十三条　（略）

2　厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、当該職員に、労災保険の保険関係が成立している事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4　（略）

○　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

（立入検査）

第百十八条　内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、当該職員に郵便貯金銀行（郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に郵便貯金銀行の子法人等若しくは郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、郵便貯金銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類そ

の他の物件を検査させることができる。

3～6　（略）

・「帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」の例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（立入検査）

第七十九条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2・3　（略）

・独立行政法人に立入検査を委任している例

○　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（機構による立入検査等の実施）

第六十九条の二　厚生労働大臣は、機構に、前条第一項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第三項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2　機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3　第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

4　前項に規定する機構の職員は、第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

・「質問又は検査（～ため行うものに限る。）」の例

○　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）

（立入検査）

第三十六条　行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等（金融機関代理業者を含む。）の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3～5　（略）

6　行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（第三章及び第四章の規定による手続が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7　（略）

・法人が大臣に代わって立入検査を行う場合に、証明書の携帯及び提示に関する規定を準用している例

○　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）

（立入検査）

第三十六条　行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等（金融機関代理業者を含む。）の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4・5　（略）

6　行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（第三章及び第四章の規定による手続が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

【第十七条関係】

・船員となろうとする者を読み替えている例

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（船員となろうとする者に関する特例）

第十八条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員（以下「船員」という。）となろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用するなろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九条（第十一条において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第十六条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第十六条中「公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）、都道府県及び市町村」とする。

2　その地域内に居住する求職者のうち、船員となろうとする者の占める割合が相当程度のものである地域に係る地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画については、第五条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）並びに第七項並びに第六条第一項並びに同条第五項及び第六項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣及び国土交通大臣」とする。

【第十八条関係】

・権限の委任に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（権限の委任）

第八十一条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長

に委任することができる。

【第十九条関係】
・厚生労働省令への委任に係る規定
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（厚生労働省令への委任）
第八十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

【第二十・二十一条関係】
・個人（被保険者、受給資格者等）に対する罰則規定
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
第八十五条　被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一　第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合
二　第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合
三　第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

・附帯事業において、罰則を設けている例
○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一　第八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
二　第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
三　第十三条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

・「立入検査（第○条の規定により機構が行うものを含む。）」等の例

○　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

第八十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～八　（略）

九　第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による立入検査（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）若しくは第六十九条第三項の規定による収去（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による質問（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

十～十二　（略）

【第二十二条関係】

・「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）」への両罰規定の例

○　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）

第百条の七　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一～四　（略）

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

○　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

第七十五条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一～四　（略）

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

【附則第二条関係】

・施策の在り方に係る検討規定の例

○　児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）

附則（平成二二年六月二日法律第四〇号）　抄

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年五月二十六日法律第三十号）

附則（平成一九年一二月五日法律第一二五号）　抄

（検討）

第九条

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（検討）

第三条　（略）

2　（略）

3　政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

附　則（平成一四年法律第一一九号）

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行の状況を勘案し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附則第三条関係】

・全体の構成

・動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）

附　則

（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

2　環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

【附則第四条関係】

・全体の構成

○　建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）

附　則

（準備行為）

第二条　（略）

2　新基準法第二十条又は同条に基づく命令の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第六十八条の二十六の規定の例により行うことができる。

・法人に施行日前の事前行為を行わせる例

○　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）

附　則

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　国土交通大臣は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）第十九条の四第一項の原動機について当該原動機からの窒素酸化物の放出量が新海洋汚染等防止法第十九条の三の放出基準に相当する基準（以下「相当放出基準」という。）に適合するものであることについて新海洋汚染等防止法第十九条の四第一項の確認に相当する確認（以下「相当確認」という。）をし、かつ、新海洋汚染等防止法第十九条の五の原動機取扱手引書に相当する図書（以下「相当手引書」という。）の承認を行うことができる。

2　（略）

3　国土交通大臣が相当確認をし、相当手引書の承認を行い、及び相当原動機証書を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された相当原動機証書は、施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ国土交通大臣が行った放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

4～7　（略）

第三条　国土交通大臣は、施行日前においても、小型船舶検査機構（以下「機構」という。）に、総トン数が二十トン未満の船舶であって国土交通省令で定めるものに設置される原動機に係る相当確認、相当手引書の承認及び相当原動機証書の交付に関する事務（以下「小型船舶用原動機相当確認等事務」という。）を行わせることができる。

2～19　（略）

※　この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四第一項の確認については、国土交通大臣が小型船舶検査機構に行わせることができることとされている。

【附則第五条関係】

・「～を行い、併せて」の例

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

第五条

１７

一　地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。

・「…条に規定するものに限る。」の例

○　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）

（区分経理）

第十八条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　（略）

三　第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三～五　（略）

２　（略）

・給付と事業が並べられている例

○　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

附則

（健康保険組合の財政調整）

第二条　健康保険組合が管掌する健康保険の医療に関する給付、保健事業及び福祉事業の実施又は健康保険組合に係る前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拠出金若しくは介護納付金の納付に要する費用の財源の不均衡を調整するため、連合会は、政令で定めるところにより、会員である健康保険組合（以下この条において「組合」という。）に対する交付金の交付の事業を行うものとする。

・「必要な事業を行うことができる」とされている例

○　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第八十二条　（略）

2　保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3～5　（略）

○　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

第百五十条　（略）

2　保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

3～6　（略）

・「個別法において独立行政法人への委任を規定している例」

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）抄

（地域雇用開発のための助成及び援助）

第七条　政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又おいて行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところ

により、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

○　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）抄

（雇用安定事業等としての助成及び援助）

第七条　政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。

一～五　（略）

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

・「第○条○項に規定する事業（以下「○○事業という。」）」としている例

○　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）

（林地処分事業実施規程）

第二十四条　組合が第九条第七項に規定する事業（以下「林地処分事業」という。）を行おうとするときは、林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

2・3　（略）

・他法に規定された納付金に係る国庫負担について規定している例

○　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第七十条　国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（第七十三条第一項及び第百四条において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十四を負担する。

一　被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院

時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の三第一項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額

二　前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）

2　（略）

・「「一部の事業」に要する費用及び（並びに）「事業全体」の事務の執行に要する費用」の例

○　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（保険料率）

第百六十条（略）

3　（略）

三　保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

・他の事業の費用を付帯的に含ませる場合に「～を含む。）」としている例

○　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（保険料）

第八十一条　政府は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

【附則第六条関係】

・国庫負担に関する経過措置の規定の例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成六年法律第五十七号）

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第十六条　新雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

【附則第七条関係】
・「費用（～の事務の執行に要する費用を除く。）」の例
○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）
（基金）
第三十一条　機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

【附則第十条関係】
・作用法の制定又は一部改正に伴い、各府省設置法に当該府省の所掌事務を追加する改正を行っている例
○　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）
附　則
（法務省設置法の一部改正）
第八条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
第四条第十八号の次に次の一号を加える。
十八の二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。
（略）

・省の所掌事務規定において、個別法に規定されている固有名詞を、法律上の根拠を明示せずに引用している例
○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）
（所掌事務）
第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一～六十二　（略）
六十三　公共職業訓練に関すること。
六十四　技能検定に関すること。
六十五～百十一　（略）
2　（略）

【附則第十一条関係】

・未成立の法律の一部改正を行っている例

○　防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）

附　則

（ねんきん事業機構法の一部改正）

第六十八条　ねんきん事業機構法（平成十八年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち、国家公務員共済組合法第三条第二項第三号の改正規定中「第三条第二項第二号」に、「三　厚生労働省」を「二　厚生労働省」に改め、同法第八条第一項の改正規定中「、第三号ロ及び」を「第三条第二項第二号ロ又は第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、」に、「、社会保険庁長官」を「それぞれ社会保険庁長官又は」に改める。

附則第十八条第一項中「第三条第二項第三号ロ」を「第三条第二項第二号ロ」に改める。

※　ねんきん事業機構法案は、最終的に廃案となった。

・「認定（その取消しを含む。）」の例

○　独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）

（業務の範囲）

第十条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六　（略）

七　石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ　認定（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第四条第一項の認定（その更新及び取消しを含む。）及び第二十二条第一項の認定をいう。）

ロ・ハ　（略）

八　（略）

2　機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

【理由関係】

・「～のため、～するとともに、等の必要がある。」の例

○　雇用保険法等の一部を開始する法律案（平成二十一年第百七十一回通常国会）

景気が下降局面にあり、急速に悪化しつつある雇用失業情勢の下、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険制度において、受給資格に係る要件の緩和、給付日数の延長に関する暫定措置の創設、育児休業給付の見直し等を行うとともに、負担軽減の観点から特例的に平成二十一年度の雇用保険率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

・「非正規労働者」の例

○　雇用保険法等の一部を改正する法律案（平成二十二年第百七十四回通常国会）

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職の支援に関する措置を講ずることにより、特定求職者の雇用の安定を図ること

を目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者でない者であって、労働の意思及び能力を有しており、かつ、その者の就職を容易にするためには、第四条第二項に規定する特定職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受けることを指示し、その就職に関し支援を行う必要がある者と公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（職業訓練実施計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対する職業訓練について講じようとする施策の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練が次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること

二　職業に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「特定職業訓練」という。）が同項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（特定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、特定職業訓練が行われることを奨励するため、特定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、特定職業訓練を行う者に対し、当該特定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、特定求職者が公共職業安定所長の指示した特定職業訓練又は公共職業訓練等を受けることを

容易にするため、第十二条第一項の規定により指示を受けた特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、特定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該特定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第

二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第九条　職業訓練受講給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一条　厚生労働大臣は、特定求職者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　特定職業訓練又は　公共職業訓練等

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、就職支援計画に準拠した前条各号に掲げる措置を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る同項の規定による指示を取り消すものとする。

（関係機関等の責務）

第十三条　職業安定機関、第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設の長その他関係者は、前条第一項の指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項の指示を受けた特定求職者は、その就職の支援の措置の実施に当たる職員の指導又は指示に

従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

第十五条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、特定職業訓練を行う者又は特定職業訓練を行っていた者（以下「特定職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、特定求職者又は特定求職者であった者（以下「特定求職者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　厚生労働大臣は、職業訓練受講給付金の支給に関し必要があると認めるときは、特定求職者又はその属

する世帯の他の世帯員の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に報告を求めることができる。

4　機構は、第四条第一項に規定する業務に関し必要があると認めるときは、特定職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、特定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による質問又は立入検査（特定職業訓練が第四条第一項各号に

掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する立入検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による質問又は立入検査について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条、第七条第一項及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　特定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十五条第四項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

三　第十六条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に

対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十六条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の雇用保険法第六十四条に規定する事業の費用負担の在り方を含め、特定求職者の就職の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行前の準備）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、同条第一項に規定する職業訓練実施計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の職業訓練計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日において第三条第一項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第四条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第四条第一項の職業訓練が同項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の規定による認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。

2　厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相当認定は、この法律の施行の日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、この法律の施行の日以後は、厚生労働大臣が第四条第一項の規定によりした認定とみなす。

3　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

（雇用保険法の一部改正）

第五条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者に対して、特定職業訓練がより効果的に行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて特定職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を支給することその他求職者の就職に必要な能力の開発及び向上を支援するために必要な事業であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」

の下に「及び第六十四条第一項に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「（就職支援事業を含む。）」を、「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を

除く。）」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに第六十四条第一項の規定により行う助成及び給付金に充てられた額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）」を加える。

第百二条第三項中「能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援事業に要する費用を含む。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を、「第六十三条」の下に「及び第六十四条」を加える。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　特定職業訓練に関すること。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定を行うこと。

第十四条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改め、「第六十三条」の下に「及び第六十四条」を加える。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「「第七号」を「「第八号」に、「第六十三条の規定による能力開発事業」を「第六十四条の規定による事業」に、「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（政令への委任）

第十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

林第四部長御説明資料

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
厚生労働省職業能力開発局総務課

目　次

職業訓練実施計画について（第３条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
厚生労働大臣の認定に係る職業訓練の略称について（第４条第２項関係）・・・・・・3
職業訓練の認定を独立行政法人に行わせることについて（第４条第３項関係）・・・4
給付金の性質及び名称について（第７条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
就職支援計画について（第１１条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
独立行政法人による報告徴収及び罰則について（第１５条第４項関係）・・・・・・・9

職業訓練実施計画について（第３条関係）

１．職業訓練実施計画の策定について

この法律は、特定求職者に対する職業訓練の実施をその中心的な目的としているところ、現行の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者向けの職業訓練や、この法律において新たに創設する特定職業訓練等、特定求職者の就職を支援するための職業訓練が多岐にわたることや、特定求職者の規模が、非正規労働者及び長期失業者を中心に年々変化していること、産業構造の変化に伴い就職に必要な職業訓練のニーズも年々変化していること等を的確にとらえ、効果的かつ効率的な特定求職者向けの職業訓練の実施体制を確保し、この法律の目的を達成していく必要があることから、本条において、厚生労働大臣が定める職業訓練の実施に関する計画（以下「職業訓練実施計画」という。）の策定について規定するものである。

２．職業訓練実施計画の名称について（第１項）

（１）この計画においては、この法律の目的を達成していくため必要な特定求職者に対する職業訓練の内容、公的な職業訓練機会の確保の在り方等の基本的事項を定めるものであるところ、近年の雇用対策法制の例を見ると、「基本計画」という名称を用いているのは能開法第５条第１項に規定する職業能力開発基本計画のみであり、例えば、最近では、平成19年の雇用対策法（昭和41年法律第132号）の一部改正において、同法に規定されていた雇用対策基本計画が廃止される等、「基本計画」という文言が用いられない傾向にある。

（２）また、職業能力開発分野においては、上記の職業能力開発基本計画が分野全体を網羅したものであるため、本条の計画もこれに包含される関係にあることから、本条の計画について「基本計画」という名称にすることは、重複感が見られる。

（３）既存の法令において行政庁が施策の実施に関して定める計画については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第７条第１項の規定により事後評価の実施に関して定める「実施計画」、船員災害防止活動の促進に関する法律第７条第１項の規定により国土交通大臣が定める「船員災害防止実施計画」のように、「実施計画」という名称を用いる例が見られる。

（４）以上の点を踏まえ、本条の計画については「職業訓練実施計画」と規定することとする。

３．職業訓練実施計画に定める事項について（第２項）

（１）第２項第１号に掲げる「特定求職者の数の動向に関する事項」については、この法律の主な対象者である非正規労働者や長期失業者の推移及び今後の変化の展望について定めることとする。

（2）同項第2号に掲げる「職業訓練の実施目標に関する事項」については、同項第1号に基づき示された特定求職者の数の動向を踏まえ、今後必要となる職業訓練の実施規模や求められる職業訓練分野等について、この法律に規定する特定職業訓練、従来の公共職業能力開発施設における職業訓練等、それぞれの分野における見通しについて定めることとする。

（3）同項第3号に掲げる「実施しようとする職業訓練の基本となるべき事項」については、特定求職者の就職に資する職業訓練を実施する上で、国が果たすべき役割及び関係者に求められる役割等について定めることとする。

4．関係行政機関の長その他の関係者への意見聴取について（第3項）

（1）特定求職者の就職に資する職業訓練を提供する上では、各産業分野を所管する省庁や、労使団体、民間の職業訓練実施機関からの意見を踏まえ、職業訓練分野や役割分担の設定を行い、社会経済状況や雇用ニーズ等に即した実効的な計画を策定することが重要となることから、職業訓練実施計画の策定に当たっては、関係行政機関の長その他の関係者を聴くものとすることとしている。

（2）また、特定求職者への対策については、上記の関係者との連携をとりながら実施していくことが重要であり、また、職業訓練実施計画は上記の職業能力開発基本計画の下に位置づけられるものであることも踏まえ、労働政策審議会への意見聴取については本条には明記しないこととする。

5．都道府県計画の要否について

（1）この法律に基づく特定求職者への支援は、国が雇用保険の附帯事業として全国一律に行うべき雇用対策であり、都道府県に対し独自の取組を促す趣旨のものではないことや、都道府県においても、能開法第7条の規定に基づく都道府県職業能力開発計画の策定が努力義務化されることとなっていること等に鑑み、都道府県による計画策定については規定しないこととする。

（2）このように、国のみが計画を定め、都道府県における計画策定を規定しない例として、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）の例がある。

厚生労働大臣の認定に係る職業訓練の略称について（第４条第２項関係）

１．訓練の略称について

第７条第１項の規定による厚生労働大臣の認定に係る職業訓練については、この法律において「特定職業訓練」との略称を置くこととする。

２．特定職業訓練とすることについて

（１）特定職業訓練については、厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練であることから、いわば「認定職業訓練」という略称を置くことも考えられるが、現行の職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 24 条第３項において、事業主等がその雇用する労働者に対して行う職業訓練について「認定職業訓練」という名称が規定されており、かつ、同法以外の法令（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等）においても引用されているものであることから、重複による混乱を避けるため「認定職業訓練」の名称は用いないこととする。

（２）一方、特定職業訓練の受講対象者については、この法律において「特定求職者」という類型が設けられ、「特定」とすることにより、雇用保険の基本手当を受給する求職者等とは異なる類型であることを示している。この「特定求職者」に対する職業訓練を提供するという点を明確にする観点や、既存の公共職業訓練等と異なり特定の類型を受講対象とすることを明確にする観点から、この職業訓練については「特定職業訓練」とすることとする。

（３）なお、既存の法令上は、一般的に見て、認定を受けて実施されるものは冒頭に「認定」の文言が付されることが多いが、法律によっては、「認定」の文言を入れない略称を置く例も見られる（※）ところであり、「特定職業訓練」という略称についても、特段の問題はないものと考えられる。

※：認定に係るものであって、その略称に「認定」の文言を使っていないものの例

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 45 条の３の「特定組合等」
- 同法第第 45 条の２の「関係親事業主」
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 27 条第２項の「保安機関」
- 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成６年法律第 79 号）の「国際会議観光都市」　　等

職業訓練の認定を独立行政法人に行わせることについて（第４条第３項関係）

１．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の活用について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）が厚生労働大臣の委任を受けて行う認定行為については、認定特定求職者職業訓練に係る受講希望者をあっせんし、訓練実施実績に応じた助成を行う対象として適当な訓練であることを認める位置づけの行為にすぎず、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業（※）には該当しない。

※　独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業は、以下のとおり想定されている。

①　私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務及び事業（例：司法警察）

②　その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務及び事業（例：栄典）

③　災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務及び事業（例：防衛）

（「改訂　独立行政法人制度の解説」（独立行政法人制度研究会編、第一法規）15頁）

２．大臣の認定事務を独立行政法人等が行う例

（１）法律上、大臣が、その認定業務を独立行政法人等に行わせる例としては、計量法（平成４年法律第51号）第121条の２の特定計量証明事業が同項各号の基準に適合している旨の認定を、経済産業大臣が独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせることとしている例がある。

当該認定の効果として、事業者が認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができることとされている（同法第121条の3）。また、当該認定を受けない場合でも、「計量証明事業」として同一の事業を実施すること自体は、法律上可能である。

（２）このほか、大臣が、その指定する者に認定を行わせる例については、

・　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）第33条の７第１項の、適正な原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定を、環境大臣がその指定する者に行わせることとしている例

→　認定を受けた製品ごとに、その旨の証票が交付されるもの

・　建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の25第１項の、建築材料等の形式が政令で定める基準に適合していることの認定を、国土交通大臣がその指定する者に行わせることとしている例

→　個別の建築確認申請・検査における申請者の負担の軽減を図るもの

があり、いずれも、認定行為は規制を解除する趣旨で置かれたものではない。

3．独立行政法人等が自ら認定業務を行う例

（1）独立行政法人が、法律上自らの業務として認定行為を行う例としては、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条第1項の規定による日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定及び同法第9条の規定に基づく認定の取消しを、独立行政法人環境再生保全機構が行うこととしている例がある。

（2）このほか、大臣が指定する者が認定を行う例として、

- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第8条の規定により、食品の製造過程の管理の高度化に関する計画が基準に適合している旨の認定を、厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人が行うこととしている例
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第17条の2の規定により、農林物資の製造等を業とする者が、農林水産大臣の登録を受けた法人の認定を受けて、その製造等する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資等に日本農林規格により格付をしたことを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示を付することができることとしている例
- 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第56条の7の規定により、高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備のうち公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備の認定を、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行うこととしている例

がある。

4．国が独立行政法人に助成業務を行わせる例

国が、民間事業者の特定の事業の実施を促すために行う助成金の支給に関する業務を独立行政法人に行わせる例として、

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主への助成等を厚生労働大臣が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせることとする例

があるが、このような助成に当たっては、助成対象として適当か否かの審査及び認定の手続が（明文化されていないが）必要となるが、この場合、そのような手続も含め、大臣から独立行政法人に委任されているものと整理される。

給付金の性質及び名称について（第７条関係）

１．給付金の性質について

（１）本法案の給付金は、公共職業安定所長から就職支援計画に準拠した措置を受けることについて指示を受けた特定求職者に対して、当該特定求職者が一定の基準に該当した場合に、予算の範囲内で支給するものである。

（２）なお、基準では、

① 常態として職に就いていないこと

② 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の前年の所得を１２で除して得た額の合計が２５万円以下であること

③ 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の預貯金の合計が３００万円以下であること

等を定めることを想定している。

２．給付金の名称について

（１）本制度における給付の名称については、

① 求職者が職業訓練を受講することを支援するための給付であること

② 求職者個人に対する給付であること

を明らかにしたものとすることが適当である。

（２）このため、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給等に関する法律」の「被害回復給付金」のように「○○が、～することを・・・ための給付」のうち「～」＋「・・・」を冠した名称とすることが適当であり、今回は「求職者が職業訓練を受講することを支援するための給付」であるため「職業訓練受講給付金」とする。

（３）なお、給付の名称としては、「給付」、「給付金」、「手当」が考えられるが、

① 「給付」は、「債権の目的たる債務者の行為（作為又は不作為）をいう」（法令用語辞典）とされ、動詞的な意味合いも含むものであり、数種類の金銭を総称する場合に使われている例が多く（石綿による健康被害の救済に関する法律（平18年法律第４号）における「救済給付」（医療費、療養手当、葬祭料等）等）、

② 「給付金」は、「国又は公共団体が特定の目的のために給付する金銭を広く指す用語である」（法令用語辞典）とされ、金銭の種類が一種類である場合に用いられている場合が多く（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）における「特別障害給付金」等）、

③ 「手当」は、「社会保険又はこれらに準ずる制度による給付金を表す用語として用いられる。（中略）これらの手当金は、通常、一時金として支給される」（法令用語辞典）とされ、「○○給付」と総称された給付のうちの個別の給付の名称として使われている例が多い（雇用保険法における「求職者給付」のうちの「基本手当」、「技能習得手当」等）ことから、今回の給付は「給付金」とする。

就職支援計画について（第11条関係）

1．就職支援計画における規定順について

（1）特定求職者は、訓練を受講する際最初に公共職業安定所における職業指導を受け、自らに適した訓練を指示されることから、第1号として「職業指導及び職業紹介」を規定し、次に第2号として、特定職業訓練又は公共職業訓練を規定する。

（2）特定職業訓練、公共職業訓練については、以下の理由から、特定求職者に対してより重点的に行う特定職業訓練を先に規定するものである。

① 特定求職者は、雇用保険被保険者であった者又はなろうとする者のうち、上記の雇用保険受給者に該当しない類型であり、公共職業訓練の主たる対象としては想定されていなかったため、公共職業訓練においては、特定求職者に対する十分な職業訓練を供給することは難しく、また、特定求職者は、就業経験や職業能力開発機会が雇用保険受給者と比較して乏しく、従来の公共職業訓練よりも基礎的な職業能力開発を行うことができるような訓練が必要であることから、新たな訓練を提供することが必要。ただし、特定求職者の中でも、雇用保険受給者と同等の職業能力を有する者もいることから、その場合には公共職業訓練を受けることが適当。

② このため、特定求職者に対しては、公共職業能力開発施設以外の民間機関による基礎的な職業能力開発を行う訓練を重点的に行い、従来の公共職業訓練も併せて活用していくこととすることが適当。

2．「公共職業訓練等」と規定することについて

（1）第11条第3項は「（雇用保険法第15条第3項に規定する）公共職業訓練等」と規定するが、本条の規定ぶりの参考とした高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第43号。以下「高齢法」という。）第23条では、

① 公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）（第2号）

② 国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。）（第3号）

と規定されている。

（2）ここで、雇用保険法第15条第3項の「公共職業訓練等」は、「国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で

定めるものをいう。」とされており、政令で、以下の訓練等が定められている。

① 国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）

② 法第63条第1項第3号の講習及び訓練

③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第13条の適応訓練

④ 高齢法第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練

⑤ 法第6条第3号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの

（3）すなわち、（2）①及び④は、それぞれ（1）①及び②に対応するところ、高齢法第23条第2号及び第3号は、雇用保険法第15条第3項に含まれるものであり、また、本法案の特定求職者は高齢法の対象となる者だけではないことから、より幅広く雇用保険法第15条第3項を引用するものである。

独立行政法人による報告徴収及び罰則について（第１５条第４項関係）

１．認定業務に関する報告徴収に係る罰則の例について

（１）第 15 条第 4 項において、機構が、第 7 条第 1 項の規定による職業訓練の認定及び同条第 2 項の規定によるその取消しについて必要があると認めるときは、特定職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告又は文書の提出を求めること（以下「報告徴収等」という。）ができることとしているところ。また、当該報告徴収に対し、報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合には、罰則を適用することとしているところ。

（２）このように、独立行政法人が認定業務に関し報告徴収等を行う例としては、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 52 条の規定による独立行政法人環境再生保全機構が同法第 4 条第 1 項の認定を受け、又は受けようとする者に対する報告又は文書その他の物件の提出の求めの例がある。この場合、同法第 52 条の規定に違反した者については、同法第 89 条第 1 項第 1 号に規定する罰則の適用対象となるものである。

２．指導及び助言に関する報告徴収規定及びそれに係る罰則の例について

（１）第 15 条第 4 項において、上記１（１）の規定内容に加え、機構が第 9 条の規定により行う指導及び助言について、報告徴収等ができることとしているところ。

（２）このように、助言及び指導に関し報告徴収等を行う例としては、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 12 条の 6 の規定により、都道府県知事が関係府県の区域内の指定物質排出者に対する指導、助言又は勧告をするため必要があると認める場合の報告徴収等の例がある。この場合、同条の規定に違反した者は、同法第 25 条第 2 号に規定する罰則の適用対象となるものである。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

林第四部長御説明資料

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
厚生労働省職業能力開発局総務課

目　次

職業訓練実施計画について（第３条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
厚生労働大臣の認定に係る職業訓練の略称について（第４条第２項関係）・・・・・・3
職業訓練の認定を独立行政法人に行わせることについて（第４条第３項関係）・・・4
給付金の性質及び名称について（第７条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
就職支援計画について（第１１条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
独立行政法人による報告徴収及び罰則について（第１５条第４項関係）・・・・・・9

職業訓練実施計画について（第３条関係）

１．職業訓練実施計画の策定について

この法律は、特定求職者に対する職業訓練の実施をその中心的な目的としているところ、現行の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者向けの職業訓練や、この法律において新たに創設する特定職業訓練等、特定求職者の就職を支援するための職業訓練が多岐にわたることや、特定求職者の規模が、非正規労働者及び長期失業者を中心に年々変化していること、産業構造の変化に伴い就職に必要な職業訓練のニーズも年々変化していること等を的確にとらえ、効果的かつ効率的な特定求職者向けの職業訓練の実施体制を確保し、この法律の目的を達成していく必要があることから、本条において、厚生労働大臣が定める職業訓練の実施に関する計画（以下「職業訓練実施計画」という。）の策定について規定するものである。

２．職業訓練実施計画の名称について（第１項）

（１）この計画においては、この法律の目的を達成していくため必要な特定求職者に対する職業訓練の内容、公的な職業訓練機会の確保の在り方等の基本的事項を定めるものであるところ、近年の雇用対策法制の例を見ると、「基本計画」という名称を用いているのは能開法第５条第１項に規定する職業能力開発基本計画のみであり、例えば、最近では、平成19年の雇用対策法（昭和41年法律第132号）の一部改正において、同法に規定されていた雇用対策基本計画が廃止される等、「基本計画」という文言が用いられない傾向にある。

（２）また、職業能力開発分野においては、上記の職業能力開発基本計画が分野全体を網羅したものであるため、本条の計画もこれに包含される関係にあることから、本条の計画について「基本計画」という名称にすることは、重複感が見られる。

（３）既存の法令において行政庁が施策の実施に関して定める計画については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第７条第１項の規定により事後評価の実施に関して定める「実施計画」、船員災害防止活動の促進に関する法律第７条第１項の規定により国土交通大臣が定める「船員災害防止実施計画」のように、「実施計画」という名称を用いる例が見られる。

（４）以上の点を踏まえ、本条の計画については「職業訓練実施計画」と規定することとする。

３．職業訓練実施計画に定める事項について（第２項）

（１）第２項第１号に掲げる「特定求職者の数の動向に関する事項」については、この法律の主な対象者である非正規労働者や長期失業者の推移及び今後の変化の展望について定めることとする。

（2）同項第2号に掲げる「職業訓練の実施目標に関する事項」については、同項第1号に基づき示された特定求職者の数の動向を踏まえ、今後必要となる職業訓練の実施規模や求められる職業訓練分野等について、この法律に規定する特定職業訓練、従来の公共職業能力開発施設における職業訓練等、それぞれの分野における見通しについて定めることとする。

（3）同項第3号に掲げる「実施しようとする職業訓練の基本となるべき事項」については、特定求職者の就職に資する職業訓練を実施する上で、国が果たすべき役割及び関係者に求められる役割等について定めることとする。

4．関係行政機関の長その他の関係者への意見聴取について（第3項）

（1）特定求職者の就職に資する職業訓練を提供する上では、各産業分野を所管する省庁や、労使団体、民間の職業訓練実施機関からの意見を踏まえ、職業訓練分野や役割分担の設定を行い、社会経済状況や雇用ニーズ等に即した実効的な計画を策定することが重要となることから、職業訓練実施計画の策定に当たっては、関係行政機関の長その他の関係者を聴くものとすることとしている。

（2）また、特定求職者への対策については、上記の関係者との連携をとりながら実施していくことが重要であり、また、職業訓練実施計画は上記の職業能力開発基本計画の下に位置づけられるものであることも踏まえ、労働政策審議会への意見聴取については本条には明記しないこととする。

5．都道府県計画の要否について

（1）この法律に基づく特定求職者への支援は、国が雇用保険の附帯事業として全国一律に行うべき雇用対策であり、都道府県に対し独自の取組を促す趣旨のものではないことや、都道府県においても、能開法第7条の規定に基づく都道府県職業能力開発計画の策定が努力義務化されることとなっていること等に鑑み、都道府県による計画策定については規定しないこととする。

（2）このように、国のみが計画を定め、都道府県における計画策定を規定しない例として、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）の例がある。

厚生労働大臣の認定に係る職業訓練の略称について（第４条第２項関係）

１．訓練の略称について

第７条第１項の規定による厚生労働大臣の認定に係る職業訓練については、この法律において「特定職業訓練」との略称を置くこととする。

２．特定職業訓練とすることについて

（１）特定職業訓練については、厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練であることから、いわば「認定職業訓練」という略称を置くことも考えられるが、現行の職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 24 条第 3 項において、事業主等がその雇用する労働者に対して行う職業訓練について「認定職業訓練」という名称が規定されており、かつ、同法以外の法令（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等）においても引用されているものであることから、重複による混乱を避けるため「認定職業訓練」の名称は用いないこととする。

（２）一方、特定職業訓練の受講対象者については、この法律において「特定求職者」という類型が設けられ、「特定」とすることにより、雇用保険の基本手当を受給する求職者等とは異なる類型であることを示している。この「特定求職者」に対する職業訓練を提供するという点を明確にする観点や、既存の公共職業訓練等と異なり特定の類型を受講対象とすることを明確にする観点から、この職業訓練については「特定職業訓練」とすることとする。

（３）なお、既存の法令上は、一般的に見て、認定を受けて実施されるものは冒頭に「認定」の文言が付されることが多いが、法律によっては、「認定」の文言を入れない略称を置く例も見られる（※）ところであり、「特定職業訓練」という略称についても、特段の問題はないものと考えられる。

※：認定に係るものであって、その略称に「認定」の文言を使っていないものの例

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 45 条の 3 の「特定組合等」
- 同法第第 45 条の 2 の「関係親事業主」
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 27 条第 2 項の「保安機関」
- 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成 6 年法律第 79 号）の「国際会議観光都市」　　等

職業訓練の認定を独立行政法人に行わせることについて（第４条第３項関係）

１．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の活用について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）が厚生労働大臣の委任を受けて行う認定行為については、認定特定求職者職業訓練に係る受講希望者をあっせんし、訓練実施実績に応じた助成を行う対象として適当な訓練であることを認める位置づけの行為にすぎず、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業（※）には該当しない。

※　独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業は、以下のとおり想定されている。

①　私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務及び事業（例：司法警察）

②　その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務及び事業（例：栄典）

③　災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務及び事業（例：防衛）

（「改訂　独立行政法人制度の解説」（独立行政法人制度研究会編、第一法規）15頁）

２．大臣の認定事務を独立行政法人等が行う例

（１）法律上、大臣が、その認定業務を独立行政法人等に行わせる例としては、計量法（平成４年法律第51号）第121条の２の特定計量証明事業が同項各号の基準に適合している旨の認定を、経済産業大臣が独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせることとしている例がある。

当該認定の効果として、事業者が認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができることとされている（同法第121条の3）。また、当該認定を受けない場合でも、「計量証明事業」として同一の事業を実施すること自体は、法律上可能である。

（２）このほか、大臣が、その指定する者に認定を行わせる例については、

・　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）第33条の７第１項の、適正な原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定を、環境大臣がその指定する者に行わせることとしている例

→　認定を受けた製品ごとに、その旨の証票が交付されるもの

・　建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の25第１項の、建築材料等の形式が政令で定める基準に適合していることの認定を、国土交通大臣がその指定する者に行わせることとしている例

→　個別の建築確認申請・検査における申請者の負担の軽減を図るもの

があり、いずれも、認定行為は規制を解除する趣旨で置かれたものではない。

3．独立行政法人等が自ら認定業務を行う例

（1）独立行政法人が、法律上自らの業務として認定行為を行う例としては、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条第1項の規定による日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定及び同法第9条の規定に基づく認定の取消しを、独立行政法人環境再生保全機構が行うこととしている例がある。

（2）このほか、大臣が指定する者が認定を行う例として、

- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第8条の規定により、食品の製造過程の管理の高度化に関する計画が基準に適合している旨の認定を、厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人が行うこととしている例
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第17条の2の規定により、農林物資の製造等を業とする者が、農林水産大臣の登録を受けた法人の認定を受けて、その製造等する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資等に日本農林規格により格付をしたことを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示を付することができることとしている例
- 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第56条の7の規定により、高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備のうち公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備の認定を、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行うこととしている例

がある。

（参考）国が独立行政法人に助成業務を行わせる例

国が、民間事業者の特定の事業の実施を促すために行う助成金の支給に関する業務を独立行政法人に行わせる例として、

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主への助成等を厚生労働大臣が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせることとする例

があるが、このような助成に当たっては、助成対象として適当か否かの審査及び認定の手続が（明文化されていないが）必要となるが、この場合、そのような手続も含め、大臣から独立行政法人に委任されているものと整理される。

給付金の性質及び名称について（第７条関係）

１．給付金の性質について

（１）本法案の給付金は、公共職業安定所長から就職支援計画に準拠した措置を受けることについて指示を受けた特定求職者に対して、当該特定求職者が一定の基準に該当した場合に、予算の範囲内で支給するものである。

（２）なお、基準では、

① 常態として職に就いていないこと

② 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の前年の所得を１２で除して得た額の合計が２５万円以下であること

③ 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の預貯金の合計が３００万円以下であること

等を定めることを想定している。

２．給付金の名称について

（１）本制度における給付の名称については、

① 求職者が職業訓練を受講することを支援するための給付であること

② 求職者個人に対する給付であること

を明らかにしたものとすることが適当である。

（２）このため、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給等に関する法律」の「被害回復給付金」のように「○○が、～することを・・・ための給付」のうち「～」＋「・・・」を冠した名称とすることが適当であり、今回は「求職者が職業訓練を受講することを支援するための給付」であるため「職業訓練受講給付金」とする。

（３）なお、給付の名称としては、「給付」、「給付金」、「手当」が考えられるが、

① 「給付」は、「債権の目的たる債務者の行為（作為又は不作為）をいう」（法令用語辞典）とされ、動詞的な意味合いも含むものであり、数種類の金銭を総称する場合に使われている例が多く（石綿による健康被害の救済に関する法律（平18年法律第4号）における「救済給付」（医療費、療養手当、葬祭料等）等）、

② 「給付金」は、「国又は公共団体が特定の目的のために給付する金銭を広く指す用語である」（法令用語辞典）とされ、金銭の種類が一種類である場合に用いられている場合が多く（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）における「特別障害給付金」等）、

③ 「手当」は、「社会保険又はこれらに準ずる制度による給付金を表す用語として用いられる。（中略）これらの手当金は、通常、一時金として支給される」（法令用語辞典）とされ、「○○給付」と総称された給付のうちの個別の給付の名称として使われている例が多い（雇用保険法における「求職者給付」のうちの「基本手当」、「技能習得手当」等）ことから、今回の給付は「給付金」とする。

就職支援計画について（第11条関係）

1．就職支援計画における規定順について

（1）特定求職者は、訓練を受講する際最初に公共職業安定所における職業指導を受け、自らに適した訓練を指示されることから、第1号として「職業指導及び職業紹介」を規定し、次に第2号として、特定職業訓練又は公共職業訓練を規定する。

（2）特定職業訓練、公共職業訓練については、以下の理由から、特定求職者に対してより重点的に行う特定職業訓練を先に規定するものである。

① 特定求職者は、雇用保険被保険者であった者又はなろうとする者のうち、上記の雇用保険受給者に該当しない類型であり、公共職業訓練の主たる対象としては想定されていなかったため、公共職業訓練においては、特定求職者に対する十分な職業訓練を供給することは難しく、また、特定求職者は、就業経験や職業能力開発機会が雇用保険受給者と比較して乏しく、従来の公共職業訓練よりも基礎的な職業能力開発を行うことができるような訓練が必要であることから、新たな訓練を提供することが必要。ただし、特定求職者の中でも、雇用保険受給者と同等の職業能力を有する者もいることから、その場合には公共職業訓練を受けることが適当。

② このため、特定求職者に対しては、公共職業能力開発施設以外の民間機関による基礎的な職業能力開発を行う訓練を重点的に行い、従来の公共職業訓練も併せて活用していくこととすることが適当。

2．「公共職業訓練等」と規定することについて

（1）第11条第3項は「（雇用保険法第15条第3項に規定する）公共職業訓練等」と規定するが、本条の規定ぶりの参考とした高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第43号。以下「高齢法」という。）第23条では、

① 公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）（第2号）

② 国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。）（第3号）

と規定されている。

（2）ここで、雇用保険法第15条第3項の「公共職業訓練等」は、「国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で

定めるものをいう。」とされており、政令で、以下の訓練等が定められている。

① 国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）

② 法第63条第1項第3号の講習及び訓練

③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第13条の適応訓練

④ 高齢法第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練

⑤ 法第6条第3号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの

（3）すなわち、（2）①及び④は、それぞれ（1）①及び②に対応するところ、高齢法第23条第2号及び第3号は、雇用保険法第15条第3項に含まれるものであり、また、本法案の特定求職者は高齢法の対象となる者だけではないことから、より幅広く雇用保険法第15条第3項を引用するものである。

独立行政法人による報告徴収及び罰則について（第１５条第４項関係）

（１）第 15 条第 4 項において、機構が、第 7 条第 1 項の規定による職業訓練の認定及び同条第 2 項の規定によるその取消しについて必要があると認めるときは、特定職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告又は文書の提出を求めること（以下「報告徴収等」という。）ができることとしているところ。また、当該報告徴収に対し、報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合には、罰則を適用することとしているところ。

（２）このように、独立行政法人が認定業務に関し報告徴収等を行う例としては、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 52 条の規定による独立行政法人環境再生保全機構が同法第 4 条第 1 項の認定を受け、又は受けようとする者に対する報告又は文書その他の物件の提出の求めの例がある。この場合、同法第 52 条の規定に違反した者については、同法第 89 条第 1 項第 1 号に規定する罰則の適用対象となるものである。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の雇用の安定を図ることを

目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者のうち、労働の意思及び能力を有しているもの（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者を除く。）であって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（職業訓練実施計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者に対して行われる職業訓練の取組が円滑かつ確実に促進されることを支援すること等を通じて、特定求職者について職業訓練を受ける機会を十分に確保することにより、その就職を的確に支援するため、就職に必要な技能及び知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練その他の特定求職者の就職を容易にするために効果的な職業訓練について講じようとする施策の実施に関する重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定する

ものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二　就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（認定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、特定求職者が第十二条第一項の規定により公共職業安定所長の指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。以下同じ。）を受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給

付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（譲渡等の禁止）

第九条　職業訓練受講給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、特定求職者に対して、次の各号に掲

げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　認定職業訓練又は公共職業訓練等

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援の措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る当該指示を取り消すものとする。

（関係機関等の責務）

第十三条　職業安定機関、認定職業訓練を行う者、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設の長その他関係者は、前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援の措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告）

第十五条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者又は

認定職業訓練を行っていた者（以下「認定職業訓練を行う者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

2　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定求職者又は特定求職者であった者（以下「特定求職者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

3　機構は、第四条第三項の規定による認定に関する事務に関し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければな

らない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による質問又は立入検査（認定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による立入検査について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）」と、同条、第七条第一項、第十一条及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　認定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十五条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

三　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二条、第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において第三条第一項及び第二項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、その者の行う職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。

2　厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が行った第四条第一項の認定とみなす。

3　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

第四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

（住民基本台帳法の一部改正）

別表第一の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を加える。

第五条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第六条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

第十四条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改める。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業

務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「「第七号」を「「第八号」に、「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

平成23年1月

目　次

○住民基本台帳法（附則第四条関係）・・・

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

○　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（法第三十条の七関係）			別表第一（法第三十条の七関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	事務		提供を受ける国の機関又は法人	事務	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七十　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	（略）	（略）	七十　厚生労働省	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 ２・３　（略）	（都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 ２・３　（略）

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略）	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略）
（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。 九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。 3・4　（略）	（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。 3・4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　職業能力開発業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「

という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第八号」とあるのは「第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条

という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と

第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十七条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十七条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第十一条、第十二条

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に求職の申込みをしている者のうち、労働の意思及び能力を有しているもの（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者を除く。）であって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと地方運輸局の長が認めたものをいう。	（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者のうち、労働の意思及び能力を有しているもの（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者を除く。）であって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。
（職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、特定求職者が第十二条第一項の規定により地方運輸局の長の指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。以下同じ。）を受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。	（職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、特定求職者が第十二条第一項の規定により公共職業安定所長の指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。以下同じ。）を受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。
2　（略）	2　（略）

（就職支援計画の作成）

第十一条　地方運輸局の長は、特定求職者の就職を容易にするため、特定求職者に対して、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一～三　（略）

（地方運輸局の長の指示）

第十二条　地方運輸局の長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援の措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　地方運輸局の長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　地方運輸局の長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る当該指示を取り消すものとする。

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、特定求職者に対して、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一～三　（略）

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援の措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る当該指示を取り消すものとする。

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第六条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第八項の規定による読み替えられた同法第十一条等

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、附則第五条第八項により読み替えられた前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（業務の範囲）

第十四条　（略）

一～七　（略）

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三号各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び

（業務の範囲）

第十四条　（略）

一～七　（略）

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定

第二号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号まで及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務

五　（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から附則第五条第八項により読み替えられた第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は第十四条第一項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、そ

一　第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務及び職業能力開発業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

の承認を受けなかったとき。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案
用例集

（本則関係）

条　　項	用　　例	頁
第3条第2項関係	「の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項」の例	1
第4条第2項関係	「第○項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、…認定を取り消すことができる。」の例	1
第5条関係	「円滑かつ効果的に行われるよう」の例	1
第15条関係	「機構は、～事務に関し必要があると認めるときは、…報告を求めることができる。」の例	2
第17条関係	船員の読替えを規定している例	2

（附則関係）

附則第3条関係	附則（経過措置規定）において、本則に規定する者を引用する例	2
附則第7条関係	「総合的に検討を加え」の例	3

【第三条第二項関係】

・「の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項」の例

○　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）

（障害者雇用対策基本方針）

第七条　（略）

2　障害者雇用対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　職業リハビリテーションの措置の総合的かつ効果的な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

三・四　（略）

3～5　（略）

【第四条第二項関係】

・「第○項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、…認定を取り消すことができる。」の例

○　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）

（特定事業計画の変更等）

第五条　（略）

2　（略）

3　主務大臣は、認定特定事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定特定事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　（略）

【第五条関係】

・「円滑かつ効果的に行われるよう」の例

○　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（連絡及び協力）

第二十三条　都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、職業転換給付金の

支給が円滑かつ効果的に行われるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

【第十五条第三項関係】

・「機構は、～事務に関し必要があると認めるときは、…報告を求めることができる。」の例

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（事業主等に対する援助等）

第四十九条　（略）

2　（略）

3　機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行う場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

【第十七条関係】

・船員の読替えを規定している例

○　本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）

（船員となろうとする者に関する特例）

第十八条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員（以下「船員」という。）となろうとする一般旅客定期航路事業等離職者に関しては、第十六条第一項中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）」と、同条第二項から第四項まで及び前条の規定中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局長」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）」とあるのは「職業訓練」とする。

附　則

【附則第三条関係】

・附則（経過措置規定）において、本則に規定する者を引用する例

○　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）

附　則

（当事者への情報提供の特例）

第四十七条　第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する当事者又はその一方は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、同法第七十八条の四第一項の規定による請求をすることができる。

【附則第七条関係】

・「総合的に検討を加え」の例

○予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

（検討）

第六条　政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律の施行の日から五年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう。）等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職の支援に関する措置を講ずることにより、特定求職者の雇用の安定を図ること

を目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者でない者であって、労働の意思及び能力を有しており、かつ、その者の就職を容易にするためには、第四条第二項に規定する特定職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受けることを指示し、その就職に関し支援を行う必要がある者と公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（職業訓練実施計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対する職業訓練について講じようとする施策の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練が次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二　職業に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「特定職業訓練」という。）が同項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（特定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、特定職業訓練が行われることを奨励するため、特定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、特定職業訓練を行う者に対し、当該特定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、特定求職者が公共職業安定所長の指示した特定職業訓練又は公共職業訓練等を受けることを

容易にするため、第十二条第一項の規定により指示を受けた特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、特定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該特定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第

二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第九条　職業訓練受講給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一条　厚生労働大臣は、特定求職者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　特定職業訓練又は公共職業訓練等

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、就職支援計画に準拠した前条各号に掲げる措置を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る同項の規定による指示を取り消すものとする。

（関係機関等の責務）

第十三条　職業安定機関、第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設の長その他関係者は、前条第一項の指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項の指示を受けた特定求職者は、その就職の支援の措置の実施に当たる職員の指導又は指示に

従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告等）

第十五条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、特定職業訓練を行う者又は特定職業訓練を行っていた者（以下「特定職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、特定求職者又は特定求職者であった者（以下「特定求職者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　厚生労働大臣は、職業訓練受講給付金の支給に関し必要があると認めるときは、特定求職者又はその属する世帯の他の世帯員の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に報告を求めることができる。

4　機構は、第四条第一項に規定する業務に関し必要があると認めるときは、特定職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、特定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による質問又は立入検査（特定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による質問又は立入検査について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条、第七条第一項及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道

府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　特定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十五条第四項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

三　第十六条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十六条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を

科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の雇用保険法第六十四条に規定する事業の費用負担の在り方を含め、特定求職者の就職の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行前の準備）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、同条第一項に規定する職業訓練実施計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第二項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において第三条第二項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第四条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第四条第一項の職業訓練が同項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の規定による認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。

2　厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が第四条第一項の規定によりした認定とみなす。

3　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

（雇用保険法の一部改正）

第五条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者に対して、特定職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて特定職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を支給することその他求職者の就職の支援に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」

の下に「及び第六十四条第一項に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）」を加え、同項に次の号を加える。

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「（就職支援事業を含む。）」を、「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を

除く。）」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに第六十四条第一項の規定により行う助成及び給付金に充てられた額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）」を加える。

第百三条第三項中「能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援事業に要する費用を含む。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を、「第六十二条」の下に「及び第六十四条」を加える。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　特定職業訓練に関すること。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定を行うこと。

第十四条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改め、「第六十三条」の下に「及び第六十四条」を加える。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「「第七号」を「「第八号」に、「第六十三条の規定による能力開発事業」を「第六十四条の規定による事業」に、「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（政令への委任）

第十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

平成23年1月

目　次

○雇用保険法（附則第五条関係）……1
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（附則第七条関係）……3
○特別会計に関する法律（附則第八条関係）……4
○住民基本台帳法（附則第九条関係）……6
○厚生労働省設置法（附則第十条関係）……7
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（附則第十一条関係）……8

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者に対して、特定職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて特定職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を支給することその他求職者の就職の支援に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。 2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。	第六十四条　削除
（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において	（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号におい

同じ。）及び第六十四条第一項に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付（就職支援事業を含む。）に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業（第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てるものとする。

て同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

○　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに第六十四条第一項の規定により行う助成及び給付金に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6・7　（略） 8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6・7　（略） 8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額

と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9　（略）

と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9　（略）

○　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付、同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（同条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費（就職支援事業に要する費用を含む。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。	（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）	4　（略）
5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費（就職支援事業に要する費用を含む。）並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。	5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

○　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（法第三十条の七関係）			別表第一（法第三十条の七関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	事務		提供を受ける国の機関又は法人	事務	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七十　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条及び第六十四条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）	七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十三の二　特定職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十三号の二、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）	（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定を行うこと。 九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条及び第六十四条の規定による能力開発事業として行うものとする。 3・4　（略）	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。 3・4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　職業能力開発業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する

業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第八号」とあるのは「第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十四条の規定による事業」とあるのは「、同法第六十四条の規定による事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則

業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「

第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

【読替表】

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十七条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十七条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第十二条・・・

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十七条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十七条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第十二条

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者でない者であって、労働の意思及び能力を有しており、かつ、その者の就職を容易にするためには、第四条第二項に規定する特定職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受けることを指示し、その就職に関し支援を行う必要がある者と地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が認めたものをいう。 （職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、特定求職者が地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長の指示した特定職業訓練又は公共職業訓練等を受けることを容易にするため、第十二条第一項の規定により指示を受けた特定求職者に対して、職業訓練受講給付金	（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者でない者であって、労働の意思及び能力を有しており、かつ、その者の就職を容易にするためには、第四条第二項に規定する特定職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受けることを指示し、その就職に関し支援を行う必要がある者と公共職業安定所長が認めたものをいう。 （職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、特定求職者が公共職業安定所長の指示した特定職業訓練又は公共職業訓練等を受けることを容易にするため、第十二条第一項の規定により指示を受けた特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

を支給することができる。

2　（略）

（地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長の指示）

第十二条　地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長は、特定求職者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、就職支援計画に準拠した前条各号に掲げる措置を受けることを指示するものとする。

2　地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長は、前項の指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長は、第一項の指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る同項の規定による指示を取り消すものとする。

2　（略）

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、就職支援計画に準拠した前条各号に掲げる措置を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る同項の規定による指示を取り消すものとする。

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第八項の規定による読み替えられた同法第十一条等

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、附則第五条第八項により読み替えられた前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（業務の範囲）

第十四条　（略）

一～七　（略）

八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三号各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条の規定による雇用安定事業、同法第六十三及び第六十四条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び

（業務の範囲）

第十四条　（略）

一～七　（略）

八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条及び第六十四条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定

第二号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号まで及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務

五　（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から附則第五条第八項により読み替えられた第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は第十四条第一項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、そ

一　第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務及び職業能力開発業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

の承認を受けなかったとき。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案用例集

（本則関係）

条　項	用　例	頁
第１条関係	「～に関する措置を講ずることにより、～雇用の安定を図ることを目的とする。」の例	1
第２条関係	「この法律において「○○」とは、～（行政）が認めたものをいう。」の例	1
第３条関係	全体の構成	1
第３条第１項関係	「～に関し、重要な事項を定めた計画」の例	2
第３条第２項関係	「数の動向」の例	2
第３条第３項関係	「大臣は、～関係者の意見を聴くものとする」の例	2
第４条関係	全体の構成	3
第４条第１項関係	国、独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県以外の主体が職業訓練を行う場合について規定されている例	3
	「…計画に照らして適切なものであること」の例	4
第４条第２項関係	認定対象の名称を「特定○○」としている例	4
第４条第３項関係	大臣が独立行政法人に認定を行わせることとしている例	5
第５条関係	全体の構成	5
	雇用保険事業に係る交付金等について「予算の範囲内において」を用いている例	6
第６条関係	全体の構成	6
第７条関係	「国は、～給付金を支給することができる。」としている例	6
第８条関係	不正受給の場合に不正により受給した額の返還命令、当該額の２倍に相当する額以下の納付命令を設けている例	7
第９条関係	受給権の保護に関する規定の例	8
第１０条関係	公課の禁止に関する規定の例	8
第１１条関係	就職を容易にするための計画を作成している例	8
第１２条関係	就職を容易にするために作成した計画に準拠した措置を受けることを指示している例	9
	行政が指示及び指示を取消すとしている例	9
第１３条関係	関係機関等の責務について規定した例	9
第１４条関係	時効に関する規定の例	10
第１５条関係	報告徴収に関する規定の例	10
	金融機関等に対し、報告を求めることができるとする規定の例	11
	認定業務に関し、報告（若しくは文書の提出）を求める例	11
第１６条関係	立入検査に関する規定の例	11
	独立行政法人に立入検査を委任している例	12
	「質問又は検査（～ため行うものに限る。）」の例	12
第１７条関係	船員の読替えを規定している例	13
第１８条関係	権限の委任に係る規定	14
第１９条関係	厚生労働省令への委任に係る規定	14
第２０・２１条関係	個人（被保険者、受給資格者等）に対する罰則規定	15
	「立入検査（第○条の規定により機構が行うものを含む。）」等の例	15
第２２条関係	「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）」への両罰規定の例	15

（附則関係）

附則第２条関係	「○○を含め、・・・施策の在り方について検討」としている検討規定の例	16
	「負担の在り方」に関する検討規定の例	16
附則第３条関係	全体の構成	17
附則第４条関係	全体の構成	17
附則第５条関係	「…条に規定するものに限る。」の例	18
	「[一部の事業]に要する費用及び（並びに）[事業全体]の事務の執行に要する費用」の例	19
	他の事業の費用を附帯的に含ませる場合に「（～を含む。）」としている例	19
附則第７条関係	「費用（の事務の執行に要する費用を除く。）」の例	19
附則第１０条関係	省の所掌事務規定において、個別法に規定されている固有名詞を、法律上の根拠を明示せずに引用している例	19
附則第１１条関係	未成立の法律の一部改正を行っている例	20

（理由関係）

理由関係	「のため、～するとともに、等の必要がある。」の例	20

【第一条関係】

・「～に関する措置を講ずることにより、～雇用の安定を図ることを目的とする。」の例

○　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）

（目的）

第一条　この法律は、港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

【第二条関係】

・「この法律において「○○」とは、～（行政）が認めたものをいう。」の例

○　飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）

（定義）

第二条　この法律において「輸入飼料」とは、輸入に係る麦類、ふすま、とうもろこしその他農林水産大臣が指定するものであつて、飼料の用に供するものと農林水産大臣が認めたものをいう。

【第三条関係】

・全体の構成

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業能力開発基本計画）

第五条　厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。

2　職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項

二　職業能力の開発の実施目標に関する事項

三　職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

3・4　（略）

5　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。

6　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

7　前二項の規定は、職業能力開発基本計画の変更について準用する。

【第三条第一項関係】

・「～に関し、重要な事項を定めた計画」の例

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（介護雇用管理改善等計画の策定）

第六条　厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画（以下「介護雇用管理改善等計画」という。）を策定するものとする。

【第三条第二項関係】

・「数の動向」の例

○　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（概算前期高齢者納付金）

第三十八条　（略）

2・3　（略）

4　第一項第一号ロの負担調整基準率は、すべての保険者に係る前期高齢者である加入者の増加の状況、保険者の給付に要する費用等の動向及び概算負担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、各年度ごとに政令で定める率とする。

【第三条第三項関係】

・「大臣は、～関係者の意見を聴くものとする」の例

○　農産物検査法（昭和二十六年四月十日法律第百四十四号）

（農産物検査規格）

第十一条　（略）

2　（略）

3　農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

【第四条関係】

・全体の構成

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

【第四条第一項関係】

・国、独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県以外の主体が職業訓練を行う場合について規定されている例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

第九条　事業主は、その雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）
第十一条　（略）
2～4　（略）
5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・「…計画に照らして適切なものであること」の例
○　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）
（計画の認定）
第五条　（略）
2　（略）
3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。
二～四　（略）

【第四条第二項関係】
・認定対象の名称を「特定○○」としている例
○　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）
（特定事業主に雇用される労働者に関する特例）
第四十五条の三　事業協同組合等であつて、当該事業協同組合等及び複数のその組合員たる事業主（その雇用する労働者の数が常時第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上である事業主に限り、第四十四条第一項、第四十五条第一項、前条第一項又はこの項の認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下「特定事業主」という。）の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「特定組合等」という。）に係る第四十三条第一項及び第七項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。

一～六　（略）
2～7　（略）

【第四条第三項関係】
・大臣が独立行政法人に認定を行わせることとしている例
○　計量法（平成四年法律第五十一号）
（認定）
第百二十一条の二　特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。
一　特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。
二　特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。
三　特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
（機構が処理する事務）
第百六十八条の五　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。
一　第百二十一条の二の規定による認定に関する事務
二～七　（略）

【第五条関係】
・全体の構成
○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）
（職業訓練の実施）
第八条　国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。
2　国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、

必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

・雇用保険事業に係る交付金等について「予算の範囲内において」を用いている例

○ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（交付金）

第二十三条　国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用安定事業等関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

【第六条関係】

・全体の構成

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（指導及び助言）

第十六条　厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

・法人が助言、指導等を行うこととされている例

○ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）

（承継銀行の経営管理）

第三十条　（略）

2　（略）

3　機構は、承継銀行に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

4　（略）

【第七条関係】

・「国は、～給付金を支給することができる。」の例

○ 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（職業転換給付金の支給）

第十八条　国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次に掲げる給付金（以下「職業転換給付金」という。）を支給することができる。

（支給基準等）

第十九条　職業転換給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

2　（略）

【第八条関係】

・不正受給の場合に不正により受給した額の返還命令、当該額の二倍に相当する額以下の納付命令を設けている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　徴収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

【第九条関係】

・受給権の保護に関する規定の例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（受給権の保護）

第十一条　失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

【第十条関係】

・公課の禁止に関する規定の例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（公課の禁止）

第十二条　租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

【第十一条関係】

・就職を容易にするための計画を作成している例

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）

三　国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であって、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。）

四　前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

2　厚生労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

【第十二条関係】

・就職を容易にするために作成した計画に準拠した措置を受けることを指示している例

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（公共職業安定所長の指示）

第二十四条　公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、手帳の発給を受ける者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置（以下「就職促進の措置」という。）の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について当該手帳の有効期間を延長するときは、改めて、その延長された有効期間中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

3　公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

・行政が指示及び指示を取消すとしている例

○　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）

（輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例）

第二十三条　農林水産大臣は、砂糖の市価が輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖（国内産糖を除く。）の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、前条第二項の規定により国内産糖交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めることとされていることからみて、機構の行う国内産糖交付金の交付の業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、機構に対し、次条第一項及び第二十五条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2　農林水産大臣は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、遅滞なく、同項の指示を取り消すとともに、その旨を告示するものとする。

【第十三条関係】

・関係機関等の責務について規定した例

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（関係機関等の責務）

第二十五条　職業安定機関、地方公共団体及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、前条第一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

【第十四条関係】

・時効に関する規定の例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（時効）

第七十四条　失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

【第十五条関係】

・報告徴収に関する規定の例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（報告等）

第七十六条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3・4　（略）

第七十七条　行政庁は、被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

・金融機関等に対し、報告を求めることができるとする規定の例

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（資料の提供等）

第十二条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

・認定業務に関し、報告（若しくは文書の提出）を求める例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（被認定者等に対する報告の徴収等）

第五十二条　機構（※）は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、第四条第一項及び第二十二条第一項の規定による認定（次条を除き、以下単に「認定」という。）又は救済給付の支給を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。（※：独立行政法人環境再生保全機構）

（罰則）

第八十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第五十二条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二　（略）

2　（略）

※：独立行政法人環境再生保全機構を指す。

【第十六条関係】

・立入検査に関する規定の例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（立入検査）

第七十九条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

・独立行政法人に立入検査を委任している例

○　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（機構による立入検査等の実施）

第六十九条の二　厚生労働大臣は、機構に、前条第一項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第三項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2　機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3　第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

4　前項に規定する機構の職員は、第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

・「質問又は検査（～ため行うものに限る。）」の例

○　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）

（立入検査）

第三十六条　行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等（金融機関代理業者を含む。）の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要

の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3～5　（略）

6　行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（第三章及び第四章の規定による手続が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7　（略）

【第十七条関係】

・船員の読替えを規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（船員に関する特例）

第七十九条の二　船員である者が失業した場合に関しては、第十条の四第二項中「又は業として」とあるのは「若しくは業として」と、「除く。）」とあるのは「除く。）又は船員職業安定法第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者若しくは業として同条第五項に規定する職業指導（船員の職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。第十五条第五項において同じ。）及び船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法第七条第二項に規定する船員雇用促進センターをいう。以下同じ。）を除く。）」と、第十五条第二項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条、第二十四条、第二十九条第二項、第三十条、第三十一条第二項、第三十二条第二項及び第三項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条第一項、第二項及び第七項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第四項、第三十九条第二項、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項、第四十七条第二項、第五十一条第一項、第五十二条第一項及び第二項、第五十三条第一項、第五十六条の三第一項並びに第五十九条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」又は「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十五条第三項中「法令の規定に基づき失業者」とあるのは「失業者」と、同条第五項中

「職業安定機関」とあるのは「職業安定機関、地方運輸局、船員雇用促進センター」と、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第四十三条第一項第一号及び第五十八条第一項中「公共職業安定所の」又は「公共職業安定所長の」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長の」と、第二十九条第一項中「公共職業安定所が」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）が」と、第三十二条第一項第四号及び第五十二条第一項第三号中「事業所」とあるのは「事業所又は船員職業安定法第二十一条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する船舶」と、第五十八条第一項中「公共職業安定所長が」とあるのは「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が」とする。

【第十八条関係】

・権限の委任に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（権限の委任）

第八十一条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

【第十九条関係】

・厚生労働省令への委任に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（厚生労働省令への委任）

第八十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定め

る。

【第二十・二十一条関係】

・個人（被保険者、受給資格者等）に対する罰則規定

◎　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第八十五条　被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二　第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三　第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

・「立入検査（第〇条の規定により機構が行うものを含む。）」等の例

〇　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

第八十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～八　（略）

九　第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による立入検査（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）若しくは第六十九条第三項の規定による収去（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による質問（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

十～十二　（略）

【第二十二条関係】

・「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）」への両罰規定の例

○　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

第七十五条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一～四　（略）

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

【附則第二条関係】

・「○○を含め、・・・施策の在り方について検討」としている検討規定の例

○　児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）

附則（平成二二年六月二日法律第四〇号）　抄

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

・「負担の在り方」に関する検討規定の例

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

附則

（検討）

第二条　介護保険制度については、要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険

制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配意し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金（その納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料（地方税法の規定により徴収する国民健康保険税を含む。）又は掛金を含む。）の負担の在り方を含め、この法律の施行後五年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

【附則第三条関係】

・全体の構成

○　動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）

附　則

（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

2　環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

【附則第四条関係】

・全体の構成

○　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）

附　則

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　国土交通大臣は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）第十九条の四第一項の原動機について当該原動機からの窒素酸化物の放出量が新海洋汚染等防止法第十九条の三の放出基準に相当する基準（以下「相当放出基準」という。）に適合するものであることについて新海洋汚染等防止法第十九条の四第一項の確認に相当する確認（以下「相当確認」という。

）をし、かつ、新海洋汚染等防止法第十九条の五の原動機取扱手引書に相当する図書（以下「相当手引書」という。）の承認を行うことができる。

2　（略）

3　国土交通大臣が相当確認をし、相当手引書の承認を行い、及び相当原動機証書を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された相当原動機証書は、施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ国土交通大臣が行った放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

4～7　（略）

第三条　国土交通大臣は、施行日前においても、小型船舶検査機構（以下「機構」という。）に、総トン数が二十トン未満の船舶であって国土交通省令で定めるものに設置される原動機に係る相当確認、相当手引書の承認及び相当原動機証書の交付に関する事務（以下「小型船舶用原動機相当確認等事務」という。）を行わせることができる。

2～19　（略）

※　この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四第一項の確認については、国土交通大臣が小型船舶検査機構に行わせることができることとされている。

【附則第五条関係】

・「…条に規定するものに限る。」の例

○　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）

（区分経理）

第十八条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　（略）

三　第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三～五　（略）

2　（略）

・「「一部の事業」に要する費用及び（並びに）「事業全体」の事務の執行に要する費用」の例

○　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（保険料率）

第百六十条（略）

3　（略）

三　保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

・他の事業の費用を附帯的に含ませる場合に「（～を含む。）」としている例

○　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（保険料）

第八十一条　政府は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

【附則第七条関係】

・「費用（～の事務の執行に要する費用を除く。）」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（基金）

第三十一条　機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

【附則第十条関係】

・省の所掌事務規定において、個別法に規定されている固有名詞を、法律上の根拠を明示せずに引用している例

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（所掌事務）

第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六十二　（略）
六十三　公共職業訓練に関すること。
六十四　技能検定に関すること。
六十五～百十一　（略）
2　（略）

【附則第十一条関係】

・未成立の法律の一部改正を行っている例

○　防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）

附　則

（ねんきん事業機構法の一部改正）

第六十八条　ねんきん事業機構法（平成十八年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち、国家公務員共済組合法第三条第二項第三号の改正規定中「第三条第二項第二号」に、「三　厚生労働省」を「二　厚生労働省」に改め、同法第八条第一項の改正規定中「、第三号ロ」及び「を「第三条第二項第二号ロ又は第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、」に、「、社会保険庁長官」を「それぞれ社会保険庁長官又は」に改める。

附則第十八条第一項中「第三条第二項第三号ロ」を「第三条第二項第二号ロ」に改める。

※　ねんきん事業機構法案は、最終的に廃案となった。

【理由関係】

・「～のため、～するとともに、等の必要がある。」の例

○　雇用保険法等の一部を開始する法律案（平成二十一年第百七十一回通常国会）

景気が下降局面にあり、急速に悪化しつつある雇用失業情勢の下、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険制度において、受給資格に係る要件の緩和、給付日数の延長に関する暫定措置の創設、育児休業給付の見直し等を行うとともに、負担軽減の観点から特例的に平成二十一年度の雇用保険率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職の支援に関する措置を講ずることにより、特定求職者の雇用の安定を図ること

を目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者でない者であって、労働の意思及び能力を有しており、かつ、その者の就職を容易にするためには、第四条第二項に規定する特定職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受けることを指示し、その就職に関し支援を行う必要がある者と公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（職業訓練実施計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対する職業訓練について講じようとする施策の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練が次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二　職業に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「特定職業訓練」という。）が同項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（特定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、特定職業訓練が行われることを奨励するため、特定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、特定職業訓練を行う者に対し、当該特定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、特定求職者が公共職業安定所長の指示した特定職業訓練又は公共職業訓練等を受けることを

容易にするため、第十二条第一項の規定により指示を受けた特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、特定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該特定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第

二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第九条　職業訓練受講給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一条　厚生労働大臣は、特定求職者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　特定職業訓練又は公共職業訓練等

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、就職支援計画に準拠した前条各号に掲げる措置を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る同項の規定による指示を取り消すものとする。

（関係機関等の責務）

第十三条　職業安定機関、第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設の長その他関係者は、前条第一項の指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項の指示を受けた特定求職者は、その就職の支援の措置の実施に当たる職員の指導又は指示に

従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告等）

第十五条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、特定職業訓練を行う者又は特定職業訓練を行っていた者（以下「特定職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、特定求職者又は特定求職者であった者（以下「特定求職者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　厚生労働大臣は、職業訓練受講給付金の支給に関し必要があると認めるときは、特定求職者又はその属する世帯の他の世帯員の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に報告を求めることができる。

4　機構は、第四条第一項に規定する業務に関し必要があると認めるときは、特定職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、特定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による質問又は立入検査（特定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による質問又は立入検査について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条、第七条第一項及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道

府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　特定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十五条第四項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

三　第十六条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十六条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を

科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の雇用保険法第六十四条に規定する事業の費用負担の在り方を含め、特定求職者の就職の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行前の準備）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、同条第一項に規定する職業訓練実施計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において第三条第一項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第四条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第四条第一項の職業訓練が同項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の規定による認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。

2　厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が第四条第一項の規定によりした認定とみなす。

3　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

（雇用保険法の一部改正）

第五条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者に対して、特定職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて特定職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を支給することその他求職者の就職の支援に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」

の下に「及び第六十四条第一項に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「（就職支援事業を含む。）」を、「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を

除く。）」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに第六十四条第一項の規定により行う助成及び給付金に充てられた額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）」を加える。

第百三条第三項中「能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援事業に要する費用を含む。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を、「第六十三条」の下に「及び第六十四条」を加える。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　特定職業訓練に関すること。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定を行うこと。

第十四条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改め、「第六十三条」の下に「及び第六十四条」を加える。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「「第七号」を「「第八号」に、「第六十三条の規定による能力開発事業」を「第六十四条の規定による事業」に、「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（政令への委任）

第十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職の支援に関する措置を講ずることにより、特定求職者の雇用の安定を図ること

を目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者でない者であつて、労働の意思及び能力を有しており、かつ、その者の就職を容易にするためには、第四条第二項に規定する特定職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受けることを指示し、その就職に関し支援を行う必要がある者と公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（職業訓練実施計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対する職業訓練について講じようとする施策の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練が次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二　職業に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「特定職業訓練」という。）が同項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（特定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、特定職業訓練が行われることを奨励するため、特定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、特定職業訓練を行う者に対し、当該特定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、特定求職者が公共職業安定所長の指示した特定職業訓練又は公共職業訓練等を受けることを

容易にするため、第十二条第一項の規定により指示を受けた特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、特定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該特定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第

二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第九条　職業訓練受講給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一条　厚生労働大臣は、特定求職者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　特定職業訓練又は公共職業訓練等

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、就職支援計画に準拠した前条各号に掲げる措置を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る同項の規定による指示を取り消すものとする。

（関係機関等の責務）

第十三条　職業安定機関、第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設の長その他関係者は、前条第一項の指示を受けた特定求職者の就職支援の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項の指示を受けた特定求職者は、その就職の支援の措置の実施に当たる職員の指導又は指示に

従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告等）

第十五条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、特定職業訓練を行う者又は特定職業訓練を行っていた者（以下「特定職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、特定求職者又は特定求職者であった者（以下「特定求職者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　厚生労働大臣は、職業訓練受講給付金の支給に関し必要があると認めるときは、特定求職者又はその属する世帯の他の世帯員の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に報告を求めることができる。

4　機構は、第四条第一項に規定する業務に関し必要があると認めるときは、特定職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、特定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による質問又は立入検査（特定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による質問又は立入検査について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条、第七条第一項及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道

府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　特定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十五条第四項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

三　第十六条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十六条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を

科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の雇用保険法第六十四条に規定する事業の費用負担の在り方を含め、特定求職者の就職の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行前の準備）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、同条第一項に規定する職業訓練実施計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において第三条第一項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第四条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第四条第一項の職業訓練が同項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の規定による認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。

2　厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が第四条第一項の規定によりした認定とみなす。

3　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

（雇用保険法の一部改正）

第五条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者に対して、特定職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて特定職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を支給することその他求職者の就職の支援に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」

の下に「及び第六十四条第一項に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「（就職支援事業を含む。）」を、「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を

除く。）」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに第六十四条第一項の規定により行う助成及び給付金に充てられた額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）」を加える。

第百二条第三項中「能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援事業に要する費用を含む。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を、「第六十三条」の下に「及び第六十四条」を加える。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　特定職業訓練に関すること。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定を行うこと。

第十四条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改め、「第六十三条」の下に「及び第六十四条」を加える。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「「第七号」を「「第八号」に、「第六十三条の規定による能力開発事業」を「第六十四条の規定による事業」に、「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（政令への委任）

第十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

平成23年1月

目　次

○雇用保険法（附則第五条関係）……1
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（附則第七条関係）……3
○特別会計に関する法律（附則第八条関係）……4
○住民基本台帳法（附則第九条関係）……6
○厚生労働省設置法（附則第十条関係）……7
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（附則第十一条関係）……8

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者に対して、特定職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて特定職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を支給することその他求職者の就職の支援に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。 2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。	第六十四条　削除
（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において	（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号におい

同じ。）及び第六十四条第一項に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付（就職支援事業を含む。）に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業（第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てるものとする。

て同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

○　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに第六十四条第一項の規定により行う助成及び給付金に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6・7　（略） 8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6・7　（略） 8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額

と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9　（略）

と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9　（略）

○　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付、同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（同条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費（就職支援事業に要する費用を含む。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。	（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）	4　（略）
5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費（就職支援事業に要する費用を含む。）並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。	5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

○　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（法第三十条の七関係）			別表第一（法第三十条の七関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	事務		提供を受ける国の機関又は法人	事務	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七十　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条及び第六十四条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）	七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十三の二　特定職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十三号の二、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）	（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定を行うこと。 九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条及び第六十四条の規定による能力開発事業として行うものとする。 3・4　（略）	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。 3・4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　職業能力開発業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する

業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第八号」とあるのは「第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十四条の規定による事業」とあるのは「、同法第六十四条の規定による事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則

業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「

第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

平成23年1月

目　次

○雇用保険法（附則第五条関係）……1
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（附則第七条関係）……3
○特別会計に関する法律（附則第八条関係）……4
○住民基本台帳法（附則第九条関係）……6
○厚生労働省設置法（附則第十条関係）……7
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（附則第十一条関係）……8

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練を行う者に対して、特定職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて特定職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を支給することその他求職者の就職の支援に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。 2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。	第六十四条　削除
（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において	（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号におい

同じ。）及び第六十四条第一項に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付（就職支援事業を含む。）に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業（第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てるものとする。

て同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

○　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに第六十四条第一項の規定により行う助成及び給付金に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6・7　（略） 8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6・7　（略） 8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額

と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。	と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。
9　（略）	9　（略）

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付、同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。	（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。
（積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（同条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費（就職支援事業に要する費用を含む。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。	（積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費（就職支援事業に要する費用を含む。）並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（法第三十条の七関係）			別表第一（法第三十条の七関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	事務		提供を受ける国の機関又は法人	事務	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七十　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条及び第六十四条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）	七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十三の二　特定職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十三号の二、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）	（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定を行うこと。 九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条及び第六十四条の規定による能力開発事業として行うものとする。 3・4　（略）	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。 3・4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　職業能力開発業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する

業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第八号」とあるのは「第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十四条の規定による事業」とあるのは「、同法第六十四条の規定による事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則

業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「

第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「二千百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に改め、同条第二項中「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に、「四千二百十円以上一万九百五十円」を「四千六百四十円以上一万五百七十円」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千百四十円」を「二千三百二十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千五百八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ロ中「一万六千八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ハ中「一万四千六百二十円」を「一万四千三百円」に改め、同号ニ中「一万三千百六十円」を「一万二千八百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改め、同条第三項中「二千百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二

百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に改める。

第十九条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千二百九十五円」に改め、同条第二項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第五十六条の三第一項第一号を次のように改める。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であるもの

イ　職業に就いた者（ロに該当しない者に限る。）であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本

手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

第五十六条の三第三項第一号中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）」に改め、同項第三号中「三十」を「四十」に改め、同号ロ中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十五万八百八十円」を「三十四万三千二百円」に改め、同条第七項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十五条中「平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において」を「引き続き検討を行い、できるだけ速やかに」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正

する。

第十二条第四項中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に改め、同項ただし書中「千分の二十一・五」を「千分の十九・五」に、「千分の二十二・五」を「千分の二十・五」に改め、同条第五項中「千分の十五・五から千分の二十二・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十七・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十四・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に改め、同条第九項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五から千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の二十一まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十七から千分の二十五まで」を「千分の十五から千分の二十三まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に、「千分の十八から千分の二十六まで」を「千分の十六から千分の二十四まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規定　公布の日

二　第二条及び附則第九条の規定　平成二十四年四月一日

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第三条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、前条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第四条　高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に対する第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第三十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項第二号ニ」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニ」とする。

2　前項の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の雇用保険法第十七条第四項第二号の規定は、適用しない。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第五条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

（平成二十三年法律第　　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

第六条　新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定する受給資格者等（以下この条において「受給資格者等」という。）に対する就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

（育児休業給付金の額に関する経過措置）

第七条　育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（介護休業給付金の額に関する経過措置）

第八条　介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（雇用保険率に関する経過措置）

第九条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」とあるのは「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千三百二十円（その額が次条の規定により変更されたときは、そ	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千百四十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その

の変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千二十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万五千七百三十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千三百円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万二千八百七十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千五百八十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万六千八十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千六百二十円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万三千百六十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千三百二十円以上四千六百四十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千二百九十五円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。

基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始る年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千百四十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千三百八十八円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。

基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であるもの

イ　職業に就いた者（ロに該当しない者に限る。）であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ　職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることがで

下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の五（その離職に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に四十を乗じて得た額を限度とし

きる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度とし

て厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつ

て厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつ

たときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十四万三千二百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

附　則

第九条　削除

たときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第一項第二号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当する者を除く。）」と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（そ

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

の職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、「十分の五」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十七・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十九・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6～8　（略）	6～8　（略）
9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十三から千分の二十一まで」と、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十六から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。	9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

【読替表】

雇用保険法関係（第一条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項……二

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項……三

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項……四
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項……五
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項……六
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項……七

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の四十五（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万五百七十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の四十五までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三から千分の二十一まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五から千分の二十三まで、同号に掲げる事業については千分の十六から千分の二十四まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五までの範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があった日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあった日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）	（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があった日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあった日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）	（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）	（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）	（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合においては、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）

内閣法制局第四部長宿題関係資料

平成２３年１月２０日
厚生労働省職業安定局
雇　用　保　険　課

○改正雇用保険法案の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

○第５６条の３関係
・第５６条の３第１項第１号の条文構成について・・・・・・・・・・・・・・4
・就業促進手当の対象の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

○過去の経過措置の整理（附則第２条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・6

○過去の経過措置の整理（附則第３条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・8
（参考）経過措置規定における「新雇用保険法」という文言の整理表・・・・10

○高年齢雇用継続給付について、経過措置を置かない理由・・・・・・・・・13

○雇用保険料の弾力的変更に係る規定について経過措置を置かない理由・・15

改正雇用保険法案の取扱いについて

厚生労働省大臣官房
職業安定局

雇用保険法附則第１５条は、平成２３年度において、雇用保険の国庫負担割合の暫定措置を廃止するものとする規定であるから、厚生労働省としては、当該規定の改正を行う改正雇用保険法案については、日切れ扱い法案として国会に提出し、平成２３年度前の成立を期することが望ましいものと考えており、そのような方向で検討も行ってきたところ。

しかしながら、一方で、厚生労働省においては、日切れ扱い法案として、平成２３年度における子ども手当法案、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法改正法案及び国民年金法改正法案を次期常会に提出予定であり、前常会における審議の経緯等を踏まえると、特に、子ども手当法案は、国会審議に相当の期間が費やされるものと想定される状況にある。

こうした中、改正雇用保険法案については、

- 本法案は、平成２３年度以降の国庫負担を引き上げるものではなく、引き続き、附則第１３条に規定する国庫負担割合に係る暫定措置を維持し、同条の廃止を速やかに講ずることを義務付けるものであること
- 国庫負担額は、失業者への給付水準には影響せず、給付総額の一定割合の額を年度内に雇用勘定として一般会計から受け入れれば足りること

（注）次期常会提出予定の改正国民年金法は、実際に国庫負担割合を変更するため、成立時期により、積立金の運用等に影響が出ること、低所得者の国民年金の額に影響が出ること等から、日切れ扱い法案としている。

から、年度前、年度中のいずれに成立するかによって実質的違いはない。

また、こうした制度的な観点に加え、

- 本法案と、次期常会提出予定の「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」（本年１０月１日施行）は、双方、雇用のセーフティネットの充実を図ること、失業の長期化を防止することを目的としており、その趣旨が同一であるため、国会対策上、一括審議とすることが望ましいこと
- 現在の国会状況を踏まえると、平成２３年度前に法案が成立する見込みが極めて薄いこと

等といった政治的状況も考慮し、厚生労働省としては日切れ扱いとしないこととする。

（注）国民年金法等の一部を改正する法律（平成１２年法律第１８号）附則第２条においては「平成１６年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の２分の１への引き上げを図るものとする」とされていた。

しかしながら、国民年金法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第１０４号）においては

- 本則の規定上は、平成１６年度から国庫負担割合を「１／３」から「１／２」に引き上げるが、
- 実際には、平成１６年度分について附則の規定により「１／３」に据え置くこととする（注：平成１６年度においては、「１／３」に加え、定額で約５７億円を負担するもの）

改正となっており、結果的には平成１６年度の定率の国庫負担割合を変更しないものであったことから、実行上の国庫負担にほとんど変化がないことを理由に日切れ扱いとせず、１０月１日施行としたものである。

＊参照条文

国民年金法等の一部を改正する法律（平成１２年法律第１８号）抄

附　則

（基礎年金の在り方）

第二条　基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成十六年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一への引上げを図るものとする。

国民年金法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第１０４号）抄

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項第一号中「三分の一」を「二分の一」に改め、同項第二号イ中「六」を「四」に、「三で」を「二で」に改め、同項第三号中「百分の四十」を「百分の二十」に改める。

附　則

（基礎年金の国庫負担に関する経過措置）

第十三条　平成十六年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた第二十七条第三号に規定する月数」と、「二分の一」とあるのは「三分の一」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

２　国庫は、平成十六年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、前項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項各号に掲げる額及び昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）のほか、五十七億五千五百七十一万六千円を負担する。

３・４　（略）

雇用保険法第５６条の３第１項第１号の条文構成について

１　就業促進手当の創設の経緯

平成１５年改正においては、当時、我が国の雇用就業形態の多様化が進む中、失業中の生活の安定に加え再就職の促進を図るという雇用保険制度の基本的役割が果たせるよう、多様な方法により早期再就職の促進を図るため、就業促進手当を創設することとしたものである。

政策的には、①短期間の就業も含む職業への早期再就職を促進することに加え、②安定した職業への早期再就職を促進することを目的とするものである。

２　第５６条の３の条文構成について

上記の政策目的に従い、①短期間の就業も含めた早期再就職の促進を広く図るための手当、②安定した職業への早期再就職を促進するための手当の２種類を設けることとした。

このため、条文構成上も、その順に、第５６条の３第１項第１号イに「早期に短期間の就業も含む職業に就いた者に支給するもの」を、同号ロに「早期に安定した職業に就いた者に支給するもの」を規定するものである。

３　規定ぶりの改正について

今回の改正においては、これまでイとロに共通していた支給残日数の要件を改正し、イについては３分の１以上かつ４５日以上、ロについては３分の１以上と改めるものである。

このため、第５６条の３第１項第１号は、支給残日数に係る規定も、イ及びロ中に規定することにより、それぞれの対象者を限定するものと改める。

※「者（(･･･)に該当しない者に限る。）であって」の用例

○国民年金法改正法（平成元年法律第八六号）　抄

（国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置）

第三条　（略）

２　平成三年三月三十一日において、改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当した者（同号ロに該当しない者に限る。）であって改正前の国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であったものは、同年四月一日に、当該被保険者の資格を喪失する。この場合において、その者が、同日において改正後の国民年金法第七条第一項第一号に該当するとき（国民年金法附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるときを除く。）は、改正後の国民年金法第八条に該当しない場合においても、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。

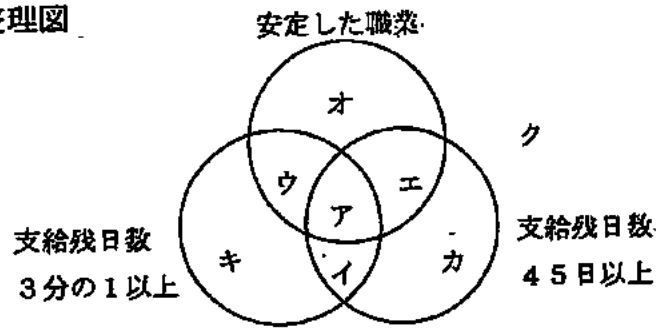
就業促進手当の対象の整理

1　就業促進手当の対象者の整理

（Ⅰ）雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２１年法律第５９号）附則第９条の規定により読み替えた後の雇用保険法第５６条の３の手当の対象者と、（Ⅱ）今般の改正後の雇用保険法第５６条の３の手当の対象者を整理すると、以下のとおり。

	（Ⅰ）改正前（暫定措置）の対象者	（Ⅱ）改正後の対象者
(1) 第５６条の３第１項第１号イに該当する者に支給する手当	①職業に就いた者（(2)に該当する者を除く）（イ・カ・キ・ク）のうち、 ②支給残日数が３分の１以上かつ４５日以上のもの（イ）	①職業に就いた者（(2)に該当する者を除く）（イ・カ・キ・ク）のうち、 ②支給残日数が３分の１以上かつ４５日以上のもの（イ）
	対象者：イ	
(2) 第５６条の３第１項第１号ロに該当する者	①安定した職業に就いた者（ア・ウ・エ・オ）のうち、 ②支給残日数が３分の１以上のもの（ア・ウ）	①安定した職業に就いた者（ア・ウ・エ・オ）のうち、 ②支給残日数が３分の１以上のもの（ア・ウ）
	対象者：ア・ウ	
(3) 第５６条の３第１項第２号	①安定した職業に就いた者（ア・ウ・エ・オ）のうち、 ②支給残日数が３分の１未満又は４５日未満のもの（ウ・エ・オ）で ③(1)(2)に該当する者を除く（エ・オ）	①安定した職業に就いた者（ア・ウ・エ・オ）のうち、 ②支給残日数が３分の１未満のもの（エ・オ）
	対象者：エ・オ	

※要件区分の整理図



2　以上のとおり、平成２１年改正法による暫定措置における手当の対象者の整理は、今回の改正法における対象者の整理と同様である。

このため、今回の改正に際して、支給対象者の適用関係について、施行前後の整理を明らかにするために経過措置をおく必要はないものである。

過去の経過措置の整理
(附則第２条関係)

１　基本手当の日額に関係する今回の改正内容

今回の改正における、賃金日額及び基本手当の日額に関係する改正は、下限額、上限額、屈折点の額の見直しのみである。

２　今回の改正における経過措置

当該改正内容に類似する過去の改正事例としては、次ページの表中、平成６年改正又は平成１５年改正における改正事項の（＊）があげられる。

このうち、平成６年改正においては「基本手当日額の自動的変更」に係る経過措置も含まれているため、賃金日額の見直しとこれに伴う基本手当の日額に関する経過措置を設けている平成１５年改正の規定にならう（※１）こととする。

○附則第２条関係（基本手当の日額等に関する経過措置）

規定ぶり	改正内容	経過措置を設ける理由
○平成６年改正法 （基本手当の日額等に関する経過措置） 附則第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日前である基本手当の受給資格者であって、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受ける初日が平成八年八月一日前であるもの（以下「旧日額対象の旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額、賃金日額（※１）及び基本手当の日額の自動的変更（※２）については、なお従前の例による。	・基本手当日額表を廃止、計算式方式を導入	事務手続きに係る改正のため、経過措置は設けていない
	・60 歳以上 65 歳未満の受給資格者の給付率引下げ	給付率の引下げによって、当該受給資格者の基本手当の日額が引き下げられることから、施行前後の基本手当日額に関する適用関係を明らかにする必要（※１）
	・賃金日額の年齢別上限額の設定（＊）	賃金日額の上限額を年齢別に設定することによって、受給資格者の賃金日額、賃金日額の年齢別上限額の設定によって変更する基本手当の日額に関する適用関係を明らかにする必要（※１）
	・基本手当の日額の自動的変更の方法の改正	変更後の自動的変更の方法の適用を受けるのは、施行後の離職者に適用される基本手当の日額に限られることについて、当該適用関係を明らかにする必要（※２）
○平成１２年改正法 （短時間労働被保険者であった受給資格者に係る賃金日額に関する経過措置） 附則第三条　旧受給資格者でその受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であったものに係る新雇用保険法第十七条第四項第一号イの規定の適用については、なお従前の例による。	・短時間労働被保険者に係る賃金日額の下限額の設定	短時間労働被保険者のみに適用する賃金日額の下限額を設定したところ、当該額の適用を受けるのは、短時間労働被保険者のうち、施行日前の離職者に限られるため、賃金日額の下限額（＝第１７条第４項第１号イ）の適用関係について明らかにする必要
○平成１５年改正法 （基本手当の日額等に関する経過措置） 附則第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額（※１）については、なお従前の例による。	・給付率の引下げ	給付率の引下げによって、受給資格者の基本手当の日額が引き下げられることから、施行前後の基本手当日額に関する適用関係を明らかにする必要（※１）
	・賃金日額の上限額等の引下げ（＊）	賃金日額の上限額を引き下げることにより、受給資格者の賃金日額、賃金日額の見直しに伴い変更する基本手当の日額について、施行前後の適用関係を明らかにする必要（※１）

過去の経過措置の整理
（附則第３条関係）

１　傷病手当の経過措置について

傷病手当は、基本手当の日額に相当する額を支給するものとされていることから、基本手当の日額の改正によって、当該改正の施行前後における傷病手当の額の適用関係について紛れが生じないよう、経過措置を置くものである。（次ページ参照）

２　今回の改正における経過措置の規定について

基本手当日額の改正を行う法改正の際には、第３７条のうち、傷病手当の額に係る規定（同条第３項）以外の規定について、結果として、何らかの改正が同時に行われてきたため、経過措置の規定において雇用保険法第３７条を使用する際には、これまで「新雇用保険法」と規定してきたところである。

しかし、今回の改正においては第３７条の規定の改正は行われないことから「雇用保険法」と規定することとする。

※整理表によれば、

・経過措置で規定される雇用保険法の規定が、当該一部改正法の本則で改正されている場合

・経過措置で規定される雇用保険法の規定の読替え規定が設けられている場合

等に、経過措置の規定において「新雇用保険法」としている。

○附則第３条関係（傷病手当に係る経過措置）

規定	３７条の改正の有無	説明	
		規定ぶり	改正事項
○昭和５９年改正法 （傷病手当の日額に関する経過措置） 附則第六条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第三条第一項の規定による基本手当の日額に相当する額とする。	有 （第１項）	昭和５９年改正法では、第３７条第３項を改正していないものの、同条第１項を改正しているため、「新」雇用保険法と規定。	基本手当の日額を改正したことから、当該額に相当する額とされている傷病手当についても、施行前後の経過措置をおくもの。 なお第１項は、基本手当の支給の期間及び日数に係る制度改正をしたことに伴い改正するものであり、施行前後における支給の期間等に係る適用関係は、別途経過措置が設けられている。
○平成６年改正法 （傷病手当の日額に関する経過措置） 附則第六条　旧日額対象の旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。	有 （第６項及び第９項）	平成６年改正法では、第３７条第３項を改正していないものの、同条第６項及び第９項を改正しているため、「新」雇用保険法と規定。	基本手当の日額を改正したことから、当該額に相当する額とされている傷病手当についても、施行前後の経過措置をおくもの。 なお、第６項及び第９項は、給付の返還命令等の規定を、雇用保険法第３章の通則に置くことに伴い改正したものである。
○平成１２年改正法 経過措置規定なし。			
○平成１５年改正法 （傷病手当の日額に関する経過措置） 附則第五条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第三条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。	有 （第１項）	平成１５年改正法では、第３７条第３項を改正していないものの、同条第１項を改正しているため、「新」雇用保険法と規定。	基本手当の日額を改正したことから、当該額に相当する額とされている傷病手当についても、施行前後の経過措置をおくもの。 なお、第１項は、就業促進手当の規定の整備のための改正であるから、傷病手当の経過措置において措置すべき事項はない。

（参考）経過措置規定における「新雇用保険法」という文言の整理表

（表の見方）

- 経過措置で規定される雇用保険法の規定が、当該一部改正法の本則で改正されている場合（表中の○が該当）、
- 経過措置で規定される雇用保険法の規定（「項」・「号」単位）自体は、当該一部改正法の本則で改正されていないものの、当該規定を含む「条」中の他の規定が、本則で改正されている場合（表中の△が該当）（※）
- 経過措置で規定される雇用保険法の規定、当該規定を含む「条」中の他の規定のいずれも改正されていないが、当該規定の読替え規定が別途設けられている場合（表中の□が該当）

・「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成２２年法律第１５号）

	経過措置の条項	経過措置で規定される雇用保険法の規定	雇用保険法の規定の改正の有無
「新雇用保険法」	附則第２条	第６条第２号から第５号	全て○
	附則第４条	第１４条第２項第２号	○
		第２２条第５項	○
「雇用保険法」	規定なし		

・「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成２１年法律第５号）

	附則の条項	経過措置で規定される雇用保険法の規定	雇用保険法の規定の改正の有無
「新雇用保険法」	附則第３条	附則第５条	○
	附則第４条	第６１条の４	○
		第６１条の５	○
		附則第１２条	○
「雇用保険法」	規定なし		

・「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成１９年法律第３０号）

	附則の条項	経過措置で規定される雇用保険法の規定	雇用保険法の規定の改正の有無
「新雇用保険法」	附則第２条	第１０条の４第２項	○
	附則第５条	第６１条の４第６項	○
		第６１条の４第１項	△（第１項は改正していないが、第６項を改正）

	附則第６条	第３条	○
		第６２条第１項	◎
		６５条	◎
		第６８条第２項	◎
	附則第９条	第６６条第１項	◎
		附則第１０条第１項	○
	附則第１０条	第６０条の２第１項	○
		附則第８条	○
	附則第１１条	附則第９条	◎
		第６１条の５第１項	□（附則第９条で読み替え）
「雇用保険法」	規定なし		

・「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成１５年法律第３１号）

	附則の条項	附則で規定される雇用保険法の条項	雇用保険法の条項の改正の有無
「新雇用保険法」	附則第２条第２項	第１０条の４第２項	○
	附則第４条	第２２条第１項	○
	附則第５条	第３７条第３項	△（第３項は改正していないが、第１項を改正）
	附則第７条	第４０条	□（附則第７条で読み替え）
	附則第８条	第５６条の２	○
	附則第９条	第６０条	○
	附則第１０条	第６０条の２第１項	○
	附則第１１条	第６１条第１項第１号	○
		第６１条の２	○
	附則第１２条	第６１条の４第４項	□（附則第１２条で読み替え）
	附則第１３条	第６１条の７第４項	□（附則第１３条で読み替え）
「雇用保険法」	規定なし		

・「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成６年法律第５７号）

	附則の条項	附則で規定される雇用保険法の条項	雇用保険法の条項の改正の有無
「新雇用保険法」	附則第３条	第１８条第１項	○
		第１８条第３項	○

		第３章	○
	附則第４条第２項	第２２条の２	○
	附則第５条	第３３条第１項ただし書	○
	附則第６条	第３７条第３項	△（第３項は改正していないが、第６項及び第９項を改正）
	附則第８条	第１６条から第１８条まで	全て○
	附則第９条	第４０条	○
	附則第１１条第２項	第４８条	○
	第５項	第５３条第１項	○
		第５４条第２号	○
	附則第１２条第１項	第５６条の２第１項	○
		第２２条	○
	附則第１４条第１項	第６１条	○
	第２項	第６１条の２	○
	附則第１５条	第６１条の４第１項	○
		第６１条の５第１項	○
	附則第１６条	第６６条第１項	○
「雇用保険法」	附則第４条第２項	第２０条第１項及び第２項	×
	附則第４条第３項	第２３条第１項	×
		第２４条第１項及び第２項	×
		第２５条第１項	×
		第２７条第１項	×
	附則第１３条第１項	第５７条	×

（※）たとえば、一部改正法の本則で雇用保険法第３７条第３項は改正されていないものの、第３７条第１項が改正されている場合、「新雇用保険法」第３７条第３項という規定ぶりとされているとの趣旨である。

（※）「新雇用保険法」ではなく、「新法」等と略している場合を含む。

（※）表中においては、引用している条項が重複している場合等は、一部掲載をしていない箇所もある。

高年齢雇用継続給付について、経過措置を置かない理由

高年齢雇用継続給付は「支給対象月」（第６１条第２項及び第６１条の２第２項）、すなわち暦月の初日から末日を支給単位としている。

このため、改正法の施行日である８月１日からは一律に改正後の額が適用され、施行日の前後において適用額に紛れが生じるおそれがないため、経過措置を設ける必要はない。

※　他の給付金であれば、８月１日を跨ぐ一定の期間について、一度に支給を受ける可能性があるが、高年齢雇用継続給付については、そうした可能性は制度上ないものである。

なお、平成１５年改正法では、附則第１１条において高年齢雇用継続給付の経過措置を設けているが、これは、賃金日額の改正とともに、高年齢雇用継続給付の給付率や支給要件等、その支給内容を改正したことに伴い、高年齢雇用継続給付の経過措置を置いたものである。

このため、今回の改正における経過措置の検討にあたっては、同様の規定を設ける必要はないものといえる。（次ページ参照）

※高年齢雇用継続給付に係る経過措置の整理

高年齢雇用継続給付に係る経過措置	内容
平成６年改正時の経過措置	高年齢雇用継続給付の創設に伴い、施行前後の適用関係を明示するために経過措置を置いたもの
平成１２年改正法（※経過措置なし）	
平成１５年改正法 附　則	
（高年齢雇用継続給付に関する経過措置） 第十一条　六十歳に達した日（その日において新雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日）が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。	平成１５年改正は、高年齢雇用継続給付の給付率を引き下げたものであるが、６０歳に達した日が施行日前の者に当該手当を支給する際には、引き下げる前の給付率を適用した額の支給を施行後も続けることを表すための規定である。
２　施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する高年齢再就職給付金の支給については、なお従前の例による。	平成１５年改正は、高年齢再就職給付金の給付率についても同様に引き下げたものであるが、施行日前に再就職した者に当該手当を支給する際には、引き下げる前の給付率を適用した額の支給を施行後も続けることを表すための規定である。
３　施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた賃金日額」とする。	前項の規定により、施行日以後に職業に就いた者には、改正後の給付率を適用することとなるが、そのうち施行日前に離職した者の「賃金日額」についてはなお従前の額によるため、施行前後の賃金日額の適用関係に紛れが生じないようにするための規定である。
４　新雇用保険法第六十一条の二第四項の規定は、施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対しては、適用しない。	平成１５年改正の際に新設した規定（高年齢再就職給付金と就業促進手当の併給調整規定）について、施行前後の適用関係を整理する規定である。

雇用保険料の弾力的変更に係る規定について経過措置を置かない理由

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）第１２条第４項の改正により、平成２４年度から、失業等給付に係る保険料率を1000分の2引き下げるものとしているところ。あわせて、弾力的変更による変更の範囲も、1000分の2ずつ引き下げるものとしている。

この点、1000分の2ずつ引き下げた後の、弾力的変更に係る規定が、いつから適用されるのかを検討する必要があるが、

- 保険料率の引下げ規定及び当該弾力的変更の改正規定は、双方とも平成２４年４月１日施行としており、その内、保険料率の引下げについては、平成２４年度から適用することを、附則において明示していること
- 弾力的変更の範囲の引下げは、保険料率の引下げと連動することは、その趣旨からしても明らかであること
- 弾力的変更の適用は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第１２条第５項においても、毎会計年度において行うものと規定されているところ、当該規定の施行日は平成２４年４月１日となっていること

から、弾力的変更の規定が、平成２４年度から適用されることは明らかであり、その適用関係に紛れが生じる可能性は無いため、適用関係に係る経過措置を設けないこととする。

なお、過去の同様の改正に際しても、以下のとおり、弾力的変更の規定の変更に伴い、当該規定の適用に係る経過措置を置いている事例はない。

法律番号	徴収法第１２条第５項の改正内容
改正雇用保険法 （平成６年法律第３０号）	雇用継続給付の創設に伴い、弾力的変更の発動基準に係る算式を、失業給付から失業等給付に変更するもの
改正雇用保険法 （平成１２年法律第５９号）	①弾力的変更の発動基準を、収入対比方式から支出対比方式に変更するもの ②失業等給付に係る保険料率を引き上げることに伴い、弾力的変更の範囲についても、同様に全体を引き上げるもの
改正雇用保険法 （平成１５年法律第３１号）	失業等給付に係る保険料率を引き下げることに伴い、弾力的変更の範囲についても、同様に全体を引き下げるもの
改正雇用保険法 （平成１９年法律第３０号）	①弾力的変更の範囲を、失業等給付に係る保険料率の±２／1000から±４／1000に拡

	大するもの ②一回の弾力的変更の適用期間について、それまで期間の定めが無かったところ、１年以内の期間に改めるもの

※　なお、改正雇用保険法（平成１２年法律第５９号）において、雇用保険の国庫負担割合の暫定措置を廃止した際には、

- 弾力的変更の発動を検討する際には、年度決算のうち最新のものを用いて、年度到来前に発動の可否を決定することとなるが、前々年度の決算額を踏まえた検討を行う必要があること
- そのため、改正後の年度に係る弾力的変更の発動を検討する際においても、なお、暫定割合によって国庫負担を行っていた年度の決算が影響すること

から、経過措置を置いた事例はあるが、今回の改正のような保険料率の変更に伴う弾力的変更の範囲の変更の際（平成１５年改正等）には、経過措置を置いていない。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
用例集

（附則関係）

附則第４条関係	特例一時金の額に関する経過措置の例	1
	「（同条内の項・号）の規定を適用する場合においては、（・・・）の規定は、適用しない」とする用例	1

附則関係

【附則第四条】（高年齢求職者給付金の額の経過措置）

特例一時金の額に関する経過措置の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第３１号）　抄

附　則

（特例一時金の額に関する経過措置）

第七条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。次項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

「（同条内の項・号）の規定を適用する場合においては、（・・・）の規定は、適用しない」とする用例

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）　抄

（年金の支給期間及び支給期月）　（本則）

第七十三条　（略）

２　年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなった日

の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3・4　（略）

（組合員である間の退職共済年金の支給の停止等）　（本則）

第七十九条　（略）

2　前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一・二　（略）

3～7　（略）

附　則

第十二条の八の三　附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、その月の分の退職共済年金の額は、第七十九条第二項（附則第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項若しくは第四項又は第十二条の七の四第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（その金額に六分の十五を乗じて得た金額に当該受給権者の標準報酬の月額を加えた金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬の月額を控除して得た金額に十五分の六を乗じて得た金額）に十二を乗じて得た金額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。

一・二　（略）

2　前項の場合において、調整額が第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額（第七十八条第一項の規定に

より加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額）以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

3　（略）

4　第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、第七十三条第二項の規定は、適用しない。

5　（略）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

林第四部長御説明資料

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
厚生労働省職業能力開発局総務課

目　次

目的規定について（第１条関係）・・・

目的規定について（第１条関係）

（１）労働関係法令において、その目的としては、

① 「雇用の安定」（港湾労働法（昭和63年法律第40号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）等）、

② 「職業の安定」（職業安定法（昭和22年法律第141号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）、

③ 「福祉の増進」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）

が考えられるが、「雇用の安定」が現に存在する雇用に結び付けることに主眼を置いているのに対し、「職業の安定」は職に就いた後の失業予防の面に、「福祉の増進」は労働者の保護の面に主眼を置いている。

（２）今回の法律案は、職業訓練その他就職の支援措置により、一義的には、職に就くことを目的としたものであることから、「雇用の安定」を図ることを目的とするものである。

（参考）「雇用の安定」を目的に掲げる法律の例。

① 雇用管理の改善、迅速かつ的確な職業紹介の実施、能力の開発及び向上等により、労働者の雇用の安定を図ることとしている例（港湾労働法（昭和60年法律第40号））

② 雇用管理の改善、建設労働者の雇用の安定等に関する事業（建設労働者の雇用の安定を図るための助成、建設労働者の技能の向上を推進するための助成等）の実施等により、労働者の雇用の安定を図ることとしている例（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号））

③ 中高年齢者の再就職の促進、雇用機会の創出等により、雇用の安定を図ることとしている例（経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律（平成13年法律第158号））

附則の規定順について（附則第１条から附則第８条まで関係）

１．規定する順番について

（１）基本的な考え方

・　最近の労働分野の主な立法例においては、附則は概ね、①施行期日、②他法一部改正（経過措置含む）、③検討規定、④経過措置の政令委任の順に規定されている例が多いこと

・　準備行為は、施行期日に近い条に規定されている例が多いこと

等を踏まえ、施行期日を第１条として、準備行為を第２条及び第３条として、他法令改正を第４条から第６条までとして、検討規定を第７条として、最後に第８条として経過措置の政令委任規定を置く。

（２）他法令改正の規定順

「法制執務」によれば、各省設置法関係の法令の改正規定は、他法令改正の中でも最後に述制順に従って置かれるのが普通であるとされているものの、厚生労働省設置法を改正した最近の労働関係法令の改正（平成19年雇用保険法等の一部を改正する法律、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律）では、他法令と同様に制定順となっていることから、今回もその例に倣うこととする。

２．参考とした例

（１）第174国会

・　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第４号）

（施行期日＋施行前の準備＋見直し＋機構法（※）改正）

※　独立行政法人環境再生保全機構法

（２）第166国会

・　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）

（施行期日＋準備行為＋設置法改正＋機構法（※）改正＋検討＋政令への委任）

※　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法

住民基本台帳法の規定の整備について
（附則第４条関係）

１．現行制度の概要

（１）住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の７の規定により、都道府県知事は、同法別表第１の上欄に掲げる国の機関等から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとされている（これにより本人確認が可能であり、例えば、住民票等の添付省略も可能。）。

（２）同法別表第１の 70 の項において、上欄に厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）、下欄に雇用保険法の附帯事業（雇用安定事業又は能力開発事業）の実施に関する事務の処理が規定されており、厚生労働省等の求めに応じ、本人確認情報の提供がなされているところである。

（３）これは、例えば、雇用安定事業の雇入れ助成金の申請のため、事業主が提出した労働者に係る本人確認資料に疑義が生じた際など、都道府県に本人確認情報の提供を依頼できるようにしておく必要に備えた規定である。

※　継続審議中の「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」（平成 23 年４月１日施行（予定））において、機構が行っていた住民基本台帳の利用を必要とする助成金業務については、国に移管することとしている。

このため、同法案において、同事業に係る住民基本台帳法の別表第１の 70 の項の規定から「独立行政法人雇用・能力開発機構」を削除することとしている。

２．改正の趣旨

（１）今国会に提出する「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「雇用保険法改正案」という。）において新たに創設する雇用保険法第 64 条に規定する事業（以下「新事業」という。）について、下記の事務処理に関し本人確認情報の提供を受ける必要が生じる場合が想定される。

①　特定求職者に対する給付金の支給等

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第７条の規定による特定求職者に対する給付の支給や、求職者支援法第５条の規定による助成は、新事業として厚生労働省において行うところ、当該事業の実施のため、特定求職者や訓練実施機関の代表者の氏名等について、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

②　職業訓練の認定

求職者支援法第４条第２項に規定する認定職業訓練を行う訓練実施機関が、職業訓練の認定を申請する際に記載する代表者の氏名等を、本人確認情報と突合するこ

とで確認する場合が生じること等が想定される。

（２）このため、①及び②の事務の処理に際して、厚生労働省が本人確認情報の利用をできるようにする必要があるところ、雇用保険法改正案において、住民基本台帳法別表第１の 70 の項の下欄に新事業を追加する改正を行うこととしている。

（３）ここで、本法案では、厚生労働大臣が行う職業訓練の認定に関する事務を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせることとしているところ、当該認定行為は、求職者支援法第５条の規定に基づき認定職業訓練を実施する者に助成を行う前提として必要なものであり、また、当該助成を新事業として行うこととしていることから、機構が行う認定に関し必要な本人確認情報を、住民基本台帳から取得できる根拠を規定する必要がある。

３．具体的内容

２（１）②事務の処理について、機構が本人確認情報を利用することができるよう、住民基本台帳法別表第１の 70 の項の上欄に、新たな事務実施主体として、厚生労働大臣と並列して「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を追加する。

内閣法制局第四部長宿題関係資料

平成２３年１月２１日
厚生労働省職業安定局
雇　用　保　険　課

○改正雇用保険法案の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

○第５６条の３関係
・第５６条の３第１項第１号の条文構成について・・・・・・・・・・・・・4
・就業促進手当の対象の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

○過去の経過措置の整理（附則第２条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・6

○過去の経過措置の整理（附則第３条関係）・・・・・　・・・・・・・・・8
（参考）経過措置規定における「新雇用保険法」という文言の整理表・・・・10

○高年齢雇用継続給付について、経過措置を置かない理由・・・・・・・・・13

○雇用保険料の弾力的変更に係る規定について経過措置を置かない理由・・15

○住民基本台帳法の規定の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

改正雇用保険法案の取扱いについて

厚生労働省大臣官房
職業安定局

雇用保険法附則第１５条は、平成２３年度において、雇用保険の国庫負担割合の暫定措置を廃止するものとする規定であるから、厚生労働省としては、当該規定の改正を行う改正雇用保険法案については、日切れ扱い法案として国会に提出し、平成２３年度前の成立を期することが望ましいものと考えており、そのような方向で検討も行ってきたところ。

しかしながら、一方で、厚生労働省においては、日切れ扱い法案として、平成２３年度における子ども手当法案、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法改正法案及び国民年金法改正法案を次期常会に提出予定であり、前常会における審議の経緯等を踏まえると、特に、子ども手当法案は、国会審議に相当の期間が費やされるものと想定される状況にある。

こうした中、改正雇用保険法案については、

- 本法案は、平成２３年度以降の国庫負担を引き上げるものではなく、引き続き、附則第１３条に規定する国庫負担割合に係る暫定措置を維持し、同条の廃止を速やかに講ずることを義務付けるものであること
- 国庫負担額は、失業者への給付水準には影響せず、給付総額の一定割合の額を年度内に雇用勘定として一般会計から受け入れれば足りること

（注）次期常会提出予定の改正国民年金法は、実際に国庫負担割合を変更するため、成立時期により、積立金の運用等に影響が出ること、低所得者の国民年金の額に影響が出ること等から、日切れ扱い法案としている。から、年度前、年度中のいずれに成立するかによって実質的違いはない。

また、こうした制度的な観点に加え、

- 本法案と、次期常会提出予定の「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」（本年１０月１日施行）は、双方、雇用のセーフティネットの充実を図ること、失業の長期化を防止することを目的としており、その趣旨が同一であるため、国会対策上、一括審議とすることが望ましいこと
- 現在の国会状況を踏まえると、平成２３年度前に法案が成立する見込みが極めて薄いこと

等といった政治的状況も考慮し、厚生労働省としては日切れ扱いとしないこととする。

（注）国民年金法等の一部を改正する法律（平成１２年法律第１８号）附則第２条においては「平成１６年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の２分の１への引き上げを図るものとする」とされていた。

しかしながら、国民年金法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第１０４号）においては

- 本則の規定上は、平成１６年度から国庫負担割合を「１／３」から「１／２」に引き上げるが、
- 実際には、平成１６年度分について附則の規定により「１／３」に据え置くこととする（注：平成１６年度においては、「１／３」に加え、定額で約５７億円を負担するもの）

改正となっており、結果的には平成１６年度の定率の国庫負担割合を変更しないものであったことから、実行上の国庫負担にほとんど変化がないことを理由に日切れ扱いとせず、１０月１日施行としたものである。

＊参照条文

国民年金法等の一部を改正する法律（平成１２年法律第１８号）抄

附　則

（基礎年金の在り方）

第二条　基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成十六年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一への引上げを図るものとする。

国民年金法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第１０４号）抄

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項第一号中「三分の一」を「二分の一」に改め、同項第二号イ中「六」を「四」に、「三で」を「二で」に改め、同項第三号中「百分の四十」を「百分の二十」に改める。

附　則

（基礎年金の国庫負担に関する経過措置）

第十三条　平成十六年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた第二十七条第三号に規定する月数」と、「二分の一」とあるのは「三分の一」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

２　国庫は、平成十六年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、前項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項各号に掲げる額及び昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）のほか、五十七億五千五百七十一万六千円を負担する。

３・４　（略）

雇用保険法第５６条の３第１項第１号の条文構成について

１　就業促進手当の創設の経緯

平成１５年改正においては、当時、我が国の雇用就業形態の多様化が進む中、失業中の生活の安定に加え再就職の促進を図るという雇用保険制度の基本的役割が果たせるよう、多様な方法により早期再就職の促進を図るため、就業促進手当を創設することとしたものである。

政策的には、①短期間の就業も含む職業への早期再就職を促進することに加え、②安定した職業への早期再就職を促進することを目的とするものである。

２　第５６条の３の条文構成について

上記の政策目的に従い、①短期間の就業も含めた早期再就職の促進を広く図るための手当、②安定した職業への早期再就職を促進するための手当の２種類を設けることとした。

このため、条文構成上も、その順に、第５６条の３第１項第１号イに「早期に短期間の就業も含む職業に就いた者に支給するもの」を、同号ロに「早期に安定した職業に就いた者に支給するもの」を規定するものである。

３　規定ぶりの改正について

今回の改正においては、これまでイとロに共通していた支給残日数の要件を改正し、イについては３分の１以上かつ４５日以上、ロについては３分の１以上と改めるものである。

このため、第５６条の３第１項第１号は、支給残日数に係る規定も、イ及びロ中に規定することにより、それぞれの対象者を限定するものと改める。

※「者（(･･･）に該当しない者に限る。）であって」の用例

○国民年金法改正法（平成元年法律第八六号）　抄

（国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置）

第三条　（略）

２　平成三年三月三十一日において、改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当した者（同号ロに該当しない者に限る。）であって改正前の国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であったものは、同年四月一日に、当該被保険者の資格を喪失する。この場合において、その者が、同日において改正後の国民年金法第七条第一項第一号に該当するとき（国民年金法附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるときを除く。）は、改正後の国民年金法第八条に該当しない場合においても、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。

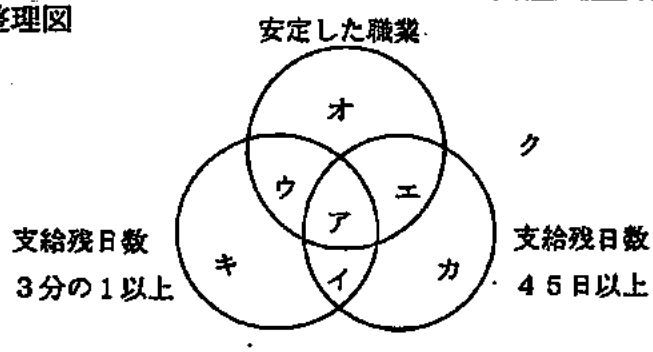
就業促進手当の対象の整理

1　就業促進手当の対象者の整理

（Ⅰ）雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２１年法律第５９号）附則第９条の規定により読み替えた後の雇用保険法第５６条の３の手当の対象者と、（Ⅱ）今般の改正後の雇用保険法第５６条の３の手当の対象者を整理すると、以下のとおり。

	（Ⅰ）改正前（暫定措置）の対象者	（Ⅱ）改正後の対象者
(1) 第５６条の３第１項第１号イに該当する者に支給する手当	①職業に就いた者（(2)に該当する者を除く）（イ・カ・キ・ク）のうち、 ②支給残日数が３分の１以上かつ４５日以上のもの（イ）	①職業に就いた者（(2)に該当する者を除く）（イ・カ・キ・ク）のうち、 ②支給残日数が３分の１以上かつ４５日以上のもの（イ）
	対象者：イ	
(2) 第５６条の３第１項第１号ロに該当する者	①安定した職業に就いた者（ア・ウ・エ・オ）のうち、 ②支給残日数が３分の１以上のもの（ア・ウ）	①安定した職業に就いた者（ア・ウ・エ・オ）のうち、 ②支給残日数が３分の１以上のもの（ア・ウ）
	対象者：ア・ウ	
(3) 第５６条の３第１項第２号	①安定した職業に就いた者（ア・ウ・エ・オ）のうち、 ②支給残日数が３分の１未満又は４５日未満のもの（ウ・エ・オ）で ③(1)(2)に該当する者を除く（エ・オ）	①安定した職業に就いた者（ア・ウ・エ・オ）のうち、 ②支給残日数が３分の１未満のもの（エ・オ）
	対象者：エ・オ	

※要件区分の整理図



2　以上のとおり、平成２１年改正法による暫定措置における手当の対象者の整理は、今回の改正法における対象者の整理と同様である。

このため、今回の改正に際して、支給対象者の適用関係について、施行前後の整理を明らかにするために経過措置をおく必要はないものである。

過去の経過措置の整理
（附則第２条関係）

１　基本手当の日額に関係する今回の改正内容

今回の改正における、賃金日額及び基本手当の日額に関係する改正は、下限額、上限額、屈折点の額の見直しのみである。

２　今回の改正における経過措置

当該改正内容に類似する過去の改正事例としては、次ページの表中、平成６年改正又は平成１５年改正における改正事項の（＊）があげられる。

このうち、平成６年改正においては「基本手当日額の自動的変更」に係る経過措置も含まれているため、賃金日額の見直しとこれに伴う基本手当の日額に関する経過措置を設けている平成１５年改正の規定にならう（※１）こととする。

○附則第２条関係（基本手当の日額等に関する経過措置）

規定ぶり	改正内容	経過措置を設ける理由
○平成６年改正法 （基本手当の日額等に関する経過措置） 附則第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日前である基本手当の受給資格者であって、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受ける初日が平成八年八月一日前であるもの（以下「旧日額対象の旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額、賃金日額（※１）及び基本手当の日額の自動的変更（※２）については、なお従前の例による。	・基本手当日額表を廃止、計算式方式を導入	事務手続きに係る改正のため、経過措置は設けていない
	・60 歳以上 65 歳未満の受給資格者の給付率引下げ	給付率の引下げによって、当該受給資格者の基本手当の日額が引き下げられることから、施行前後の基本手当日額に関する適用関係を明らかにする必要（※１）
	・賃金日額の年齢別上限額の設定（＊）	賃金日額の上限額を年齢別に設定することによって、受給資格者の賃金日額、賃金日額の年齢別上限額の設定によって変更する基本手当の日額に関する適用関係を明らかにする必要（※１）
	・基本手当の日額の自動的変更の方法の改正	変更後の自動的変更の方法の適用を受けるのは、施行後の離職者に適用される基本手当の日額に限られることについて、当該適用関係を明らかにする必要（※２）
○平成１２年改正法 （短時間労働被保険者であった受給資格者に係る賃金日額に関する経過措置） 附則第三条　旧受給資格者でその受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であったものに係る新雇用保険法第十七条第四項第一号イの規定の適用については、なお従前の例による。	・短時間労働被保険者に係る賃金日額の下限額の設定	短時間労働被保険者のみに適用する賃金日額の下限額を設定したところ、当該額の適用を受けるのは、短時間労働被保険者のうち、施行日前の離職者に限られるため、賃金日額の下限額（＝第１７条第４項第１号イ）の適用関係について明らかにする必要
○平成１５年改正法 （基本手当の日額等に関する経過措置） 附則第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額（※１）については、なお従前の例による。	・給付率の引下げ	給付率の引下げによって、受給資格者の基本手当の日額が引き下げられることから、施行前後の基本手当日額に関する適用関係を明らかにする必要（※１）
	・賃金日額の上限額等の引下げ（＊）	賃金日額の上限額を引き下げることにより、受給資格者の賃金日額、賃金日額の見直しに伴い変更する基本手当の日額について、施行前後の適用関係を明らかにする必要（※１）

過去の経過措置の整理
（附則第３条関係）

１　傷病手当の経過措置について

傷病手当は、基本手当の日額に相当する額を支給するものとされていることから、基本手当の日額の改正によって、当該改正の施行前後における傷病手当の額の適用関係について紛れが生じないよう、経過措置を置くものである。（次ページ参照）

２　今回の改正における経過措置の規定について

基本手当日額の改正を行う法改正の際には、第３７条のうち、傷病手当の額に係る規定（同条第３項）以外の規定について、結果として、何らかの改正が同時に行われてきたため、経過措置の規定において雇用保険法第３７条を使用する際には、これまで「新雇用保険法」と規定してきたところである。

しかし、今回の改正においては第３７条の規定の改正は行われないことから「雇用保険法」と規定することとする。

※整理表によれば、

・経過措置で規定される雇用保険法の規定が、当該一部改正法の本則で改正されている場合

・経過措置で規定される雇用保険法の規定の読替え規定が設けられている場合

等に、経過措置の規定において「新雇用保険法」としている。

○附則第３条関係（傷病手当に係る経過措置）

規定	３７条の改正の有無	説明	
		規定ぶり	改正事項
○昭和５９年改正法 （傷病手当の日額に関する経過措置） 附則第六条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第三条第一項の規定による基本手当の日額に相当する額とする。	有 （第１項）	昭和５９年改正法では、第３７条第３項を改正していないものの、同条第１項を改正しているため、「新」雇用保険法と規定。	基本手当の日額を改正したことから、当該額に相当する額とされている傷病手当についても、施行前後の経過措置をおくもの。 なお第１項は、基本手当の支給の期間及び日数に係る制度改正をしたことに伴い改正するものであり、施行前後における支給の期間等に係る適用関係は、別途経過措置が設けられている。
○平成６年改正法 （傷病手当の日額に関する経過措置） 附則第六条　旧日額対象の旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。	有 （第６項及び第９項）	平成６年改正法では、第３７条第３項を改正していないものの、同条第６項及び第９項を改正しているため、「新」雇用保険法と規定。	基本手当の日額を改正したことから、当該額に相当する額とされている傷病手当についても、施行前後の経過措置をおくもの。 なお、第６項及び第９項は、給付の返還命令等の規定を、雇用保険法第３章の通則に置くことに伴い改正したものである。
○平成１２年改正法 経過措置規定なし。			
○平成１５年改正法 （傷病手当の日額に関する経過措置） 附則第五条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第三条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。	有 （第１項）	平成１５年改正法では、第３７条第３項を改正していないものの、同条第１項を改正しているため、「新」雇用保険法と規定。	基本手当の日額を改正したことから、当該額に相当する額とされている傷病手当についても、施行前後の経過措置をおくもの。 なお、第１項は、就業促進手当の規定の整備のための改正であるから、傷病手当の経過措置において措置すべき事項はない。

（参考）経過措置規定における「新雇用保険法」という文言の整理表

（表の見方）

- 経過措置で規定される雇用保険法の規定が、当該一部改正法の本則で改正されている場合（表中の○が該当）、
- 経過措置で規定される雇用保険法の規定（「項」・「号」単位）自体は、当該一部改正法の本則で改正されていないものの、当該規定を含む「条」中の他の規定が、本則で改正されている場合（表中の△が該当）（※）
- 経過措置で規定される雇用保険法の規定、当該規定を含む「条」中の他の規定のいずれも改正されていないが、当該規定の読替え規定が別途設けられている場合（表中の□が該当）

・「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成２２年法律第１５号）

	経過措置の条項	経過措置で規定される雇用保険法の規定	雇用保険法の規定の改正の有無
「新雇用保険法」	附則第２条	第６条第２号から第５号	全て○
	附則第４条	第１４条第２項第２号	○
		第２２条第５項	○
「雇用保険法」	規定なし		

・「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成２１年法律第５号）

	附則の条項	経過措置で規定される雇用保険法の規定	雇用保険法の規定の改正の有無
「新雇用保険法」	附則第３条	附則第５条	◎
	附則第４条	第６１条の４	◎
		第６１条の５	○
		附則第１２条	○
「雇用保険法」	規定なし		

・「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成１９年法律第３０号）

	附則の条項	経過措置で規定される雇用保険法の規定	雇用保険法の規定の改正の有無
「新雇用保険法」	附則第２条	第１０条の４第２項	○
	附則第５条	第６１条の４第６項	○
		第６１条の４第１項	△（第１項は改正していないが、第６項を改正）

	附則第６条	第３条	○
		第６２条第１項	○
		６５条	○
		第６８条第２項	○
	附則第９条	第６６条第１項	○
		附則第１０条第１項	○
	附則第１０条	第６０条の２第１項	○
		附則第８条	○
	附則第１１条	附則第９条	○
		第６１条の５第１項	□（附則第９条で読み替え）
「雇用保険法」	規定なし		

・「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成１５年法律第３１号）

	附則の条項	附則で規定される雇用保険法の条項	雇用保険法の条項の改正の有無
「新雇用保険法」	附則第２条第２項	第１０条の４第２項	○
	附則第４条	第２２条第１項	○
	附則第５条	第３７条第３項	△（第３項は改正していないが、第１項を改正）
	附則第７条	第４０条	□（附則第７条で読み替え）
	附則第８条	第５６条の２	○
	附則第９条	第６０条	○
	附則第１０条	第６０条の２第１項	○
	附則第１１条	第６１条第１項第１号	○
		第６１条の２	○
	附則第１２条	第６１条の４第４項	□（附則第１２条で読み替え）
	附則第１３条	第６１条の７第４項	□（附則第１３条で読み替え）
「雇用保険法」	規定なし		

・「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成６年法律第５７号）

	附則の条項	附則で規定される雇用保険法の条項	雇用保険法の条項の改正の有無
「新雇用保険法」	附則第３条	第１８条第１項	○
		第１８条第３項	○

		第３章	○
	附則第４条第２項	第２２条の２	○
	附則第５条	第３３条第１項ただし書	○
	附則第６条	第３７条第３項	△（第３項は改正していないが、第６項及び第９項を改正）
	附則第８条	第１６条から第１８条まで	全て○
	附則第９条	第４０条	○
	附則第１１条第２項	第４８条	○
	第５項	第５３条第１項	○
		第５４条第２号	○
	附則第１２条第１項	第５６条の２第１項	○
		第２２条	○
	附則第１４条第１項	第６１条	○
	第２項	第６１条の２	○
	附則第１５条	第６１条の４第１項	○
		第６１条の５第１項	○
	附則第１６条	第６６条第１項	○
「雇用保険法」	附則第４条第２項	第２０条第１項及び第２項	×
	附則第４条第３項	第２３条第１項	×
		第２４条第１項及び第２項	×
		第２５条第１項	×
		第２７条第１項	×
	附則第１３条第１項	第５７条	×

（※）たとえば、一部改正法の本則で雇用保険法第３７条第３項は改正されていないものの、第３７条第１項が改正されている場合、「新雇用保険法」第３７条第３項という規定ぶりとされているとの趣旨である。

（※）「新雇用保険法」ではなく、「新法」等と略している場合を含む。

（※）表中においては、引用している条項が重複している場合等は、一部掲載をしていない箇所もある。

高年齢雇用継続給付について、経過措置を置かない理由

高年齢雇用継続給付は「支給対象月」（第６１条第２項及び第６１条の２第２項）、すなわち暦月の初日から末日を支給単位としている。

このため、改正法の施行日である８月１日からは一律に改正後の額が適用され、施行日の前後において適用額に紛れが生じるおそれがないため、経過措置を設ける必要はない。

※　他の給付金であれば、８月１日を跨ぐ一定の期間について、一度に支給を受ける可能性があるが、高年齢雇用継続給付については、そうした可能性は制度上ないものである。

なお、平成１５年改正法では、附則第１１条において高年齢雇用継続給付の経過措置を設けているが、これは、賃金日額の改正とともに、高年齢雇用継続給付の給付率や支給要件等、その支給内容を改正したことに伴い、高年齢雇用継続給付の経過措置を置いたものである。

このため、今回の改正における経過措置の検討にあたっては、同様の規定を設ける必要はないものといえる。（次ページ参照）

※高年齢雇用継続給付に係る経過措置の整理

高年齢雇用継続給付に係る経過措置	内容
平成６年改正時の経過措置	高年齢雇用継続給付の創設に伴い、施行前後の適用関係を明示するために経過措置を置いたもの
平成１２年改正法（※経過措置なし）	
平成１５年改正法 附　則	
（高年齢雇用継続給付に関する経過措置） 第十一条　六十歳に達した日（その日において新雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日）が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。	平成１５年改正は、高年齢雇用継続給付の給付率を引き下げたものであるが、６０歳に達した日が施行日前の者に当該手当を支給する際には、引き下げる前の給付率を適用した額の支給を施行後も続けることを表すための規定である。
２　施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する高年齢再就職給付金の支給については、なお従前の例による。	平成１５年改正は、高年齢再就職給付金の給付率についても同様に引き下げたものであるが、施行日前に再就職した者に当該手当を支給する際には、引き下げる前の給付率を適用した額の支給を施行後も続けることを表すための規定である。
３　施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた賃金日額」とする。	前項の規定により、施行日以後に職業に就いた者には、改正後の給付率を適用することとなるが、そのうち施行日前に離職した者の「賃金日額」についてはなお従前の額によるため、施行前後の賃金日額の適用関係に紛れが生じないようにするための規定である。
４　新雇用保険法第六十一条の二第四項の規定は、施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対しては、適用しない。	平成１５年改正の際に新設した規定（高年齢再就職給付金と就業促進手当の併給調整規定）について、施行前後の適用関係を整理する規定である。

雇用保険料の弾力的変更に係る規定について経過措置を置かない理由

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）第１２条第４項の改正により、平成２４年度から、失業等給付に係る保険料率を1000分の２引き下げるものとしているところ。あわせて、弾力的変更による変更の範囲も、1000分の２ずつ引き下げるものとしている。

この点、1000分の２ずつ引き下げた後の、弾力的変更に係る規定が、いつから適用されるのかを検討する必要があるが、

- 保険料率の引下げ規定及び当該弾力的変更の改正規定は、双方とも平成２４年４月１日施行としており、その内、保険料率の引下げについては、平成２４年度から適用することを、附則において明示していること
- 弾力的変更の範囲の引下げは、保険料率の引下げと連動することは、その趣旨からしても明らかであること
- 弾力的変更の適用は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第１２条第５項においても、毎会計年度において行うものと規定されているところ、当該規定の施行日は平成２４年４月１日となっていること

から、弾力的変更の規定が、平成２４年度から適用されることは明らかであり、その適用関係に紛れが生じる可能性は無いため、適用関係に係る経過措置を設けないこととする。

なお、過去の同様の改正に際しても、以下のとおり、弾力的変更の規定の変更に伴い、当該規定の適用に係る経過措置を置いている事例はない。

法律番号	徴収法第１２条第５項の改正内容
改正雇用保険法 （平成６年法律第３０号）	雇用継続給付の創設に伴い、弾力的変更の発動基準に係る算式を、失業給付から失業等給付に変更するもの
改正雇用保険法 （平成１２年法律第５９号）	①弾力的変更の発動基準を、収入対比方式から支出対比方式に変更するもの ②失業等給付に係る保険料率を引き上げることに伴い、弾力的変更の範囲についても、同様に全体を引き上げるもの
改正雇用保険法 （平成１５年法律第３１号）	失業等給付に係る保険料率を引き下げることに伴い、弾力的変更の範囲についても、同様に全体を引き下げるもの
改正雇用保険法 （平成１９年法律第３０号）	①弾力的変更の範囲を、失業等給付に係る保険料率の±２／1000から±４／1000に拡

	大するもの ②一回の弾力的変更の適用期間について、それまで期間の定めが無かったところ、１年以内の期間に改めるもの

※　なお、改正雇用保険法（平成１２年法律第５９号）において、雇用保険の国庫負担割合の暫定措置を廃止した際には、

- 弾力的変更の発動を検討する際には、年度決算のうち最新のものを用いて、年度到来前に発動の可否を決定することとなるが、前々年度の決算額を踏まえた検討を行う必要があること
- そのため、改正後の年度に係る弾力的変更の発動を検討する際においても、なお、暫定割合によって国庫負担を行っていた年度の決算が影響すること

から、経過措置を置いた事例はあるが、今回の改正のような保険料率の変更に伴う弾力的変更の範囲の変更の際（平成１５年改正等）には、経過措置を置いていない。

住民基本台帳法の規定の整備について
（附則第 11 条関係）

1．現行制度の概要

（1）住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 7 の規定により、都道府県知事は、同法別表第 1 の上欄に掲げる国の機関等から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとされている（これにより本人確認が可能であり、例えば、住民票等の添付省略も可能。）。

（2）同法別表第 1 の 70 の項において、上欄に厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）、下欄に雇用保険法の附帯事業（雇用安定事業又は能力開発事業）の実施に関する事務の処理が規定されており、厚生労働省等の求めに応じ、本人確認情報の提供がなされているところである。

（3）これは、例えば、雇用安定事業の雇入れ助成金の申請のため、事業主が提出した労働者に係る本人確認資料に疑義が生じた際など、都道府県に本人確認情報の提供を依頼できるようにしておく必要に備えた規定である。

※ 継続審議中の「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」（平成 23 年 4 月 1 日施行（予定））において、機構が行っていた住民基本台帳の利用を必要とする助成金業務については、国に移管することとしている。

このため、同法案において、同事業に係る住民基本台帳法の別表第 1 の 70 の項の規定から「独立行政法人雇用・能力開発機構」を削除することとしている。

2．改正の趣旨

（1）新たに創設する雇用保険法第 64 条に規定する事業（以下「新事業」という。）に係る①及び②の事務の処理に関し、それぞれ、以下のとおり、本人確認情報の提供を受ける必要が生じる場合が想定される。

① 特定求職者に対する給付金の支給等

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第 7 条の規定による特定求職者に対する給付の支給や、求職者支援法第 5 条の規定による助成は、新事業として厚生労働省において行うところ、当該事業の実施のため、特定求職者や訓練実施機関の代表者の氏名等について、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

② 職業訓練の認定

求職者支援法第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練を行う訓練実施機関が、職業訓練の認定を申請する際に記載する代表者の氏名等を、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

（2）このため、①及び②の事務の処理に際して、厚生労働省が本人確認情報の利用をできるようにする必要がある。

3．具体的内容

2（1）①及び②事務の処理について、厚生労働省が本人確認情報を利用することができるよう、住民基本台帳法別表第1の70の項の下欄に、新事業を追加する。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「二千百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に改め、同条第二項中「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に、「四千二百十円以上一万九百五十円」を「四千六百四十円以上一万五百七十円」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千百四十円」を「二千三百二十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千五百八十円」を「一万五千七百二十円」に改め、同号ロ中「一万六千八十円」を「一万五千七百二十円」に改め、同号ハ中「一万四千六百二十円」を「一万四千三百六十円」に、同号ニ中「一万三千百六十円」を「一万二千八百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改め、同条第三項中「二千百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二

百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に改める。

第十九条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千二百九十五円」に改め、同条第二項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第五十六条の三第一項第一号を次のように改める。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であるもの

イ　職業に就いた者（ロに該当しない者に限る。）であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基

本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

第五十六条の三第一項第二号中「又は四十五日未満」を削り、同条第三項第一号中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）」に改め、同項第三号中「三十」を「四十」に改め、同号ロ中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十五万八百八十円」を「三十四万三千二百円」に改め、同条第七項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定に基づき必要な助成を行う

こと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の規定に基づき職業訓練受講給付金を支給すること。

二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職に関し必要な支援事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項第二号に規定する事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」の下に「及び第六十四条第一項に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「就職支援事業に要する費用（第一項第四号に規定する費用を

除く。）及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「（就職支援事業を含む。）」を、「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十五条中「平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において」を「引き続き検討を行い、できるだけ速やかに」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に改め、同項ただし書中「千分の二十一・五」を「千分の十九・五」に、「千分の二十二・五」を「千分の二十・五」に改め、同条第五項中「第五項」の下に「の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（雇用保険事業の事務の

執行に要する経費を除く。）」を、「失業等給付の額」の下に「並びに同法第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び職業訓練受講給付金の支給に充てられた額との合計額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加え、同条第九項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五から千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の二十一まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十七から千分の二十五まで」を「千分の十五から千分の二十三まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に、「千分の十八から千分の二十六まで」を「千分の十六から千分の二十四まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規定及び附則第十四条の規定　公布の日

二　第一条中雇用保険法第六十四条、第六十六条及び第六十八条の改正規定並びに附則第九条、第十一条から第十三条までの規定　平成二十三年十月一日

三　第二条及び附則第十条の規定　平成二十四年四月一日

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第三条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず

、前条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第四条　高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に対する第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第三十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項第二号ニ」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニ」とする。

2　前項の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の雇用保険法第十七条第四項第二号の規定は、適用しない。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第五条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者に対する新雇用保険法第四十条の規

定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第二条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

第六条　新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定する受給資格者等（以下この条において「受給資格者等」という。）に対する就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

（育児休業給付金の額に関する経過措置）

第七条　育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この

項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（介護休業給付金の額に関する経過措置）

第八条　介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第九条　新雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（雇用保険率に関する経過措置）

第十条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平

成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「第六十三条」の下に「及び第六十四条」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項及び附則第五条第八項中「第六十三条」の下に「及び第六十四条」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十三条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）」に要する費用」を加える。

第百三条第三項中「歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）」を加える。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、被保険者になろうとする者等の早期の就職を支援するために必要な職業訓練の機会の確保等を図る事業を新たに実施するほか、雇用保険率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」とあるのは「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千三百二十円（その額が次条の規定により変更されたときは、そ	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千百四十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その

の変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千二十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万五千七百三十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千三百円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万二千八百七十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千五百八十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万六千八十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千六百二十円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万三千百六十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千三百二十円以上四千六百四十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千二百九十五円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。

基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始る年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千百四十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千三百八十八円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。

基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であるもの

イ　職業に就いた者（ロに該当しない者に限る。）であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ　職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることがで

下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に四十を乗じて得た額を限度とし

きる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度とし

て厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつ

て厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつ

たときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十四万三千二百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定に基づき必要な助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の規定に基づき職業訓練受講給付金を支給すること。

たときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

第六十四条　削除

二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職に関し必要な支援事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項第二号に規定する事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び第六十四条第二項に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じ

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じ

て得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付（就職支援事業を含む。）に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業（第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てるものとする。

附　則

第九条　削除

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

て得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当する者を除く。）」と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十七・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十九・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び職業訓練受講給付金の支給に充てられた額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。

6・7　（略）

8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十三から千分の二十一まで」と、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十六から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

6・7　（略）

8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一（法第三十条の七関係）	別表第一（法第三十条の七関係）
提供を受ける国の機関又は法人	提供を受ける国の機関又は法人
（略）	（略）
七十　（略）	七十　（略）
事務	事務
（略）	（略）
雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条及び第六十四条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）

◎独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（業務の範囲） 第十四条　（略） 2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条及び第六十四条の規定による能力開発事業として行うものとする。 3・4　（略） 附　則 （業務の特例） 第五条　（略） 2～7　（略） 8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第	（業務の範囲） 第十四条　（略） 2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。 3・4　（略） 附　則 （業務の特例） 第五条　（略） 2～7　（略） 8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第

二項中「第八号」とあるのは「第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条及び第六十四条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条及び第六十四条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」

二項中「第八号」とあるのは「第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項

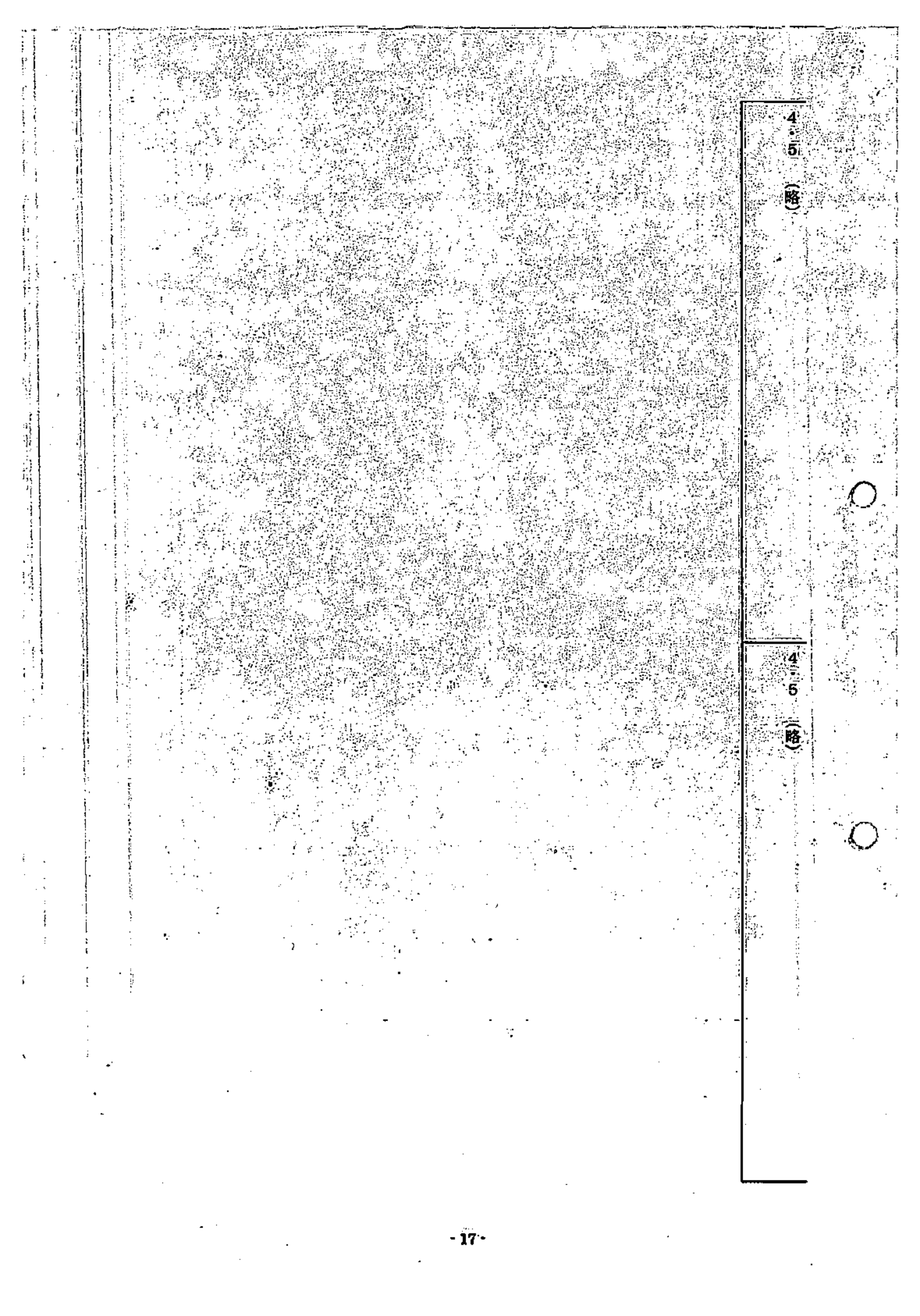
とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

	により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付、同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（同条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費（就職支援事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。	（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。


4
5
(略)
4
5
(略)

【読替表】

雇用保険法関係（第一条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項……二

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項……三

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項……四

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項……五

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項……六

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項……七

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条の規定による読み替えられた独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十一条等……八

雇用保険法関係（第一条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の四十五（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万五百七十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の四十五までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び職業訓練受講給付金の支給に充てられた額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三から千分の二十一まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五から千分の二十三まで、同号に掲げる事業については千分の十六から千分の二十四まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び職業訓練受講給付金の支給に充てられた額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）	（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）	（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）	（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）	（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条の規定による読み替えられた独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十一条等

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、附則第五条第八項により読み替えられた前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（業務の範囲）

第十四条　（略）

2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三号各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条及び第六十四条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号まで及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号及び附則第五条第一項第一号に掲げる業

（業務の範囲）

第十四条　（略）

2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条及び第六十四条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

務並びにこれらに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務

五　（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から附則第五条第八項により読み替えられた第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は第十四条第一項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務、職業能力

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務及び職業

開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

能力開発業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

1/24 求法セット

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もつて特

定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者のうち、労働の意思及び能力を有しているもの（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）であって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（職業訓練実施計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じて職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、国、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）及び次条第二項に規定する認定職業訓練を行う者が行う特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二　就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を機構に行わせるものとする。

（認定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等（国、都道府県及

び市町村並びに機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他特定求職者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるために必要な訓練又は講習であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。）又は認定職業訓練を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金

額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（譲渡等の禁止）

第九条　職業訓練受講給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するもの

とする。

一　職業指導及び職業紹介

二　公共職業訓練等又は認定職業訓練

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

（関係機関等の責務）

第十三条　職業安定機関、認定職業訓練を行う者、第七条第一項に規定する公共職業能力開発施設の長その

他関係者は、前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告）

第十五条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者又は認定職業訓練を行っていた者（以下「認定職業訓練を行う者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

2　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定求職者又は特定求職者であった者（以下「特定求職者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

3　機構は、第四条第一項の規定による認定に関する事務に関し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による質問又は立入検査（認定職業訓練が第四条第一項各号に

掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による立入検査について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条中「公共職業安定所に」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に」と、同条、第七条第一項、第十一条及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道

府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　認定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十五条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

三　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第二項の規定により機構が

行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用

する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）において第三条第一項及び第二項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、その者の行う職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の認定に相当する認定（以下この条におい

て「相当認定」という。）をすることができる。

2　厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が行った第四条第一項の認定とみなす。

3　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

（雇用保険法の一部改正）

第四条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行い、併せて同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を支給することができる。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」の下に「及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金（第四号において「職業訓練受講給付金」という。）の支給」を加え、同項に次の一号を加える。

四　職業訓練受講給付金については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「第六十四条に掲げる事業（第六十八条第二項において「就職支援事業」という。）に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援事業」を、「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第六条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第五項」の下に「の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（雇用保険法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る国庫の負担額を除く。）」を、「失業等給付の額」の下に「並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）に要する費用」を加える。

第百三条第三項中「歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「第六十三条」の下に「及び第六十四条」を加え、同項の次に次のように加える。

七十の二	厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）による同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（厚生労働省設置法の一部改正）

第九条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同

条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（検討）

第十一条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

平成23年1月

目　次

○雇用保険法（附則第四条関係）・・・

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行い、併せて同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を支給することができる。	第六十四条　削除
（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金（第四号において「職業訓練受講給付金」という。）の支給に要する費用の一部を負担する。	（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

四　職業訓練受講給付金については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、第六十四条に掲げる事業（第六十八条第二項において「就職支援事業」という。）に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業（第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てるものとする。

一～三　（略）

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

○　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（雇用保険法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る国庫の負担額を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。	8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。
6～9　（略）	6～9　（略）

◎ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付、同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（同条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費（就職支援事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）に充てるために必要な金額を、積立金とし	（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

て積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（法第三十条の七関係）			別表第一（法第三十条の七関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	事務		提供を受ける国の機関又は法人	事務	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条及び第六十四条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）	七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）
七十の二　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）による同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）			

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）	（都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）

◎ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略）	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略）
（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。	（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3～4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3～4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とある

一～三　（略）

四　職業能力開発業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とある

のは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで

のは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並び

及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。	に附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

【読替表】

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十七条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十七条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第十一条、第十二条・・・

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十七条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十七条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第十一条、第十二条

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に求職の申込みをしている者のうち、労働の意思及び能力を有しているもの（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）であって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと地方運輸局の長が認めたものをいう。 （職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、第十二条第一項の規定により地方運輸局の長が指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他特定求職者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるために必要な訓練又は講習であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。）又は認定職業訓練を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給す	（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者のうち、労働の意思及び能力を有しているもの（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）であって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。 （職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他特定求職者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるために必要な訓練又は講習であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。）又は認定職業訓練を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給

ることができる。

2　（略）

（就職支援計画の作成）

第十一条　地方運輸局の長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一～三　（略）

（地方運輸局の長の指示）

第十二条　地方運輸局の長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　地方運輸局の長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　地方運輸局の長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

することができる。

2　（略）

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一～三　（略）

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第十条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第八項の規定による読み替えられた同法第十一条等

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、附則第五条第八項により読み替えられた前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（業務の範囲）

第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導

（業務の範囲）

第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導

員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三号各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号並びに附則第五条第一項第二号及び第二項第一号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号まで及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務

五　（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から附則第五

二　（略）

三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規

条第八項により読み替えられた第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は第十四条第一項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の承認をしようとするとき。

定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務及び職業能力開発業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

林第四部長御説明資料

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
厚生労働省職業能力開発局総務課

目　次

「職業及び生活の安定」について（第１条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
認定要件についての考え方（第４条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第７条の政令で規定する訓練（第７条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
返還命令の実施主体について（第８条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
船員になろうとする者に関する特例（第１７条関係）・・・・・・・・・・・・・・・８
分掌と委任について（第１８条及び附則第９条関係）・・・・・・・・・・・・・・１０
雇用保険法第６４条の規定について（附則第４条関係）・・・・・・・・・・・・・１１
徴収保険料の雇用保険事業への充当に係る規定の経過措置の要否について（附則第４条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構における運営委員会について（附則第１０条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

「職業及び生活の安定」について（第１条関係）

１．基本的な考え方

求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 基礎的な技能及び知識の付与による職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

② 職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、同制度を構成する施策について規定した本法律案の目的も、これを踏まえたものとすることが適当である。

２．今回の整理

（１）労働関係法令において、その目的としては、

① 「雇用の安定」（港湾労働法（昭和63年法律第40号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）等）、

② 「職業の安定」（職業安定法（昭和22年法律第141号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）、

③ 「福祉の増進」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）

④ 「生活の安定」（賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律94号）

が考えられる。

（２）ここで、今回と同様に、職業訓練の提供、特別な職業指導、給付金の支給等の措置を講じている国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律94号）においては、その目的が「漁業離職者の職業及び生活の安定」とされていることを踏まえ、本法案の目的も「職業及び生活の安定」とする。

（参考）

○ 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）

第３条　職業訓練

第５条　就職指導

第６条の３　給付金の支給等

認定要件についての考え方（第４条関係）

１．労働行政関係法律における認定の要件

労働行政関係の法律においては、事業主等が、国が定める指針等を踏まえ作成する雇用改善計画等を厚生労働大臣が認定するという仕組みがとられている例があるが、その際の共通的な認定要件として、

① 国が定めた指針等に照らして適切なものであること

② 事業主等が作成する（個々の）計画が、当該計画に定められた目標を達成するために適切なものであること

③ その他政令又は厚生労働省令で定める基準に適合するものであること

という項目が掲げられている（別紙参照）。

２．認定職業訓練に関する考え方

（１）第４条第１項においては、職業訓練の認定基準として

イ 職業訓練実施計画に照らして適切なものであること

ロ 就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること

ハ その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること

としている。

（２）上記のイからハまでは、それぞれ、１の①から③までに相当するものであり、

・ イについては、当該職業訓練が、その実施体制、実施目標等について、施策の全体的な実施方針である職業訓練実施計画の趣旨や枠組に沿って行われようとしているものであること

・ ロについては、個々の職業訓練のカリキュラムや訓練内容等が、当該職業訓練が目指す仕上がり像を達成するに足るものであること

・ ハについては、職業訓練を行う者の実績、経営状況等、訓練内容とは別に職業訓練を行う者等に求められる要件等

をそれぞれ指すものである。

【別紙】認定の例

○林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（計画の認定）

第五条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。

二　前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

三　第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。

四　その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

○　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

（改善計画の認定）

第四条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二　前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。

三　事業協同組合等が第十三条第八項の規定により適用される同条第四項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、労働者の利益に反しないものであること。

四　その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

4　（略）

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の認定）

第十二条　（略）

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項各号に掲げる事項が建設雇用改善計画に照らして適切なものであること。

二　前項第二号及び第三号に掲げる事項が同項第一号に掲げる改善措置の目標を確実に達成するために適切なものであること。

三　前項第四号に規定する場合にあっては、事業主団体が法人格を有するものであること。

四　前項第五号に規定する場合にあっては、建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主が建設事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものに該当すること。

五　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認められること。

第７条の政令で規定する訓練（第７条関係）

１．雇用保険法第15条第３項の「公共職業訓練等」について

（１）雇用保険法第 15 条第３項では、「国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。」とされており、雇用保険法施行令（昭和５０年政令第２５号）第８条において、国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）のほか、以下の訓練等が定められている。

政令で定められているもの	具体的な訓練
①　法第63条第１項第３号の講習及び訓練	求職者及び退職を予定する者に対して作業環境に適応させるための訓練（職場適応訓練）、介護労働安定センターにおける離転職者等を対象とした介護関係業務の訓練（介護労働講習）
②　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 13 条の適応訓練	求職者である障害者について行うその能力に適合する作業の環境に適応することを容易にすることを目的とした訓練
③　高齢法第23条第１項の計画に準拠した同項第３号に掲げる訓練	中高年齢失業者等に対する就職促進措置として行われる訓練で、失業者に作業環境に適応させることを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための訓練

（２）なお、これらの訓練は雇用保険法第 24 条の訓練延長給付の対象となっているが、これは、当該訓練等が、給付を延長してその受講を容易にし、技能を付与することが就職の促進につながる訓練であるためである。

２．今回の整理

（１）本制度においては、認定職業訓練が特定求職者向けの主たる訓練と想定されるが、特定求職者によっては、認定職業訓練よりも実践的な内容を含む公共職業訓練（①）や、個々の特定求職者の実情に応じた訓練又は講習（②～⑤）を受講した方が早期の就職に結び付く場合も想定される。このため、これらの者が公共職業訓練等を受講する場合にも、これを容易にするための給付を支給することとしている。

（2）そのため、給付の対象となる公共職業訓練等については、特定求職者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるために必要な訓練又は講習を政令で定めることとするが、その際、政令に規定する訓練等については、雇用保険において訓練延長給付の対象となっている訓練が、その受講を容易にし、技能を付与することが就職の促進につながる訓練であることから、今回の特定求職者の就職の促進に資するものであると考えられるため、これらと同じ訓練とすることを想定している。

返還命令の実施主体について（第８条関係）

１．主な労働関係法令における返還命令等の実施主体

（１）給付を行う代表的な労働関係法令である雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第１０条の４、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第１２条の３においては、偽りその他の行為により給付金等を不正に受給した者について受給した額の返還等を命ずる主体は、いずれも「政府」となっている。

（２）これは、

① 雇用保険も労働者災害補償保険もいずれも管掌者は「政府」であること

② 返還命令等の結果、金銭は国庫に返納されることとなること

から、その実施主体が「政府」になっているものと考えられる。

（３）これは、本体事業と附帯事業について共通であり、労働者災害補償保険の附帯事業（社会復帰等促進等事業）として行われる未払賃金の立替払事業を規定した賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第８条においても、偽りその他の行為により不正弁済を受けた者について弁済を受けた額の返還等を命ずる主体は「政府」とされている。

２．今回の整理

本法案における特定求職者に対する職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法の附帯事業に位置付けられるものであることから、上記１の整理を踏まえ、その実施主体は「政府」とする。

船員になろうとする者に関する特例（第17条関係）

1．船員の読替規定を設ける趣旨について

（1）公共職業訓練等及び認定職業訓練には、船員となろうとする者に対する訓練も含まれる。

（2）船員になろうとする者に対する職業相談、職業指導、職業訓練等への受講指示等については、船員職業安定法に基づき運輸局等が行うこととされていることから、本法律案で公共職業安定所に行うこととなっている求職申込み、公共職業安定所長が行うこととなっている訓練への受講指示、就職支援計画の作成等については地方運輸局で行うことが必要であり、必要な読替規定を設けるものである。

（3）なお、

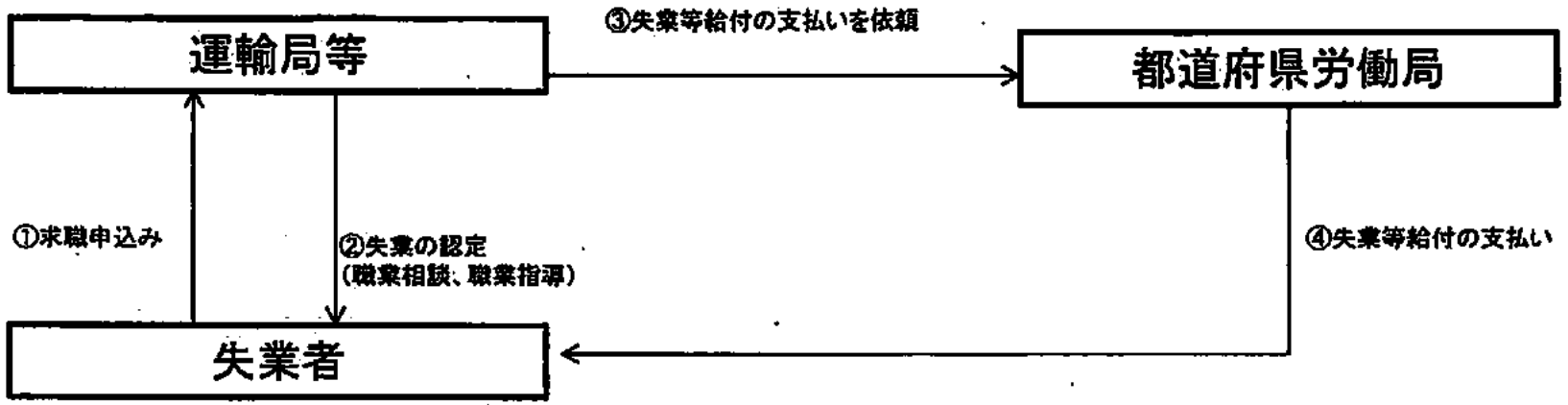
① 地方運輸局長が具体的に行うのは受講指示、就職支援計画の作成等に限られるため、認定職業訓練を行う者との関係はなく、給付金の支給に関する実質的な業務にも関与しないことから、第15条の認定職業訓練を行う者や特定求職者から報告徴収の規定を読替える必要はなく、

② 地方運輸局長には、受講指示、就職支援計画の作成等に限って地方運輸局長に事務を行わせるに過ぎず、その他の事務を行うことは想定されないことから、第19条の実施省令の読替えを行う必要はないものと整理している。

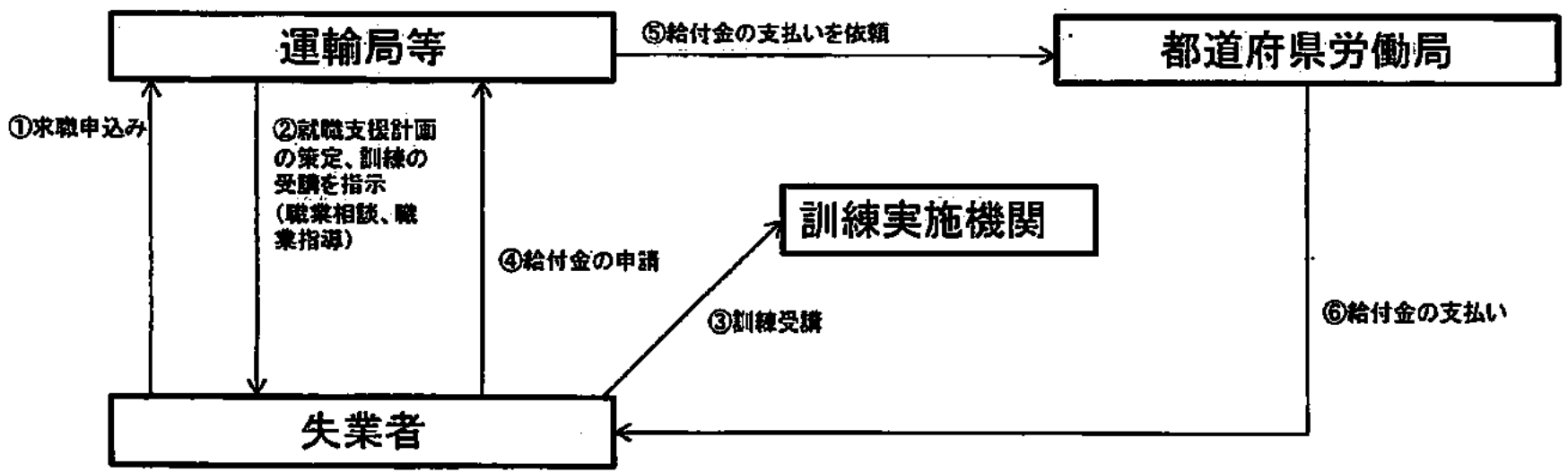
2．今回の事務の流れ及び雇用保険における事務の流れについて、次項のとおり。

運輸局等における事務の流れ

＜雇用保険法＞



＜職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律＞



分掌と委任について（第18条及び附則第９条関係）

１．「分掌」と「委任」について

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第21条の規定は、都道府県労働局が分掌する事務を規定するものであるところ、ここでいう「分掌」とは「一定の機関の権限に属する事務を事務処理の便宜のため、特定の部局又は特定の者に分けて処理させること又は処理する事実」をいうものであり、「事務の分掌をしているということのみでは、外部に対して自己の名においてその権限を行使することはできない」ものである（吉国一郎等編「法令用語辞典（第八次改訂版）」（学陽書房）より）ため、個別法において規定する厚生労働大臣から都道府県労働局長への権限委任とは趣旨を別にするものである。

２．今回の同様の規定例

例えば、雇用保険法と同様である。

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（権限の委任）

第八十一条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

２　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（所掌事務）

第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

六十一　政府が管掌する雇用保険事業に関すること。

（都道府県労働局）

第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。

２・３　（略）

雇用保険法第６４条の規定について（附則第４条関係）

（１）雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三条は、「雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」と規定されているところ、雇用安定事業及び能力開発事業については、これを行っても行わなくてもよいものとの理解もあり得るかとの問題が生じる。

（２）しかしながら、

① 失業した際の給付のみを行っていた失業保険制度について、失業保険制度を改善発展させ、雇用に関する総合的機能を持った雇用保険制度を創設することとした経緯があること（当時、各国の雇用政策は失業に対する事後的救済措置から積極的に完全雇用の達成を目指したものへと転換しており、雇用保険法の制度もそのような流れの中に位置づけられるものである。）。

② その際、第１条の目的規定において、能力開発事業等についても「あわせて」以下に規定されたこと

を併せ考えれば、雇用に関する総合的機能を持った雇用保険制度において、能力開発事業等は失業等給付と並ぶ事業と位置付けられているものであり、能力開発事業等は必ず実施するものであることは、その立法趣旨から明らかである。

（参考）雇用保険法等趣旨説明

この雇用保険法案要綱におきましては、前述のような今後の経済社会の動向を前提とし、社会的公平の見地に立脚し、真に対策を必要とする人たちに思い切って手厚い措置を講ずることが必要であるとの考えに立って、すべての雇用労働者を適用対象とし、高齢者等就職の困難な層や低所得者に対し、就職援護施策の充実、全国的不況時における失業保障機能の強化、給付面における不均等の是正等、給付内容の改善、整備を行うとともに、雇用の状態の改善、能力開発の推進などにより、質量両面にわたる完全雇用の実現への要請に積極的にこたえることができるよう、失業保険制度を改善発展させ、雇用に関する総合的機能を持った雇用保険制度を創設することといたしました。

（中略）

次に、雇用保険法案の内容の概要を御説明申し上げます。

（中略）

第二に、雇用保険は、この目的を達成するため、失業給付を行うほか、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行うことといたしております。

（以下略）

徴収保険料の雇用保険事業への充当に係る規定の経過措置の要否について
（附則第４条関係）

新雇用保険法第 64 条の規定により新たに実施する事業について、徴収保険料を当該事業に充当するための規定の整備。

これまで、雇用保険事業に対する徴収保険料の充当に係る雇用保険法第 68 条第２項の改正に伴い、保険料等に関する経過措置を設けた事例はないため、今回の改正においても経過措置は設けないものとする。

※　雇用保険法第 68 条第２項を改正した際の経過措置について

○昭和 52 年改正：経過措置なし（昭和 52 年 10 月１日施行）

事業主負担の保険料により実施される事業について、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業の３事業のほか、新たに実施するものとされた雇用安定事業を加えた４事業に対する事業主負担の保険料の充当について規定

○平成元年改正：経過措置なし（平成元年４月１日施行）

従来の４事業を整備（雇用安定事業と雇用改善事業の統合）し、整備後の３事業に対する事業主負担の保険料の充当について規定

○平成６年改正：経過措置なし（平成７年４月１日施行）

従前、失業給付については、一般保険料徴収額から三事業費分を減じた額に、印紙保険料額を追加した額に相当する額の保険料を利用してきたところ。新設の雇用継続給付を失業給付に加えた「失業等給付」についても、従前の「失業給付」と同様に、当該給付に対する保険料の充当について規定

○平成 19 年改正：経過措置なし（平成 19 年４月１日施行）

従来の３事業を整備（雇用福祉事業の廃止）し、整備後の２事業に対する事業主負担の保険料の充当について規定

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構における運営委員会について（附則第10条関係）

○　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）における運営委員会においては、業務方法書の変更、中期計画、年度計画のほか、職業能力開発業務について、運営委員会の議を経なければならないとしている（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」という。）第11条）（機構において、職業訓練に特化した組織とするとの考え方に則したもの）。

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定による認定に関する事務についても、職業訓練に関する業務であり、当該業務に関する上記の業務方法書の変更等については、他の職業訓練関連の業務と同様、運営委員会の議を経るものとすることとしたい。

○　なお、運営委員会に求められる役割は、上記のとおり、法人の運営の在り方についての審議を行うことであることから、個々の職業訓練に係る認定について審議を行わせるという趣旨ではない。

○　また、機構法第11条に規定する「職業能力開発業務」とは、機構が行う業務のうち職業能力開発に関するものに係る略称であり、求職者支援法附則第4条による改正後の雇用保険法（昭和49年法律第116号）第63条及び第64条の能力開発事業とは無関係である。

【参考】

○　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）

（※　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（継続審議）附則第13条による改正後の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法）

（運営委員会の設置及び権限）

第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。

一　業務方法書の変更

二　通則法第三十条第一項に規定する中期計画

三　通則法第三十一条第一項に規定する年度計画

3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案　内閣法制局説明資料　抜粋）

第11条（運営委員会の設置及び権限）

【趣旨】

○　本条は、高齢・障害・求職者雇用支援機構に運営委員会を置くこと及びその職務権限について定めた規定である。

【具体的内容】

（1）運営委員会の設置について（第1項）

ア　設置の必要性

○　閣議決定において、「ユーザーである中小企業等の使用者や労働者の代表による組織運営への参画とコントロールが可能な仕組みを導入する。」とされたところである。

○　当該閣議決定に基づき、職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者や当該実務に識見を有する労働者及び事業主の代表から成る運営委員会を設置し、職業能力開発業務に係る中期計画等について「議を経るものとする」とし、独立行政法人の意思決定機関である理事長の意思決定に一定の制約を課すこととする。

なお、勤退機構（※）、沖縄科学技術研究基盤整備機構、平和祈念事業特別基金において、運営委員会を設置することを法定しており、法制化は可能である。

※　勤退機構については、共済制度に係る業界特有の専門性、業界内の経営状況の差異から発生する利害等を調整し公平性、中立性を担保するために設置。

イ　運営委員会が対象とする業務の範囲

○　閣議決定では、能開機構について、職業訓練に特化した組織とするとともに、保険料を負担する中小企業等の事業主やユーザーである労働者の代表による組織運営への参画とコントロールが可能な仕組みを導入することとされている。

○　このため、新たに法定する運営委員会については、法人全体の業務とするのではなく、職業能力開発業務に係るものに限定すべきと考えられる。

なお、勤退機構についても、特定業種ごとに運営委員会を構成しており、また、特定業種以外の一般の共済契約に係る運営委員会は設置されていないことから、運営委員会の審議事項を独立行政法人の業務の一部に限定することは可能であると考える。

（2）運営委員会の議を経る事項について（第2項）

○　高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に重要な事項である、業務方法書の変更、中期計画・年度計画の策定について、運営委員会の議を経ることとする。

なお、勤退機構の運営委員会についても、同様の事項について、議を経る事項としている。

※　業務方法書は、通則法第28条の規定により、独立行政法人の業務開始の際に作成しなければならない文書であり、独法評価委員会の意見を聴いた上で、主務大臣の認可を必要とするもの。業務方法書に規定する事項については、同条第２項により、主務省令で規定することになっている。

※　中期計画は、通則法第38条の規定により、主務大臣が定める中期目標（３～５年単位の目標）に基づき、独立行政法人が作成する計画のこと。主務大臣は独法評価委員会の意見を聴いた上で認可する必要がある。

※　年度計画は、毎事業年度ごとに、年度の開始前に中期計画に基づき、独立行政法人が作成する計画のこと。主務大臣に対して報告することが必要。

（３）運営委員会による建議について（第３項）

○　運営委員会は、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができることとする。

なお、勤退機構の運営委員会についても、同様の権能を与えている。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案
用例集

（本則関係）

条　　項	用　　例	頁
第1条関係	「職業及び生活の安定」の例	1
第2条関係	「被保険者である者」、「受給資格者である者」の例	2
第3条第1項関係	「国及び（又は）○○（地方公共団体、独立行政法人以外の者）」の例	3
第4条第1項関係	「計画に照らして適切なものであること」の例	4
第18条関係	政令で地方に分掌させるものを「委任することができる」とする例	5

（附則関係）

附則第4条関係	「・・・に規定する○○」の例	6
附則第6条関係	「雇用保険法による雇用保険事業」の例	7
	「に係る国庫の負担」の例	7
附則第8条関係	「○○法による同法第○条の○○に関する事務であって総務省令で定めるもの」の例	8
附則第9条関係	所掌事務に明記されていない事項を分掌事務として具体的に明記する例	9

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案　用例集

（第一条関係）

「職業及び生活の安定」の例

◎国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法

（昭和五十二年法律第九十四号）

（目的）

第一条　この法律は、漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて漁業離職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

（第二条関係）

「被保険者である者」、「受給資格者である者」の例

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

（昭和四十六年法律第百二十九号）

（失業保険に関する経過措置）

第百四十四条　（略）

2　（略）

3　この法律の施行の際沖縄失保法受給資格者である者（次項の規定により離職があつたとみなされることにより沖縄失保法受給資格者であることとなる者を含む。）は、失保法に規定する受給資格者とみなす。

4　この法律の施行の際沖縄失保法被保険者である者であつて、沖縄において沖縄失保法が効力を有せず、かつ、船員保険法が効力を有しているとした場合においては同法第十七条の規定による被保険者であることとなるものが引き続き同条の規定による被保険者となつたときは、その者については、この法律の施行の日の前日に沖縄失保法第三条第二項に規定する離職があつたものとみなす。

5・6　（略）

（第二条第一項関係）

「国及び（又は）○○（地方公共団体、独立行政法人以外の者）」の例

○地球温暖化対策の推進に関する法律

（平成十年法律第百十七号）

（保有の推定）

第三十八条　国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

（第四条第一項関係）

「計画に照らして適切なものであること」の例

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律

（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の認定）

第十二条　（略）

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項各号に掲げる事項が建設雇用改善計画に照らして適切なものであること。

二～五　（略）

（第十八条関係）

設置法で地方に分掌させるものを「委任することができる」とする例

○雇用保険法

（昭和四十九年法律第百十六号）

（権限の委任）

第八十一条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

○厚生労働省設置法

（平成十一年法律第九十七号）

（所掌事務）

第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

六十二　政府が管掌する雇用保険事業に関すること。

（都道府県労働局）

第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。

2・3　（略）

（附則第四条関係）

「・・・に規定する○○」の例

○雇用保険法

（昭和四十九年法律第百十六号）

（雇用安定事業）

第六十二条　政府は、被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一　（略）

二　離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

三～五　（略）

2・3　（略）

（能力開発事業）

第六十三条　政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

一　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十三条に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、同法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、同法第二十四条第三項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する認定職業訓練（第五号において「認定職業訓練」という。）その他当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと並びに当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

二～七　（略）

2・3　（略）

（附則第六条関係）

「雇用保険法による雇用保険事業」の例

○健康保険法

（大正十一年四月二十二日法律第七十号）

附則（昭和五九年八月一四日法律第七七号）抄

第二十七条　施行日前に行われた旧日雇健保法の規定による療養の給付又は家族療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給に係る療養に要する費用のうち、施行日の属する月の末日までに旧日雇健保法第十条第五項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局が当該療養に関し請求したものに係る国庫の負担については、なお従前の例による。

2　旧日雇健保法の規定による日雇労働者健康保険の保険者が老人保健法の規定により納付すべきであつた拠出金であつて施行日の属する月の末日までに納付するものに係る国庫の負担については、なお従前の例による。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

（平成十八年六月二日）

（船員保険特別会計の見直し）

第二十二条　船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成十八年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。次条第一項において「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七条の二第一項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成二十二年度までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。

「に係る国庫の負担」の例

（附則第八条関係）

「○○法による同法第○条の○○に関する事務であって総務省令で定めるもの」の例

○住民基本台帳法

（昭和四十二年法律第八十一号）

別表第一（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
（略）	（略）
百二十　独立行政法人環境再生保全機構	石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二条第一項の認定に関する事務であって総務省令で定めるもの
（略）	（略）

（附則第九条関係）

所掌事務に明記されていない事項を分掌事務として具体的に明記する例

○農林水産省設置法

（平成十一年法律第九十八号）

（所掌事務）

第四条　農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十四　（略）

二十五　農業経営の改善及び安定に関すること。

二十六～八十七　（略）

（北海道農政事務所）

第二十一条　北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第二十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の規定による交付金の交付に係るものに限る。）、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二・三　（略）

2・3　（略）

国及び認定職業訓練を行う者を対象とする計画とすることについて

1．職業訓練実施計画の位置づけ

（1）公共職業訓練を含む我が国の職業能力開発政策の在り方についての基本となる計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第5条第1項に規定する職業能力開発基本計画（以下「基本計画」という。）である。

（2）職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）に基づく職業訓練に関する施策は、基本計画の体系の下で展開されるものであり、その意味では、求職者支援法第3条第1項の規定により厚生労働大臣が定める職業訓練実施計画（以下「実施計画」という。）は、個別法としての求職者支援法の枠組において、基本計画の理念を個別具体的に実現するための事業実施計画として位置づけられることとなる。

（3）実施計画において厚生労働大臣が定めることができる事項としては、国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）及び厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を行う者による職業訓練の実施の在り方に関する事項となる。

※　都道府県が行う職業訓練については、職業能力開発促進法第7条の規定により、都道府県が、基本計画に基づき都道府県職業能力開発計画を策定するものとする（→現在、努力義務規定へと改正中）こととされている。

都道府県が行う職業訓練は、自治事務として整理されており、その具体的な施策の実施の在り方は、国による拘束を受けるものではなく、同計画の下、展開されるものである。

2．国の事務についてのみ計画を定めることとしている例

（1）職業能力開発促進法における職業訓練の実施に関する計画

→　都道府県が行う職業訓練は、自治事務と整理されているため、上記の計画の対象とはならない。

※　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

（2）食品衛生法における輸入食品監視指導計画

→　都道府県が行う食品衛生に関する監視指導は、自治事務と整理されているため、上記の計画の対象とはならない。

※　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

第二十三条　厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。

②輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

二　輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

三　その他監視指導の実施のために必要な事項

③厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

④厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

1/24 雇法セット

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「二千百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に改め、同条第二項中「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に、「四千二百十円以上一万九百五十円」を「四千六百四十円以上一万五百七十円」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千百四十円」を「二千三百二十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千五百八十円」を「一万五千二十円」に改め、同号ロ中「一万六千八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ハ中「一万四千六百二十円」を「一万四千三百円」に改め、同号ニ中「一万三千百六十円」を「一万二千八百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成二十二年四月一日」に改め、同条第三項中「二千百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二

百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に改める。

第十九条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千二百九十五円」に改め、同条第二項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第五十六条の三第一項第一号を次のように改める。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者である者

イ　職業に就いた者（厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く。）であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基

本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

第五十六条の三第一項第二号中「又は四十五日未満」を削り、同条第三項第一号中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）」に改め、同項第三号中「三十」を「四十」に改め、同号ロ中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十五万八百八十円」を「三十四万三千二百円」に改め、同条第七項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十五条中「平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において」を「引き続き検討を行い、できるだけ速やかに」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に改め、同項ただし書中「千分の二十一・五」を「千分の十九・五」に、「千分の二十二・五」を「千分の二十・五」に改め、同条第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に改め、同条第九項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五から千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の二十一まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に、「千分の十八から千分の二十六まで」を「千分の十六から千分の二十四まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規定及び附則第十条の規定　公布の日

二　第二条及び附則第九条の規定　平成二十四年四月一日

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第三条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第三十七条第三項の規定にかかわらず、前条の規定による基本手当の日額に相

当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第四条　高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に対する新雇用保険法第三十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合（改正法第一条の規定による改正前の雇用保険法第十七条第四項第二号に係る場合を除く。）」とし、同条第二項中「第十七条第四項第二号ニ」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニ」とする。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第五条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十

八条まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

第六条　新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定する受給資格者等（以下この条において「受給資格者等」という。）に対する就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

（育児休業給付金の額に関する経過措置）

第七条　育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同

条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（介護休業給付金の額に関する経過措置）

第八条　介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（雇用保険率に関する経過措置）

第九条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」とあるのは「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千三百二十円（その額が次条の規定により変更されたときは、そ	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千百四十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その

の変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千二十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万五千七百三十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千三百円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万二千八百七十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千五百八十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万六千八十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千六百二十円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万三千百六十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千三百二十円以上四千六百四十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千二百九十五円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。

基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始る年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千四百十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千三百八十八円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。

基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者である者

イ　職業に就いた者（厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く。）であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ　職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることがで

下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に四十を乗じて得た額を限度とし

きる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度とし

て厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつ

て厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつ

たときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十四万三千二百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

附　則

第九条　削除

たときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当する者を除く。）」と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（そ

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

の職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十七・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十九・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6～8　（略）

9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十三から千分の二十一まで」と、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十六から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

6～8　（略）

9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

【読替表】

雇用保険法関係（第一条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項……二

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項……三

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項……四

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項……五

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項……六

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項……七

雇用保険法関係（第一条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の四十五（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万五百七十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の四十五までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三から千分の二十一まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五から千分の二十三まで、同号に掲げる事業については千分の十六から千分の二十四まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合（改正法第一条の規定による改正前の雇用保険法第十七条第四項第二号に係る場合を除く。）にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があった日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあった日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）	（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があった日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあった日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における改正法第二条の規定による改正前の第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）	（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第二項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）	（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）	（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
用例集

（本則関係）

条項	用例	頁
第56条の３関係	「者である者」の例	1

（五十六条の三関係）

「…者である者」の例

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令

（平成十九年十月十九日政令第三百十八号）

（介護合算算定基準額）

第十六条の三

3　前条第四項の介護合算算定基準額については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定を、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基準日において日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項（同令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十四条第四項	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第二項（同令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十四条第二項
基準日において国民健康保険の世帯主等である者又は当該世帯主等と同一の世帯に属する当該者以外の国民健康保険の被保険者である者	国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の三第一項並びに第二十九条の四の四第一項及び第二項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第三項並びに第二十九条の四の四第一項及び第二項

（五十六条の三関係）

「…者である者」の例

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

（昭和四十六年法律第百二十九号）

（失業保険に関する経過措置）

第百四十四条

3　この法律の施行の際沖縄失保法受給資格者である者（次項の規定により離職があつたとみなされることにより沖縄失保法受給資格者であることとなる者を含む。）は、失保法に規定する受給資格者とみなす。

雇用保険法の過去三回の主な改正における附則

・平成１２年法律第５９号　・・・・・・・・・・1

・平成１５年法律第３１号　・・・・・・・・・・3

・平成２１年法律第５号　・・・・・・・・・・7

附　則（平成一二年三月三一日法律第一六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第八条及び第十条（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四条及び第二十五条の改正規定に限る。）並びに附則第二条から第七条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十九条の規定は平成十四年三月三十一日から、第四条、第六条、第九条及び第十条（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十八条及び附則第二十三条の改正規定に限る。）並びに附則第八条、第九条、第十三条、第十六条及び第二十二条から第二十七条までの規定は同年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年五月一二日法律第五九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法第六十四条第一項の改正規定　公布の日

二　第一条中雇用保険法第六十二条第一項第二号の改正規定　平成十二年十月一日

三　第一条中雇用保険法第六十一条の四第四項、第六十一条の五第二項及び第六十一条の七第四項の改正規定、第三条中船員保険法第三十六条第四項、第三十七条第二項及び第三十八条第四項の改正規定並びに附則第七条、第八条、第十四条及び第十五条の規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法（昭和三三年法律第百二十八号）第六十八条の二及び第六十八条の三第一項の改正規定、附則第二十四条の規定、附則第二十八条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の二及び第七十条の三第一項の改正規定並びに附則第二十九条の規定　平成十三年一月一日

（基本手当の日額の端数処理に関する経過措置）

第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額の端数処理については、なお従前の例による。

（短時間労働被保険者であった受給資格者に係る賃金日額に関する経過措置）

第三条　旧受給資格者でその受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であったものに係る第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第十七条第四項第一号イの規定の適用については、なお従前の例による。

（基本手当の支給の期間及び日数並びに所定給付日数に関する経過措置）

第四条　旧受給資格者に係る雇用保険法第二十条の規定による期間及び日数並びに同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。

（雇用保険の個別延長給付の支給及び延長給付に関する調整に関

する経過措置）

第五条　旧受給資格者に係る第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第二十二条の二及び第二十三条の規定による個別延長給付の支給並びに旧雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

（雇用保険の再就職手当の額に関する経過措置）

第六条　旧受給資格者に係る雇用保険法第五十六条の二第三項の規定による再就職手当の額については、なお従前の例による。

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

第七条　雇用保険法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間であって、その初日が平成十三年一月一日前であるものについて支給される同条第一項の育児休業基本給付金の額については、なお従前の例による。

2　新雇用保険法第六十一条の五第二項に規定する休業をした期間内に同項に規定する支給単位期間（以下この項において単に「支給単位期間」という。）であって、その初日が平成十三年一月一日前であるものがある場合における同条第一項の育児休業者職場復帰給付金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その初日が同月一日前である支給単位期間の数に当該支給単位期間に支給を受けることができる育児休業基本給付金に係る休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額（以下この項において「休業開始時月額」という。）の百分の五に相当する額を乗じて得た額に、その初日が同月一日以後である支給単位期間の数に休業開始時月額の百分の十に相当する額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

第八条　雇用保険法第六十一条の七第三項に規定する支給単位期間であって、その初日が平成十三年一月一日前であるものについて支給される同条第一項の介護休業給付金の額については、なお従前の例による。

（雇用保険の国庫負担等に関する経過措置）

第九条　平成十二年度以前の年度に係る雇用保険の国庫の負担額については、なお従前の例による。

2　平成十二年度以前の会計年度に係る労働保険特別会計雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成一三年四月二五日法律第三五号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第一条及び第六条の規定並びに次条（第二項後段を除く。）及び附則第六条の規定、附則第十一条の規定（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第二十号の十三の改正規定

を除く。）並びに附則第十二条の規定は、同年六月三十日から施行する。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第四条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第二十五条第一項の措置が決定された旧雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者に係る当該措置に基づく基本手当の支給及び旧雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条第三項及び第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一四年八月二日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

附　則（平成一四年一二月一三日法律第一六五号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条（障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の改正規定（「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、第七条、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附　則（平成一四年一二月一三日法律第一七〇号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附　則（平成一五年四月三〇日法律第三二号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

（返還命令等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にした偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者に対するその失業等給付の全部又は一部を返還することを又はその失業等給付の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第十条の四第二項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等について適

用し、施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対するその失業等給付の支給を受けた者と連帯して失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（基本手当の所定給付日数に関する経過措置）

第四条　旧受給資格者に係る新雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第五条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第三条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第六条　高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第七条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。次項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（雇用保険の就業促進手当等の支給に関する経過措置）

第八条　新雇用保険法第五十六条の二の規定は、施行日以後に職業に就いた新雇用保険法第五十六条の二第二項に規定する受給資格者等（以下この項において「受給資格者等」という。）に対する同条第一項の規定による就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給又は第五十七条第一項の規定による常用就職支度金の支給については、なお従前の例による。

2　旧受給資格者が施行日以後に職業に就いた場合においては、附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定による基本手当の日額と、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。

3　施行日以後に職業に就いた旧特例受給資格者に対する新雇用保険法第五十六条の二の規定の適用については、同条第三項第三号中「基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第三条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とする。

4　旧雇用保険法第五十六条の二第一項の規定により支給を受けた再就職手当及び旧雇用保険法第五十七条第一項の規定により支給を受けた常用就職支度金は、新雇用保険法第五十六条の二第二項の規定の適用については、同条の規定により支給を受けた就業促進手当とみなす。

5　施行日前に安定した職業に就くことにより旧雇用保険法第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給を受け、かつ、引き続き施行日において当該職業に就いている者については、新雇用保険法第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当の支給を受けたものとみなして、新雇用保険法第五十七条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは「特定再就職手当受給者」と、同項第一号中「就業促進手当（前条第一項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。以下この条において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の第五十六条の二の規定による再就職手当（以下この条において「再就職手当」という。）」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該再就職手当」と、「前条第五項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第五十六条の二第四項」と、同条第二項中「特定就業促進手当受給者とは、就業促進手当」とあるのは「特定再就職手当受給者とは、再就職手当」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該再就職手当」と、同条第三項中「第五十七条第一項」とあるのは「改正法附則第八条第五項の規定により読み替えて適用する第五十七条第一項」とする。

（雇用保険の就業促進手当の給付制限に関する経過措置）

第九条　施行日前に安定した職業に就いた旧受給資格者に係る新雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

（雇用保険の教育訓練給付金に関する経過措置）

第十条　施行日前に新雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

（高年齢雇用継続給付に関する経過措置）

第十一条　六十歳に達した日（その日において新雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日）が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧

受給資格者に対する高年齢再就職給付金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた賃金日額」とする。

4　新雇用保険法第六十一条の二第四項の規定は、施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対しては、適用しない。

（雇用保険の育児休業基本給付金の額に関する経過措置）

第十二条　育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。以下この項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

第十三条　介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の七第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。以下この項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十五条　政府は、この法律の施行後、新雇用保険法第三章第五節から第六節までの規定（新雇用保険法第十一条及び第十二条の規定のうち同章第五節に規定する就職促進給付、同章第五節の二に規定する教育訓練給付及び同章第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。）について、当該規定の実施状況、当該就職促進給付、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附　則（平成一六年六月二日法律第七六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二

中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定　公布の日
（平一九法一一一・一部改正）

附　則　（平成一九年七月六日法律第一一一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成二一年三月三〇日法律第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条並びに附則第四条、第七条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十九条の規定　平成二十二年四月一日

（基本手当の受給資格に関する経過措置）

第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格については、なお従前の例による。

（個別延長給付に関する経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の雇用保険法附則第五条の規定は、受給資格に係る離職の日又は所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日が施行日以後である者について適用する。

（育児休業給付金に関する経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の雇用保険法第六十一条の四及び第六十一条の五並びに附則第十二条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に同法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に第二条の規定による改正前の雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

（調整規定）

第十九条　この法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二一年七月一日法律第六五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

1/26 セット

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

林第四部長御説明資料

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
厚生労働省職業能力開発局総務課

目　次

職業訓練実施計画における地方公共団体が実施する公共職業訓練の扱いについて・・・・1
大臣が独立行政法人に認定を行わせることについて（第４条）・・・・・・・・・・・・・3
第７条における公共職業訓練等の規定ぶり等について・・・・・・・・・・・・・・・・4
職業訓練受講給付金について支給することができると規定することについて・・・・・・6
雇用保険制度における附帯事業の位置付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・7
雇用保険法第６８条第２項の経過措置の要否について・・・・・・・・・・・・・・・16
機構の相当認定業務に係る区分経理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

職業訓練実施計画における地方公共団体が実施する公共職業訓練の扱いについて

（地方公共団体による公共職業訓練の意義）

公共職業訓練は、平成21年度において受講者数約19万人、就職率65.3%の実績であり、就職の実現に大きな効果をあげている。

（例）陶芸器製造（愛知）95%、造園（埼玉）96%　アパレル工芸（福岡）82%

これらの公共職業訓練は、平成21年度から地方公共団体に移管を進めており、平成23年度は約21.5万人のうち84%が地方公共団体が実施する訓練を受講することを想定して予算を計上している。

また、現行の緊急人材育成支援事業（基金事業）において訓練・生活支援給付を受給している者の約16%が、公共職業訓練の受講者である。

上記に鑑み、地方公共団体が実施する公共職業訓練を職業訓練受講給付金の支給対象訓練としないことは適当でない。

（職業訓練受講給付金と公共職業訓練との関係）

新法第4条の認定職業訓練は、特定求職者の就職に関する支援措置として新法の体系で創設されるものであり、同法の実施計画に則して実施されることが適当。

一方、公共職業訓練は、職業能力開発促進法の体系のもとで、同法第15条の7の職業訓練の実施に関する計画等に基づいて実施されているところ。

例えば、

○　雇用保険法第24条の訓練延長給付は公共職業訓練等を受講した場合に支給されるが、同法において公共職業訓練等の実施計画を策定することとはされていない。

（実務上の対応）

地方公共団体が実施する公共職業訓練について効果的・効率的なものとなるよう、現在、実務では、雇用・能力開発機構が、都道府県労働局、地方公共団体、労使団体、教育訓練機関等の参集を求める協議体を設定し、当該協議会において職業訓練の規模、内容、役割分担について協議することにより、各実施主体の主体性を尊重しつつ（訓練実施計画は、各実施主体が策定する）、当該都道府県における職業訓練が効果的、効率的なものとなるよう図っている。

新法の施行後は、都道府県労働局が協議体を設定し関係機関と協議することにより、同様の効果をあげられるよう努力する所存。

（（参考）自治事務であることとの関係）

地方公共団体が実施する公共職業訓練は、自治事務であるところ。

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）において自治事務については国の関与を廃する方向であり、職業能力開発促進法についても、第7条の都道府県職業能力開発計画の策定義務に係る規定が努力義務化されることをはじめとして多くの事項について措置す

べきこととされているところ。

また、内閣府地域主権戦略室は今後の法令協議に当たって「義務づけ・枠付けの新設又は強化のある法改正に係る法令協議があった場合は、義務づけ・枠付けの新設又は強化が行われないよう折衝する」との方針であるから、地方公共団体が実施する職業訓練についても実施計画を定めることとしたまま閣法として国会提出することは困難である。

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）（抄）

第２　義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在する現状にある。地域主権改革を進めるためには、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を進めることにより、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある。

大臣が独立行政法人に認定を行わせることについて（第４条）

１．認定に関する事務を行わせることについて

（１）第４条第３項において、厚生労働大臣は、同条第１項に規定する職業訓練の認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせることとしている。

（２）このように、大臣が行う認定に関する事務を独立行政法人に行わせる例としては、計量法（平成４年法律第51号）第121条の２の規定により経済産業大臣が行う特定計量証明事業の認定に関する事務を、同法第168条の５第１号の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせることとしている例がある。

（３）第４条第１項の規定による職業訓練の認定に関する事務については、観念的には国が最終的に責任を負っているものの、法制的には機構に専ら業務を行わせしめているものである。

２．認定の取消しについて

（１）一方、第４条第２項の規定による認定の取消しについては、機構に行わせることとせず、厚生労働大臣が自ら行う権限としている。これは、認定の取消しが権力性の強い行為であることや、取消しの判断に当たっては単に職業訓練の内容が同条第１項各号の要件に適合しているか否かの観点だけでなく、当該職業訓練を受けている者の不利益性の度合い等も含め、様々な要因を総合的に勘案して判断することが必要となるものであることによる。

（２）上記の計量法の例においても、特定計量証明事業の認定の取消しについては、不利益性の高いものであること等の理由により、経済産業大臣が自ら行う権限としているところである。

３．厚生労働大臣による関与について

（１）このように、第４条第３項の規定は、厚生労働大臣の権限を幅広く機構に委任する趣旨のものであるが、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第65条第１項においては、主務大臣が、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為が法令に違反している等の場合に、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることができる旨規定されており、これにより、国からの一定の監督権限が担保されている。

（２）また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第18条第１項においても、厚生労働大臣は、天災の発生等の場合に、必要に応じ、機構に対し、その業務の範囲内で必要な措置をとることを求めることができる旨、規定されている。

第７条における公共職業訓練等の規定ぶり等について

１．公共職業訓練の実施主体の規定ぶりについて

（１）職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 20 条において、公共職業能力開発施設の行う職業訓練が「公共職業訓練」と定義されており、能開法においてのみならず、雇用保険法第 15 条第３項においても「公共職業訓練」の実施主体としては「公共職業能力開発施設」が規定されている。

他方、国、都道府県及び市町村は、公共職業能力開発施設を設置又は運営する主体として規定されているのが通例であり（能開法第 19 条等）、直接「国、都道府県及び市町村が行う公共職業訓練」としている例は見られない。

（２）こうした法体系を踏まえれば、法律案第７条において「公共職業訓練等」を規定するに当たり、「国、都道府県及び市町村並びに機構が行う公共職業訓練等」と規定することは適当でない。また、仮に「国、都道府県及び市町村並びに機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練」と規定した場合には、都道府県が行う障害者向けの職場適応訓練や独法等が行う船員となろうとする者向けの講習等が含まれないこととなり適当でない。

このため、「雇用保険法第 15 条第３項に規定する公共職業訓練等」と規定することが適当と考えられる。

２．雇用保険法第 63 条第１項第３号の講習及び訓練について

（１）雇用保険法第 15 条第３項において定義される「公共職業訓練等」には、同法第 63 条第１項第３号の講習及び訓練が含まれている。

（２）（１）の講習及び訓練として、具体的には①介護労働講習、②職場適応訓練を行っているものであるが、今回の認定職業訓練との重複関係については、以下のとおり整理される。

① 介護労働講習は、訪問介護計画作成等専門性の高い業務を行える知識・技能を習得させ、介護分野で正社員等の安定した就労を目指すものであり、また、既に就労経験のある者の再就職を目的としている。このため、認定職業訓練のような基礎的な内容を含有しないため、認定職業訓練の想定している職業訓練とは異なる。

② 職場適応訓練は、職場になじむために一定程度の期間を要する者が、雇用される見込みのある事業所において作業を行いながら、その環境に適応しやすくするためのものであり、知識や技能を身につけることを目的とした訓練ではなく、認定職業訓練の想定している職業訓練とは異なる。

3．今回の整理

上記のとおり、雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号の講習及び訓練は、認定職業訓練と、その対象において一部重複はあるものの、内容について重複するところはなく、認定職業訓練として認定されることはないものと整理される。

	内　容
介護労働講習	専門性の高い業務を行える知識・技能を習得させ、介護分野で正社員等の安定した就労を目指す、認定職業訓練における基礎部分を含有しないもの
職場適応訓練	職場になじむことを目的としたもの
認定職業訓練	基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する訓練が中心。 ※　基礎的能力のみを付与する訓練も設定。

職業訓練受講給付金について支給することができると規定することについて

1．失業等給付について

失業等給付については、「支給する」と規定されている（例えば、基本手当については、雇用保険法第13条において「基本手当は、・・・支給する。」と規定）。

これは、次のような理由によるものと考えられる。

① 「失業」という事故によって所得を喪失することは、労働力を提供し、その代償として賃金を得、これによって生活を維持ししている労働者にとっては直ちにその生活の安定の破壊を意味すること

② 「失業」は、単に個々の労働者の生活に悪影響を及ぼすばかりでなく、大量の失業者の存在は社会不安の増大にもつながり、失業者という遊休労働力の存在は、勤務から離れることによる技能の質的低下を含め人的資源という一国の生産資源の損失をも意味する等、経済社会全般に影響を及ぼすものであること

③ 保険給付であり、確率を介した給付・反対給付均等の原則が存在するものであること

即ち、それまで就労により生活を維持していた失業した労働者の生活の安定を図ることは国としての責務であるところ、雇用保険制度において生活の安定の確保という目的を主に有しているのが、失業等給付であることによるものである。

2．職業訓練受講給付金について

他方、職業訓練受講給付金の支給について規定した本法案第7条においては、「国は・・・職業訓練受講給付金を支給することできる。」と規定することとしているが、

これは、

① 今回就職支援のために実施する施策は、

- 若年失業者や非正規労働者はそもそも職業能力開発の機会が少ないこと、
- 職業訓練を受講した求職者の就職率は職業訓練を受講せずに就職活動を行っている求職者に比べて高くなっていること

等から、就職可能性を高めるために有効な職業訓練を受ける機会の提供が中心となるものであり、職業訓練受講給付金の支給は、これらの者が就労していないこと等により生活に困窮している者が少なくないため、安心して職業訓練を受講できるようにするために、訓練を受講する者のうち一部について行う、いわば従たる施策に過ぎないこと

② ①に加えて、今回の施策は、失業等給付とは異なり、自らの保険料拠出に基づいて給付金の支給が行われるという性質のものではないこと

から、失業等給付とは異なる規定ぶりとしているものである。

雇用保険制度における附帯事業の位置付けについて

1．雇用保険制度の創設

（1）雇用保険制度の創設の背景

昭和４０年代においては、安定成長期に移行する中で、石油ショックなどによる労働市場の情勢悪化等が生じたことにより構造的な問題が顕在化したこと等から、以下のような政策的必要性が増してきた。

①年齢、地域及び産業別の雇用構造の改善の必要性

構造的な不況業種の発生、不況産業の存在による業種間、地域間での労働力需給のアンバランス等が進んでくる中で、労働力の大都市への過度の集中と雇用環境の悪化、産業構造の変化に伴う離職者の発生などにより、企業の従来の雇用慣行に起因する地域、産業間の雇用構造上の諸問題に取り組む必要が生じた。

②職業生活を通ずる能力の開発向上の必要性

○　産業構造の変革等に伴い、高度技能者への需要が増大するとともに、職種転換が大規模に行われる可能性があったことから、訓練体制の確立を図る必要があった。

○　特に、個別企業の枠を超えて通用する養成訓練が体系的に行われていなかったこと、訓練の実施に企業規模による格差が見られたこと等の問題が存在していた。

③労働者の福祉の増進の必要性

個別企業の枠を超えた労働者福祉対策の拡充などを図ること等が求められていた。

（2）雇用保険制度の創設

上記のとおり、安定成長期において、質量両面における「完全雇用」の達成が強く要請されるようになったことから、昭和４９年、政府は、失業保険法を廃止し、雇用保険制度の創設を行ったものである。雇用保険制度は、従来の失業保険法がもっていた失業者の生活安定の機能を充実・強化するとともに、さらに進んで積極的に失業を予防し、雇用を改善するための諸施策を行い、労働者の能力の向上と、福祉の増進を図るための諸事業を取り入れており、いわば、雇用に関する総合的な機能をもった制度として構築された。

2．雇用保険制度の有する雇用に関する総合的な機能

（1）失業給付

雇用保険制度は、基本的には失業保険制度の意義と機能を継承しており、労働者が失業した場合の生活の安定と就職の促進を図るため、保険方式による失業の生活保障を行うこととするのが失業給付である。

失業給付は、失業という保険事故に対して、労使の相互扶助による直接的な生活の保障を実施する雇用保険制度における中心的な役割を果たす制度である。

しかしながら、こうした保険制度によって解決されるのは、あくまで失業という保険事故に事後に対処し、継続させないことに主眼が置かれたものであり、質量共に完全雇用を目指すには、政策的に不十分であるから、（2）の附帯事業によって、これを補うものである。

（2）雇用保険における附帯事業

雇用保険制度において完全雇用を目指すには、上述のとおり、失業給付による失業後の保障のみでは不十分であったことから、こうした従来の政策に止まることなく、積極的労働市場政策に大きく移行し、労働者の能力の向上、雇用の状態の改善、労働者の福祉の増進などを目的とする積極的労働市場政策を、雇用保険の附帯事業として実施することとした。

こうした附帯事業は、失業の予防、早期解消を図るため、前述の積極的労働市場政策への移行期において、労働市場の抱えていた新たな問題にそれぞれ対応するものとして、法制定当時、

(ア)年齢、地域及び産業別の雇用構造の改善を図るものとして、雇用改善事業を

(イ)職業生活を通ずる能力の開発向上、自己啓発の促進等を図るものとして、能力開発事業を

(ウ)労働者の福祉の増進等を図るものとして、雇用福祉事業を

それぞれ実施することとしたものである。

政府としては、労働者の職業生活の全期間を通じた支援を図ることにより、雇用保険制度の目的とする「質量ともに完全雇用」とされる状態を実現することとしており、附帯事業は、雇用保険制度に欠かすことのできない事業であるものといえる。

3．雇用保険制度における附帯事業の性格

雇用保険法第３条において「雇用保険は、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる」と規定されており、第６２条、第６３条において、これらの事業は「できる」規定とされている。

しかしながら、上記のような雇用保険制度創設の背景、趣旨、実際の総合的な機能を踏まえると、以下のような理由から、雇用保険制度における附帯事業は第３条において「できる」となっているが、必ず実施しなければならない性格のものである。

① 高度経済成長以降の我が国が抱えていた労働市場の問題を克服し、政策目標であった完全雇用を達成させるためには、失業後の保障を行う保険方式に加え、失業を予防し、早期解消を図るために、個々の問題点を解決する事業の存在が必要となっていた。

附帯事業は、雇用保険制度の完全雇用という目的を達成するために不可欠な事業である。

② 雇用保険制度は、その目的を「労働者が失業した場合及び労働者について･･･生活及び雇用の安定を図るとともに、･･･失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ること」（第１条）としていることや、雇用保険制度創設の経緯もあわせて考慮すると、失業等給付と附帯事業の双方が存在してはじめて雇用に関する総合的なセーフティネットである雇用保険制度となるのは明らかである

③ なお、失業等給付については、保険事故が生じた場合には必ず給付を行うこととなるが、附帯事業については保険事故という概念はなく、政策的必要性に応じて政府が実施すべき政策の内容についての裁量が幅が大きい点で違いはあるものである。

4．以上より、今回改正する雇用保険第６４条の規定は、「できる」と規定することが適切と考える。

１．雇用保険二事業と他法の規定との関係について

法律名・条文番号	雇用保険法による事業として行うとしている規定	対応する雇用保険法の規定
雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）第 26 条	（円滑な再就職の促進のための助成及び援助） 第２６条　政府は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者（以下この条において「援助対象労働者」という。）の円滑な再就職を促進するため、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第６２条の雇用安定事業として、第２４条第３項又は前条第１項の規定による認定を受けた再就職援助計画に基づき、その雇用する援助対象労働者に関し、求職活動をするための休暇（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３９条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）の付与その他の再就職の促進に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うものとする。	第６２条第１項 二　離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法（昭和４１年法律第１３２号）第２６条第１項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。
建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第９条第１項	（建設労働者の雇用の安定等に関する事業） 第９条　政府は、建設労働者（雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第６２条第１項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、同法第６２条の雇用安定事業又は同法第６３条の能力開発事業として、次の事業を行うことができる。 一　事業主、事業主の団体又はその連合団体（以下この項において「事業主等」という。）に対して、建設労働者の雇用の改善、再就職の促進その他建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成を行うこと。 二　事業主等に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。 三　第１４条第１項に規定する認定団体に対して、第４３条第二号に規定する送出就業の作業環境に適応させるための訓練の促進並びに建設業務労働者の就職及び送出就業の円滑化を図るために必要な助成を行うこと。	第６２条第１項 五　前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。 第６３条第１項 七　前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）第 31 条第 1 号	（港湾労働者雇用安定センターによる雇用安定事業関係業務の実施） 第３１条　厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定したときは、港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第６２条の雇用安定事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。 一　港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究を行うこと。 二　港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 三　港湾労働者派遣事業の派遣労働者に対して、港湾労働者派遣事業に係る派遣就業について相談その他の援助を行うこと。 四　雇用管理者及び読替え後の労働者派遣法第３６条の規定により選任された派遣元責任者（港湾派遣元事業主が選任したものに限る。）に対する研修を行うこと。 五　前各号に掲げるもののほか、港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。	第６２条第１項 五　前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成４年法律第 63 号）第 18 条	（介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施） 第１８条　厚生労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第６２条の雇用安定事業又は同法第６３条の能力開発事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。 一　認定事業主に対して支給する給付金であって厚生労働省令で定めるものを支給すること。 二　介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する調査研究を行うこと。 三　介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための措置について、認定事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 四　介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対して、必要	第６２条第１項 五　前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。 第６３条第１項 三　求職者及び退職を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習（第５号において「職業講習」という。）並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。 七　前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

	な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。 五　職業紹介事業者その他の介護労働者に係る求職に関する情報を有する者についての情報を収集整理し、及び介護労働者を雇用しようとする者に対して、当該収集整理した情報のうちその希望に応じたものを提供すること。 六　前各号に掲げるもののほか、介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な事業を行うこと。	
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第28条第1項	（短時間労働援助センターによる短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施） 第２８条　厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第２９条の社会復帰促進等事業又は雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第６２条の雇用安定事業のうち、短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であって厚生労働省令で定めるものを支給する事業及びこれに附帯する事業に係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。	第６２条第１項 五　前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第57号）第７条第１項	（雇用安定事業等としての助成及び援助） 第７条　政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第６２条の雇用安定事業又は同法第６３条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。 一　雇用管理の改善に関する調査研究、指導その他の事業を行う認定組合等に対して、必要な助成及び援助を行うこと。 二　認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であって、必要な設備若しくは福祉施設の設置若しくは整備を行い、又は新たに職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、認定計画の目標を達成したものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。 三　認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であって、その雇用する労働者又はその中小企業者に雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者として雇用されることと	第６２条第１項 五　前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。 第６３条第１項 一　職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第１３条に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、同法第１１条に規定する計画に基づく職業訓練、同法第２４条第３項（同法第２７条の２第２項において準用する場合を含む。）に規定する認定職業訓練（第５号において「認定職業訓練」という。）その他当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと並びに当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

	なっている者（第五号において「内定者」という。）に関し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置（同号の措置に該当するものを除く。）を講じ、認定計画の目標を達成したものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。 四　認定中小企業者であって、新分野進出等に伴い新たに労働者を雇い入れ、認定計画（当該新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する改善事業についての計画に限る。次号において同じ。）の目標を達成したものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。 五　認定中小企業者であって、その雇用する労働者又は内定者に関し、新分野進出等に伴い職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置（当該新分野進出等に係る新たな事業における業務に就く者の有する能力を有効に発揮することができるようにするものと認められるものに限る。）を講じ、認定計画の目標を達成したものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。	
地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条第1項	（地域雇用開発のための助成及び援助） 第７条　政府は、第５条第４項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第７項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第６２条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。	第６３条第１項 四　雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。 第６３条第１項 七　前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第96条	（雇用保険法との関係） 第９６条　国による公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、第１５条の６第１項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第１５条の２第１項及び第２項（障害者職業能力開発校に係る部分を除く。）、第１５条の３、第７６条及び第８７条第２項の規定による助成等は、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第６３条に規定する能力開発事業として行う。	第６３条第１項 一　職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第１３条に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、同法第１１条に規定する計画に基づく職業訓練、同法第２４条第３項（同法第２７条の２第２項において準用する場合を含む。）に規定する認定職業訓練（第５号において「認定職業訓練」という。）その他当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと並びに当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。 二　公共職業能力開発施設（公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。）又は職業能力開発総合大学校（職業能力開発総合大学校の行う指導員訓練又は職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。）を設置し、又は運営すること、職業能力開発促進法第１５条の６第１項ただし書に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。 四　職業能力開発促進法第１０条の４第２項に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。 五　職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第１１条に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。 六　技能検定の実施に要する経費を負担すること、技能検定を行う法人その他の団体に対して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと及び技能検定を促進するために必要な助成を行う都道府県に対して、これに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。 七　前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

２．社会復帰促進等事業と賃金の支払の確保等に関する法律の規定との関係について

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）	（未払賃金の立替払） 第７条　政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）第８条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、民法（明治２９年法律第８９号）第４７４条第１項ただし書及び第２項の規定にかかわらず、当該労働者（厚生労働省令で定める者にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。）の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。 （労働者災害補償保険法との関係） 第９条　この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第２９条第１項第３号に掲げる事業として行う。	労働者災害補償保険法 第３章の２　社会復帰促進等事業 第２９条第１項 三　業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

雇用保険法第６８条第２項の経過措置の要否について

１．保険料の事業費に対する充当について

雇用保険事業の資金は、徴収勘定、一般会計、前年度繰越資金等から受け入れた額を一括のものとして、

- 年度内においては、事業ごとの費用負担割合に応じて費用を分離することなく、失業等給付費、雇用安定事業費等の歳出に充てたうえで（別添図①・②相当）
- 年度終了後の決算段階において、事業ごとの費用負担割合に応じて、国庫負担額が決定されるものである。

（年間スケジュール）

① 歳　入　　徴収勘定から受入（７月頃等）
　　一般会計から受入（２月頃）
　　前年度繰越金から受入（７月）
　　預託金利子収入（随時）
　　積立金から受入（随時）

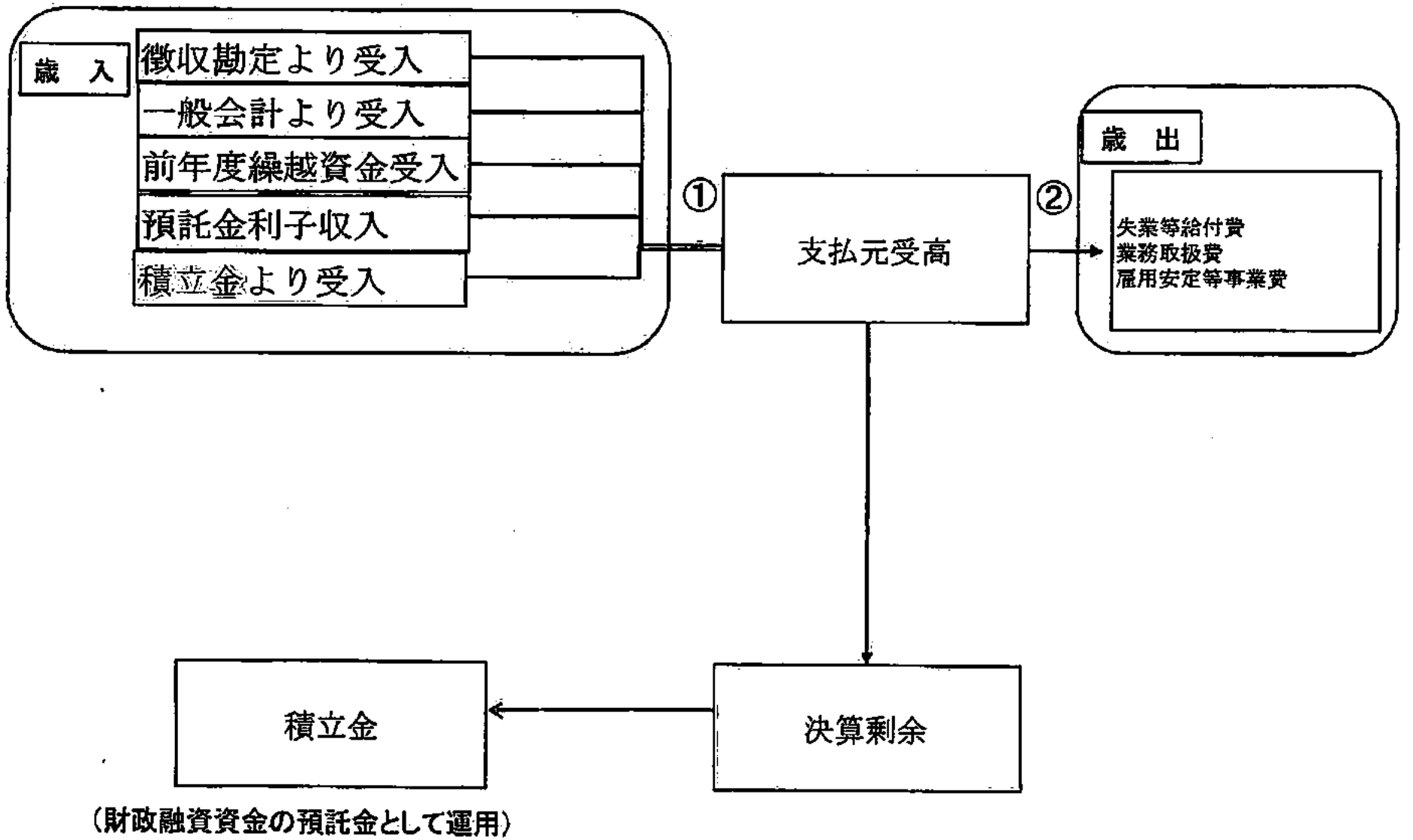
② 歳　出　　失業等給付費、雇用安定事業費等の事業費の支出（その都度）

③ 歳出（決算）　年度終了後、決算段階で失業等給付費等の歳出額が確定し、国庫負担額等が決定（翌年７月）

２．今回の改正に伴い経過措置を設けないこととする理由

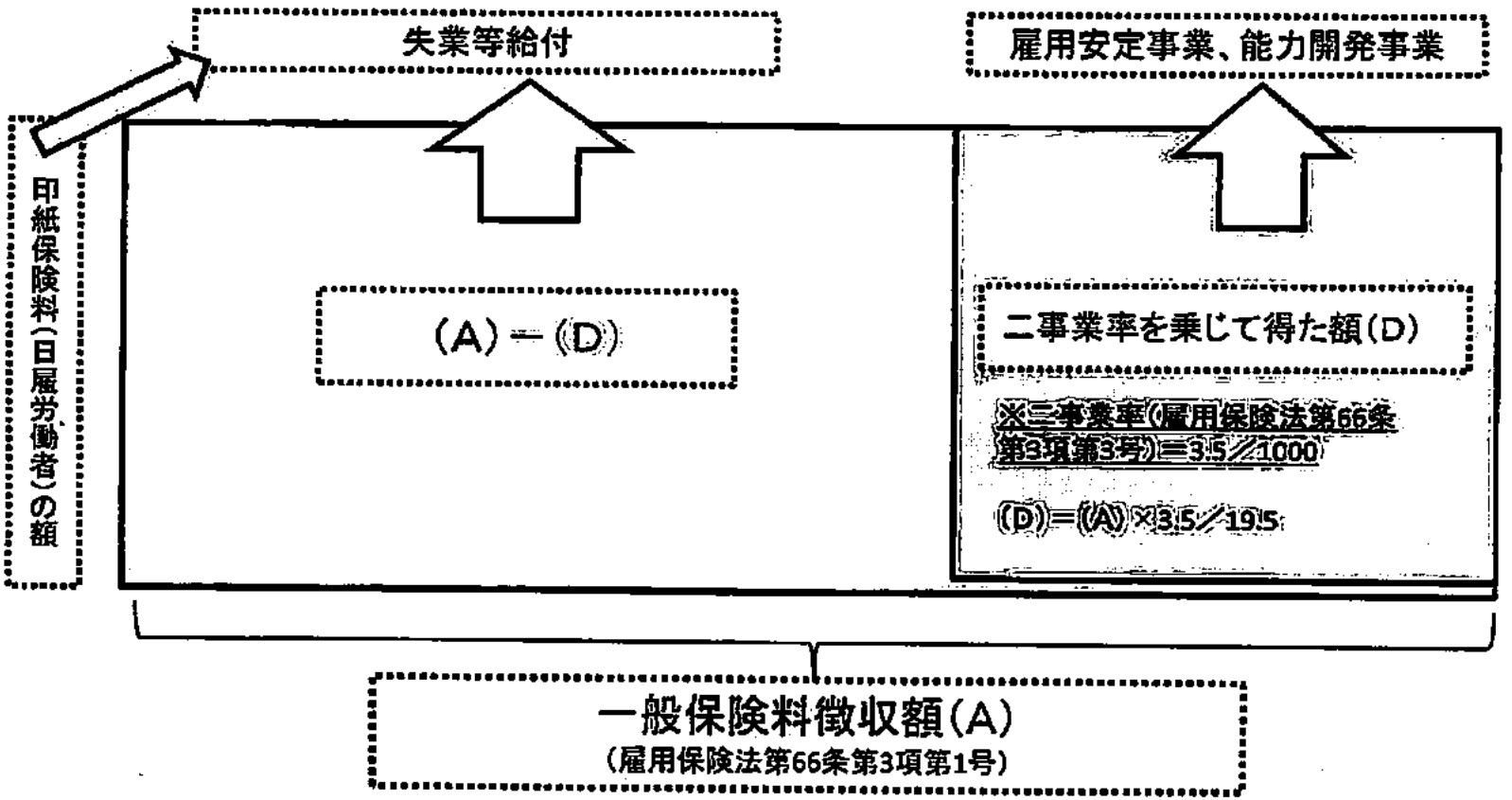
就職支援法事業については、平成２３年１０月１日に新たに事業を開始することとなるが、同日以降、徴収勘定、一般会計等から受け入れた額を当該事業費に充て、年度終了後の決算時に、就職支援法事業に要した費用の総額を算出したうえで、国庫負担額等が決定することから、施行前後における保険料等の適用関係を整理するための経過措置の規定は必要ない。

労働保険特別会計雇用勘定における資金の流れ



雇用保険法第六十八条の規定について

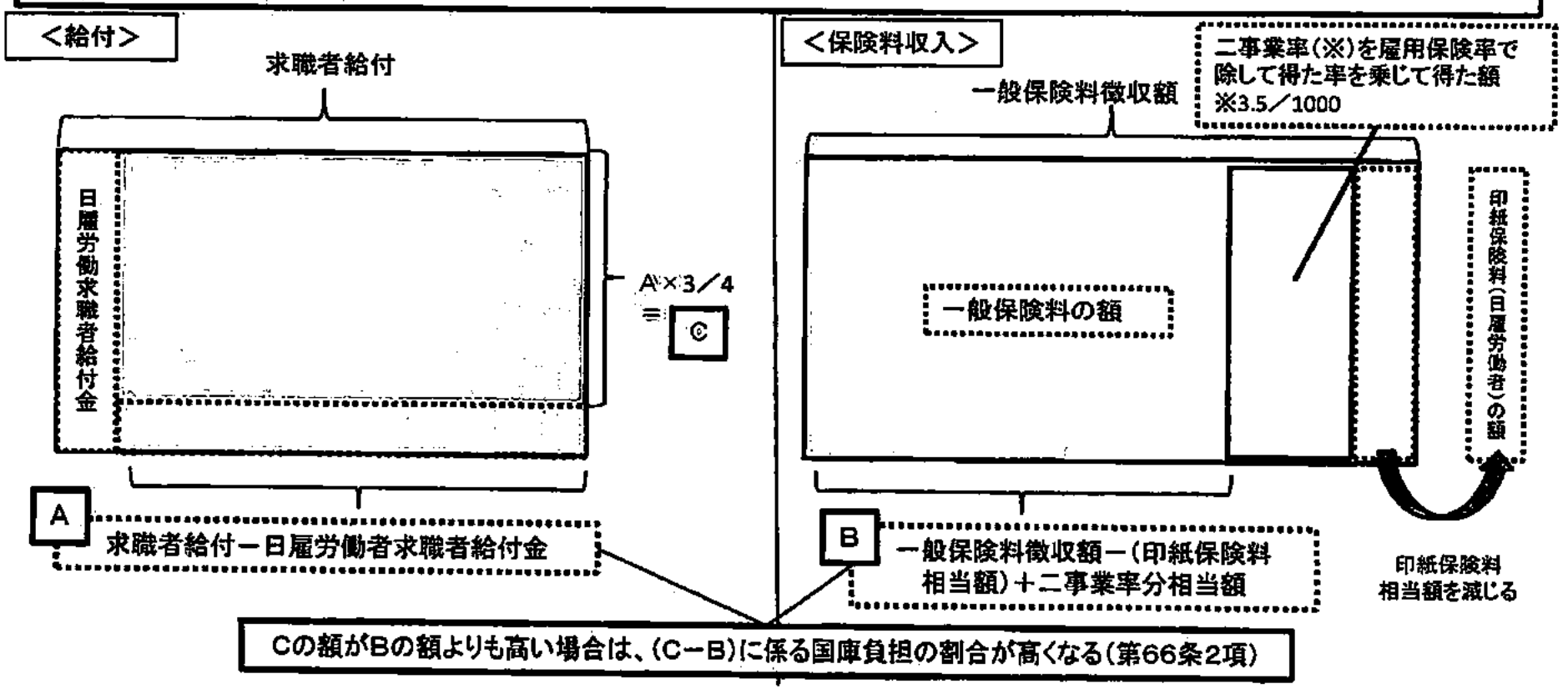
雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）
（保険料）
第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。
2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。



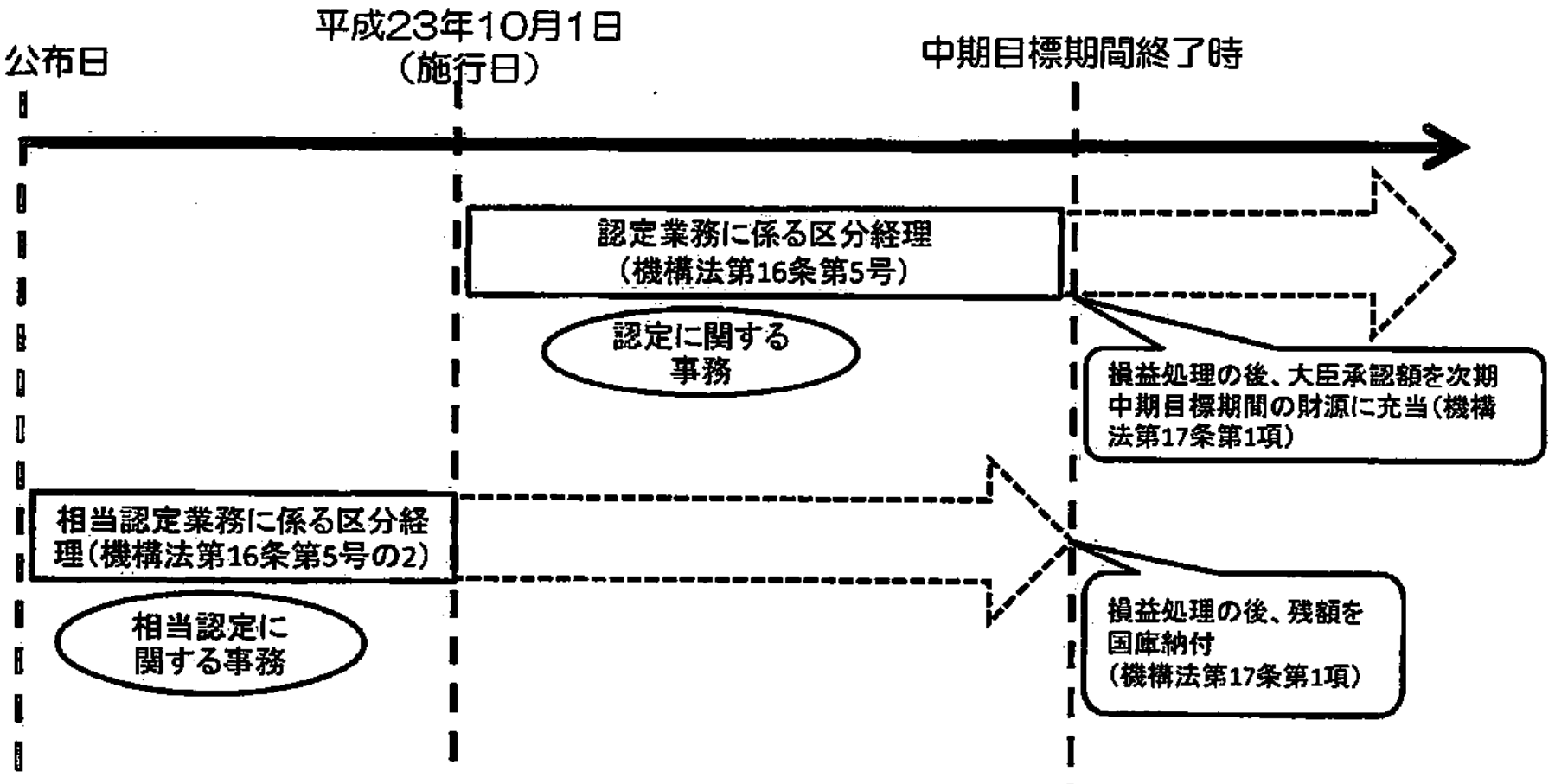
※　（A）＝一般保険料（労働保険徴収法第11条）の額に雇用保険率（労働保険徴収法第12条第4項）（19.5／1000）を乗じて得た額等

（参考）雇用保険法第六十六条第2項の規定について

（国庫の負担）
第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。
一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一
二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一
三　（略）
2　前項第一号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。
3　前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。
一　次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）
イ　徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（略）に応ずる部分の額（略）
ロ　徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額
二　徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額
三　一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三・五の率（略）を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八条第二項において「二事業率」という。）を乗じて得た額
4～6　（略）



機構の相当認定業務に係る区分経理について



※ 相当認定業務については、施行日後の認定業務とは経理を区分することとしている。

※ 相当認定業務は平成23年10月に終了するが、そこで要した費用については、中期目標期間終了時に利益及び損失の処理を行い、残額を国庫へ納付することとする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特

定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者のうち、労働の意思及び能力を有しているもの（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）であつて、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（職業訓練実施計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が行う特定求職者に対する職業訓練並びに次条第二項に規定する認定職業訓練を行う者が行う特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二　就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るた

めに効果的なものであること。

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を機構に行わせるものとする。

（認定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。以下同じ。）又は認定職業訓練を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（譲渡等の禁止）

第九条　職業訓練受講給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、職業訓練実施計画を踏まえ、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　公共職業訓練等又は認定職業訓練

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

（関係機関等の責務）

第十三条　職業安定機関、認定職業訓練を行う者、公共職業能力開発施設の長その他関係者は、前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及

び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告）

第十五条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者又は認定職業訓練を行っていた者（以下「認定職業訓練を行う者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

2　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定求職者又は特定求職者であっ

た者（以下「特定求職者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

3　機構は、第四条第一項の規定による認定に関する事務に関し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による質問又は立入検査（認定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による立入検査について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条中「公共職業安定所に」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に」と、同条、第七条第一項、第十一条及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　認定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十五条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

三　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第十条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）において第三条第一項及び第二項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、その者の行う職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。

2　厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が行った第四条第一項の認定とみなす。

3　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

（雇用保険法の一部改正）

第四条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができる。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」

の下に「及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給」を加え、同項に次の一号を加える。

四　第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「第六十四条に規定する事業（第六十八条第二項において「就職支援法事業」という。）に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援法事業」を、「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第六条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第五項」の下に「の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担

額（雇用保険法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）」を加え、「第六十七条」を「同法第六十七条」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「及び雇用保険事業」を「並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業」に改める。

第百三条第三項中「歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「第六十三条」の下に「及び第六十四条」を加え、同項の次に次のように加える。

七十の二	厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）による同法第四条一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（厚生労働省設置法の一部改正）

第九条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十七条第一項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律附則第三条第三項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「第八号」とあるのは「附則第九条の二の規定により読み替えられた同項第八号」と、「同条第三項」とあるのは「第十四条第三項」と、第十四条第一項第八号中「第四条第一項の規定による認定」とあるのは「附則第三条第一項の規定による相当認定」と、第十六条中「五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

五の二　附則第九条の二の規定により読み替えられた第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」

と、第十七条第一項中「、第四条及び第五号」とあるのは「及び第四条から第五号の二まで」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第九条の二の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第九条の二の規定により読み替えられた同項」と、第二十二条第一項第二号及び第二十八条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第九条の二の規定によ

り読み替えられた第十七条第一項」とする。

（検討）

第十一条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

平成23年1月

目　次

○雇用保険法（附則第四条関係）……1
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（附則第六条関係）……3
○特別会計に関する法律（附則第七条関係）……5
○住民基本台帳法（附則第八条関係）……7
○厚生労働省設置法（附則第九条関係）……9
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（附則第十条関係）……10

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができる。	第六十四条　削除
（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。 一～三　（略） 四　第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当	（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。 一～三　（略）

該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、第六十四条に規定する事業（第六十八条第二項において「就職支援法事業」という。）に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援法事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業（第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てるものとする。

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

○　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（雇用保険法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6・7　（略）	6・7　（略）
8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。	8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。
9　（略）	9　（略）

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（同条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費（就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）に充てるために必要な金額を、積立金と	（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

して積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

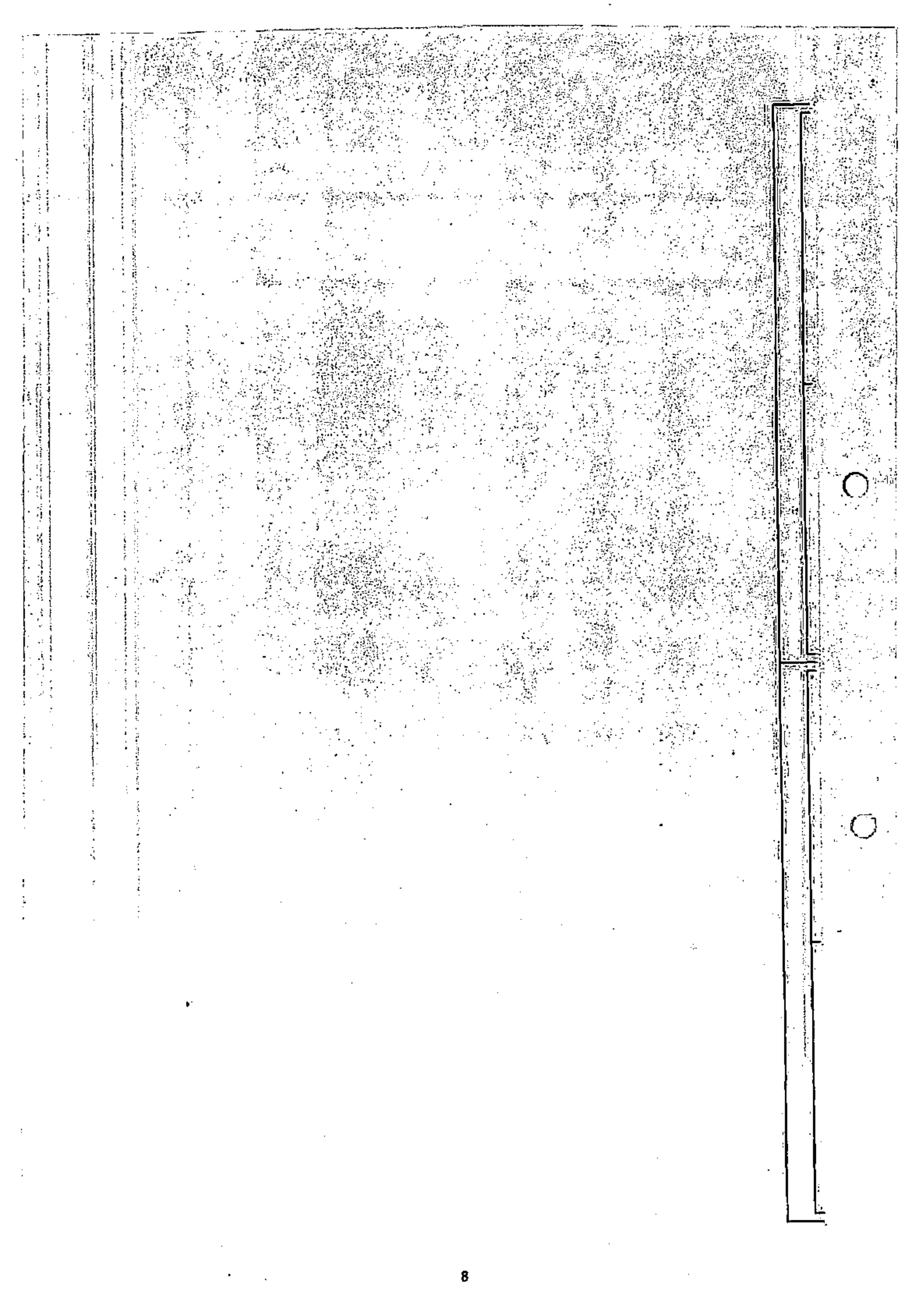
4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第一（第三十条の七関係）				別表第一（第三十条の七関係）			
提供を受ける国の機関又は法人	事務			提供を受ける国の機関又は法人	事務		
（略）	（略）			（略）	（略）		
七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条及び第六十四条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの			七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの		
七十の二　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）による同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの						
（略）	（略）			（略）	（略）		



◎　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 ２・３　（略）	（都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 ２・３　（略）

○　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3～4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3～4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対す

一～三　（略）

四　職業能力開発業務

（利益及び損失の処理）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練

る職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二

の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二

号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同

号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第

条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

第九条の二　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律附則第三条第三項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「第八号」とあるのは「附則第九条の二の規定により読み替えられた同項第八号」と、「同条第三項」とあるのは「第十四条第三項」と、第十四条第一項第八号中「第四条第一項の規定による認定」とあるのは「附則第三条第一項の規定による相当の認定」と、第十六条中「五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及び五の二　附則第九条の二の規定により読み替えられた第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

と、第十七条第一項中「、第四号及び第五号」とあるのは「及び第四号から第五号の二まで」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第九条の二の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第九条の二の規定により読み替えられた同項」と、第二十二条第一項第二号及び第二十八条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第九条の二の規定により読み替えられた第十七条第一項」とする。

十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

【読　替　表】

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十七条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十七条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第十一条、第十二条・・・

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十七条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十七条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第十一条、第十二条

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に求職の申込みをしている者のうち、労働の意思及び能力を有しているもの（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）であって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと地方運輸局の長が認めたものをいう。	（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者のうち、労働の意思及び能力を有しているもの（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）であって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。
（職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、第十二条第一項の規定により地方運輸局の長が指示した公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。以下同じ。）又は認定職業訓練を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。 2　（略）	（職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。以下同じ。）又は認定職業訓練を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。 2　（略）

（就職支援計画の作成）

第十一条　地方運輸局の長は、特定求職者の就職を容易にするため、職業訓練実施計画を踏まえ、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一～三　（略）

（地方運輸局の長の指示）

第十二条　地方運輸局の長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　地方運輸局の長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　地方運輸局の長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、職業訓練実施計画を踏まえ、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一～三　（略）

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第十条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第八項の規定による読み替えられた同法第十一条等

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、附則第五条第八項により読み替えられた前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2～4　（略）

（業務の範囲）

第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促

2～4　（略）

（業務の範囲）

第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促

進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三号各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号まで及び附則第五条第二項第一

進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに

号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務	附帯する業務
二　（略）	二　（略）
三　第十四条第一項第六号及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務	三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務	四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務
五　（略）	五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
（利益及び損失の処理の特例等）	（利益及び損失の処理の特例等）
第十七条　機構は、附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。	第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。
2　厚生労働大臣は、附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。	2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から附則第五条第八項により読み替えられた第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は第十四条第一項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の承認をしようとするとき。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　第十七条第一項の承認をしようとするとき。

しようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務及び職業能力開発業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第十条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第九条の二の規定による読み替えられた同法第十一条等

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び附則第九条の二の規定により読み替えられた第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに第十四条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略）	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略）
（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業	（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業

センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）附則第三条第一項の規定による相当認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2～4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～四　（略）

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2～4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～四　（略）

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

五の二　附則第九条の二の規定により読み替えられた第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号から第五号の二までに掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、附則第九条の二の規定により読み替えられた前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から附則第九条の二の規定により読み替えられた同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなけれ

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなけれ

ばならない。

一　（略）

二　附則第九条の二の規定により読み替えられた第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二　（略）

三　附則第九条の二の規定により読み替えられた第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

ばならない。

一　（略）

二　第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二　（略）

三　第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

1/26 雇次 2の1

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「二千百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に改め、同条第二項中「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に、「四千二百十円以上一万九百五十円」を「四千六百四十円以上一万五百七十円」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千百四十円」を「二千三百二十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千五百八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ロ中「一万六千八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ハ中「一万四千六百二十円」を「一万四千三百円」に改め、同号ニ中「一万二千百六十円」を「一万二千八百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改め、同条第三項中「二千百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二

百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に改める。

第十九条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千二百九十五円」に改め、同条第二項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第五十六条の三第一項第一号を次のように改める。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者である者

イ　職業に就いた者（厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く。）であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基

本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

第五十六条の三第一項第二号中「又は四十五日未満」を削り、同条第三項第一号中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）」に改め、同項第三号中「三十」を「四十」に改め、同号ロ中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十五万八百八十円」を「三十四万三千二百円」に改め、同条第七項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十五条中「平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において」を「引き続き検討を行い、できるだけ速やかに」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に改め、同項ただし書中「千分の二十一・五」を「千分の十九・五」に、「千分の二十二・五」を「千分の二十・五」に改め、同条第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に改め、同条第九項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五から千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の二十一まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に、「千分の十八から千分の二十六まで」を「千分の十六から千分の二十四まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規定及び附則第十条の規定　公布の日

二　第二条及び附則第九条の規定　平成二十四年四月一日

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第三条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第三十七条第三項の規定にかかわらず、前条の規定による基本手当の日額に相

当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第四条　高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に対する新雇用保険法第三十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合（改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号に係る場合を除く。）」とし、同条第二項中「第十七条第四項第二号ニ」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニ」とする。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第五条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十

八条まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

第六条　新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定する受給資格者等（以下この条において「受給資格者等」という。）に対する就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

（育児休業給付金の額に関する経過措置）

第七条　育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同

条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（介護休業給付金の額に関する経過措置）

第八条　介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（雇用保険率に関する経過措置）

第九条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」とあるのは「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千三百二十円（その額が次条の規定により変更されたときは、そ	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千百四十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その

の変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千二十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万五千七百三十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千三百円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万二千八百七十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項において

変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千五百八十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万六千八十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千六百二十円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万三千百六十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千三百二十円以上四千六百四十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千二百九十五円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。

基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始る年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千百四十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千三百八十八円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。

基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者である者

イ　職業に就いた者（厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く。）であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ　職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることがで

下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に四十を乗じて得た額を限度とし

きる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度とし

て厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつ

て厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつ

たときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十四万三千二百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

附　則

第九条　削除

たときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当する者を除く。）」と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（そ

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

の職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、「十分の五」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十七・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十九・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6～8　（略）	6～8　（略）
9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十三から千分の二十一まで」と、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十六から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。	9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

【読替表】

雇用保険法関係（第一条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項……二

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項……三

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第二項及び第三項……四
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第二項及び第三項……五
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項……六
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項……七

雇用保険法関係（第一条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の四十五（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万五百七十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の四十五までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第三項、第三項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三から千分の二十一まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五から千分の二十三まで、同号に掲げる事業については千分の十六から千分の二十四まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第三項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五までの範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合（改正法第二条の規定による改正前の第十七条第四項第二号に係る場合を除く。）にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があった日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあった日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）	（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があった日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあった日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があった日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における改正法第二条の規定による改正前の第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）	（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があった日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第二条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）	（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）	（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）

内閣法制局第四部長宿題関係資料

平成２３年１月２６日
厚生労働省職業安定局
雇　用　保　険　課

○改正雇用保険法案の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

○失業等給付に係る保険料率の改正に伴う経過措置を設けることについて　・３

改正雇用保険法案の取扱いについて

厚生労働省大臣官房
職業安定局

改正雇用保険法案については、以下のような理由から、年度前、年度中のいずれに成立するかによる実質的な違いがない。このため、厚生労働省としては、今回、日切れ扱い法案としないことにより、法制的に問題はないと考えるものである。

1　現行の雇用保険法附則第１５条において、「国庫負担の暫定措置について」は、「平成２２年度中に検討し、平成２３年度において廃止するもの」とされているところ、

(1) 政府としては、平成２２年度中の予算編成過程において検討するとともに、労働政策審議会を開催して、暫定措置の廃止時期の変更について検討を行ったことから、「平成２２年度中に検討」との規定は適切に履行していること

(2) 「平成２３年度において廃止」することとされているが、国庫負担分は、年度中に労働保険雇用勘定に一般会計から受け入れるものであるから、当該規定は、年度到来前に廃止することを求める規定ではなく、年度終了までに措置することを求める規定であること

（参考）雇用保険の国庫負担の労働保険雇用勘定への受入時期

平成１９年度　平成２０年４月２１日　１，１９０億円
（平成１９年度の出納整理期間）

平成２０年度　平成２１年４月２０日　１，６０４億円
（平成２０年度の出納整理期間）

平成２１年度　平成２１年６月１８日　３９８億円
平成２２年２月１２日　１，９８９億円
平成２２年２月１９日　３，５００億円（補正関連）

2　雇用保険制度における失業等給付と国庫負担については、

（１）国庫負担は、給付総額の一定割合の額を年度内に雇用勘定として一般会計から受け入れるものであり、失業等給付の水準への影響はなく、年金給付のように国庫負担割合が保険料免除者の給付水準に連動して影響するものでないこと

（２）失業等給付は、国庫負担割合に連動して影響を受けるものではないところ、今般の法改正は、賃金日額について引上げを図るとともに、就業促進手当については給付額の引上げを図るものであるが、これらは、賃金日額が最低賃金の全国加重平均の日額換算した額を下回ったこと、就業促進手当は、長期失業者がすう勢的に増加する中で給付額を引き上げるもので、国庫負担割合とは無関係なものであること

（３）失業等給付に係る保険料率については、平成２４年度以降の改正であるから、平成２３年度の国庫負担割合に関係するものでないこと

となっており、相互に影響するものではないこと。

３　平成２３年度における国庫負担の暫定措置を廃止した場合、廃止しなかった場合のいずれであっても、平成２３年度予算における見込みによれば、保険料率の弾力的変更の発動要件に影響を与えるものではないこと。

具体的には、平成２３年度決算は、平成２５年度の弾力的変更の発動要件に係るものであるが、国庫負担の暫定措置の廃止の有無による国庫負担金の収入（23年度予算ベース：2,147億円（仮に本則復帰した場合：3,904億円））の違いにかかわらず、積立金残高40,112億円（23年度予算ベース）、失業等給付費23,096億円（23年度予算ベース）となっている中で、弾力的変更の発動要件である「失業等給付の額と国庫負担額の差額に、雇用勘定の積立金の額を合計した額が、当該会計年度の失業等給付額の2倍に相当する額」を超える見込みであるから、保険料率には影響しない。

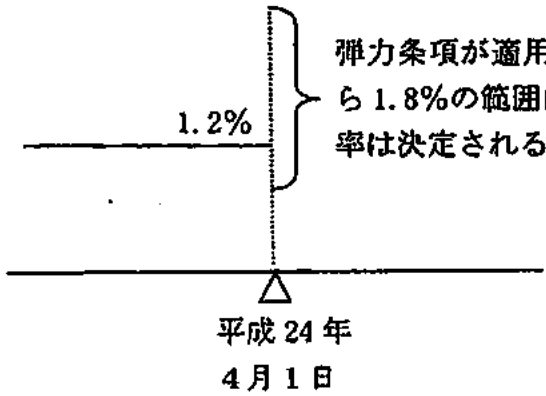
失業等給付に係る保険料率の改正に伴う経過措置を設けることについて

1　今回の改正における経過措置の要否

今回の改正においては、平成２４年度から、失業等給付に係る保険料率を1000分の16から1000分の14に引き下げることとしている。これに弾力条項を適用する場合は、1000分の10から1000分の18の範囲で、保険料率が決定されることとなる。

一方、平成２３年度においては、弾力条項の適用によって、失業等給付に係る保険料率が1000分の16のところ、1000分の12に引き下げることとしている。

このため、本改正法の施行前後においては、保険料率が同値となるかどうかは現時点では分からないため、念のため、保険料率に係る施行前後の適用関係を明らかにするための経過措置を置く必要があるものである。



2　過去の改正時の経緯

失業等給付に係る保険料率を変更した過去の改正における経過措置の整理は、以下のとおり。

①　平成１５年改正について

平成１５年改正は、同年5月１日から新法が施行されたが、失業等給付に係る保険料率について、

・改正前においては、失業等給付に係る保険料率が 1000 分の 12 であったところ、平成１４年１０月から弾力条項の適用によって 1000 分の 14 に引き上げた率が適用され

・改正法の施行後においては、失業等給付に係る保険料率は 1000 分の 16 であったが、暫定措置によって 1000 分の 14 に引き下げられることが、平成１５年１月時点から決定していた

ため、施行前後において保険料率に変更がなく、適用料率について紛れが生じないことが改正法提出前から決定していたため、経過措置を設けなかったものである。

②　平成１２年改正について

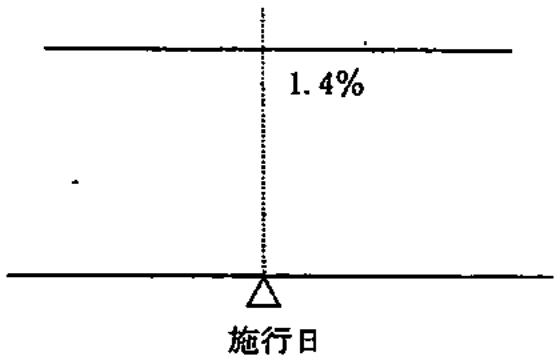
平成１２年改正は、平成１３年４月１日から新法が施行されたが、

・改正前においては、暫定措置によって保険料率が 1000 分の８であって

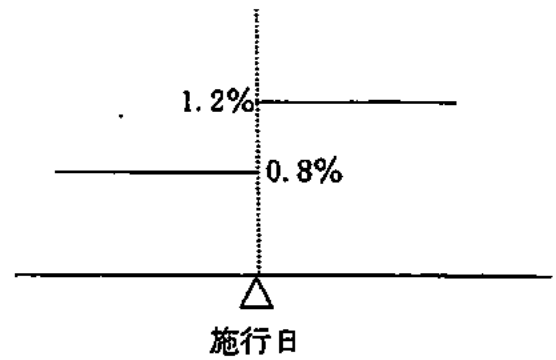
・改正法施行後においては、失業等給付に係る保険料率が 1000 分の 12 であり、仮にこれに弾力条項が適用されたとしても 1000 分の 10 から 1000 分の 14 の範囲となる

ため、施行前後の保険料率が異なることが判明していたことから、施行前後における適用関係を明確にするため、経過措置を設けたものである。

①平成１５年改正時



②平成１２年改正時



「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」について（説明要旨）

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の措置を講ずるものであります。

（参考）本法律案の概要

１．概要

（１）この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

（２）厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた職業訓練実施計画を策定する。

（３）厚生労働大臣は、就職に必要な技能等を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の基準に適合する職業訓練の認定（「認定職業訓練」）することができる。

（４）認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われるよう、認定職業訓練を行う者に対して、必要な助成及び援助を行うことができる。

（５）認定に関する業務は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。

（６）国は、特定求職者が公共職業安定所長の指示した認定職業訓練等を受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して職業訓練受講給付金を支給することができる。

（７）公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、職業指導及び職業紹介等の措置が効果的に関連して実施されるための就職支援計画を作成する。

（８）認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法による新事業（就職支援法事業）として行う。

２．施行期日　　平成２３年１０月１日（一部の規定は公布の日）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案要綱

第一　目的（第一条関係）

この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とすること。

第二　特定求職者の定義（第二条関係）

この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいうものとすること。

第三　特定求職者に対する職業訓練の実施

一　職業訓練実施計画（第三条関係）

（一）　厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受け

る機会を十分に確保するため、二の(二)の認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとすること。

(二)　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとするものとすること。

イ　特定求職者の数の動向に関する事項

ロ　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

ハ　特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

(三)　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとすること。

(四)　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとすること。

二　厚生労働大臣による職業訓練の認定（第四条関係）

(一)　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、イからハま

でのいずれにも適合するものであることの認定をすることができるものとすること。

イ　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること

ロ　就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること

ハ　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること

(二)　厚生労働大臣は、(一)の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が(一)のイからハまでのいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができるものとすること。

(三)　厚生労働大臣は、(一)による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとすること。

三　認定職業訓練を行う者に対する助成（第五条関係）

国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができるものとすること。

四　指導及び助言（第六条関係）

機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができるものとすること。

第四　職業訓練受講給付金

一　職業訓練受講給付金の支給（第七条関係）

(一)　国は、第五の二により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができるものとすること。

(二)　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定めるものとすること。

二　返還命令等（第八条関係）

(一)　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給

付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができるものとすること。

(二)　(一)の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、(一)による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができるものとすること。

(三)　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十七条及び第四十一条第二項の延滞金及び時効の規定は、(一)及び(二)により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用するものとすること。

三　譲渡等の禁止（第九条関係）

職業訓練受講給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとすること。

四　公課の禁止（第十条関係）

租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができないものとすること。

第五　就職支援計画の作成等

一　就職支援計画の作成（第十一条関係）

公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、(一)から(三)までに掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとすること。

(一)　職業指導及び職業紹介

(二)　認定職業訓練又は公共職業訓練等

(三)　(一)及び(二)に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

二　公共職業安定所長の指示（第十二条関係）

公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき一の(一)から(三)までに掲げる措置（以下「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとすること。

三　関係機関等の責務（第十三条関係）

(一)　職業安定機関、認定職業訓練を行う者、公共職業能力開発施設の長その他関係者は、二による指示

を受けた特定求職者の就職支援措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならないものとすること。

(二)　二による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならないものとすること。

第六　雑則

一　時効（第十四条関係）

職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第四の二により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅するものとすること。

二　報告（第十五条関係）

(一)　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者又は認定職業訓練を行っていた者（以下「認定職業訓練を行う者等」という。）及び特定求職者又は特定求職者であった者（以下「特定求職者等」という。）に対して、報告を求めることができるものとすること。

(二)　機構は、第三の二の(一)による認定に関する事務に関し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に対し、報告を求めることができるものとすること。

三　立入検査（第十六条関係）

(一)　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問をさせ、又は帳簿書類の検査をさせることができるものとすること。

(二)　厚生労働大臣は、機構に、(一)による質問又は立入検査（認定職業訓練が第三の二の(一)のイからハまでの要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができるものとすること。

(三)　機構は、(二)により質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないものとすること。

(四)　(一)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとすること。

四　船員となろうとする者に関する特例（第十七条関係）

船員職業安定法第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関して必要な特例を設けるものとすること。

五　権限の委任（第十八条関係）

(一)　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができるものとすること。

(二)　(一)により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができるものとすること。

六　厚生労働省令への委任（第十九条関係）

この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定めるものとすること。

第七　罰則（第二十条から第二十二条関係）

第六の二の(一)による報告をせず、又は虚偽の報告をした認定職業訓練を行う者等等に対し、所要の罰則を科すものとすること。

第八　その他

一　施行期日（附則第一条関係）

この法律は、平成二十三年十月一日から施行するものとすること。ただし、二及び五の一部については、公布の日から施行するものとすること。

二　施行前の準備（附則第二条及び第三条まで関係）

厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三の二の(一)の認定に相当する認定等必要な施行前の準備を行うことができるものとすること。

三　雇用保険法の一部改正（附則第四条及び第五条関係）

(一)　就職支援法事業

政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、認定職業訓練を行う者に対して、第三の三による助成を行うこと及び第二の特定求職者に対して、第四の一の職業訓練受講給付金を支給することができるものとすること。

(二)　国庫負担

イ　国庫は、(一)の就職支援法事業のうち、職業訓練受講給付金に要する費用については二分の一を負担するものとすること。

（注）雇用保険法附則第十三条により、国庫負担については、暫定措置（当分の間、国庫が負担すべきこととされている額の百分の五十五に相当する額を負担）が適用される。

ロ　国庫は、イのほか、予算の範囲内において、就職支援法事業に要する費用（職業訓練受講給付金に要する費用を除く。）を負担するものとすること。

四　検討（附則第十三条関係）

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

五　その他

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もつて特

定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（職業訓練実施計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、次条第二項に規定する認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二　就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（認定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等

（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（譲渡等の禁止）

第九条　職業訓練受講給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　認定職業訓練又は公共職業訓練等

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

（関係機関等の責務）

第十三条　職業安定機関、認定職業訓練を行う者、公共職業能力開発施設の長その他関係者は、前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及

び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告）

第十五条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者又は認定職業訓練を行っていた者（以下「認定職業訓練を行う者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

2　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定求職者又は特定求職者であっ

た者（以下「特定求職者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

3　機構は、第四条第一項の規定による認定に関する事務に関し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による質問又は立入検査（認定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による立入検査について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条中「公共職業安定所に」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に」と、同条、第七条第一項、第十一条及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　認定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の

罰金に処する。

一　第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条、第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において第三条第一項及び第二項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、その者の行う職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。

2　厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が行った第四条第一項の認定とみなす。

3　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

（雇用保険法の一部改正）

第四条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができる。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」

の下に「及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給」を加え、同項に次の一号を加える。

四　第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「第六十四条に規定する事業（第六十八条第二項において「就職支援法事業」という。）に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援法事業」を、「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第六条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第五項」の下に「の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担

額（雇用保険法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）」を加え、「第六十七条」を「同法第六十七条」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「及び雇用保険事業」を「並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業」に改める。

第百三条第三項中「歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十二条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第八条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「第六十三条」の下に「若しくは第六十四条」を加え、同表の七十一の項の次に次のように加える。

七十一の二	厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）による同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中「第四条第一項の認定」とあるのは、「附則第三条第一項の相当認定」とする。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の

就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十七条第一項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第十四条第一項第八号中「第四条第一項の規定による認定」とあるのは、「附則第三条第一項に規定する相当認定」とする。

（検討）

第十三条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

平成23年1月

目　次

○雇用保険法（附則第四条関係）……1
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（附則第六条関係）……3
○特別会計に関する法律（附則第七条関係）……5
○住民基本台帳法（附則第八条関係）……7
○厚生労働省設置法（附則第十条関係）……9
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（附則第十一条関係）……10

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができる。	第六十四条　削除
（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。 一～三　（略） 四　第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当	（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。 一～三　（略）

該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、第六十四条に規定する事業（第六十八条第二項において「就職支援法事業」という。）に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援法事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業（第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てるものとする。

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

○　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（雇用保険法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6・7　（略）	6・7　（略）
8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。	8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。
9　（略）	9　（略）

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（同条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費（就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）に充てるために必要な金額を、積立金と	（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

して積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

○　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（第三十条の七関係）			別表第一（第三十条の七関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	事務		提供を受ける国の機関又は法人	事務	
（略）	（略）		（略）	（略）	
七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条若しくは第六十四条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの		七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十一　厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項に規定する指定試験機関	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの		七十一　厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項に規定する指定試験機関	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十一の二　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）による		（新設）		
			（新設）		

	る同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）

（略）	
（略）	

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 ２・３　（略）	（都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 ２・３　（略）

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対す

一～三　（略）

四　職業能力開発業務

（利益及び損失の処理）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練

る職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二

の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二

号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第一号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第

条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

【読　替　表】

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十七条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十七条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第十一条、第十二条・・・

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十七条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十七条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第十一条、第十二条

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと地方運輸局の長が認めたものをいう。	（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。
（職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、第十二条第一項の規定により地方運輸局の長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。	（職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。
2　（略）	2　（略）

（就職支援計画の作成）

第十一条　地方運輸局の長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一～三　（略）

（地方運輸局の長の指示）

第十二条　地方運輸局の長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　地方運輸局の長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　地方運輸局の長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一～三　（略）

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（附則第九条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第九条の規定により読み替えられた同法による改正後の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（傍線の部分は読替部分）

読替後	
別表第一（法第三十条の七関係）	
提供を受ける国の機関又は法人	事務
（略）	（略）
七十一の二　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）による同法附則第三条第一項の相当認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）

読替前	
別表第一（法第三十条の七関係）	
提供を受ける国の機関又は法人	事務
（略）	（略）
七十一の二　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）による同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（附則第十一条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第八項の規定による読み替えられた同法第十一条等

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、附則第五条第八項により読み替えられた前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の適正	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちか

な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2～4　（略）

（業務の範囲）

第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発

ら、厚生労働大臣が任命する。

2～4　（略）

（業務の範囲）

第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発

促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三号各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理

促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号まで及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務

五　（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、附則第五条第八項により読み替えられた前項の規

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あ

定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から附則第五条第八項により読み替えられた第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は第十四条第一項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項（金融機

らかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をし

関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

ようとするとき。

二　第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務及び職業能力開発業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（附則第十二条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）附則第十二条の規定による読み替えられた同法附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十四条第一項第八号

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律　号）附則第三条第一項に規定する相当認定に関する事務を行うこと。 2～4　（略）	（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。 2～4　（略）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案　参照条文目次

一　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）……1
二　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）……2
三　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）……3
四　特別会計に関する法律（平成十九年法律第三十二号）（抄）……3
五　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）……3
六　厚生労働省設置法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）……4
七　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（抄）……4

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案　参照条文

一　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（雇用保険事業）

第四条　この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

2～5　（略）

（失業の認定）

第十五条　基本手当は、受給資格を有する者（次節から第四節までを除き、以下「受給資格者」という。）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。）について支給する。

2　（略）

3　失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4・5　（略）

第六十四条　削除

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　（略）

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失

業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

二　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）

（一般保険料に係る保険料率）

第十二条　（略）

2～4　（略）

5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6・7　（略）

8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9　（略）

（督促及び滞納処分）

第二十七条　労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2　前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

（時効）

第四十一条　（略）

2　政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

三　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）

（定義）

第六条　この法律で「船員」とは、船員法（昭和二十二年法律第百号）による船員及び同法による船員でない者で日本船舶以外の船舶に乗り組むものをいう。

2～16　（略）

四　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（一般会計からの繰入対象経費）

第百一条　（略）

2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。

（積立金）

第百三条　（略）

2　（略）

3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4・5　（略）

五　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（都道府県知事の事務）

第三十条の七

3　都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

別表第一　（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
（略）	（略）
七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一　厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項に規定する指定試験機関	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）

六　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

（都道府県労働局）

第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。

2・3　（略）

七　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（抄）

※　独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律（継続審議）附則第十三条による改正後の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法

（運営委員会の設置及び権限）

第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。

一　業務方法書の変更
二　通則法第三十条第一項に規定する中期計画
三　通則法第三十一条第一項に規定する年度計画
3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。
（運営委員）
第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
2～4　（略）
（業務の範囲）
第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。
二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。
四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。
五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。
六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。
七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。
八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。
3・4　（略）
（業務の委託）
第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の

促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　第十四条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　職業能力開発業務

（利益及び損失の処理）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務及び職業能力開発業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、「務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」

と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「二千百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に改め、同条第二項中「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に、「四千二百十円以上一万九百五十円」を「四千六百四十円以上一万五百七十円」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千百四十円」を「二千三百二十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千五百八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ロ中「一万六千八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ハ中「一万四千六百二十円」を「一万四千三百円」に改め、同号ニ中「一万三千百六十円」を「一万二千八百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改め、同条第三項中「二千百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二

百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に改める。

第十九条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千二百九十五円」に改め、同条第二項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第五十六条の三第一項第一号を次のように改める。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者である者

イ　職業に就いた者（厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く。）であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基

本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

第五十六条の三第一項第二号中「又は四十五日未満」を削り、同条第三項第一号中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）」に改め、同項第三号中「三十」を「四十」に改め、同号ロ中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十五万八百八十円」を「三十四万三千二百円」に改め、同条第七項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十五条中「平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において」を「引き続き検討を行い、できるだけ速やかに」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に改め、同項ただし書中「千分の二十一・五」を「千分の十九・五」に、「千分の二十二・五」を「千分の二十・五」に改め、同条第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に改め、同条第九項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五から千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の二十一まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十七から千分の二十五まで」を「千分の十五から千分の二十三まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に、「千分の十八から千分の二十六まで」を「千分の十六から千分の二十四まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規定及び附則第十条の規定　公布の日

二　第二条及び附則第九条の規定　平成二十四年四月一日

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第三条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第三十七条第三項の規定にかかわらず、前条の規定による基本手当の日額に相

当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第四条　高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に対する新雇用保険法第三十七条の四の規定の適用については、同条第二項中「第十五条第二項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合（改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号に係る場合を除く。）」とし、同条第二項中「第十七条第四項第二号ニ」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニ」とする。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第五条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第二項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十

八条まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

第六条　新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定する受給資格者等（以下この条において「受給資格者等」という。）に対する就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

（育児休業給付金の額に関する経過措置）

第七条　育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同

条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（介護休業給付金の額に関する経過措置）

第八条　介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（雇用保険率に関する経過措置）

第九条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」とあるのは「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千三百二十円（その額が次条の規定により変更されたときは、そ	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千百四十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その

の変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千二十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万五千七百三十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千三百円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万二千八百七十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千五百八十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万六千八十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千六百二十円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万三千百六十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千三百二十円以上四千六百四十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千二百九十五円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。

基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始る年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千百四十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千三百八十八円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。

基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者である者

イ　職業に就いた者（厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く。）であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ　職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることがで

下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

3　2

（略）

就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に四十を乗じて得た額を限度とし

3　2

（略）

就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度とし

て厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつ

て厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつ

たときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十四万三千二百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

附　則

第九条　削除

たときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当する者を除く。）」と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（そ

（国庫負担に関する暫定措置） 第十五条　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。	の職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。 （国庫負担に関する暫定措置） 第十五条　雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十七・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十九・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6～8　（略）	6～8　（略）
9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十三から千分の二十一まで」と、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十六から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。	9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

【読替表】

雇用保険法関係（第一条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項……二

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項……三

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項……四
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項……五
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項……六
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項……七

雇用保険法関係（第一条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の四十五（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万五百七十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の四十五までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三から千分の二十一まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五から千分の二十三まで、同号に掲げる事業については千分の十六から千分の二十四まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合（改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号に係る場合を除く。）にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）	（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）	（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）	（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）	（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案参照条文目次

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）……一
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）……十一

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（基本手当の日額）

第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。

2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。

（賃金日額）

第十七条　賃金日額は、算定対象期間において第十四条（第一項ただし書を除く。）の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。次項及び第六節において同じ。）の総額を百八十で除して得た額とする。

2・3　（略）

4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

一　二千百四十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千五百八十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万六千八十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千六百二十円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万三千百六十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　前項の規定により変更された自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千百四十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千三百八十八円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

（傷病手当）

第三十七条　（略）

2　（略）

3　傷病手当の日額は、第十六条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

4～9　（略）

（高年齢求職者給付金）

第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。

一　一年以上　五十日

二　一年未満　三十日

2～5　（略）

（特例一時金）

第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。

2　前項に規定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。

3・4　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ　職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。

ロ　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場

合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ　受給資格者　基本手当日額

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

（高年齢再就職給付金）

第六十一条の二　高年齢再就職給付金は、受給資格者（その受給資格に係る離職の日における第二十二条第三項の規定による算定基礎期間が五年以上あり、かつ、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受けたことがある者に限る。）が六十歳に達した日以後安定した職業に就くことにより被保険者となつた場合において、当該被保険者に対し再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、当該基本手当の日額の算定の基礎となつた賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つたときに、当該再就職後の支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、支給限度額以上であるとき。

2～4　（略）

（育児休業給付金）

第六十一条の四　（略）

2・3　（略）

4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に

相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。

一　次号に掲げる支給単位期間以外の支給単位期間　三十日

二　当該休業を終了した日の属する支給単位期間　当該支給単位期間における当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該休業を終了した日までの日数

5～7　（略）

（介護休業給付金）

第六十一条の六　（略）

2・3　（略）

4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。

一　次号に掲げる支給単位期間以外の支給単位期間　三十日

二　当該休業を終了した日の属する支給単位期間　当該支給単位期間における当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該休業を終了した日までの日数

5・6　（略）

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本

給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2　前項第一号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達するまでを負担する。

3・4　（略）

5　日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一　次に掲げる額を合計した額

イ　徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額

ロ　イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に二事業率を乗じて得た額を減じた額

二　支給した日雇労働求職者給付金の総額の三分の二に相当する額

6　（略）

第六十七条　第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかわらず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは「支給した当該求職者給付の総額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、「一般保険料の額を超える場合には」とあるのは「一般保険料の額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」と読み替えるものとする。

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当する者を除く。）」と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

（国庫負担に関する暫定措置）

第十三条　国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

2　国庫が前項に規定する額を負担する会計年度については、第六十六条第二項（第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項の規定は、適用しない。

3　第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第十三条第一項」とする。

第十五条　雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）

（一般保険料に係る保険料率）

第十二条　（略）

2・3　（略）

4　雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。

一　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二　動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

三　土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

四　清酒の製造の事業

五　前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6～7　（略）

8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五

の率を控除した率に変更するものとする。

9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
用例集

（本則関係）

条項	用例	頁
第56条の３関係	「…者である者」の例	1
附則第15条関係	「引き続き検討を行（う）」の例	3
	「できるだけ速やかに、…ものとする」の例	4

（附則関係）

条項	用例	頁
附則第２条関係	「基本手当の日額等に関する経過措置」の例	5
附則第３条関係	「傷病手当の日額に関する経過措置」の例	6
附則第５条関係	「特例一時金の額に関する経過措置」の例	7
附則第６条関係	「就業促進手当の支給に関する経過措置」の例	8
附則第７条関係	「育児休業給付金の額に関する経過措置」の例	9
附則第９条関係	「雇用保険率に関する経過措置」の例	10

（理由関係）

条項	用例	頁
理由関係	「最近の…雇用失業情勢」の例	11
理由関係	「雇用失業情勢…を踏まえ、」の例	12
理由関係	「労働者の生活の…安定」の例	13
理由関係	「再就職…促進」の例	14
理由関係	「等を図るため」の例	15
理由関係	「…給付の見直し」の例	16
理由関係	「…給付の…を行う」の例	17
理由関係	「雇用保険率を引き…げる等の必要がある。」の例	18

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

用例集

（第五十六条の三関係）

「…者である者」の例

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令

（平成十九年十月十九日政令第三百十八号）

（介護合算算定基準額）

第十六条の三

3　前条第四項の介護合算算定基準額については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定を、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基準日において日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項（同令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十四条第四項	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項（同令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十四条第二項
基準日において国民健康保険の世帯主等である者又は当該世帯主等と同一の世帯に属する当該者以外の国民健康保険の被保険者である者	国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の三第一項並びに第二十九条の四の四第一項及び第二項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第三項並びに第二十九条の四の四第一項及び第二項

（第五十六条の三関係）

「…者である者」の例

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

（昭和四十六年法律第百二十九号）

（失業保険に関する経過措置）

第百四十四条

3　この法律の施行の際沖縄失保法受給資格者である者（次項の規定により離職があつたとみなされることにより沖縄失保法受給資格者であることとなる者を含む。）は、失保法に規定する受給資格者とみなす。

（附則第十五条関係）「引き続き検討を行（う）」の例

○中央省庁等改革基本法

（平成十年法律第百三号）

（国家公務員制度の改革）

第四十八条　政府は、中央省庁等改革が行政の組織及び運営を担う国家公務員に係る制度の改革を併せて推進することにより達成されるものであることにかんがみ、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との分離に対応した人事管理制度の構築、人材の一括管理のための仕組みの導入、内閣官房及び内閣府の人材確保のための仕組みの確立、多様な人材の確保及び能力、実績等に応じた処遇の徹底並びに退職管理の適正化について、早期に具体的成果を得るよう、引き続き検討を行うものとする。

（附則第十五条関係）

「できるだけ速やかに、…ものとする」の例

○健康保険法等の一部を改正する法律

（平成十四年法律第百二号）

附　則

（医療保険制度の改革等）

第二条　（略）

2　政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに（第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に）、所要の措置を講ずるものとする。

一～三　（略）

（附則第二条関係）

「基本手当の日額等に関する経過措置」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成十五年法律第三十一号）

附　則

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（附則第三条関係）

「傷病手当の日額に関する経過措置」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成十五年法律第三十一号）

附　則

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第五条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第三条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（附則第五条関係）

「特例一時金の額に関する経過措置」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成十五年法律第三十一号）

附　則

（特例一時金の額に関する経過措置）

第七条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。次項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（附則第六条関係）

「就業促進手当の支給に関する経過措置」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成十五年法律第三十一号）

附　則

（雇用保険の就業促進手当等の支給に関する経過措置）

第八条　新雇用保険法第五十六条の二の規定は、施行日以後に職業に就いた新雇用保険法第五十六条の二第二項に規定する受給資格者等（以下この項において「受給資格者等」という。）に対する同条第一項の規定による就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給又は第五十七条第一項の規定による常用就職支度金の支給については、なお従前の例による。

2～5　（略）

（附則第七条関係）

「育児休業給付金の額に関する経過措置」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成十五年法律第三十一号）

附　則

（雇用保険の育児休業基本給付金の額に関する経過措置）

第十二条　育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。以下この項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（附則第九条関係）

「雇用保険率に関する経過措置」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成十二年法律第五十九号）

附　則

（雇用保険率に関する経過措置）

第十条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「新徴収法」という。）第十二条第四項の規定は、施行日以後の期間に係る労働保険料について適用し、施行日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

（理由関係）

「最近の…雇用失業情勢」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成十五年法律第三十一号）

理　由

最近の厳しい雇用失業情勢の下、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、雇用保険制度において求職者給付の見直し、多様な方法による再就職を促進するための給付の改善、教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付の見直し等を行うほか、雇用保険率を見直す等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（理由関係）

「雇用失業情勢…を踏まえ、」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成二十二年法律第十五号）

理　由

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（理由関係）

「労働者の生活の…安定」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成六年法律第五十七号）

理　由

急速な高齢化等の進展の下で今後労働力の供給が中長期的に制約を受けることが予想される状況にかんがみ、雇用保険制度及び船員保険制度失業部門が、労働者の生活及び雇用の一層の安定を図りつつ、このような状況に的確に対応することができるよう、六十歳に達した後賃金が低下した労働者に対する高年齢雇用継続給付等及び一歳に満たない子を養育するための休業を行う労働者に対する育児休業給付を創設するとともに、所定給付日数の変更、再就職手当の支給要件の緩和を行うほか、雇用保険制度における日雇労働求職者給付金の日額の引上げその他の求職者給付の改善を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（理由関係）

「再就職…促進」の例

◎雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成十五年法律第三十一号）

理　由

最近の厳しい雇用失業情勢の下、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、雇用保険制度において求職者給付の見直し、多様な方法による再就職を促進するための給付の改善、教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付の見直し等を行うほか、雇用保険率を見直す等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（理由関係）

「等を図るため」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成二十二年法律第十五号）

理　由

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（理由関係）

「…給付の見直し」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成十五年法律第三十一号）

理　由

最近の厳しい雇用失業情勢の下、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、雇用保険制度において求職者給付の見直し、多様な方法による再就職を促進するための給付の改善、教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付の見直し等を行うほか、雇用保険等を見直す等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（理由関係）

「…給付の…を行う」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成十二年法律第五十九号）

理　由

現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に的確に対応するため、雇用保険制度等において、倒産、解雇等による離職者に対する求職者給付の重点化、育児休業給付及び介護休業給付の改善等を行うほか、給付に要する費用に係る国庫負担の割合に関する暫定措置を廃止するとともに、雇用保険率を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（理由関係）

「雇用保険率を引き…げる等の必要がある。」

の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律

（平成十二年法律第五十九号）

理　由

現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に的確に対応するため、雇用保険制度等において、倒産、解雇等による離職者に対する求職者給付の重点化、育児休業給付及び介護休業給付の改善等を行うほか、給付に要する費用に係る国庫負担の割合に関する暫定措置を廃止するとともに、雇用保険率を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
（内閣法制局次長御説明資料）

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局雇用保険課

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

1　概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

2　雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正（第1条関係）
賃金日額の上限額等の見直し（第16条及び第17条関係）・・・・・・・・5
・賃金日額の下限額等の見直しの具体的内容（第17条関係）・・・・・6
・賃金日額の上限額の見直しの具体的内容（第17条関係）・・・・・・7
・賃金日額の屈折点（給付率が逓減給付率から50%に移行する点）の見直しの具体的内容（第16条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・8
自動変更対象額の改正（第18条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・9
（参考）法に定めた事項を当該規定の施行日に変更することとした事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
内職収入に係る控除額及び高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額の改定（第19条及び第61条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
就業促進手当の給付額の引上げ（第56条の3関係）・・・・・・・・・・14
（参考）雇用保険法第56条の3第1項第1号の条文構成について・・16
（参考）就業促進手当の対象の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・17
雇用保険の国庫負担の本則復帰について（附則第15条関係）・・・・・・18

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の一部改正（第2条関係）
雇用保険率の見直し（徴収法第12条関係）・・・・・・・・・・・・・・20

4　附則関係

附則の規定順について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
経過措置について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
基本手当の日額等に関する経過措置（附則第２条関係）・・・・・・・・・25
就業促進手当の額に関する経過措置（附則第６条関係）・・・・・・・・・28
失業等給付に係る保険料率の改正に伴う経過措置（附則第９条関係）・・・30
高年齢雇用継続給付について、経過措置を置かない理由 ・・・・・・・・32
雇用保険料の弾力的変更に係る規定について経過措置を置かない理由 ・・34

5　その他

改正雇用保険法案の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
（概要）

第１　趣旨

○　雇用保険制度においては、雇用失業情勢の急激な悪化や、こうした悪化が非正規労働者の雇用の安定に大きな影響が出ていること等を踏まえ、非正規労働者への適用拡大や、暫定的に就業促進手当の給付額を拡充するなどの措置を講じてきたところである。

○　このような中、依然として厳しい雇用失業情勢等を踏まえると、適切に失業者の生活を保障するとともに、失業者の早期再就職意欲を喚起することによって雇用の安定等を図るための早期再就職支援を行うとともに、就業機会のない求職者への就職の支援等を行うことが必要である。

○　このため、失業者の就職の促進等を図るために必要な支援を適切に実施するため、失業等給付の見直しを図るとともに、失業等給付に係る雇用保険料の引下げ等の改正を行うものである。

第２　改正事項の概略

１　雇用保険法の一部改正（第１条関係）

（１）失業等給付の充実・見直し

（ｉ）賃金日額の見直し

失業者に対する「基本手当」の算定の基礎となる「賃金日額」については、直近の賃金分布等をもとに見直しを図り、その下限額等の引上げを図る。（雇用保険法第１６条、第１７条関係）

（ii）就業促進手当の充実（雇用保険法第５６条の３、附則第９条関係）

早期再就職のインセンティブを強化するため、就業促進手当のうち

ア　安定した職業に就いた者に支給されるものについて、支給残日数に係る支給要件を緩和する暫定措置を恒久化するとともに、支給額を引き上げ、

イ　アを受給しない就職困難者に支給されるものについて、支給額を引き上げている暫定措置の恒久化を図る

こととする。

（２）雇用保険の国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し（雇用保険法附則第15条関係）

雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止することとする。

２　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正（第２条関係）

雇用保険率を、雇用保険の財政状況等を勘案し、現行の１０００分の１９．５から１０００分の１７．５に引き下げる。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第１２条関係）

第３　施行期日

平成２３年８月１日

（ただし、１（２）について、公布日、２について、平成２４年４月１日。）

賃金日額の上限額等の見直し（第１６条及び第１７条関係）

1　現行制度の趣旨・概要

失業者に対して支給する基本手当の額は、離職前最後の６ヶ月間に支払われた賃金の総額を１８０で除した「賃金日額」に給付率５０～８０％を乗じて得た額として算定しているが、

・　最低生活の保障という趣旨に照らし、賃金が高額であった者がいたずらに基本手当に依存しないように、賃金日額の上限額が、

・　低所得者の保護を手厚いものとするために、賃金日額の下限額が、

それぞれ設けられている。

2　見直しの趣旨

賃金日額の上限額等（上限額、下限額及び屈折点（給付率が移行する額））は、毎年、毎月勤労統計調査における平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて自動変更することとなっている。

賃金日額に係る直近の改正である、平成 15 年改正においては、改正時点における最新の額である平成 13 年の賃金構造基本統計調査にもとづく 60 歳未満の者に係る賃金分布を踏まえて、法定の額を改定していることから、今般の改正に際しても、平成 21 年賃金構造基本統計調査等をもとに、法定の上限額等を見直すこととする。

賃金日額の下限額等の見直しの具体的内容（第１７条関係）

1　賃金日額の下限額の現状

賃金日額の下限額は、雇用保険制度の創設時に、最低賃金（全国加重平均の場合）を勘案して決定した額について、毎月勤労統計調査における平均定期給与額が前年度の平均定期給与額と比較して上昇し、又は低下した比率に応じて自動変更してきたものであるが、平成２２年度において、はじめて、最低賃金（全国加重平均の場合）で就業した賃金を日額換算した額が、賃金日額の下限額を上回る状況となった。

また、現行の賃金日額の下限額は、賃金構造基本統計調査の賃金分布（65 歳未満）の下位４％程度の水準となっている。

2　下限額及び屈折点（給付率が逓減給付率から 80%に移行する点）の見直し

（１）下限額設定の考え方

雇用保険の基本手当が失業者の失業期間中の生活を保障することを目的とするものであること等から、賃金日額の下限額は最低賃金により就業した場合を下回らない水準に設定する必要がある。

また、賃金日額の下限額が最低賃金を下回らないよう設定する必要性に加えて、賃金構造基本統計調査で、四分位・十分位の数値が算出されているので、額の算定につき技術的観点も考慮する必要がある。

（２）下限額及び屈折点の設定

①　賃金日額の下限額については、賃金構造基本統計調査の賃金分布（65 歳未満。短時間労働者以外の労働者に係る分布。）の第１十分位点以下の中位数の１/２の額（2,320 円）とすることとする。

②　屈折点（低）については、従来と同様、下限額の２倍の額とし、4,640 円とする。

（参考）

・最低賃金の全国加重平均：時給 730 円（平成 22 年度）

これを賃金日額に換算すると 2,086 円（730 円×20 時間÷７日＝2,086 円）

・2,320 円（改正後の法定の下限額）を時給換算した額は、812 円

賃金日額の上限額の見直しの具体的内容（第１７条関係）

1　賃金日額の上限額等に係るこれまでの整理

これまで、「60 歳以上 65 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額は、他の年齢区分の者に係る額と異なる賃金分布に基づき設定してきた。

しかしながら、高年齢者雇用確保措置を講じている企業の割合は 97.6%（平成 22 年（平成 18 年においては、84.0%））となる（「高年齢者の雇用状況」集計結果による）等、高年齢者雇用確保措置が義務化された平成 18 年以後、60 歳以上の労働者を取り巻く環境には大きな変化が生じており、60 歳以上 65 歳未満の者について、別途の取扱いをする必要性は薄れている。

2　上限額の具体的設定

「65 歳未満」全労働者の賃金分布を元として、各年齢区分の上限額について、「30 歳以上 45 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額に一定割合を乗じた額とする方法とすることとし、「60 歳以上 65 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額の設定については、

・　各年齢階層の賃金日額の上限額については、現在、賃金構造基本統計調査における、各年齢階層の第３四分位以上の中位数の額が、「30 歳以上 45 歳未満」の者に係る賃金分布の第３四分位以上の中位数の額と比較してどの程度の割合かを把握した上で、一定の範囲内（±10%）の額として決定していること、

・　一方、受給資格者数に占める基本手当日額の上限額を受給する者の割合については、60 歳以上の者で他の年齢階層よりも高いことも考慮する必要があること、

を踏まえ、「30 歳以上 45 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額に 105/100 を乗じた額とする。

	30 歳未満	30 歳以上 45 歳未満	45 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 65 歳未満
改正前の整理	Ａ×０．９	60 歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数の額（＝Ａ）	Ａ×１．１	60 歳以上 65 歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数の額
賃構（平成 21 年）の第３四分位以上の中位数	8,890 円（30 歳以上 45 歳未満の額の 63.5%）	14,300 円	18,550 円（30 歳以上 45 歳未満の額の 132.5%）	14,360 円（30 歳以上 45 歳未満の額の 102.6%）
改正後の整理	Ｂ×０．９	65 歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数の額（＝Ｂ）	Ｂ×１．１	Ｂ×１．０５
改正後の額	12,870 円	14,300 円	15,730 円	15,020 円

賃金日額の屈折点（給付率が逓減給付率から50%に移行する点）の見直しの具体的内容（第１６条関係）

1　屈折点（高）（給付率が逓減給付率から50%に移行する点）に係るこれまでの整理

給付率が80%から50%まで逓減する部分から50%に移行する点（以下「屈折点（高）」という。）については、60歳以上65歳未満と、60歳未満の年齢区分について、それぞれ別に第３四分位の額を算出し、それぞれの屈折点（高）としてきた。

2　屈折点（高）の具体的設定

（１）屈折点（高）の設定の考え方

今回の改正においては、上限額と同様の考え方により、60歳以上65歳未満の屈折点（高）について、65歳未満共通の屈折点とすることが基本的には妥当であるが、就業促進手当のうち安定した職業に就いた者に支給されるものの受給者数の受給資格決定件数に占める割合（平成21年度）は、60歳以上65歳未満の層で6.8%と、他の年齢階層（29歳未満は18.0%、30歳以上45歳未満は19.7%、45歳以上60歳未満は18.4%）に比べて極めて低く、基本手当によるモラルハザードが特に顕著であることから、別途の取扱いとすることが必要である

※　ＩＬＯ第102号条約において、失業給付の給付率は、前職賃金の100分の45以上であることが要請されており、給付率を引き下げることは適切でない。

（２）屈折点（高）の額の設定

年齢階層別の上限額が30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額に比べて、上下１割以内の範囲で設定されていることを勘案し、60歳以上65歳未満の屈折点（高）については、60歳未満の屈折点（高）である第３四分位点に９／１０を乗じて得た数とするものとしたい。

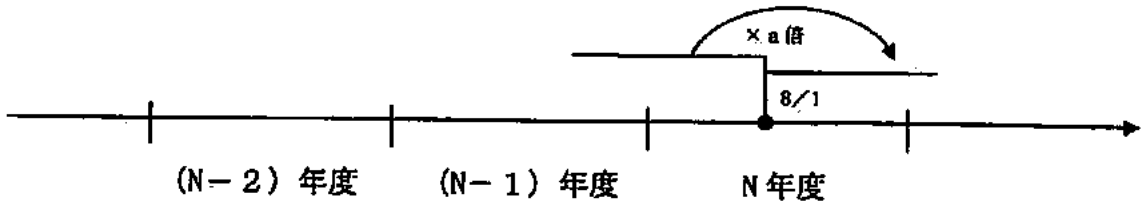
【屈折点】

	60歳未満	60歳以上65歳未満
改正前	60歳未満の賃金分布の第３四分位	60歳以上65歳未満の賃金分布の第３四分位
改正後	65歳未満の賃金分布の第３四分位（＝D）	Ｄ×０．９
改正後の額	11,740円	10,570円

自動変更対象額の改正（第１８条関係）

1　現行制度の趣旨・概要

基本手当の日額等の算定の基礎となる自動変更対象額は、毎月勤労統計調査における労働者の平均定期給与額を基礎として算定した年度の平均給与額がその前年度の平均給与額に対する上昇又は低下した比率に応じ、当該年度の翌年８月１日以後、賃金日額等を自動変更した額を適用することとしている。



$$\frac{\text{（N－１）年度の平均給与額}}{\text{（N－２）年度の平均給与額}} = a \text{（倍）}$$

2　見直しの趣旨

本改正では、自動変更する日（８月１日）と同日に、賃金日額の下限額等の改定に係る規定を施行することとしている。

このように法定の額等を施行と同日に変更することについて、こうした取扱いを前提とする既存の法制度としては、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第31号）の例がある。（次頁）

（参考）自動変更対象額等の変更の基礎となる平均給与額の年度について

自動変更対象額等を変更する年度	上記１の（N－２）年度の賃金構造基本統計調査の賃金分布を基にした法定の額	上記１の（N－２）年度	上記１の（N－１）年度
15 ※８月１日から変更	13	13	14
16 ⋮	14（＊） ⋮	14 ⋮	15 ⋮
23	21	21	22
24	22（＊）	22	23

＊：雇用保険法18条の規定により変更されたときは、その変更された額

（参考）法に定めた事項を当該規定の施行日に変更することとした事例

○　国民年金法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第３１号）により、厚生年金保険法の在職老齢年金の支給停止調整額に係る規定を改正した際に、

- 厚生年金保険法に規定する支給停止調整額は、「４８万円」と規定したうえで、
- 平成１７年度以後において、支給停止調整額に、各年度の名目賃金変動率（各年度の物価変動率に実質賃金変動率を乗じて得た率）を乗じて得た額（ただし、5,000円未満は切り捨てるものとする。）を適用する

との規定（厚生年金保険法第４６条第２項）を平成１７年４月１日施行で設けた例がある。

○　当該規定については、施行日（平成１７年４月１日）において、「４８万円」に、平成１７年度の物価上昇率（年金制度においては、「A年度の物価上昇率」と規定された場合、「A－１年の物価上昇率」を使用して算出。本件では、平成１６年物価上昇率により算出）に、実質賃金変動率（平成１２年度から平成１５年度までの実質賃金変動率の平均）を乗じて得た率を乗じた額を、同日以後、支給停止調整額として適用するための規定である。

なお、平成１７年度において、「４８万円」に乗じた率は「1.003」であり、乗じて得た額が「481,400円」であったため、1,000の位以下は切り捨てられ、結果として、法定の額と同額の「４８万円」が適用されたが、規定の趣旨は、法に定めた事項を、施行日において、そのまま変更するとの前提に則ったものであり、本改正法において、施行日に自動変更を行うこととすることの例となるものである。

○国民年金法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第３１号）　抄

第八条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

（中略）

第四十六条中、（中略）同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

3　前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　（略）、第八条、（略）までの規定　平成十七年四月一日

二～七　（略）

○厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）　抄

（再評価率の改定等）

第四十三条の二　再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

一　（略）

二　イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ　当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度におけるこの法律又は他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下この号において「被用者年金被保険者等」という。）に係る標準報酬額等平均額（各年度における標準報酬月額等（この法律及び他の被用者年金各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下この号において同じ。）の総額を各年度における被用者年金被保険者等の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬月額等の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

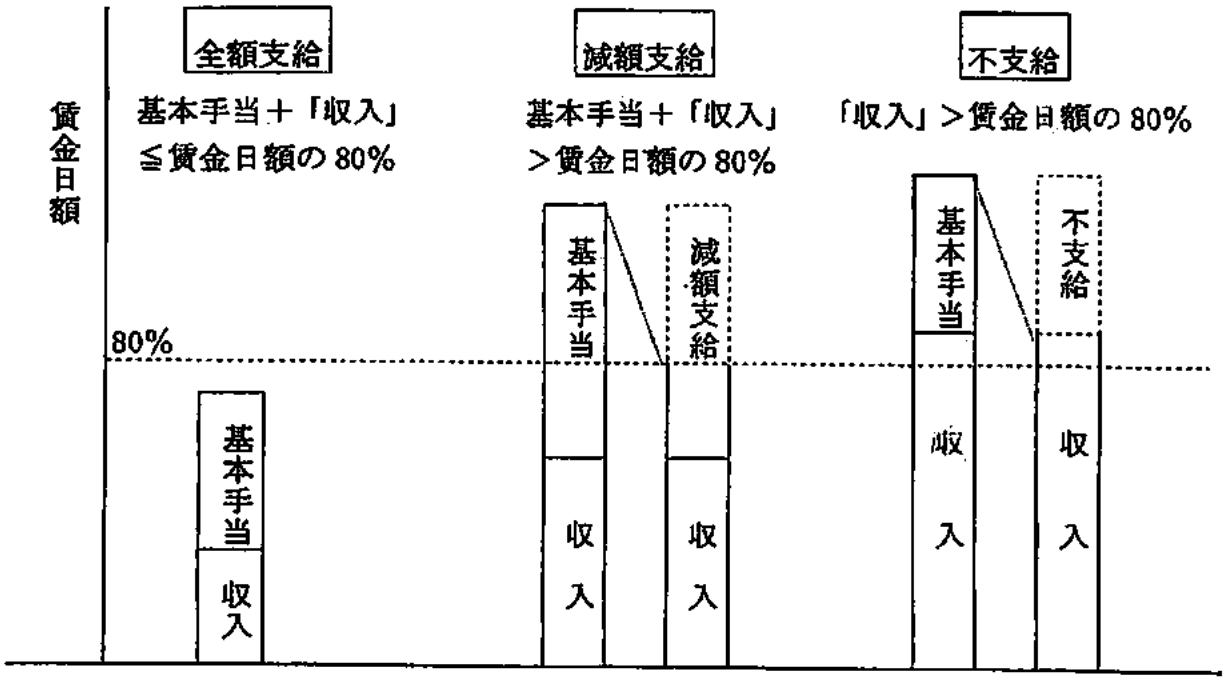
ロ　当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

（以下、略）

内職収入に係る控除額及び高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額の改定
（第１９条及び第６１条関係）

1　制度の趣旨・概要

（1）内職等自己の労働による収入に係る控除額



（注）1　「収入」＝「収入の１日分に相当する額」－1,295円（改正後）
2　説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

（※）現在の法定の控除額である「1,388円」は、平成３年改正時に1,300円に改定したものを、以後、平均給与額の変化に伴い自動変更したものである。

（2）高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額

雇用保険の被保険者として雇用されている60歳以上65歳未満の者について、60歳時点に比して賃金が75%未満に低下した場合に支給される高年齢雇用継続基本給付金は、支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、支給しない扱いとしている。

（※）支給限度額は、30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額に、給付率の上限である８割を乗じた額として設定されている。

2　見直しの趣旨

内職収入に係る控除額及び高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額（以下「控除額等」という。）は、これまで賃金日額等の法定額を改正する際に改正を行っているところであり、今回も同様に、控除額等の改定を行うものである。

（※）控除額等については、平成６年及び平成15年改正時においても、賃金日額等の法定の額の改正に併せ改定を行っている。

3　具体的内容

（1）内職等自己の労働による収入に係る控除額（法定の控除額は1,388円、現在適用されている額は1,295円）を1,295円に、高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額（法定の支給限度額は358,800円、現在適用されている額は327,486円）を343,200円にそれぞれ改める。

（※）内職等自己の労働による収入に係る控除額については、従来から、直近の適用されている額を法律上規定しているところ。

（2）賃金日額の上限額等と同様の整理にもとづき、控除額等の変更の基礎である「平成13年4月1日」を「平成21年4月1日」に改める。

就業促進手当の給付額の引上げ（第５６条の３関係）

1　現行制度の概要・趣旨

就業促進手当については、「生活防衛のための緊急対策」（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）において「今年度からの３年間のうちに景気回復を最優先で実現する」とされたことを踏まえ、雇用保険のセーフティネット機能強化の一環として、平成21年度から３年間、暫定的に支給要件を緩和し、支給額を引き上げているところである。

これは、当時、雇用保険の基本手当の支給終了者（所定給付日数の受給中に再就職できなかった者）が７割以上に達していたところ、雇用失業情勢の悪化に伴い基本手当の支給終了者割合がさらに増加することが見込まれたことから、安定した再就職に向けたインセンティブを強化する観点から、当面の措置として講じられたものである。その際、「今年度からの３年間のうちに景気回復を最優先で実現する」とされたことから、他の多くの雇用対策と同様、３年間の措置とすることとしたところである。

2　見直しの趣旨

（１）近時の失業の構造を見ると、失業者に占める長期失業者（失業期間が１年以上の者）の割合が上昇しているところである。現在長期失業者の発生を事前に防止する観点から、雇用保険法においても、雇用保険受給中の者に対する再就職に向けたインセンティブをさらに強化する新たな取組が必要とされている。

（※）	失業者に占める長期失業者の割合（労働力調査）	平成11年	22.4%
		平成21年	28.3%
		平成22年上半期	34.0%

（２）暫定措置が講じられた平成21年度は、完全失業率が5.2%（平成20年度：4.1%）、有効求人倍率が0.45倍（平成20年度：0.77倍）となる等、平成20年度と比べて非常に厳しい雇用失業情勢であった中で、受給資格決定件数に占める、就業促進手当のうち安定した職業に就いた者に支給されるものの受給者数は17.3%となり、平成20年度（15.8%）より増加しているところである。

このことから、就業促進手当の支給要件の緩和及び支給額の引上げは、失業者の早期再就職の促進に大きな効果があるものと考えられる。長期失業者の発生防止は至急を要する課題であるため、暫定措置を恒久化するとともに、一部支給額の引上げを図る。

3　具体的内容

【就業促進手当のうち、安定した職業に就いた者に支給されるもの】

支給要件に係る暫定措置（支給残日数が所定給付日数の３分の１以上かつ45日以上であるとの要件を、所定給付日数の３分の１以上のみを要件とすると緩和）を恒久化するとともに、支給額について、基本手当に支給残日数の５０％を乗じ

て得た額（３分の２以上残して早期に再就職した者については、基本手当に支給残日数の６０％を乗じて得た額（※））とするものとする。

（※）当該手当の支給額の、支給残日数分の基本手当日額に対する割合については、かつて60％が上限（昭和59年度から平成12年度まで、所定給付日数が300日の者について、支給残日数200日の場合120日分の再就職手当（就業促進手当の前身を支給）であったことも考慮し、60％とする。

【就業促進手当のうち、上の給付を受給しない就職困難者に支給されるもの】

支給額を基本手当に支給残日数の「３０％」を乗じて得た額から、基本手当に支給残日数の「４０％」を乗じて得た額に引き上げている暫定措置について、恒久化する。

（参考）雇用保険法第５６条の３第１項第１号の条文構成について

１　就業促進手当の創設の経緯

平成１５年改正においては、当時、我が国の雇用就業形態の多様化が進む中、失業中の生活の安定に加え再就職の促進を図るという雇用保険制度の基本的役割が果たせるよう、多様な方法により早期再就職の促進を図るため、就業促進手当を創設することとしたものである。

政策的には、①短期間の就業も含む職業への早期再就職を促進することに加え、②安定した職業への早期再就職を促進することを目的とするものである。

２　第５６条の３の条文構成について

上記の政策目的に従い、①短期間の就業も含めた早期再就職の促進を広く図るための手当、②安定した職業への早期再就職を促進するための手当の２種類を設けることとした。

このため、条文構成上も、その順に、第５６条の３第１項第１号イに「早期に短期間の就業も含む職業に就いた者に支給するもの」を、同号ロに「早期に安定した職業に就いた者に支給するもの」を規定するものである。

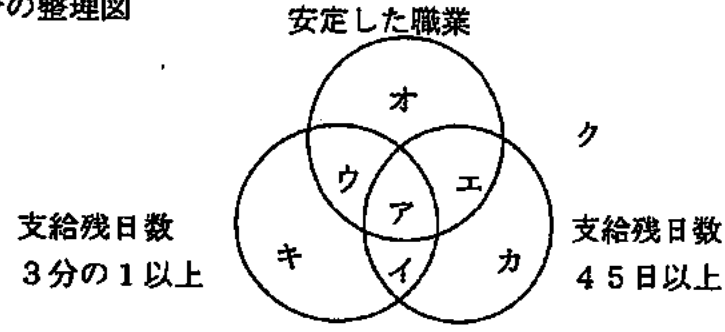
（参考）就業促進手当の対象の整理

1　就業促進手当の対象者の整理

（Ⅰ）雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２１年法律第５９号）附則第９条の規定により読み替えた後の雇用保険法第５６条の３の手当の対象者と、（Ⅱ）今般の改正後の雇用保険法第５６条の３の手当の対象者を整理すると、以下のとおり。

	（Ⅰ）改正前（暫定措置）の対象者	（Ⅱ）改正後の対象者
(1) 第５６条の３第１項第１号イに該当する者に支給する手当	①職業に就いた者（(2)に該当する者を除く）（イ・カ・キ・ク）のうち、 ②支給残日数が３分の１以上かつ４５日以上のもの（イ） 対象者：イ	①職業に就いた者（(2)に該当する者を除く）（イ・カ・キ・ク）のうち、 ②支給残日数が３分の１以上かつ４５日以上のもの（イ）
(2) 第５６条の３第１項第１号ロに該当する者	①安定した職業に就いた者（ア・ウ・エ・オ）のうち、 ②支給残日数が３分の１以上のもの（ア・ウ） 対象者：ア・ウ	①安定した職業に就いた者（ア・ウ・エ・オ）のうち、 ②支給残日数が３分の１以上のもの（ア・ウ）
(3) 第５６条の３第１項第２号	①安定した職業に就いた者（ア・ウ・エ・オ）のうち、 ②支給残日数が３分の１未満又は４５日未満のもの（ウ・エ・オ）で ③(1)(2)に該当する者を除く（エ・オ） 対象者：エ・オ	①安定した職業に就いた者（ア・ウ・エ・オ）のうち、 ②支給残日数が３分の１未満のもの（エ・オ）

※要件区分の整理図



2　以上のとおり、平成２１年改正法による暫定措置における手当の対象者の整理は、今回の改正法における対象者の整理と同様である。

このため、今回の改正に際して、支給対象者の適用関係について、施行前後の整理を明らかにするために経過措置をおく必要はないものである。

雇用保険の国庫負担の本則復帰について
（附則第１５条関係）

１　制度の趣旨・概要

失業等給付に係る国庫負担については、附則第13条により、平成１９年度から当分の間、法律の本則（１／４）の５５％（１３．７５％）とされているが、平成２２年雇用保険法改正により、原始附則第１５条の規定が設けられたところである。

これは、「緊急経済対策」（平成２１年１２月８日閣議決定）において、平成２３年度以降について、安定財源を確保した上で、国庫負担を法律の本則に戻す旨を雇用保険法に規定することとされていることを踏まえたものである。

２　見直しの趣旨

（１）現行の規定

附則第15条では、「平成２３年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。」とされている。

（２）今回の対応

国の厳しい財政状況等を勘案し、平成２３年度において国庫負担に関する暫定措置を廃止することは難しいが、できるだけ速やかに、安定した財源を確保したうえで廃止することとするための規定を置くこととする。

３　具体的内容

雇用保険の国庫負担に関する暫定措置については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保したうえで、当該規定を廃止するものとする旨、規定することとする。

※　用例

「引き続き検討を行（う）」の例

○中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）　抄

（国家公務員制度の改革）

第四十八条　政府は、中央省庁等改革が行政の組織及び運営を担う国家公務員に係る制度の改革を併せて推進することにより達成されるものであることにかんがみ、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との分離に対応した人事管理制度の構築、人材の一括管理のための仕組みの導入、内閣官房及び内閣府の人材確保のための仕組みの確立、多様な人材の確保及び能力、実績等に応じた処遇の徹底並びに退職管理の適正化について、早期に具体的成果を得るよう、引き続き検討を行うものとする。

「できるだけ速やかに、…ものとする」の例

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）　抄

附　則

（医療保険制度の改革等）

第二条　（略）

2　政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに（第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に）、所要の措置を講ずるものとする。

一～三　（略）

雇用保険率の見直し（徴収法第１２条関係）

1　制度の概要

現在、雇用保険率は労働者の総賃金に対して1000分の19.5（原則。労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第12条第４項）であり、このうち、1000分の16相当が失業等給付に係る保険料収入とされ、事業主及び被保険者が折半で負担しているところである。

ただし、失業等給付に係る保険料率とされている1000分の16について、現在は雇用保険率の弾力的変更（注）により、1000分の12相当分を事業主及び被保険者が折半で負担しているところである。

（注）雇用保険率の弾力的変更

雇用保険においては、毎会計年度において、当該会計年度末の積立金残高に当該会計年度の差引剰余（徴収保険料額及び国庫の負担額の合計額から、失業等給付額を差し引いたもの）を加減した額が、当該会計年度に失業等給付として支払った額の２倍に相当する額を超え又は１倍に相当する額を下るに至った場合において、厚生労働大臣が保険収支の推移、経済の動向などを勘案の上、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を±1000分の４の範囲で変更できることとされている（徴収法第12条第５項）。

2　見直しの趣旨

失業等給付に係る保険料率については、平成15年改正により、従前の1000分の12から1000分の16へ引き上げた。しかしながら、実際の保険料率の推移を見ると、平成19年度以降は、弾力的変更の適用により引下げの下限である1000分の12となっている（平成21年度は、１年間限りの暫定措置として1000分の８）。

積立金残高は、平成２１年度実績で約５兆3,800億円であるが、今回、失業等給付の収支試算を行ったところ、受給者実人員が平成21年度ベース（86万人）で高止まりし雇用失業情勢が悪化するシナリオで推移したとしても、現行の雇用保険率を1000分の19.5から1000分の17.5に引き下げたうえで（即ち、失業等給付に係る保険料率を1000分の14にする）、さらに弾力的変更を適用して1000分の13.5とした場合でも、単年度赤字は約4,000億円、平成27年度における積立金残高は約３兆5,900億円と試算され、少なくとも今後五年間程度は雇用保険制度の安定的運営が図られる水準であることから、前述の通り、失業等給付に係る保険料率を1000分の14とすることとする。

また、農林水産業、清酒製造業、建設業等についても、平成13年改正や平成15年改正にならい、失業等給付に係る保険料率を1000分の２ずつ引き下げることとしたい。

附則の規定順について（附則第１条から附則第 10 条まで関係）

１．規定する順番についての基本的な考え方

最近の労働分野の主な立法例においては、附則は概ね、①施行期日、②改正法経過措置等、③他法一部改正（経過措置含む）、④経過措置の政令委任の順に規定されている例が多いことを踏まえ、

・施行期日を第１条
・改正法関係の経過措置を第２条から第９条まで
・経過措置の政令委任規定を第 10 条

とすることとする。

２．参考とした例

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成６年法律第 57 号）

[附則の規定順]

①施行期日
②雇用保険法の経過措置
③本則改正した法律の経過措置
④他法改正関係（建制順）
⑤経過措置の政令委任
⑥検討規定

経過措置について

法律名	改正事項	要否	理由
雇用保険法	基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の法定の上限額等を改定するもの(第16条及び第17条関係)	○	施行前後における賃金日額及び基本手当の日額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（賃金日額及び基本手当の日額を改定した平成15年改正法附則第３条と同様の整理）
	賃金日額の範囲等の自動変更の基準となる年度の改正（第18条）	×	法に定められた事項を当該規定の施行日にそのまま発動することから、経過措置は不要。（国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第31号）においても経過措置は設けられていない。）
	控除額の変更の基礎となる年度等の改正（第19条）	×	法に定められた事項を当該規定の施行日にそのまま発動することから、経過措置は不要。（国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第31号）においても経過措置は設けられていない。）
	第37条	○	疾病等のため職業に就くことができない場合、疾病等のために基本手当の支給を受けることができない日について、基本手当の所定給付日数を限度に、基本手当日額に相当する額の傷病手当を支給することから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における傷病手当の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（賃金日額及び基本手当の日額を改定した平成15年改正法附則第５条と同様の整理）

雇用保険法	第37条の４	○	高年齢継続被保険者が失業した場合に、一時金として支給する高年齢求職者給付金は、基本手当日額に一定の日数分を乗じて得た額とされていることから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。 なお、平成６年改正及び平成15年改正の際には、当該給付金の給付日数や支給要件等を改正したことから、経過措置において、支給の適用関係を明らかにするための規定をおいたところ。 一方、本改正は、基本手当日額の改定に伴う適用関係を明らかにすることのみが経過措置を置く目的であるため、同様の経過措置の例（法第40条の特例一時金に関して、過去の改正の際に、基本手当日額の改定に伴う適用関係を明らかにするための経過措置を置いたもの）を参考に、高年齢求職者給付金の経過措置の規定を置くこととする。
	第40条	○	特例受給資格者に対して一時金として支給する特例一時金は、基本手当日額に応じて支給するものであるから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における当該一時金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。 （賃金日額及び基本手当の日額を改定した平成15年改正法附則第７条と同様の整理）
	就業促進手当の額の見直し等を行う改正（第56条の３、附則第９条）	○	就業促進手当については、支給額の引上げ等を行うとともに、基本手当日額の改定に伴う支給上限額の引上げも行うことから、施行前後における当該手当の支給の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正法附則第８条第１項と同様の整理）

雇用保険法	第61条 第61条の２	×	法に定められた事項を当該規定の施行日にそのまま発動することから、経過措置は不要。（国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第31号）においても経過措置は設けられていない。）
	第61条の４	○	育児休業給付金の額は、休業開始時賃金日額（育児休業を開始した日の前日を離職の日とみなした場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額）を基礎とすることから、賃金日額の改定に伴い、施行前後における当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正法附則第12条と同様の整理）
	第61条の６	○	介護休業給付金の額は、休業開始時賃金日額（育児休業を開始した日の前日を離職の日とみなした場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額）を基礎とすることから、賃金日額の改定に伴い、施行前後における当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正法附則第13条と同様の整理）
	雇用保険の国庫負担に関する暫定措置廃止に係る規定の改正（附則第15条）	×	検討規定のため、経過措置は不要
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	雇用保険率の引下げ及び求職支援事業の実施に伴う弾力的運用の規定の整備（第12条）	○	雇用保険率の改正にあたり、施行前後における、雇用保険率の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（雇用保険率を改正した平成12年改正時と同様の整理）

基本手当の日額等に関する経過措置（附則第２条関係）

１　今回の改正における基本手当の日額等に関する経過措置

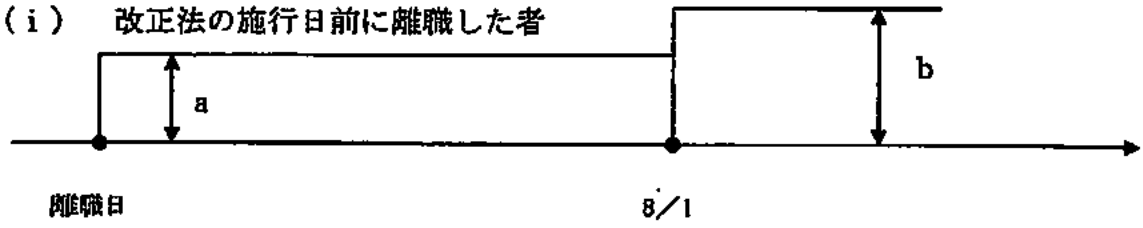
本改正法による改正前後における賃金日額及び基本手当日額の適用関係を明らかにする必要があるが、その取扱いは、「２　平成１５年改正時の整理」と同様、

- 法の施行前の離職者の、施行日前の期間に係る賃金日額及び基本手当日額は、なお従前の例による、
- 自動変更された後の期間については、全ての受給資格者に、自動変更した後の下限額、上限額、及び屈折点（給付率が異なることとなる額）を適用する

こととする。

なお、当該経過措置の規定は、法第１５条第３項の「失業の認定を、４週間に１回ずつ各日について行う」との規定に基づき、基本手当の支給は４週間単位で行うものの、施行日に係る基本手当から改正後の自動変更した額を適用することによって、施行日前後の適用額に紛れが出ないよう、入念的に設けるものである。

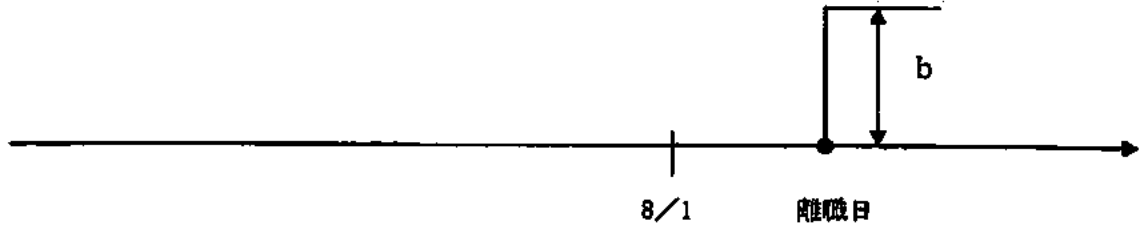
（ｉ）　改正法の施行日前に離職した者



ａ：施行日（８月１日）前は、従前の額を適用

ｂ：施行日以後は、改正後の額を自動変更した額が適用

（ii）　改正法の施行後に離職した者



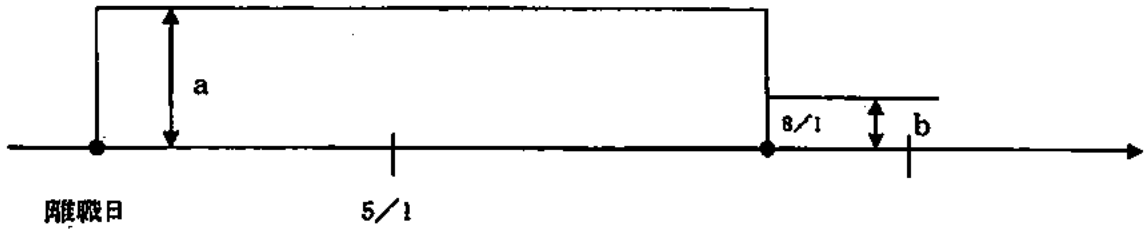
ｂ：改正後の額を自動変更した額が適用

２　平成１５年改正時の整理

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第３１号）により、賃金日額の下限額、上限額及び屈折点（給付率が異なることとなる額）の法定の額を改正した際には、施行日（15 年５月１日）前の離職者に係る下限額、上限額及び給付率が異なることとなる額については「なお従前の例による」との規定により

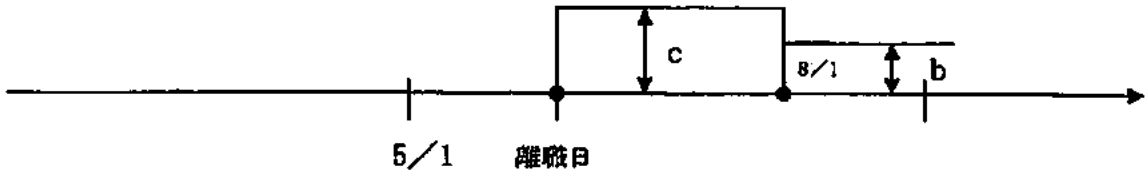
法の施行前の期間及び法の施行後（自動変更の前）の期間について、改正法による改正前の賃金日額が適用されたが、８月１日以後の賃金日額及び基本手当日額については、施行日以後の離職者と同様に自動変更後の下限額、上限額及び屈折点（給付率が異なることとなる額）が適用されている。

（ｉ）　改正法の施行日前に離職した者



a：改正法施行日（平成15年５月１日）以後も、従前の額を適用
b：自動変更後は、改正後の法定の額を自動変更した額が適用

（ⅱ）　改正法の施行日以後に離職した者



c：施行日以後、改正後の額を適用
b：改正後の法定の額を自動変更した額が適用

3　基本手当の日額等に関する経過措置の書きぶり

基本手当の日額等に関する経過措置の書きぶりについて、改正法に類似する過去の事例としては、平成６年改正又は平成15年改正があるが、このうち、平成６年改正においては「基本手当日額の自動的変更」に係る経過措置も含まれているため、賃金日額の見直しとこれに伴う基本手当の日額に関する経過措置を設けている平成１５年改正の規定にならうこととする。

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律31号）　抄

附　則

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

○附則第２条関係（基本手当の日額等に関する経過措置）

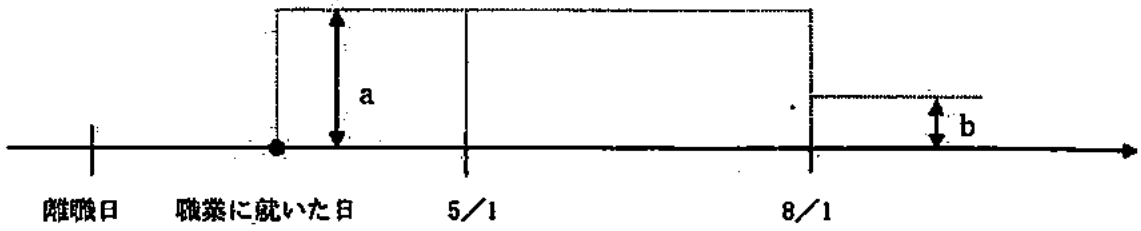
規定ぶり	改正内容	経過措置を設ける理由
○平成６年改正法 （基本手当の日額等に関する経過措置） 附則第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日前である基本手当の受給資格者であって、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受ける初日が平成八年八月一日前であるもの（以下「旧日額対象の旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額、賃金日額（※１）及び基本手当の日額の自動的変更（※２）については、なお従前の例による。	・基本手当日額表を廃止、計算式方式を導入	事務手続きに係る改正のため、経過措置は設けていない
	・60 歳以上 65 歳未満の受給資格者の給付率引下げ	給付率の引下げによって、当該受給資格者の基本手当の日額が引き下げられることから、施行前後の基本手当日額に関する適用関係を明らかにする必要（※１）
	・賃金日額の年齢別上限額の設定（＊）	賃金日額の上限額を年齢別に設定することによって、受給資格者の賃金日額、賃金日額の年齢別上限額の設定によって変更する基本手当の日額に関する適用関係を明らかにする必要（※１）
	・基本手当の日額の自動的変更の方法の改正	変更後の自動的変更の方法の適用を受けるのは、施行後の離職者に適用される基本手当の日額に限られることについて、当該適用関係を明らかにする必要（※２）
○平成１２年改正法 （短時間労働被保険者であった受給資格者に係る賃金日額に関する経過措置） 附則第三条　旧受給資格者でその受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であったものに係る新雇用保険法第十七条第四項第一号イの規定の適用については、なお従前の例による。	・短時間労働被保険者に係る賃金日額の下限額の設定	短時間労働被保険者のみに適用する賃金日額の下限額を設定したところ、当該額の適用を受けるのは、短時間労働被保険者のうち、施行日前の離職者に限られるため、賃金日額の下限額（＝第１７条第４項第１号イ）の適用関係について明らかにする必要
○平成１５年改正法 （基本手当の日額等に関する経過措置） 附則第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額（※１）については、なお従前の例による。	・給付率の引下げ	給付率の引下げによって、受給資格者の基本手当の日額が引き下げられることから、施行前後の基本手当日額に関する適用関係を明らかにする必要（※１）
	・賃金日額の上限額等の引下げ（＊）	賃金日額の上限額を引き下げることにより、受給資格者の賃金日額、賃金日額の見直しに伴い変更する基本手当の日額について、施行前後の適用関係を明らかにする必要（※１）

就業促進手当の額に関する経過措置（附則第６条関係）

1　平成１５年改正時の整理

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第３１号）においては、「施行日前の離職者であって、施行日以後に職についたもの」に係る経過措置が規定されているが、これは、法施行日以後自動変更日までの間に職に就いた場合に、法施行前の額と法改正後の額のいずれをもとに、就業促進手当（一時金として支給）の額を算出すべきかという疑義が生じるためである。

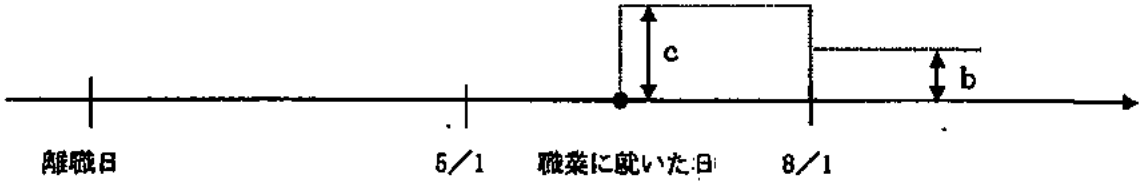
（ｉ）　改正法の施行日前に職業に就いた者



a：職業に就いた日が施行日（５月１日）以前である場合は、従前の賃金日額及び基本手当日額により額を算定

b：職業に就いた日が自動変更日以後である場合は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

（ii）　改正法の施行日以後に就業に就いた者



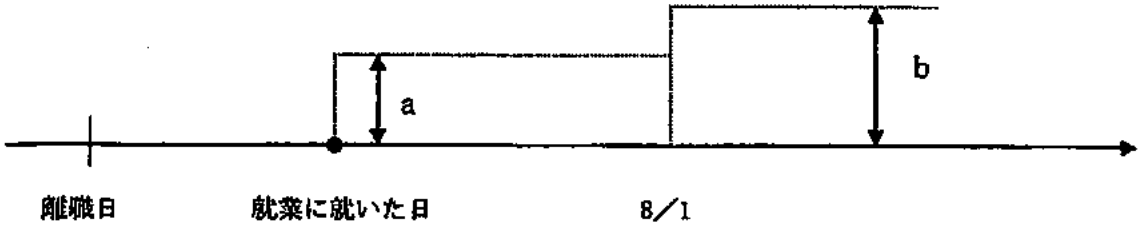
c：自動変更日までは、改正後の賃金日額及び基本手当日額により額を算定

b：自動変更日以後は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

2　今回改正における就業促進手当に関する経過措置

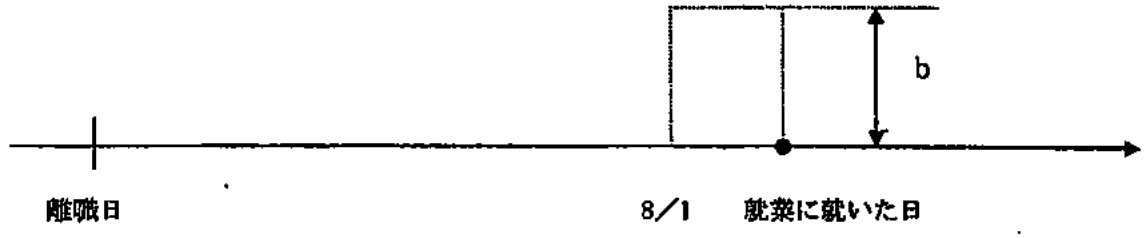
今回の改正においては、法施行日以後の就業促進手当の額は全ての受給資格者について同一の額が適用されることとなるが、前回改正時と同様に、施行前後の支給の適用関係を明らかにするための経過措置を置くものである。

（ｉ）　改正法の施行日前に就業に就いた者



a ：施行日（８月１日）までは、従前の賃金日額及び基本手当日額により額を算定
b ：施行日以後は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

（ii）　改正法の施行後に就業に就いた者



b ：施行日以後は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

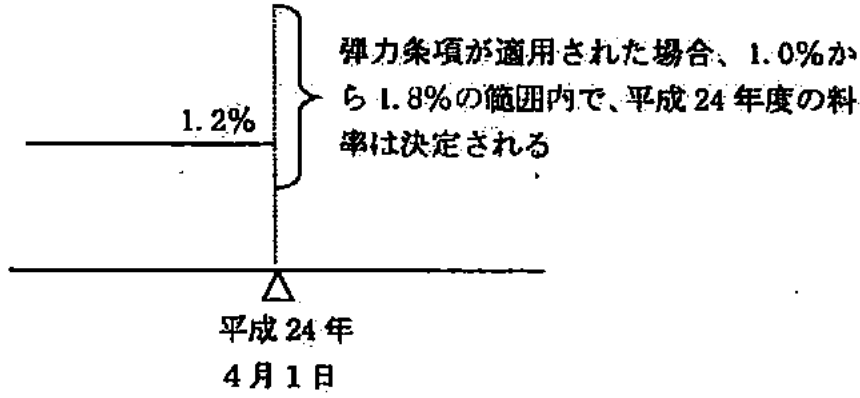
失業等給付に係る保険料率の改正に伴う経過措置（附則第９条関係）

1　今回の改正における経過措置の要否

今回の改正においては、平成２４年度から、失業等給付に係る保険料率を 1000 分の 16 から 1000 分の 14 に引き下げることとしている。これに弾力条項を適用する場合は、1000 分の 10 から 1000 分の 18 の範囲で、保険料率が決定されることとなる。

一方、平成２３年度においては、弾力条項の適用によって、失業等給付に係る保険料率が 1000 分の 16 のところ、1000 分の 12 に引き下げることとしている。

このため、本改正法の施行前後においては、保険料率が同値となるかどうかは現時点では分からないため、念のため、保険料率に係る施行前後の適用関係を明らかにするための経過措置を置く必要があるものである。



2　過去の改正時の経緯

失業等給付に係る保険料率を変更した過去の改正における経過措置の整理は、以下のとおり。

①　平成１５年改正について

平成１５年改正は、同年５月１日から新法が施行されたが、失業等給付に係る保険料率について、

・改正前においては、失業等給付に係る保険料率が 1000 分の 12 であったところ、平成１４年１０月から弾力条項の適用によって 1000 分の 14 に引き上げた率が適用され

・改正法の施行後においては、失業等給付に係る保険料率は 1000 分の 16 であったが、暫定措置によって 1000 分の 14 に引き下げられることが、平成１５年１月時点から決定していた

ため、施行前後において保険料率に変更がなく、適用料率について紛れが生じないことが改正法提出前から決定していたため、経過措置を設けなかったものである。

②　平成１２年改正について

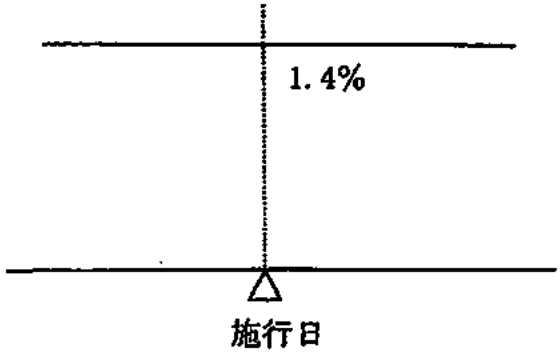
平成１２年改正は、平成１３年４月１日から新法が施行されたが、

・改正前においては、暫定措置によって保険料率が 1000 分の８であって

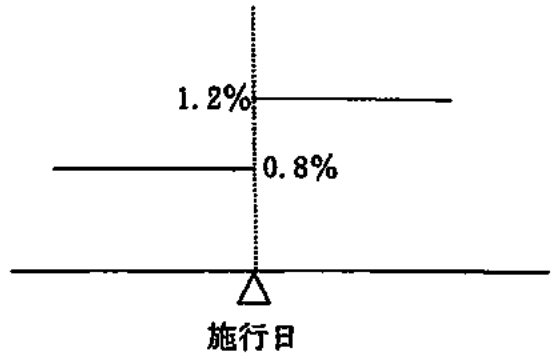
・改正法施行後においては、失業等給付に係る保険料率が 1000 分の 12 であり、仮にこれに弾力条項が適用されたとしても 1000 分の 10 から 1000 分の 14 の範囲となる

ため、施行前後の保険料率が異なることが判明していたことから、施行前後における適用関係を明確にするため、経過措置を設けたものである。

①平成１５年改正時



②平成１２年改正時



高年齢雇用継続給付について、経過措置を置かない理由

高年齢雇用継続給付は「支給対象月」（第６１条第２項及び第６１条の２第２項）、すなわち暦月の初日から末日を支給単位としている。

このため、改正法の施行日である８月１日からは一律に改正後の額が適用され、施行日の前後において適用額に紛れが生じるおそれがないため、経過措置を設ける必要はない。

※　他の給付金であれば、８月１日を跨ぐ一定の期間について、一度に支給を受ける可能性があるが、高年齢雇用継続給付については、そうした可能性は制度上ないものである。

なお、平成１５年改正法では、附則第１１条において高年齢雇用継続給付の経過措置を設けているが、これは、賃金日額の改正とともに、高年齢雇用継続給付の給付率や支給要件等、その支給内容を改正したことに伴い、高年齢雇用継続給付の経過措置を置いたものである。

このため、今回の改正における経過措置の検討にあたっては、同様の規定を設ける必要はないものといえる。（次ページ参照）

※高年齢雇用継続給付に係る経過措置の整理

高年齢雇用継続給付に係る経過措置	内容
平成６年改正時の経過措置	高年齢雇用継続給付の創設に伴い、施行前後の適用関係を明示するために経過措置を置いたもの
平成１２年改正法（※経過措置なし）	
平成１５年改正法 附　則	
（高年齢雇用継続給付に関する経過措置） 第十一条　六十歳に達した日（その日において新雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日）が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。	平成１５年改正は、高年齢雇用継続給付の給付率を引き下げたものであるが、６０歳に達した日が施行日前の者に当該手当を支給する際には、引き下げる前の給付率を適用した額の支給を施行後も続けることを表すための規定である。
２　施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する高年齢再就職給付金の支給については、なお従前の例による。	平成１５年改正は、高年齢再就職給付金の給付率についても同様に引き下げたものであるが、施行日前に再就職した者に当該手当を支給する際には、引き下げる前の給付率を適用した額の支給を施行後も続けることを表すための規定である。
３　施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた賃金日額」とする。	前項の規定により、施行日以後に職業に就いた者には、改正後の給付率を適用することとなるが、そのうち施行日前に離職した者の「賃金日額」についてはなお従前の額によるため、施行前後の賃金日額の適用関係に紛れが生じないようにするための規定である。
４　新雇用保険法第六十一条の二第四項の規定は、施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対しては、適用しない。	平成１５年改正の際に新設した規定（高年齢再就職給付金と就業促進手当の併給調整規定）について、施行前後の適用関係を整理する規定である。

雇用保険料の弾力的変更に係る規定について経過措置を置かない理由

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）第１２条第４項の改正により、平成２４年度から、失業等給付に係る保険料率を1000分の２引き下げるものとしているところ。あわせて、弾力的変更による変更の範囲も、1000分の２ずつ引き下げるものとしている。

この点、1000分の２ずつ引き下げた後の、弾力的変更に係る規定が、いつから適用されるのかを検討する必要があるが、

- 保険料率の引下げ規定及び当該弾力的変更の改正規定は、双方とも平成２４年４月１日施行としており、その内、保険料率の引下げについては、平成２４年度から適用することを、附則において明示していること
- 弾力的変更の範囲の引下げは、保険料率の引下げと連動することは、その趣旨からしても明らかであること
- 弾力的変更の適用は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第１２条第５項においても、毎会計年度において行うものと規定されているところ、当該規定の施行日は平成２４年４月１日となっていること

から、弾力的変更の規定が、平成２４年度から適用されることは明らかであり、その適用関係に紛れが生じる可能性は無いため、適用関係に係る経過措置を設けないこととする。

なお、過去の同様の改正に際しても、以下のとおり、弾力的変更の規定の変更に伴い、当該規定の適用に係る経過措置を置いている事例はない。

法律番号	徴収法第１２条第５項の改正内容
改正雇用保険法 （平成６年法律第３０号）	雇用継続給付の創設に伴い、弾力的変更の発動基準に係る算式を、失業給付から失業等給付に変更するもの
改正雇用保険法 （平成１２年法律第５９号）	①弾力的変更の発動基準を、収入対比方式から支出対比方式に変更するもの ②失業等給付に係る保険料率を引き上げることに伴い、弾力的変更の範囲についても、同様に全体を引き上げるもの.
改正雇用保険法 （平成１５年法律第３１号）	失業等給付に係る保険料率を引き下げることに伴い、弾力的変更の範囲についても、同様に全体を引き下げるもの
改正雇用保険法 （平成１９年法律第３０号）	①弾力的変更の範囲を、失業等給付に係る保険料率の±２／1000から±４／1000に拡大するもの

	②一回の弾力的変更の適用期間について、それまで期間の定めが無かったところ、１年以内の期間に改めるもの

※　なお、改正雇用保険法（平成１２年法律第５９号）において、雇用保険の国庫負担割合の暫定措置を廃止した際には、

・　弾力的変更の発動を検討する際には、年度決算のうち最新のものを用いて、年度到来前に発動の可否を決定することとなるが、前々年度の決算額を踏まえた検討を行う必要があること

・　そのため、改正後の年度に係る弾力的変更の発動を検討する際においても、なお、暫定割合によって国庫負担を行っていた年度の決算が影響することから、経過措置を置いた事例はあるが、今回の改正のような保険料率の変更に伴う弾力的変更の範囲の変更の際（平成１５年改正等）には、経過措置を置いていない。

改正雇用保険法案の取扱いについて

厚生労働省大臣官房
職業安定局

改正雇用保険法案については、以下のような理由から、年度前、年度中のいずれに成立するかによる実質的な違いがない。このため、厚生労働省としては、今回、日切れ扱い法案としないことにより、法制的に問題はないと考えるものである。

1　現行の雇用保険法附則第１５条において、「国庫負担の暫定措置について」は、「平成２２年度中に検討し、平成２３年度において廃止するもの」とされているところ、

(1) 政府としては、平成２２年度中の予算編成過程において検討するとともに、労働政策審議会を開催して、暫定措置の廃止時期の変更について検討を行ったことから、「平成２２年度中に検討」との規定は適切に履行していること

(2) 「平成２３年度において廃止」することとされているが、国庫負担分は、年度中に労働保険雇用勘定に一般会計から受け入れるものであるから、当該規定は、年度到来前に廃止することを求める規定ではなく、年度終了までに措置することを求める規定であること

（参考）雇用保険の国庫負担の労働保険雇用勘定への受入時期

平成１９年度　平成２０年４月２１日　１，１９０億円
（平成１９年度の出納整理期間）

平成２０年度　平成２１年４月２０日　１，６０４億円
（平成２０年度の出納整理期間）

平成２１年度　平成２１年６月１８日　３９８億円
平成２２年２月１２日　１，９８９億円
平成２２年２月１９日　３，５００億円（補正関連）

2　雇用保険制度における失業等給付と国庫負担については、

（１）国庫負担は、給付総額の一定割合の額を年度内に雇用勘定として一般会計から受け入れるものであり、失業等給付の水準への影響はなく、年金給付のように国庫負担割合が保険料免除者の給付水準に連動して影響するものでないこと

（２）失業等給付は、国庫負担割合に連動して影響を受けるものではないところ、今般の法改正は、賃金日額について引上げを図るとともに、就業促進手当につ

いては給付額の引上げを図るものであるが、これらは、賃金日額が最低賃金の全国加重平均の日額換算した額を下回ったこと、就業促進手当は、長期失業者がすう勢的に増加する中で給付額を引き上げるもので、国庫負担割合とは無関係なものであること

(3)失業等給付に係る保険料率については、平成２４年度以降の改正であるから、平成２３年度の国庫負担割合に関係するものでないこと

となっており、相互に影響するものではないこと。

3　平成２３年度における国庫負担の暫定措置を廃止した場合、廃止しなかった場合のいずれであっても、平成２３年度予算における見込みによれば、保険料率の弾力的変更の発動要件に影響を与えるものではないこと。

具体的には、平成２３年度決算は、平成２５年度の弾力的変更の発動要件に係るものであるが、国庫負担の暫定措置の廃止の有無による国庫負担金の収入（23年度予算ベース：2,147億円（仮に本則復帰した場合：3,904億円））の違いにかかわらず、積立金残高40,112億円（23年度予算ベース）、失業等給付費23,096億円（23年度予算ベース）となっている中で、弾力的変更の発動要件である「失業等給付の額と国庫負担額の差額に、雇用勘定の積立金の額を合計した額が、当該会計年度の失業等給付額の２倍に相当する額」を超える見込みであるから、保険料率には影響しない。

最終説明

住民基本台帳法の一部改正について（附則第5条関係）

○　当初の案では、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定による認定に関する事務（以下「認定業務」という。）は、求職者支援法第5条の規定による助成の要件としての性質を有するものであることから、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）別表第1の一部改正においても、求職者支援法第5条の助成に係る事務に含まれる事務として、70の項の一部改正を行うこととしていたところ。

○　しかし第4部長による審査において、認定業務は求職者支援法において助成とは別の条立てになっており、助成の前段階の業務としてではなく、それ自体独立した事務ととらえることが適当であることから、住民基本台帳法別表第1においても、70の項とは別に新たな項を立てることが適当との指摘を受けた。

○　なお、認定業務が求職者支援法による改正後の雇用保険法（昭和49年法律第116号）第64条に規定する求職者支援法第5条の助成に係る事務に含まれることには変わりはない。

このように同一の事業を根拠としているが別表第1においては別の項となっている例として、63の項及び64の項の例がある。

63の項は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条の社会復帰促進等事業の実施に関する事務について本人確認情報の利用を認めているところ、64の項においては、同事業として行われる賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第7条の事務についてのみ、別途項を分けて本人確認情報の利用について認める形としている。

【参考】住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（抄）

別表第一　（第三十条の七関係）

十二　金融庁又は財務省	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）による同法第七条の登録、同法第十一条第一項の届出、同法第三十七条の登録、同法第四十一条第一項の届出、同法第六十四条第一項の免許、同法第七十七条の届出又は同法第八十七条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）
四十九　文部科学省	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）による同法第五条第一項第三号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）
六十三　厚生労働省	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による同法第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付若しくは同項第二号の通勤災害に関す

	る保険給付の支給又は同法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十四　厚生労働省	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

○　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第二十九条　政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

一　療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二　被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三　業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

2・3　（略）

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）（抄）

第三章　未払賃金の立替払事業（第七条―第九条）

（未払賃金の立替払）

第七条　政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者（厚生労働省令で定める者にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。）の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。

（労働者災害補償保険法との関係）

第九条　この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。

住民基本台帳法別表第１の７０項に新たな事務を追加することについて

１．住民基本台帳法別表第１の規定に新たな事業を追加する理由について

（１）住民基本台帳ネットワークについては、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、全国の市町村で備えられている住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築したものであり、行政機関等においてこのシステムの活用を図ることにより、住民票の写しの添付を省略できる等の効果がある。

（２）このため、住基基本台帳法別表第１においては、国の行政機関等が行う事務のうち、継続的な給付行政や資格付与等の事務であって、これまで住民票等により本人確認を必要としていた事務のうち添付書類の省略につながるようなものについては、基本的に規定することとしているもの。

（３）住民基本台帳法別表第１に規定されている事務のうち、実際には費用対効果の観点（行政機関等で住基ネットを利用した確認を行うためには住基ネットへの照会を行うための設備の設置やシステム改修が必要）等から利用がされていない事務も多いが、住民基本台帳法別表第１に規定されている事務については、住民基本台帳ネットの利用を行わなければならないものではなく、あくまで利用が可能となるだけであるため、利用が想定されうる事務であれば、住民の利便の増進の観点から規定することが適当と考えられるところ。

（４）この法律においても、訓練受講給付金の支給事務等を雇用保険法第６４条の能力開発事業として規定しており、当該事務に関して本人確認等を行う必要がある場合が想定され、住基法別表第１に既に規定されている事務との並びからも規定することが適当と考えられる。

なお、住民基本台帳法の別表第１については、平成１１年改正及び平成１４年の行政手続オンライン化法（整備法）における改正以外は基本的に住基ネットの活用可能性がある事務が新設される度に当該法律の附則で改正をしており、住民基本台帳法を単独改正するようなことをしてはいないため、別表第１の規定の活用を想定し、当該事務が新設された時点で改正を行っておく必要がある。

○　今回第６４条において新たに規定する事業については、以下のような点を考慮し、従来の二事業（雇用安定事業及び能力開発事業）とは別の条として規定するものであるが、「必要な能力を開発し、及び向上するため」との目的において、従来の能力開発事業と共通するものであるため、広義の意味で「能力開発事業」と位置付けることとするものである。

（１）対象者について

①　新たな事業における対象者

「被保険者であった者」及び「被保険者になろうとする者」が対象となる。

②　雇用安定事業等の対象者との違い

被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者が対象となる。

（２）費用の負担について

①　新たな事業に係る負担

若年未就職者等、能力開発の機会が不十分な者については、国として強力に支援すべきものであること、労働力の活用が図られることによる経済社会の活性化は国全体にメリットがあることから、国が費用の２分の１を負担する。

また、

・　労働者にとっては、失業した場合に長期失業者となるリスクがあることから、将来的に受益する可能性もあること

・　事業主にとっては、労働者の能力の底上げが図られることは、将来的に企業全般にとって受益することになること

から、労使が費用の４分の１ずつを負担する。

②　雇用安定事業等に係る負担

全額事業主負担で行っている。

就職支援事業（仮称）の創設に伴う住民基本台帳法の規定の整備について
（附則第○条関係）

1　現行制度の概要

○　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の７の規定により、都道府県知事は、同法別表第１の上欄に掲げる国の機関等から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとされている。

○　同法別表第１の７０の項において、上欄に厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）、下欄に雇用保険法の附帯事業（雇用安定事業又は能力開発事業）の実施に関する事務の処理が規定されており、厚生労働省等の求めに応じ、本人確認情報の提供がなされているところである。

これは、例えば、雇用安定事業の雇入れ助成金の申請のため、事業主が提出した労働者に係る本人確認資料に疑義が生じた際など、都道府県に本人確認情報の提供を依頼できるようにしておく必要に備えた規定である。

※　継続審議中の「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」（平成２３年４月１日施行（予定））において、機構が行っていた住民基本台帳の利用を必要とする助成金業務については、国に移管することとしている。

このため、同法案において、同事業に係る住民基本台帳法の別表第１の７０の項の規定から「独立行政法人雇用・能力開発機構」を削除することとしている。

2　改正の趣旨

就職支援事業の実施に係る①及び②の事務の処理に関し、それぞれ、以下のとおり、本人確認情報の提供を受ける必要が生じる場合が想定される。

①特定求職者に対する給付の支給等

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第７条の規定による特定求職者に対する給付の支給や、求職者支援法第５条の規定による助成は、就職支援事業として厚生労働省において行うところ、当該事業の実施のため、特定求職者や訓練実施機関の代表者の氏名等について、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

②職業訓練の認定

求職者支援法においては、厚生労働大臣が行う職業訓練の認定に関する事務を、新機構に行わせることとしている。

このうち、上記の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）を行う訓練実施機関が、機構に対し職業訓練の認定を申請する際に記載する代表者の氏名等を、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

なお、当該認定行為は、求職者支援法第５条の規定に基づき認定特定求職者職業訓練を実施する者に助成を行う前提として必要なものであり、また、当該助成を雇用保険法第６４条第１項の就職支援事業として行うこととしていることから、機構が行う認定に関し必要な本人確認情報を住民基本台帳から取得できる根拠を規定する必要がある。

3　具体的内容

①の事務の処理に際して厚生労働省が、②の事務の処理に際して機構が、それぞれ本人確認情報の利用をできるようにする必要がある。

このため、住民基本台帳法別表第１の７０の項の上欄に、新たに事務実施主体として、厚生労働大臣と並列して「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を追加し、また、その行う事務として下欄に「雇用保険法第６４条の就職支援事業（の実施に関する事務）」を追加することとする。

登録機関	
五十五　文化庁	著作権法による同法第八十八条第一項又は同法第百四条において準用する同法第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十六　文化庁	著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）による同法第三条の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七　文化庁	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）による同法第三条第一項の登録又は同法第五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の二　厚生労働省	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）による同法第三条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十八　厚生労働省	薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）による同法第十九条の二第一項の承認又は同法第十九条の三の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十九　独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）による同法第十五条第一項第一号イの副作用救済給付又は同項第二号イの感染救済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十　厚生労働省	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十一　厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関	労働安全衛生法による同法第七十五条第二項に規定する免許試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十二　厚生労働省又は作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

号)第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関	
六十三 厚生労働省	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による同法第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付若しくは同項第二号の通勤災害に関する保険給付の支給又は同法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十四 厚生労働省	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十五 厚生労働省	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)による同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十六 厚生労働省	職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)による同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三十二条の六第三項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の更新又は同法第三十二条の七第一項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十七 厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)による同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十一条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十八 厚生労働省	雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十九 厚生労働省	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十 厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一 厚生労働省又は職業	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十七条第一項に規定する指定試験機関	
七十二　厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会	健康保険法(大正十一年法律第七十号)による全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は同法第百二十六条第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十二の二　厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による被保険者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十三　全国健康保険協会	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十三の二　厚生労働省及び日本年金機構	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十四　厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十五　厚生労働省	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する

60　法別表第一の五十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第三条第一項の給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第三条第一項の給付を受ける権利を有する者又は障害児の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

61　法別表第一の五十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十九条の三第一項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　薬事法第十九条の三の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

62　法別表第一の五十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第一号イの副作用救済給付又は同項第二号イの感染救済給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第一号イの副作用救済給付又は同項第二号イの感染救済給付を受ける権利に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第一号イの副作用救済給付又は同項第二号イの感染救済給付を受ける権利を有する者又は障害児の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

63　法別表第一の六十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　免許証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　免許証の書替えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

64　法別表第一の六十一の項の総務省令で定めるは、免許試験受験申請書の受理、免許試験受験申請書に係る事実についての審査又は免許試験受験申請書の提出に対する応答とする。

65　法別表第一の六十二の項の総務省令で定める事務は、登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

66　法別表第一の六十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　保険給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　保険給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三　保険給付を受ける権利を有する者又は遺族補償年金若しくは遺族年金を受けることができる遺族の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　社会復帰促進等事業のうち被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業若しくは被災労働者若しくはその遺族の援護を図るために必要な事業の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　社会復帰促進等事業のうち労災就学等援護費の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

六　社会復帰促進等事業のうち労災就学等援護費の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

67　法別表第一の六十四の項の総務省令で定める事務は、確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

68　法別表第一の六十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第五十九条第一項の特別遺族給付金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第一項の特別遺族給付金を受ける権利に係る届出若しくは申出の受理又はその届出若しくは申出に係る事実についての審査

三　石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第一項の特別遺族給付金を受ける権利を有する遺族又は同項の特別遺族給付金を受けることができる遺族の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

69　法別表第一の六十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　職業安定法第三十二条の六第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　職業安定法第三十二条の七第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

70　法別表第一の六十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第十条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第十一条第一項、第十六条第一項又は第十九条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

71　法別表第一の六十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　職業転換給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申

請に対する応答
二　職業転換給付金の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

72　法別表第一の六十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金（次号において「基本手当等」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　基本手当等の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

73　法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、雇用安定事業又は能力開発事業に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

74　法別表第一の七十一の項の総務省令で定める事務は、合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

75　法別表第一の七十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
二　被保険者に係る届出に関する被保険者又は被扶養者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
三　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百二十六条第二項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

76　法別表第一の七十二の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
二　被保険者に係る届出に関する被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

77　法別表第一の七十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
四　受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
五　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための前号の規定により確認した情報の提供

78　法別表第一の七十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
四　受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事

実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五　独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための前号の規定により確認した情報の提供

79　法別表第一の七十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二　被保険者に係る届出に関する被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

六　受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　年金である給付若しくは確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）による年金である給付（厚生年金基金から移行した確定給付企業年金に係るものに限る。）の支給又はそれらの給付に関する情報の提供若しくは相談の実施のための前号の規定により確認した情報の提供

八　独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第六号の規定により確認した情報の提供

80　法別表第一の七十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　年金である給付に係る権利の決定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四　受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五　年金である給付若しくは確定給付企業年金法による年金である給付（厚生年金基金から移行した確定給付企業年金に係るものに限る。）の支給又はそれらの給付に関する情報の提供若しくは相談の実施のための前号の規定により確認した情報の提供

六　独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第四号の規定により確認した情報の提供

81　法別表第一の七十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　年金である給付に係る権利の決定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四　受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事

実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

82　法別表第一の七十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　被保険者の資格の取得の届出を行う者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認

二　被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　被保険者に係る届出に関する被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である給付の受給権の確認又はその給付に関する情報の提供若しくは相談の実施のための第一号又は前号の規定により確認した情報の提供

五　国民年金基金の加入員又は加入員であった者の資格の確認のための第一号又は第三号の規定により確認した情報の提供

六　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）に規定する農業者年金の被保険者の資格の確認のための第一号又は第三号の規定により確認した情報の提供

七　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による資金の貸付けに係るあっせんのための第一号又は第三号の規定により確認した情報の提供

八　年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

九　年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十　受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十一　受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十二　年金である給付又は確定拠出年金法第二条第三項に規定する個人型年金による給付の支給のための前号の規定により確認した情報の提供

十三　独立行政法人農業者年金基金法による年金である給付の支給のための第十一号の規定により確認した情報の提供

十四　独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第十一号の規定により確認した情報の提供

83　法別表第一の七十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十三条第三項の一時金の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十三条第三項の一時金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

84　法別表第一の七十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
三　給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法等の一部を改正する法律案

御説明資料

平成２２年２月

総務省自治行政局

附則第１７条　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）の一部改正

１．改正の概要

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法等の一部を改正する法律案（以下「高障法等改正法案」という。）において、独立行政法人雇用・能力開発機構は廃止されるとともに、これまで同機構が実施してきた民間勤労者向けの財形教育融資業務についても他法人へ移管せずに廃止することとされている。

これを踏まえ、官民均衡の観点から、地方公務員共済組合が実施する地方公務員向けの財形教育融資業務を廃止することとするもの。

→資料１（高障法等改正法案の概要）

２．独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止について

独立行政法人雇用・能力開発機構は閣議決定（平成２０年１２月２４日）により廃止することとされ、これまで独立行政法人雇用・能力開発機構が実施してきた業務については、次のとおりの見直しが行われることとされている。

（１）職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ移管（名称を「高齢・障害・求職者雇用支援機構」とする。）

（２）その他の業務は、廃止又は独立行政法人勤労者退職金共済機構等へ移管

→その他の業務のうち、民間勤労者向けに実施してきた財形融資業務については、

①財形住宅融資業務は、独立行政法人勤労者退職金共済機構へ移管

②財形教育融資業務は、廃止

→資料２（閣議決定）、資料３（概要図）
→資料４（勤労者財産形成促進制度の概要）

３．公務員に対する財形融資について

○　公務員に対する財形融資業務については、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第１５条第２項において公務員に関する特例の規定が設けられており、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の定めるところにより、共済組合等が実施しているところ。

◎勤労者財産形成促進法（昭和四十六年六月一日法律第九十二号）

（公務員に関する特例等）

第十五条　（略）

２　公務員に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行うことができる。この場合において、これらの業務の対象となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当

該各号に掲げる者とする。

一　住宅資金の貸付けの業務　第九条第一項の政令で定める要件を満たす者

二　教育資金の貸付けの業務　勤労者財産形成貯蓄を有している者

3～5　（略）

○　地方公務員に係る財形融資業務については、地方公務員等共済組合法附則第４０条の２の規定に基づき、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会（以下「地方公務員共済組合等」という。）が、財形住宅融資業務（第１号）及び財形教育融資業務（第２号）を実施することができることとされている。

４．改正の内容

附則第４０条の２（組合等が行う事業の特例）

【現行の規定】

〔第１項〕

地方公務員共済組合等は、短期給付及び長期給付並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより（※１）、以下の第１号から第３号に掲げる事業を行うことができる旨を定める。

・住宅資金融資事業（第１号）

・教育資金融資事業（第２号）

・組合員の福祉増進に資する事業として政令で定める事業（第３号）（※２）

（※１）第１項の規定に基づき「地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和５３年政令第２５号）」第２条が定められている。

（※２）第３号の「政令で定める事業」は、現在のところ特段の定めはない。

〔第２項〕

①警察庁の所属職員及び②警視正以上の階級にある警察官（地方警務官：警察法第５６条第１項の規定により一般職の国家公務員とされている）については、地方公務員とみなして、第１項の規定を適用する旨を定める。

〔第３項〕

地方公務員共済組合等は、第１項の規定により行う事業に係る経理については、当該事業が福祉事業とは別個に行われる事業であることから、福祉事業に係る経理と区分しなければならない旨を定める。

〔第４項〕

地方公務員共済組合等は、第１項の規定により行う事業に係る毎事業年度の事業計画、予算及び決算等については、当該事業が組合本来の事業とは異質のものであることから、運営審議会（組合会を設置する組合にあっては組合会、市町村連合会にあっ

ては総会）に付議することを要しないことを定める。

〔第５項〕

第１項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令に委任する旨を定める。本規定に基づき、「地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令」が定められている。

【改正の趣旨】

〔第１項第１号〕

勤労者財産形成促進法第１５条第２項第１号の規定が削除されることに伴い、規定を整備する。

（＊）勤労者財産形成促進法第９条第１項の政令で定める要件を満たす者について（第１号関係）

◎勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（抄）

（住宅資金の貸付けを受ける勤労者の範囲）

第三十一条　法第九条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一　住宅資金の貸付けの申込みの日（以下「貸付申込日」という。）の二年前の日から貸付申込日までの期間内に、当該勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく法第六条第一項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第二号の二イに規定する保険料の払込み、同項第三号イに規定する金銭の積立て若しくは債券の購入、同条第二項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第三号イに規定する保険料の払込み、同条第四項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み又は同項第三号イに規定する保険料の払込み（以下「定期預入等」と総称する。）に係る金銭の払込みを行つたことがあること。

二　前号の定期預入等に係る金銭の払込みを行つた日まで継続して一年以上の期間にわたつて、当該勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく定期預入等に係る金銭の払込みを行つていたこと。

三　貸付申込日において、五十万円以上の額の勤労者財産形成貯蓄を有していること。

四　前三号に掲げる要件のほか、住宅（当該勤労者の住所に存することとなるものに限る。）の建設又は購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）の貸付けにあつては、当該勤労者について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第八十七条の規定による改正前の法第九条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の貸付けが行われていないこと。

〔第１項第２号〕

地方公務員向けの財形教育融資事業を廃止するため、第１項第２号を削除する。

なお、地方公務員共済組合においては、財形教育融資事業を実施していないため、今回の廃止に伴う経過措置は不要である（国家公務員共済組合も同様）

（＊）地方公務員共済組合における財形教育融資業務の実施状況について

地方公務員共済組合等が毎事業年度において行う財産形成事業は、総務大臣が作成する毎事業年度の財産形成事業についての基本計画に基づくこととされているが（地方公務員共済

組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第３条）、財形教育融資事業については、いまだ基本計画に定められたことがなく、実施されていないところ。

〔第１項第３号〕

第２号の規定の削除に伴い、第３号を第２号に繰り上げる。

附則第１８条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和３７年法律第１５３号）の一部改正

１．改正の概要

高障法等改正法案において、独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止され、これまで同機構が担ってきた職業能力開発業務については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（仮称）へ移行することとされている。

これに伴い、独立行政法人雇用・能力開発機構の名称を引用している地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和３７年政令第１５３号。以下「施行法」という。）第９６条第３項において「独立行政法人雇用・能力開発機構」を、同機構の権利及び義務を承継する「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める改正を行う。

２　改正の内容

第９６条（経過措置に伴う費用の負担）

【現行の規定】

〔第１項・第２項〕

○　昭和３７年の地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）の施行による地方公務員共済制度の創設により、施行日前に退職年金条例（※）等の適用を受けていた期間（以下「恩給期間」という。）のうち施行日まで引き続いているものは、原則として法の組合員期間に算入することとされた（施行法第７条第１項）

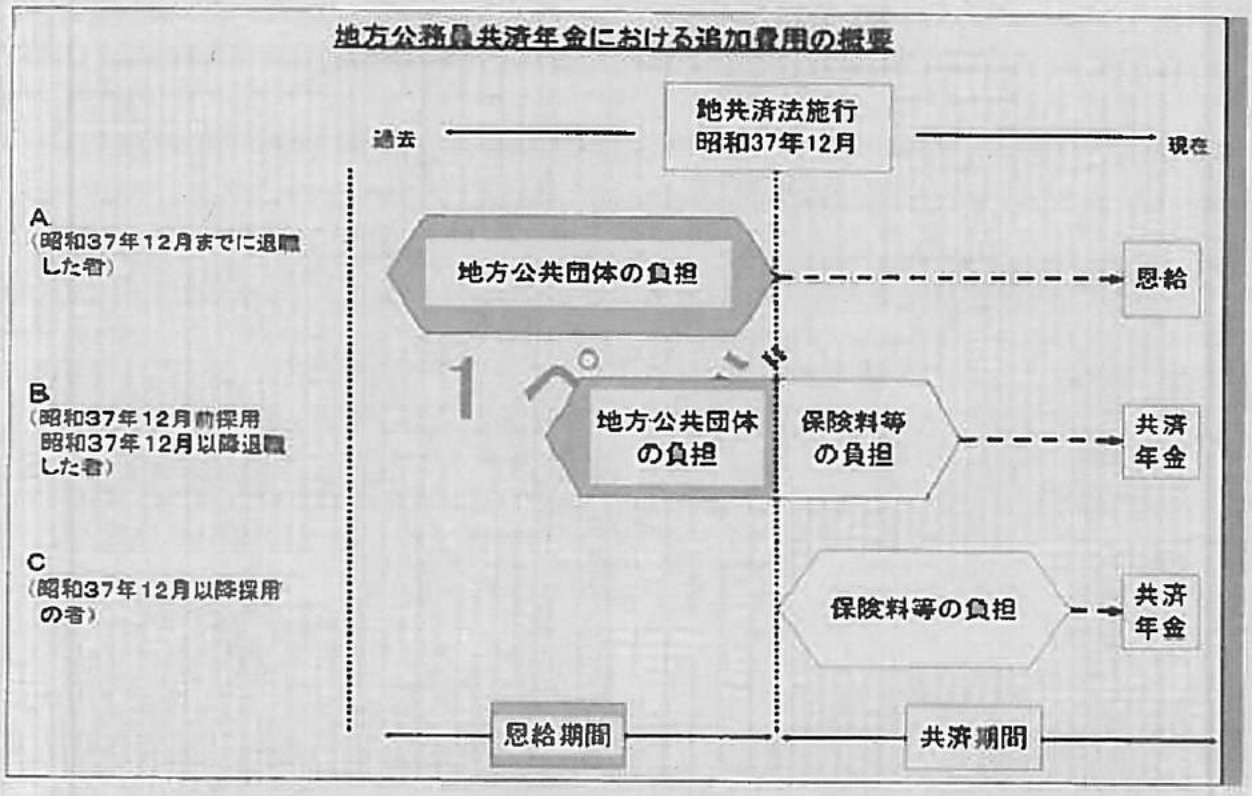
（※）恩給法の規定による恩給に相当する給付に関する地方公共団体の条例をいう。

○　法の施行後に退職する者に支給する共済年金のうち恩給期間に対応する給付に要する費用（追加費用）については、退職年金条例等に基づく恩給相当の給付は元来、事業主としての地方公共団体等が給与的なものとして全額負担していたことから、使用者としての国、地方公共団体又は共済組合等が負担する旨を定める。

（→次頁の図を参照）

〔第３項〕

組合員期間に算入される施行日前の期間のうち旧日本住宅公団などの公団等（現在では「機構等」と略称されていることから、以下「機構等」という。）に在職していた期間を有する組合員については、当該在職していた期間に相当する給付に要する財源は、当該組合員が出向していた機構等が負担する旨を定める。



【改正の趣旨】

〔第３項〕

→資料５（改正経緯）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構から、同機構の前身の法人である雇用促進事業団が実施していた職業能力開発業務を引き継ぐ法人であり、高障法等改正法附則第４条において、独立行政法人雇用・能力開発機構が有する権利及び義務のうち勤労者財産形成業務等に係るものを除く権利及び義務を承継するとされていることから、施行法第９６条第３項による雇用促進事業団に勤務していた期間に係る追加費用の負担についても、独立行政法人雇用・能力開発機構の解散後は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が承継することとなる。このため、独立行政法人雇用・能力開発機構を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に改正するもの。

（＊）国家公務員共済制度との対比

雇用促進事業団は、国家公務員共済制度を設立した昭和３３年より後の昭和３６年に設立された公団であるため、施行日前より引き続く国共済の組合員であって施行日前において雇用促進事業団に在職していた者はいないことから、国家公務員共済制度において追加費用を負担する公団等には該当しない。

３．今後の予定

閣議予定日：平成２２年３月１２日（予定）

施　行　日：平成２３年１月１日（附則第１７条；財形教育融資の廃止関係）

平成２３年４月１日（附則第１８条；雇用・能力開発機構の廃止関係）

附則第３７条　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の一部改正

１．改正の概要

高障法等改正法案において、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）が廃止されたことに伴い、住基法別表第１の７０の項から能開機構を削除するもの。

２．改正の内容

【現行の規定】

これまで、雇用保険法による同法第６２条の雇用安定事業又は同法第６３条の能力開発事業の実施に関する事務であって、申請者の本人確認を要するものについては、厚生労働省及び能開機構が行っていたことから、厚生労働省及び能開機構を住基法別表第１の７０の項に規定し、同事業に係る申請の際の本人確認に住基ネットを利用することを可能としていたところ。

【改正の趣旨】

今回の高障法等改正法案により、能開機構が廃止され、能開機構が雇用安定事業及び能力開発事業として行う業務（能開機構法第 11 条各号の業務）のうち、職業能力開発短期学校等の設置等の業務（能開機構法第 11 条第 7 号及び第 8 号前段の業務）については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（仮称）に移管され、その他の業務については廃止又は都道府県労働局に移管されることとなったところ。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（仮称）に移管される職業開発短期学校等の設置等の業務については、申請を要するものではないため、同機構を法別表新たに規定する必要はないものである。

このため、今回の改正においては、住基法別表第 1 の 70 の項から、能開機構を削除することとする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もつて特

定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（職業訓練実施計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、次条第二項に規定する認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二　就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（認定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等

（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたことによりその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（譲渡等の禁止）

第九条　職業訓練受講給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　認定職業訓練又は公共職業訓練等

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

（関係機関等の責務）

第十三条　職業安定機関、認定職業訓練を行う者、公共職業能力開発施設の長その他関係者は、前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及

び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告）

第十五条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者又は認定職業訓練を行っていた者（以下「認定職業訓練を行う者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

2　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定求職者又は特定求職者であっ

た者（以下「特定求職者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

3　機構は、第四条第一項の規定による認定に関する事務に関し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による質問又は立入検査（認定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による立入検査について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条中「公共職業安定所に」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に」と、同条、第七条第一項、第十一条及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　認定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰

金に処する。

一　第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条、第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において第三条第一項及び第二項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、その者の行う職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。

2　厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が行った第四条第一項の認定とみなす。

3　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

（雇用保険法の一部改正）

第四条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができる。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」

の下に「及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給」を加え、同項に次の一号を加える。

四　第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「第六十四条に規定する事業（第六十八条第二項において「就職支援法事業」という。）に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援法事業」を、「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第六条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第五項」の下に「の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担

額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）」を加え、「第六十七条」を「同法第六十七条」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「及び雇用保険事業」を「並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業」に改める。

第百三条第三項中「歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第八条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「第六十三条」の下に「若しくは第六十四条」を加え、同表の七十一の項の次に次のように加える。

七十一の二	厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）による同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中「第四条第一項の認定」とあるのは、「附則第三条第一項の相当認定」とする。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の

就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十二年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「、第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十七条第一項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第十四条第一項第八号中「第四条第一項の規定による認定」とあるのは、「附則第三条第一項に規定する相当認定」とする。

（検討）

第十三条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

平成23年1月

目　次

○雇用保険法（附則第四条関係）……1
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（附則第六条関係）……3
○特別会計に関する法律（附則第七条関係）……5
○住民基本台帳法（附則第八条関係）……7
○厚生労働省設置法（附則第十条関係）……9
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（附則第十一条関係）……10

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができる。	第六十四条　削除
（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。 一～三　（略） 四　第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当	（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。 一～三　（略）

該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、第六十四条に規定する事業（第六十八条第二項において「就職支援法事業」という。）に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援法事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業（第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てるものとする。

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

○　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6・7　（略）	6・7　（略）
8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。	8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。
9　（略）	9　（略）

○　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。	（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。
（積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（同条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費（就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）に充てるために必要な金額を、積立金と	（積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

して積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（第三十条の七関係）			別表第一（第三十条の七関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	事務		提供を受ける国の機関又は法人	事務	
（略）	（略）		（略）	（略）	
七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条若しくは第六十四条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの		七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十一　厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項に規定する指定試験機関	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの		七十一　厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項に規定する指定試験機関	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十一の二　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）によ	（新設）	（新設）		

（略）	
（略）	る同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	
（略）	

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）	（都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略）	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略）
（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。	（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対す

一～三　（略）

四　職業能力開発業務

（利益及び損失の処理）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練

る職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二

の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二

号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第

条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十七条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十七条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第十一条、第十二条

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと地方運輸局の長が認めたものをいう。	（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。
（職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、第十二条第一項の規定により地方運輸局の長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。	（職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。
2　（略）	2　（略）

（就職支援計画の作成）

第十一条　地方運輸局の長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一～三　（略）

（地方運輸局の長の指示）

第十二条　地方運輸局の長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　地方運輸局の長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　地方運輸局の長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一～三　（略）

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（附則第九条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第九条の規定により読み替えられた同法による改正後の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（傍線の部分は読替部分）

読替後		読替前	
別表第一（法第三十条の七関係）		別表第一（法第三十条の七関係）	
提供を受ける国の機関又は法人	事務	提供を受ける国の機関又は法人	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
七十一の二　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）による同法附則第三条第一項の相当認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十一の二　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）による同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）	（略）	（略）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（附則第十一条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第八項の規定による読み替えられた同法第十一条等

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、附則第五条第八項により読み替えられた前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の適正	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちか

な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2～4　（略）

（業務の範囲）

第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発

ら、厚生労働大臣が任命する。

2～4　（略）

（業務の範囲）

第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発

促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理

促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号まで及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務

五　（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、附則第五条第八項により読み替えられた前項の規

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あ

定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から附則第五条第八項により読み替えられた第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は第十四条第一項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項（金融機

らかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をし

関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

ようとするとき。

二　第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務及び職業能力開発業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（附則第十二条）

○ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第十二条の規定による読み替えられた同法附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十四条第一項第八号

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律　　号）附則第三条第一項に規定する相当認定に関する事務を行うこと。 2～4　（略）	（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。 2～4　（略）

1/28 次長修正

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特

定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（職業訓練実施計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、次条第二項に規定する認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二　就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（認定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等

（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたことにより[redacted]その職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（譲渡等の禁止）

第九条　職業訓練受講給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　認定職業訓練又は公共職業訓練等

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

（関係機関等の責務）

第十三条　職業安定機関、認定職業訓練を行う者、公共職業能力開発施設の長その他関係者は、前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及

び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告）

第十五条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者又は認定職業訓練を行っていた者（以下「認定職業訓練を行う者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

2　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定求職者又は特定求職者であっ

た者（以下「特定求職者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

3　機構は、第四条第一項の規定による認定に関する事務に関し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による質問又は立入検査（認定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による立入検査について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条中「公共職業安定所に」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に」と、同条、第七条第一項、第十一条及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　認定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十六条第二項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰

金に処する。

一　第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条、第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において第三条第一項及び第二項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、その者の行う職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。

2　厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が行った第四条第一項の認定とみなす。

3　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

（雇用保険法の一部改正）

第四条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができる。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」

の下に「及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給」を加え、同項に次の一号を加える。

四　第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「第六十四条に規定する事業（第六十八条第二項において「就職支援法事業」という。）に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援法事業」を、「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第六条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第五項」の下に「の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担

額（雇用保険法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）」を加え、「第六十七条」を「同法第六十七条」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「及び雇用保険事業」を「並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業」に改める。

第百三条第三項中「歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第八条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「第六十三条」の下に「若しくは第六十四条」を加え、同表の七十一の項の次に次のように加える。

七十一の二	厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）による同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中「第四条第一項の認定」とあるのは、「附則第三条第一項の相当認定」とする。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の

就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十七条第一項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第十四条第一項第八号中「第四条第一項の規定による認定」とあるのは、「附則第三条第一項に規定する相当認定」とする。

（検討）

第十三条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1/31 室修正

額（雇用保険法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）」を加え、「第六十七条」を「同法第六十七条」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「及び雇用保険事業」を「並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業」に改める。

第百三条第三項中「歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額及び雇用保険法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三号各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による能力開発事業又は雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理

促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

御説明資料

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
厚生労働省職業能力開発局総務課

目　次

法律名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
法律案の全体構成、各章の名称について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
目的規定について（第１条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
特定求職者の定義について（第２条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
職業訓練実施計画について（第３条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
職業訓練の名称等について（第４条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
認定要件についての考え方（第４条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
職業訓練の認定を独立行政法人に行わせること等について
（第４条及び第６条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
大臣から独立行政法人への権限委任について（第４条関係）・・・・・・・・・・・・17
職業訓練受講給付金について（第７条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
返還命令等について（第８条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
譲渡等の禁止、公課の禁止、時効について（第９条、第 10 条及び第 14 条関係）・・23
就職支援計画の作成等について（第 11 条から第 13 条まで関係）・・・・・・・・・24
雑則の規定順について（第 14 条から第 19 条まで関係）・・・・・・・・・・・・・25
報告、立入検査について（第 15 条及び第 16 条関係）・・・・・・・・・・・・・・26
船員となろうとする者に関する特例について（第 17 条関係）・・・・・・・・・・・ 27
附則の規定順について（附則第１条から附則第 15 条まで関係）・・・・・・・・・・ 29
準備行為について（附則第２条及び附則第３条関係）・・・・・・・・・・・・・・・30
雇用保険における新たな附帯事業の実施について（附則第４条関係）・・・・・・・31
雇用保険率の弾力条項の見直しについて（附則第６条関係）・・・・・・・・・・・33
特別会計に関する法律における規定の整備について（附則第７条関係）・・・・・・34
住民基本台帳法の規定の整備について（附則第８条及び附則第９条関係）・・・・・36
社会保険労務士法の規定の整備について（附則第 10 条関係）・・・・・・・・・・ 38
厚生労働省設置法の一部改正について（附則第 11 条関係）・・・・・・・・・・・ 40
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正について
（附則第 12 条及び附則第 13 条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
検討規定について（附則第 14 条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

法律名について

１．基本的な考え方

（１）本法律案は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 必要な職業能力を高めるための職業訓練

② 職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、その早期の就職に関して必要な支援を行うものであり、法律案の内容もこれらの各施策について規定することとしている。

（２）このため、本法律案の内容を紛れなく適切に推察させる名称として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」とするものである。

２．「職業訓練の実施等による」について

（１）①必要な職業能力を高めるための職業訓練、②職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給、③公共職業安定所による就職支援のうち、本制度の中心は訓練による能力開発であることから、政策手段としてこれを例示するものである。

（２）「職業訓練の実施」については、職業能力開発促進法第４条等に例がある。

３．「特定求職者」について

（１）今般の制度の対象者は、事業主と雇用関係のない者であることから、用語としては「失業者」又は「求職者」が考えられるが、「失業者」は労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある者を、「求職者」は求職の申込みをした者を指すものと考えられる。いずれも法律の名称に用いられている例は見当たらない。

（２）今回は、失業状態にある者のうち、「求職の申込み」をした者を対象とすることから、「求職者」とするものである。

（３）また、本制度においては、求職者のうち、雇用保険の失業等給付を受給できない者等の一定の要件に該当する求職者を対象としている。

（４）「特定○○」という用語は、法令上、ある範囲のもののうちの一定範囲のものを指す場合に用いられている（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）等）ことから、「特定求職者」とするものである。

４．「就職の支援」について

（１）本制度は、長期失業者等、市場に委ねているだけでは企業による雇用が進まない者について、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強い。

（2）雇用分野の法律としては、一定の求職者や労働者の雇用を進めていくための法律として、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号）等、「雇用の促進」といった名称を用いているものもいくつかあるが、このような法律は、雇用量を増大する手段を採っているため、今回は「支援」としたい。

※　労働関係法令においては、「職業の安定」（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号））、「雇用の安定」（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号））等、「安定」という用語を用いる例があるが、これは職に就いた後の状態を指す用語であるため、適当でない。

（3）また、今回の制度は、職業訓練の実施、給付金の支給、就職支援いずれも求職者本人に対する措置のみである。このため、「雇用」に至るまでの過程のうち、労働者に着目した「就職」との用語を用い、「就職の支援」とするものである。

法律案の全体構成、各章の名称について

１．法律案の全体構成について

（１）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 基礎的技能及び知識の付与により職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

② 職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うものである。本法律案も、これらの各施策について規定することとしている。

（２）法律案全体の構成としては、まず総則として法律全体に通ずる目的規定、定義規定を置き、次に、実体的規定として（１）①から③まで係る規定を置き、その後に実体的規定に付属する雑則、罰則、附則に係る規定を置くこととする。

（３）実体的規定の規定順については、本制度の中心が、職業訓練と職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給であることから、これを順に規定し、最後に、訓練受講者に全員に対して実施するものとして就職支援計画の作成等を規定することとする。

（４）本法律案は本則が 22 条であり、最近の同規模の立法例が章に区分されており節に区分されていないことから、章に区分することとする。

※ 全体が 20 条程度で章に区分される最近の主な立法例

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（20 条）
- 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）」（23 条）
- 「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）」（30 条） 等

２．各章の名称について

（１）第２章

本章は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた職業訓練実施計画、厚生労働大臣による認定職業訓練の認定、認定職業訓練を行う者に対する助成等、特定求職者に対する職業訓練の実施に関する規定により構成されることから、「特定求職者に対する職業訓練の実施」とする。

（2）第3章

本章は、職業訓練受講給付金の支給、不正受給の場合の返還命令等、いずれも職業訓練受講給付金に関する規定により構成されることから、「職業訓練受講給付金」とする。

（3）第4章

本章は、公共職業安定所長による就職支援計画の作成、当該計画に掲げる就職支援措置を受けること等公共職業安定所長による指示、関係機関及び指示を受けた特定求職者の責務に係る規定により構成されることから、付随的な努力義務規定は「等」とし、「就職支援計画の作成等」とする。

目的規定について（第１条関係）

１．基本的な考え方について

求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 基礎的な技能及び知識の付与による職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

② 職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うものであり、同制度を構成する施策について規定した本法律案の目的も、これを踏まえたものとすることが適当である。

２．「職業訓練の実施」について

（１）今般の制度では、厚生労働大臣が定める一定の基準等に基づき民間訓練機関等が設定する職業訓練を国が認定し、当該訓練を行う者に対して助成を行うことにより特定求職者の訓練受講機会の増大を図るものであるが、これはいわば、国が間接的に職業訓練を実施するものと言える。

（２）また、国が行う公共職業訓練等も職業訓練受講給付金の対象となることから、これらを捉え「職業訓練の実施」と規定する。

（３）なお、国が直接実施するわけではないが、目的規定において「実施する」と規定されている例としては、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号）」第１条等がある。

３．「職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給」について

「職業訓練を受ける」については、雇用保険法第63条第１項第５号等に例がある。

４．「その他の就職に関する支援措置」について

就職支援計画の作成等、公共職業安定所による就職支援を指すものである。

５．「就職を促進し」について

本法律案は、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強いものであるが、結果、特定求職者の就職の促進につながる面を捉え、「就職を促進し」と規定する。

6．「職業及び生活の安定に資することを目的とする。」について

（1）労働関係法令において、その目的としては、

① 「雇用の安定」（港湾労働法（昭和63年法律第40号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）等）、

② 「職業の安定」（職業安定法（昭和22年法律第141号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）、

③ 「福祉の増進」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）

④ 「生活の安定」（賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律94号）が考えられる。

（2）ここで、今回と同様に、職業訓練の提供、特別な職業指導、給付金の支給等の措置を講じている国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律94号）において、その目的が「漁業離職者の職業及び生活の安定」とされていることを踏まえ、本法律案の目的も「職業及び生活の安定」とする。

（参考）

○ 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）

（目的）

第1条 この法律は、漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて漁業離職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

第3条 職業訓練

第5条 就職指導

第6条の3 給付金の支給等

特定求職者の定義について（第２条関係）

１．基本的な考え方について

（１）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない者に対し、公共職業安定所が中心となって職業訓練の実施等によりその就職を支援する制度であることから、公共職業安定所に求職の申込みをしていることが前提となる。

（２）そのうち、真に就職の支援を必要とする者に対して支援を行う必要があることから、労働の意思及び能力を有していること及び職業訓練等の必要性があることを公共職業安定所長が認めた者を「特定求職者」と定義する。

（３）ただし、この制度は雇用保険の失業等給付を受給できない者を対象とした制度であることから、雇用保険の被保険者である者及び受給資格者である者は除くこととする。

２．「求職の申込みをしている者」について

求職の申込みをした状態にある者を指すが、求職者登録には有効期限があるため、申込みをした時期に特段の期限を付する必要はない。

※　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 48 年法律第 43 号）第 20 条第１号

（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

第 20 条　公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一　公共職業安定所に求職の申込みをしていること。

二～四　（略）

職業訓練実施計画について（第３条関係）

１．職業訓練実施計画の策定について

この法律は、特定求職者に対する職業訓練の実施をその中心的な目的としているところ、現行の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者向けの職業訓練や、この法律において新たに創設する認定職業訓練等、特定求職者の就職を支援するための職業訓練が多岐にわたることや、特定求職者の規模が、非正規労働者及び長期失業者を中心に年々変化していること、産業構造の変化に伴い就職に必要な職業訓練のニーズも年々変化していること等を的確にとらえ、効果的かつ効率的な特定求職者向けの職業訓練の実施体制を確保し、この法律の目的を達成していく必要があることから、本条において、厚生労働大臣が定める職業訓練の実施に関する計画（以下「職業訓練実施計画」という。）の策定について規定するものである。

２．職業訓練実施計画の名称について（第１項）

（１）この計画においては、この法律の目的を達成していくため必要な特定求職者に対する職業訓練の内容、公的な職業訓練機会の確保の在り方等の基本的事項を定めるものであるところ、近年の雇用対策法制の例を見ると、「基本計画」という名称を用いているのは能開法第５条第１項に規定する職業能力開発基本計画のみであり、例えば、最近では、平成19年の雇用対策法（昭和41年法律第132号）の一部改正において、同法に規定されていた雇用対策基本計画が廃止される等、「基本計画」という文言が用いられない傾向にある。

（２）また、職業能力開発分野においては、上記の職業能力開発基本計画が分野全体を網羅したものであるため、本条の計画もこれに包含される関係にあることから、本条の計画について「基本計画」という名称にすることは、重複感が見られる。

（３）既存の法令において行政庁が施策の実施に関して定める計画については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第７条第１項の規定により事後評価の実施に関して定める「実施計画」、船員災害防止活動の促進に関する法律第７条第１項の規定により国土交通大臣が定める「船員災害防止実施計画」のように、「実施計画」という名称を用いる例が見られる。

（４）以上の点を踏まえ、本条の計画については「職業訓練実施計画」と規定することとする。

３．職業訓練実施計画に定める事項について（第２項）

（１）第２項第１号に掲げる「特定求職者の数の動向に関する事項」については、この法律の主な対象者である非正規労働者や長期失業者の推移及び今後の変化の展望について定めることとする。

（２）同項第２号に掲げる「特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項」に

ついては、同項第１号に基づき示された特定求職者の数の動向を踏まえ、今後必要となる職業訓練の実施規模や求められる職業訓練分野等について、この法律に規定する認定職業訓練、従来の公共職業能力開発施設における職業訓練等、それぞれの分野における見通しについて定めることとする。

（３）同項第３号に掲げる「特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項」については、特定求職者の就職に資する職業訓練を実施する上で、国が果たすべき役割及び認定職業訓練を行う民間訓練機関、公共職業訓練を行う公共職業能力開発施設の長等の関係者に求められる役割等について定めることとする。

４．関係行政機関の長その他の関係者への意見聴取について（第３項）

（１）特定求職者の就職に資する職業訓練を提供する上では、各産業分野を所管する省庁や、労使団体、民間の職業訓練実施機関からの意見を踏まえ、職業訓練分野や役割分担の設定を行い、社会経済状況や雇用ニーズ等に即した実効的な計画を策定することが重要となることから、職業訓練実施計画の策定に当たっては、関係行政機関の長その他の関係者を聴くものとすることとしている。

（２）また、特定求職者への対策については、上記の関係者との連携をとりながら実施していくことが重要であり、また、職業訓練実施計画は上記の職業能力開発基本計画の下に位置づけられるものであることも踏まえ、労働政策審議会への意見聴取については本条には明記しないこととする。

５．都道府県計画の要否について

（１）この法律に基づく特定求職者への支援は、国が雇用保険の附帯事業として全国一律に行うべき雇用対策であり、都道府県に対し独自の取組を促す趣旨のものではないことや、都道府県においても、能開法第７条の規定に基づく都道府県職業能力開発計画の策定が努力義務化されることとなっていること等に鑑み、都道府県による計画策定については規定しないこととする。

（２）このように、国のみが計画を定め、都道府県における計画策定を規定しない例として、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成４年法律第63号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第57号）の例がある。

職業訓練の名称等について（第４条関係）

１．名称について

職業訓練の実施等による対象求職者の就職の支援に関する法律（仮称。以下「求職者支援法」という。）に規定する厚生労働大臣の認定による訓練の名称については、

- 認定を受けたものであること
- 職業訓練であること

の各要素を勘案し、「認定職業訓練」とする。

２．認定を受けたものであることについて

（１）既存の法律上、厚生労働大臣等の認定に係る職業訓練の名称には、冒頭に「認定」の文言が付されている。

（例）

- 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 条。以下「能開法」という。）第 24 条第１項の規定により都道府県知事が認定する職業訓練→「認定職業訓練」（同条第３項）
- 同法第 26 条の３第１項の規定により厚生労働大臣が認定する実施計画に基づく実習併用職業訓練→「認定実習併用職業訓練」（第 26 条の５第１項）

（２）求職者支援法上の職業訓練も認定を受けて実施するものであることを明確にする観点から、これらの例を踏まえ、冒頭に「認定」の文言を付すこととする。

３．職業訓練であることについて

（１）既存の法律に規定される訓練であって「職業訓練」又は「教育訓練」のいずれかに位置づけられるものは、その名称において「職業訓練」又は「教育訓練」の文言を用いることにより、他の「訓練」との違いを明確にしている。

※「職業訓練」及び「教育訓練」のいずれにも該当しない訓練の例

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 13 条第１項に規定する適応訓練
- 同法第 20 条第５号に規定する職業準備訓練
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 23 条第１項の計画に準拠した同項第３号に掲げる訓練

（２）求職者支援法上の訓練については、受講者の就職を目的としたものであることから、当該訓練の類型を明確にするため、「職業訓練」の文言を付すこととする。

（３）なお、「職業訓練」及び「教育訓練」については、いずれも法律上の定義は存在しないが、「職業訓練」は労働者（求職者を含む。以下同じ。）が職業に必要な技能及びこれに関する知識を取得することを目的として行われるものを指すのに対し、「教育訓練」は、労働者に限らず幅広い対象者に対する教育を目的として行われるものを指すという概念上の違いがある。本法における訓練は、その対象者及び

目的について前者に当たることから、「職業訓練」として整理することとするものである。

また、職業訓練の実施主体としては、既存の法律においては国、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構等の公的主体が主に規定されているところ、職業訓練の実施はこれらの主体に限定されるものではなく、民間教育訓練機関が職業訓練を実施することも認められるものである（例：能開法第9条、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第11条第5項）。

認定要件についての考え方（第４条関係）

１．労働行政関係法律における認定の要件

労働行政関係の法律においては、事業主等が、国が定める指針等を踏まえ作成する雇用改善計画等を厚生労働大臣が認定するという仕組みがとられている例があるが、その際の共通的な認定要件として、

① 国が定めた指針等に照らして適切なものであること

② 事業主等が作成する（個々の）計画が、当該計画に定められた目標を達成するために適切なものであること

③ その他政令又は厚生労働省令で定める基準に適合するものであること

という項目が掲げられている（別紙参照）。

２．認定職業訓練に関する考え方

（１）第４条第１項においては、職業訓練の認定基準として

イ 職業訓練実施計画に照らして適切なものであること

ロ 就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること

ハ その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること

としている。

（２）上記のイからハまでは、それぞれ、１の①から③までに相当するものであり、

- イについては、当該職業訓練が、その実施体制、実施目標等について、施策の全体的な実施方針である職業訓練実施計画の趣旨や枠組に沿って行われようとしているものであること
- ロについては、個々の職業訓練のカリキュラムや訓練内容等が、当該職業訓練が目指す仕上がり像を達成するに足るものであること
- ハについては、職業訓練を行う者の実績、経営状況等、訓練内容とは別に職業訓練を行う者等に求められる要件等

をそれぞれ指すものである。

【別紙】認定の例

○林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（計画の認定）

第五条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。

二　前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

三　第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。

四　その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

○　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

（改善計画の認定）

第四条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二　前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。

三　事業協同組合等が第十三条第八項の規定により適用される同条第四項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、労働者の利益に反しないものであること。

四　その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

4　（略）

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の認定）

第十二条　（略）

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項各号に掲げる事項が建設雇用改善計画に照らして適切なものであること。

二　前項第二号及び第三号に掲げる事項が同項第一号に掲げる改善措置の目標を確実に達成するために適切なものであること。

三　前項第四号に規定する場合にあっては、事業主団体が法人格を有するものであること。

四　前項第五号に規定する場合にあっては、建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主が建設事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものに該当すること。

五　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認められること。

職業訓練の認定を高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせること等について
（第４条及び第６条関係）

１．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の活用について

（１）この法律に基づく職業訓練については、国が責任をもって、適正な制度運営を行う必要があることから、第一義的に職業訓練を認定する主体を、職業能力開発施策を所管する厚生労働大臣とするものであるが、実際の認定職業訓練の認定に当たっては、個別の訓練について、就職につながるような適切なカリキュラムが設定されているか、想定されている水準の知識・技能等が習得できるだけの訓練内容となっているか等の専門的な審査が必要。

（２）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）は、従来、国に代わって公共職業訓練を実施してきた独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）が有する職業訓練に関するノウハウを承継するほか、能開機構が公共職業訓練の委託や、事業主に対する相談援助業務を行ってきた経緯から、地域の教育訓練機関との連携に長じており、国が自ら当該認定事務を実施するよりも効果的・効率的に認定事務を実施することが可能となるものである。

（３）また、新機構が厚生労働大臣の委任を受けて行う認定行為については、認定職業訓練に係る受講希望者をあっせんし、訓練実施実績に応じた助成を行う対象として適当な訓練であることを認める位置づけの行為にすぎず、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業（※）には該当しない。

※　独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業は、以下のとおり想定されている。

①　私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務及び事業（例：司法警察）

②　その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務及び事業（例：栄典）

③　災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務及び事業（例：防衛）

（「改訂　独立行政法人制度の解説」（独立行政法人制度研究会編、第一法規）15頁）

（４）なお、認定行為は、上記のように新機構の専門的なノウハウを要する部分のほか、厚生労働省令で定める認定基準（訓練時間、訓練分野、設備、講師、就職支援の内容等についての基準）に則って客観的に判断すべき点においては、新機構の裁量は生じない。

（５）これらの認定業務と併せ、認定を行った訓練を実施する者に対するカリキュラムの適切な運用、訓練実施機関として行うべき就職支援の在り方等について、指導、援助等を行うことについても、職業訓練の効果的な実施に関する知見等を有する新機構に行わせることが適当と考えられる。

当該事務については、認定に関する事務と異なり、厚生労働大臣の権限を委任するのではなく、機構がその有するノウハウを活用し、自らの業務として実施するも

のと位置づけることとする。

（6）なお、厚生労働省の地方支分部局として、都道府県労働局が置かれているところであるが、都道府県労働局は従来、職業能力開発行政に関する事務を分掌しておらず、職業訓練に関するノウハウを有しないことから、上記の認定業務を行わせることは適当でない。

大臣から独立行政法人への権限委任について（第４条関係）

１．認定に関する事務を行わせることについて

（１）第４条第３項において、厚生労働大臣は、同条第１項に規定する職業訓練の認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせることとしている。

（２）このように、大臣が行う認定に関する事務を独立行政法人に行わせる例としては、計量法（平成４年法律第51号）第121条の２の規定により経済産業大臣が行う特定計量証明事業の認定に関する事務を、同法第168条の５第１号の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせることとしている例がある。

（３）第４条第１項の規定による職業訓練の認定に関する事務については、観念的には国が最終的に責任を負っているものの、法制的には機構に専ら業務を行わせしめているものである。

（４）このような認定業務については、厚生労働省令において一定の基準を定めることとしている等、その裁量性については限定的なものであるため、厚生労働大臣以外の主体に行わせることも可能な範囲の業務と考えられるものであり、かつ、その認定に関しては職業訓練に関する専門的知見をもった主体に行わせることが必要なことから、従来、国に代わって公共職業能力開発施設の設置及び運営等、職業能力開発施策の実行を担い、そのノウハウを有する機構に当該認定に関する事務を行わせることとするものである。

（５）大臣が、その事務を専門的技術能力を有する法人に行わせることについては、上記の計量法においても、同様の考え方がとられている。

２．認定の取消しについて

（１）一方、第４条第２項の規定による認定の取消しについては、機構に行わせることとせず、厚生労働大臣が自ら行う権限としている。これは、認定の取消しが権力性の強い行為であることや、取消しの判断に当たっては単に職業訓練の内容が同条第１項各号の要件に適合しているか否かの観点だけでなく、当該職業訓練を受けている者の不利益性の度合い等も含め、様々な要因を総合的に勘案して判断することが必要となる、裁量性の高い行為であることによる。

（２）また、認定職業訓練については、厚生労働大臣が制度の責任主体となり、この法律の体系上、職業訓練の信頼を担う重要な仕組みであること等も考慮すると、認定の取消しについては、厚生労働大臣自らの権限として留保しておくことが適当である。

（３）上記の計量法の例においても、特定計量証明事業の認定の取消しについては、不利益性の高いものであること等の理由により、経済産業大臣が自ら行う権限としているところである（同法第121条の５）。

3．厚生労働大臣による関与について

（1）このように、第4条第3項の規定は、厚生労働大臣の権限を幅広く機構に委任する趣旨のものであるが、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第65条第1項においては、主務大臣が、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為が法令に違反している等の場合に、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることができる旨規定されており、これにより、国からの一定の監督権限が担保されている。

（2）また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第18条第1項においても、厚生労働大臣は、天災の発生等の場合に、必要に応じ、機構に対し、その業務の範囲内で必要な措置をとることを求めることができる旨、規定されており、国の関与が予定されているところである。

職業訓練受講給付金について（第７条関係）

１．給付金の名称について

（１）本制度における給付金の名称については、

① 求職者が職業訓練を受講することを容易にするための給付金であること

② 求職者個人に対する給付金であること

を明らかにしたものとすることが適当である。

（２）このため、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給等に関する法律」の「被害回復給付金」のように「○○が、～を・・・ための給付」のうち「～」＋「・・・」を冠した名称とすることが適当であり、今回は「求職者が職業訓練を受講することを容易にするための給付」であるため「職業訓練受講給付金」とする。

（３）なお、給付の名称としては、「給付」、「給付金」、「手当」が考えられるが、

① 「給付」は、「債権の目的たる債務者の行為（作為又は不作為）をいう」（法令用語辞典）とされ、動詞的な意味合いも含むものであり、数種類の金銭を総称する場合に使われている例が多く（石綿による健康被害の救済に関する法律（平18年法律第４号）における「救済給付」（医療費、療養手当、葬祭料等）等）、

② 「給付金」は、「国又は公共団体が特定の目的のために給付する金銭を広く指す用語である」（法令用語辞典）とされ、金銭の種類が一種類である場合に用いられている場合が多く（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）における「特別障害給付金」等）、

③ 「手当」は、「社会保険又はこれらに準ずる制度による給付金を表す用語として用いられる。（中略）これらの手当金は、通常、一時金として支給される」（法令用語辞典）とされ、「○○給付」と総称された給付のうちの個別の給付の名称として使われている例が多い（雇用保険法における「求職者給付」のうちの「基本手当」、「技能習得手当」等）ことから、今回の給付は「給付金」とする。

２．支給要件、額及び給付期間等を厚生労働省定めとする理由について

（１）雇用保険法における技能習得手当等や雇用対策法における職業転換給付金の支給要件、額、期間等が基本的に厚生労働省令で定められていることを踏まえ、本法律案においても厚生労働省令で定めるものである。

（２）第７条第２項の厚生労働省令で定める基準は、

① 常態として職に就いていないこと

② 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の前年の所得を12で除して得た額の合計が25万円以下であること

③ 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の預貯金の合計が300万円以下であること

等を定めることを想定している。

3．給付金の対象とすべき訓練について

（1）国が提供している訓練としては、公共職業能力開発施設の行う公共職業訓練のほか、介護労働講習、職場適応訓練（雇用保険の受給資格者、障害者、45歳以上の求職者等）がある。

（2）具体的には、雇用保険法第63条第1項第3号の講習（介護労働講習）及び訓練、障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3項に掲げる訓練並びに独法等が行う船員となろうとする者向けの訓練であるが、これらの訓練は、失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われているものであり、これを受ける者の就職の促進に高い効果を上げている。

（3）本法律案の特定求職者には、一定の技能を有する者や障害者、中高年齢者等も含まれているところ、こうした者の就職の促進を図る観点からも、公共職業能力開発施設の行う公共職業訓練に加え、これらの訓練、講習をすべて職業訓練受講給付金の支給の対象となる訓練と位置づけることが適当である。

4．雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等と規定する理由について

（1）上記3（2）の訓練等は、雇用保険法第15条第3項において定義される「公共職業訓練等」と、その範囲が同じである。

（2）現在、公共職業安定所における実務において「公共職業訓練等」という名称は、

- 受給資格者に対して公共職業安定所長が受講を指示する対象として用いており、
- その指示により訓練を受講した場合には、所定給付日数が延長される等の各種特例的な取扱いがなされる（雇用保険法第24条等）

など、雇用保険の給付と深く結びついた名称として、実務上広く定着している。

（3）典型的な実務上の扱いとしては、公共職業安定所における職業相談部門において、受給資格者について公共職業訓練等の受講の必要性を判断し、必要と判断されれば当該受給資格者に対して公共職業訓練等の受講指示を行うといった流れとなるが、今後の職業相談部門における実務の取扱いを考えた場合、本条の公共職業訓練等の定義は雇用保険法第15条第3項の公共職業訓練等とすることが妥当である。

（4）このため、3（2）の訓練等を本制度の給付である職業訓練受講給付金の支給の対象とするに当たっては、公共職業安定所の実務において、同じ範囲の訓練等を指す広く定着した名称として雇用保険法第15条第3項の「公共職業訓練等」があることを踏まえ、無用の混乱が生じないようこれを用いることが適当と考える。

5．支給主体について

雇用対策法に基づく転換給付金の支給主体も「国」とされていること等を踏まえ、本給付の支給主体も「国」と規定する。

返還命令等について（第８条関係）

１．返還命令等を設ける理由

不正受給をした者については、

① 職業訓練受講給付金は、これを偽りの申請等の不正な手段を用いて給付した場合、国は財政面において不当な損害を被ることとなること

② 職業訓練受講給付金は、給付の対象者を生活における支援が真に必要な者に限定するため、労働の意思及び能力があること、収入が一定額以下であることを要件とすることを想定しているが、これらについては行政機関による要件事実の把握が困難であり、受給者からの申告に依存する面が大きく、不正受給の生じる余地が大きいこと

から、すでに給付の支給を受けた者がある場合には、国は当該者に対し給付した額の返還及び２倍以下の納付金の納付を命ずることができることとする。

２．他の制度の例

（１）返還命令及び納付命令を規定している例としては、雇用保険法があり、納付命令は、不正受給額の２倍に相当する額以下の金額となっている。

（２）また、今回の事業と同様、附帯事業として行っているものとしては、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の附帯事業として行っている賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）の未払賃金の立替払事業において、不正受給額の１倍（同額）に相当する額以下の金銭の納付を命ずることとできるとされている。

３．主体について

（１）主な労働関係法令における返還命令等の実施主体

給付を行う代表的な労働関係法令である雇用保険法第 10 条の４、労働者災害補償保険法第 12 条の３においては、偽りその他の行為により給付金等を不正に受給した者について受給した額の返還等を命ずる主体はいずれも「政府」となっている。

これは、

① 雇用保険も労働者災害補償保険もいずれも管掌者は「政府」であること

② 返還命令等の結果、金銭は国庫に返納されることとなること

から、その実施主体が「政府」になっているものと考えられる。

これは、本体事業と附帯事業について共通であり、労働者災害補償保険の附帯事業（社会復帰等促進等事業）として行われる未払賃金の立替払事業を規定した賃金の支払の確保等に関する法律第８条においても、偽りその他の行為により不正弁済を受けた者について弁済を受けた額の返還等を命ずる主体は「政府」とされている。

（2）今回の整理

本法律案における特定求職者に対する職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法の附帯事業に位置付けられるものであることから、（1）の整理を踏まえ、その実施主体は「政府」とする。

譲渡等の禁止、公課の禁止、時効について（第９条、第10条及び第14条関係）

１．譲渡等の禁止について

（１）職業訓練受講給付金は、一身専属的な権利であり、かつ、求職者が訓練を受講することを容易にするための給付であることから、その目的に使用されることを確保するため、これを他人に譲り渡すことはできず、担保に供することも差し押さえることも禁止することとする。

（２）類似の給付について譲渡等が禁止されている例としては、職業転換給付金（雇用対策法（昭和41年法律第132号）第21条）がある。

２．公課の禁止について

（１）職業訓練受講給付金は、求職者が訓練を受講することを容易にするための給付であるところ、これに公課を課し減額することは、本給付の趣旨に照らし矛盾することとなることから、本給付に公課は課さないこととする。

（２）類似の給付について公課の禁止が設けられている例としては、職業転換給付金（雇用対策法第22条）がある。

３．時効について

（１）本法における金銭の徴収権、職業訓練受講給付金を受ける権利等はその行使が容易であり、またこれらの権利関係をいたずらに長期にわたって不安定な状態の下に置くことは、煩雑な事務をますます複雑化するおそれがあることから、民法及び会計法に対する特別法的規定として、二年の短期消滅時効にかからせることとする。

（２）類似の給付について時効を設けている例としては、失業等給付（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第74条）がある。

就職支援計画の作成等について（第11条から第13条まで関係）

1．法律に規定する理由について

（1）就職支援は、求職者支援制度の目的を達成する上で、必要不可欠の施策であり、公共職業訓練等及び認定職業訓練、職業訓練受講給付金と並ぶ求職者支援制度の柱の一つである。

（2）このため、

① 重要性を明らかにするとともに、公共職業訓練等及び認定職業訓練、職業訓練受講給付金と併せて規定することで求職者支援制度を構成する施策の全体像を明確にする必要があること

② 本制度の目的にかんがみれば、訓練を受講し就職する意思及び能力を真に有した、本制度による支援が真に必要な者に対象者を限定することが適当であることから、就職支援計画の作成等、特定求職者に対する就職の支援に係る規定を設けるものである。

2．就職支援計画の作成、指示等について

（1）公共職業安定所長は、第11条に基づき、個々の特定求職者について就職支援計画を作成するものとし、第12条第1項に基づき、就職支援計画に基づき当該計画に掲げる措置（就職支援措置）を受けることを指示することとする。

（2）就職その他の理由により当該特定求職者に対する就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、第12条第3項に基づき、指示を取り消すものとする。

（3）なお、第11条各号の規定順については、特定求職者は、訓練を受講する際最初に公共職業安定所における職業指導を受け、自らに適した訓練を指示されることから、第1号として「職業指導及び職業紹介」を規定し、次に第2号として、特定求職者に対して重点的に行う認定職業訓練を先として「認定職業訓練又は公共職業訓練等」を規定する。

（4）第3号の厚生労働省令は、認定職業訓練を行う者が実施する就職支援を受けること等を規定することを想定している。

3．主体について

就職支援計画については、個々の求職者の状況に応じて、個別に作成するものであり、かつ、実務的な内容であることから、「公共職業安定所長」を主体とする。

雑則の規定順について（第14条から第19条まで関係）

1．規定する順番について

雑則においては、実体的規定に付属する規定、特例に係る規定、包括的規定の順に規定を置いている例が多いことを踏まえ、時効等実体的規定に付属する規定を第14条から第16条までとして、船員になろうとする者に関する特例に係る規定を第17条として、権限の委任、厚生労働省令への委任に係る包括的規定を第18条及び第19条として、順に規定する。

第14条　時効
第15条　報告
第16条　立入検査
第17条　船員となろうとする者に関する特例
第18条　権限の委任
第19条　厚生労働省令への委任

2．参考とした例

今般規定する雑則の規定順は、保険制度に関する他の労働関係法令において、以下のとおりとなっている。

○　雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）
第74条　時効
第76条　報告等
第79条　立入検査
第81条　権限の委任
第82条　厚生労働省令への委任

○　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）
第42条　時効
第46・47条　報告等
第48条　立入検査
第49条の3　厚生労働大臣の権限の委任

報告、立入検査について（第15条及び第16条関係）

1．主体について

（1）本法律案においては、認定職業訓練及び職業訓練受講給付金に係る業務は厚生労働大臣が主体となっていることから、この法律の施行に当たって必要な報告を命ずることができるよう、「厚生労働大臣」を主体として規定する。なお、就職支援計画の作成等については公共職業安定所長がその主体となっているが、当該業務の範囲においては報告徴収権限を改めて設ける必要はないものと整理している。

（2）また、委任により業務を行う新機構においても、その権限に係る業務に関して必要な報告を求める必要があることから、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）」を主体として規定する。

2．機構から厚生労働大臣への通知について

（1）第16条第3項において、厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、機構に、認定職業訓練を行う者等の事務所への立入検査又は質問を行わせることができることとしている。

（2）同様の例は、薬事法（昭和35年法律第145号）第69条の2においても見られ、同条第1項の規定により、厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（非特定独立行政法人。以下「医薬品機構」という。）に、立入検査、質問等を行わせることができることとされている。

同条第2項の規定において、医薬品機構は、同条第1項の規定により立入検査、質問等をしたときは、当該立入検査、質問等の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととされており、この例にならい、第16条第4項においても、機構は、同条第3項の規定による立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととするものである。

（3）なお、同様に独立行政法人が立入検査等を行う例として、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条の規定に基づく独立行政法人製品評価技術基盤機構（特定独立行政法人）による認定適合性評価機関への立入検査等の例があり、同条第4項の規定において、同機構は、主務大臣の指示に基づき立入検査等を実施することとされているが、これは、同機構が従来国の機関であり、所管大臣の指示に基づき立入検査等を行っていたことに由来するものである。

（4）機構の場合は、上記（2）の医薬品機構と同様、従来、国とは別の機関であることや、立入検査を行う根拠である認定職業訓練の認定に関する事務を厚生労働大臣から委任されていることから、立入検査又は質問を行うに当たっても、厚生労働大臣による事前の指示までは必要とせず、事後的に厚生労働大臣に対して立入検査又は質問の結果を通知すれば足りると考えられる。

船員となろうとする者に関する特例について（第17条関係）

1．船員の読替規定を設ける趣旨について

（1）認定職業訓練及び公共職業訓練等には、船員となろうとする者に対する訓練も含まれる。

（2）船員になろうとする者に対する職業相談、職業指導、職業訓練等への受講指示等については、船員職業安定法に基づき運輸局等が行うこととされていることから、本法律案で公共職業安定所に行うこととなっている求職申込み、公共職業安定所長が行うこととなっている訓練の受講指示、就職支援計画の作成等については運輸局で行うことが必要であり、必要な読替規定を設けるものである。

（3）類似の規定例としては、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）第18条等がある。

（4）なお、

① 地方運輸局長が具体的に行うのは、受講指示、就職支援計画の作成等に限られるため、認定職業訓練を行う者との関係はなく、給付金の支給に関する実質的な業務にも関与しないことから、第15条の認定職業訓練を行う者や特定求職者から報告徴収の規定を読替える必要はなく、

② 地方運輸局長には、受講指示、就職支援計画の作成等に限って地方運輸局長に事務を行わせるに過ぎず、その他の事務を行うことは想定されないことから、第19条の実施省令の読替えを行う必要はないものと整理している。

2．規定する位置について

雑則においては、実体的規定に付属する規定、特例に係る規定、包括的規定の順に規定を置いている例が多いことを踏まえ、権限委任規定の前に規定する。

○ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）

雑則

・・・

第78条　診断

第79条　立入検査

第79条の2　船員に関する特例

第80条　経過措置の命令への委任

第81条　権限の委任

第82条　厚生労働省令への委任

○ 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）（抄）

雑則

・・・

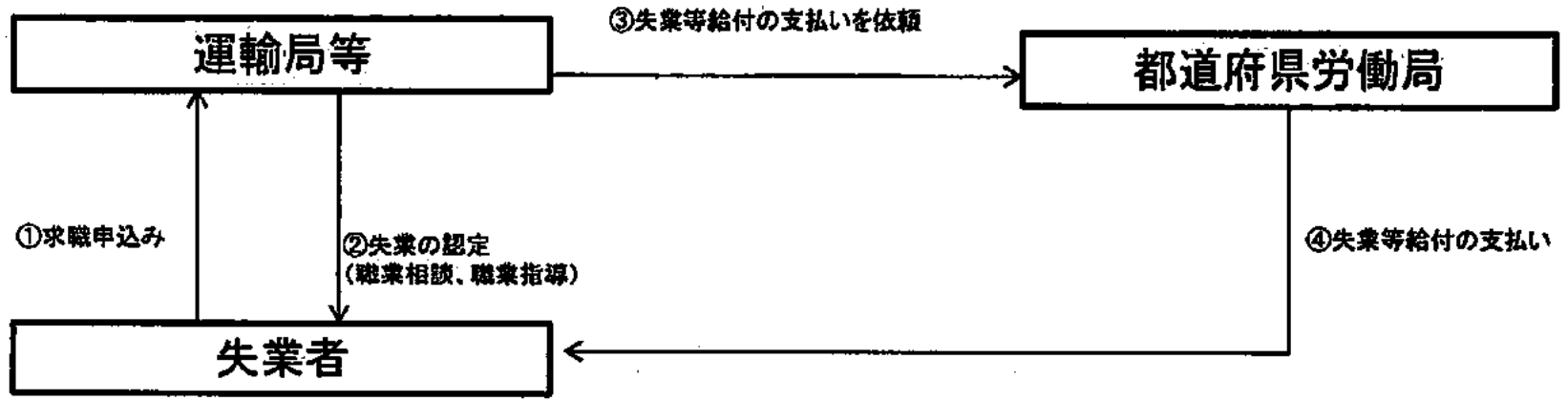
第18条　船員となろうとする者に関する特例

第19条　権限の委任

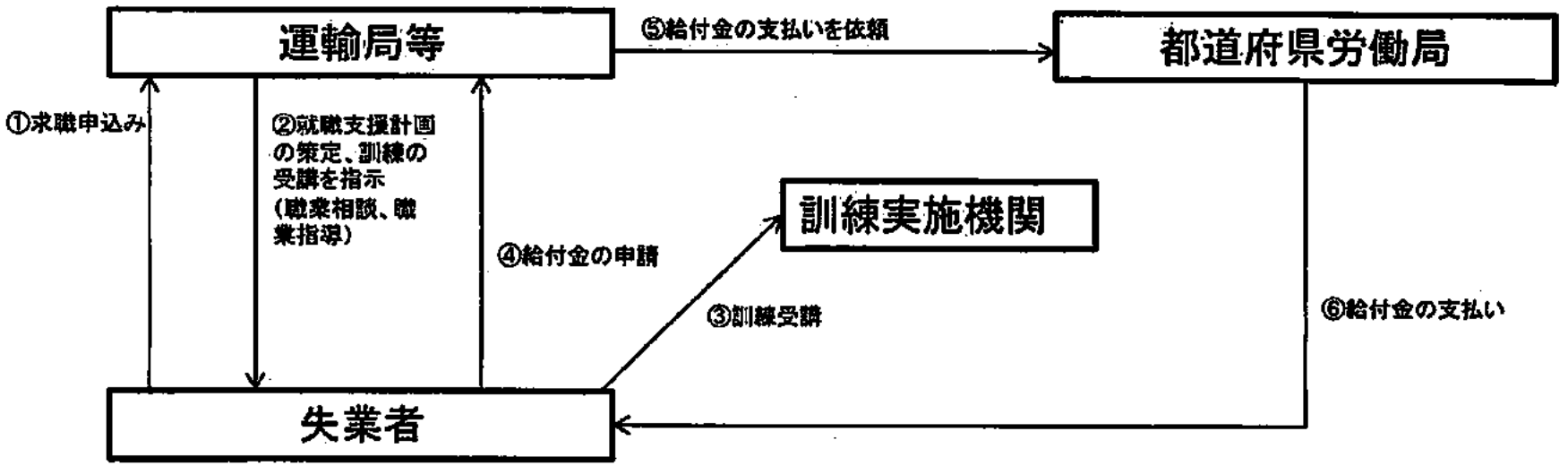
3．今回の事務の流れ及び雇用保険における事務の流れについて、次項のとおり。

運輸局等における事務の流れ

＜雇用保険法＞



＜職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律＞



附則の規定順について（附則第１条から附則第15条まで関係）

１．規定する順番について

（１）附則については、

・　最近の労働分野の主な立法例においては、附則は概ね、①施行期日、②他法一部改正（経過措置含む）、③検討規定、④経過措置の政令委任の順に規定されている例が多いこと

・　準備行為は、施行期日に近い条に規定されている例が多いこと

等を踏まえ、施行期日を第１条として、準備行為を第２条及び第３条として、他法令改正を第４条から第13条までとして、検討規定を第14条として、最後に第15条として経過措置の政令委任規定を置く。

（２）他法令改正については、

・　内容面で深い関連性を有する改正を行う雇用保険法を第４条及び第５条とし、

・　これと関連性の深い労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）を制定順にそれぞれ第６条、第７条とし、

・　その他改正が必要となる住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）をそれぞれ第８条～第13条までとして制定順に規定する。

・　なお、「法制執務」によれば、各省設置法関係の法令の改正規定は、他法令改正の中でも最後に建制順に従って置かれるのが普通であるとされているものの、厚生労働省設置法を改正した最近の労働関係法令の改正（平成19年雇用保険法等の一部を改正する法律、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律）では、他法令と同様に制定順となっていることから、今回もその例に倣うこととする。

２．参考とした例

（１）第174国会

・　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第４号）
（施行期日＋施行前の準備＋見直し＋機構法（※）改正）
※　独立行政法人環境再生保全機構法

（２）第166国会

・　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）
（施行期日＋準備行為＋設置法改正＋機構法（※）改正＋検討＋政令への委任）
※　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法

準備行為について（附則第２条及び附則第３条関係）

１．準備行為の必要性について

本法の施行日（以下「施行日」という。）については平成23年10月１日としているところ、同日から認定職業訓練を開始するためには、あらかじめ認定行為自体を終え、同日付けで認定職業訓練を開始することも可能としておくための措置を講じておくことが必要。このため、附則において準備行為に関する規定を設けることとするものである。

２．職業訓練の実施に関する計画の策定について

具体的には、個々の職業訓練の認定及びその前提としての各年度における全国的な訓練の重点実施分野、実施規模の見通し等を定めた計画（第３条第１項の職業訓練実施計画に相当するもの）の策定を、施行日前においても行うことができる旨の規定を設けることとする。

３．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に相当認定を行わせることについて

（１）上記の施行日前において実施する準備行為のうち、第４条第１項の職業訓練の認定に相当する事務（以下「相当認定事務」という。）については、施行日後は、第４条第３項の規定により厚生労働大臣が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（現在国会提出中の独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律に基づき、平成23年４月１日施行予定。以下「機構」という。）に行わせることとしていることから、施行日前においても同様に、機構に相当認定事務に行わせることとする。

（２）これを受け、機構においても、その組織根拠法である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）に業務の実施根拠を設ける必要があることから、附則第12条の規定による同法の一部改正の施行日をこの法律の公布日とし、同法の附則に新たな経過規定を追加し、同日からこの法律の施行日までの間、機構が相当業務を行うこととする旨の読替えを行うこととする。

1/23.2.2
[案]

雇用保険における新たな附帯事業の実施について（附則第４条関係）

１．第64条に規定する理由について

（１）現行の雇用保険法には、附帯事業として雇用安定事業（第62条）及び能力開発事業（第63条）が規定されているが、その対象はいずれも被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者である。

（２）他方、新たな附帯事業は、例外的に、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者をその対象とする事業であり、その対象者が雇用安定事業等の対象者より狭いものであるのみならず、相互扶助としての保険制度の保険集団を構成する被保険者が対象となっていないものであることから、雇用安定事業及び能力開発事業の次に規定するものである。

２．規定ぶりについて

（１）「（同法第５条の規定による）助成」については、雇用保険法第63条に規定する能力開発事業のうち、

「助成」については、事業主等に対する助成金の支給（能開法第15条の3）

「補助」については、都道府県に対する補助金の交付（能開法第95条）

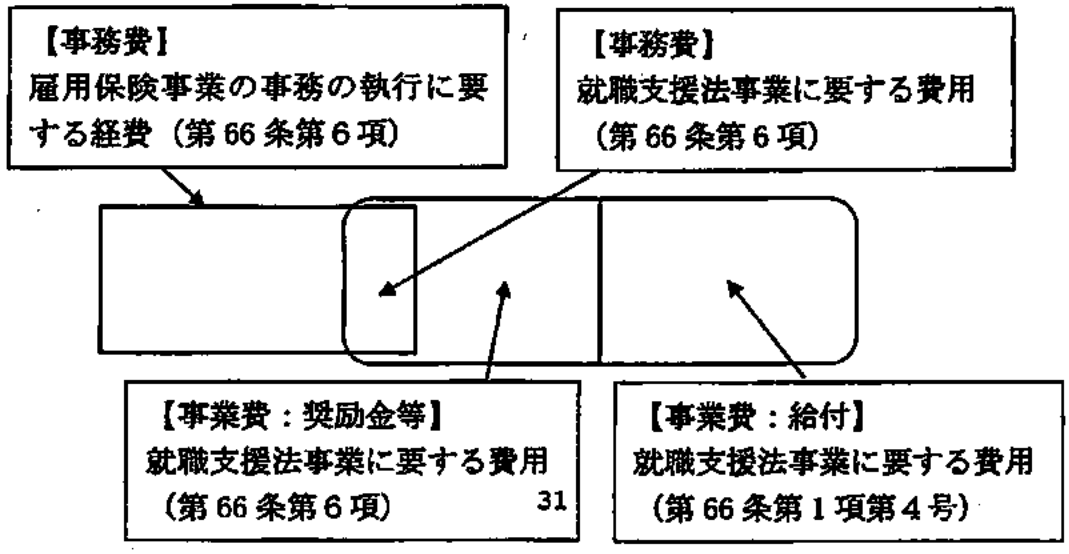
「援助」については、上記の助成・補助以外の助言・指導、情報及び資料の提供、施設利用に当たっての便益提供等を指すものである（能開法第15条の2）ところ、求職者支援法第５条の「助成」は、上記の整理のうち「助成」に該当する。

（２）現時点において想定している事業は、当該助成のみであることから、「助成」と規定するものである。

３．第66条第１項４号及び同条第６項について

（１）第66条第１項第４号は、就職支援法事業のうち、職業訓練受講給付金に要する費用（事業費）を規定している。

（２）第66条第６項は、（１）以外の就職支援法事業（認定職業訓練を行う者に対する奨励金等）（事業費）、就職支援法事業の事務の執行に要する経費（事務費）、雇用保険事業の事務の執行に要する経費（事務費）を規定している。



４．第68条第２項の改正に伴う経過措置を設けないこととする理由

就職支援法事業については、平成23年10月１日に新たに事業を開始することとなるが、同日以降、徴収勘定、一般会計等から受け入れた額を当該事業費に充て、年度修了後の決算時に、就職支援法事業に要した費用の総額を算出したうえで、国庫負担額等が決定することから、施行前後における保険料等の適用関係を整理するための経過措置の規定は必要ない。

雇用保険率の弾力条項の見直しについて
（附則第６条関係）

１．制度の概要

雇用保険においては、毎会計年度において、当該会計年度の差引剰余を当該会計年度末の積立金残高に加減した額が、当該会計年度に失業等給付として支払った額（＝＊）の２倍に相当する額を超え、又は１倍に相当する額を下るに至った場合、厚生労働大臣が保険収支の推移、経済の動向などを勘案の上、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を変更できることとされている（徴収法第 12 条第５項）

$$＊＝\frac{\overbrace{(\text{徴収保険料額}+\text{国庫の負担額})-\text{失業等給付額}}^{\text{当該会計年度の差引剰余}}+\text{当該会計年度末積立金}}{\text{失業等給付額}}$$

２．見直しの概要

今般創設する就職支援法事業は、求職者に直接給付する等、事業主のみの負担により実施している他の附帯事業とは異なること等を勘案し、失業等給付に係る保険料収入により事業実施することとしている。このため、雇用保険率に係る弾力的変更の適用の検討を行うための前提となる国庫の負担額及び失業等給付額に、就職支援法事業に係る費用等も含まれることとする必要がある。

①　「国庫の負担額」について

就職支援法事業については、その要する費用を国庫において負担するため、国庫の負担額の中に、当該事業に要する費用が含まれることとなるよう改める。

②　「失業等給付額」について

就職支援法事業により実施した給付等についても、失業等給付額と同様の取扱いとなるよう改める。

特別会計に関する法律における規定の整備について
（附則第７条関係）

１．制度の趣旨・概要

特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 96 条においては、「労働保険特別会計は、（中略）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による雇用保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。」とされている。

２．改正の趣旨

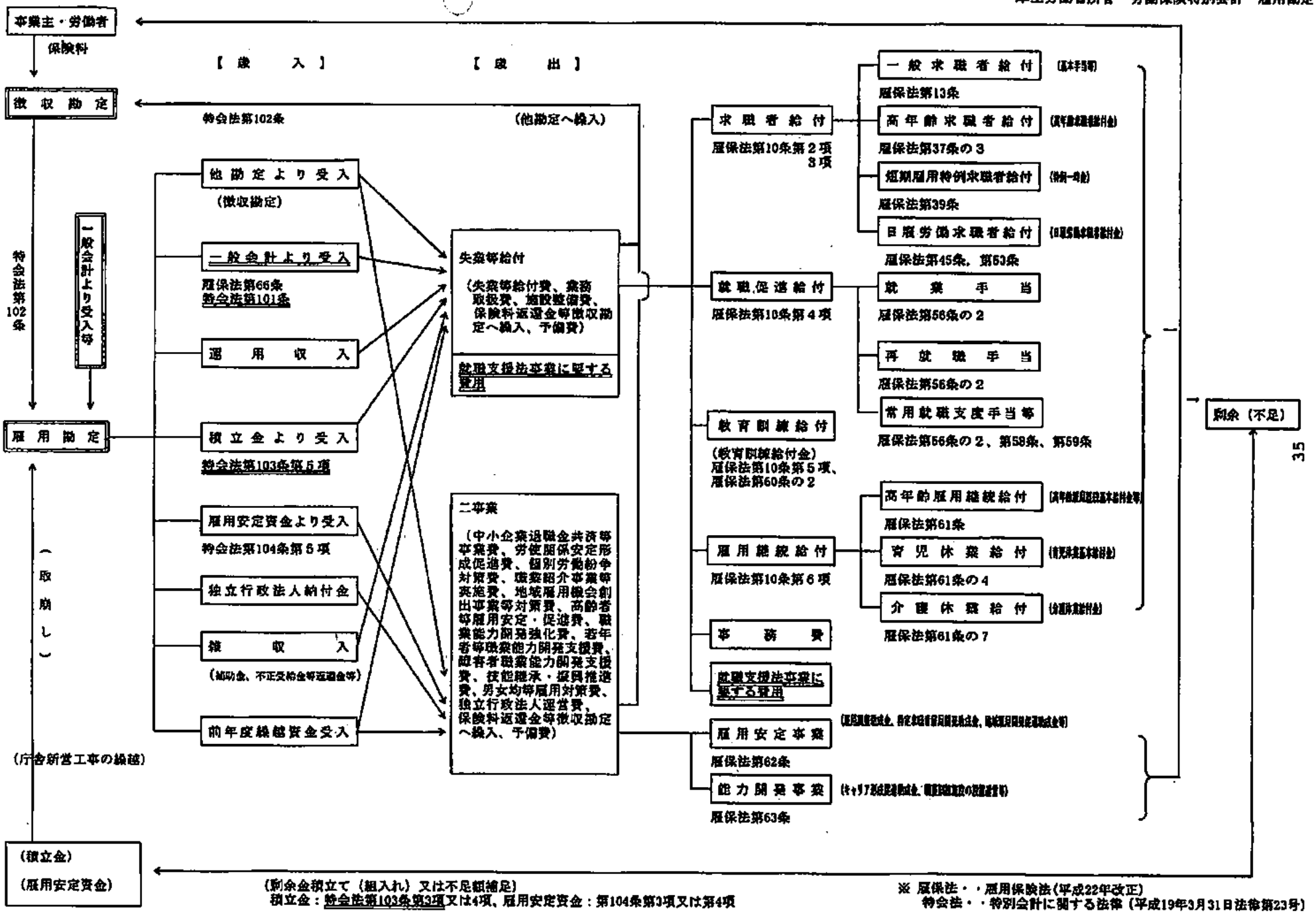
今般、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく職業訓練や求職者の訓練期間中の生活支援等を行うための事業（以下「就職支援法事業」という。）を雇用保険法の事業として位置付けることとしていることから、当該事業に要する国庫負担分を一般会計から雇用勘定に繰り入れる等の措置を講ずるため、特別会計に関する法律の規定を改める必要がある。

３．具体的内容

次ページ資料「雇用保険制度の概要」において、下線部箇所について、改正措置を講じるもの。

雇　用　保　険　制　度　の　概　要

厚生労働省所管　労働保険特別会計　雇用勘定



住民基本台帳法の規定の整備について
(附則第８条及び附則第９条関係)

1　現行制度の概要

(1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の７の規定により、都道府県知事は、同法別表第１の上欄に掲げる国の機関等から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとされている。

(2) 同法別表第１の 70 の項において、上欄に厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）、下欄に雇用保険法の附帯事業（雇用安定事業又は能力開発事業）の実施に関する事務の処理が規定されており、厚生労働省等の求めに応じ、本人確認情報の提供がなされているところである。

(3) これは、例えば、雇用安定事業の雇入れ助成金の申請のため、事業主が提出した労働者に係る本人確認資料に疑義が生じた際など、都道府県に本人確認情報の提供を依頼できるようにしておく必要に備えた規定である。

※　継続審議中の「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」（平成２３年４月１日施行（予定））において、能開機構が行っていた住民基本台帳の利用を必要とする助成金業務については、国に移管することとしている。

このため、同法案において、同事業に係る住民基本台帳法の別表第１の７０の項の規定から「独立行政法人雇用・能力開発機構」を削除することとしている。

2　改正の趣旨

就職支援法事業の実施に係る①及び②の事務の処理に関し、それぞれ、以下のとおり、本人確認情報の提供を受ける必要が生じる場合が想定される。

①　特定求職者に対する給付の支給等

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第７条の規定による特定求職者に対する給付金の支給や、求職者支援法第５条の規定による助成は、就職支援法事業として厚生労働省において行うところ、当該事業の実施のため、特定求職者や訓練実施機関の代表者の氏名等について、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

②　職業訓練の認定

求職者支援法においては、厚生労働大臣が行う職業訓練の認定に関する事務を、新機構に行わせることとしている。

このうち、上記の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行う訓練実施機関が、機構に対し職業訓練の認定を申請する際に記載する代表者の氏名等を、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

3　具体的内容

（1）①の事務の処理に際して厚生労働省が、②の事務の処理に際して独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が、それぞれ本人確認情報の利用をできるようにする必要がある。

（2）このため、

① 住民基本台帳法別表第1の70の項の下欄に、第64条の事業の事業を追加するとともに、

② 認定業務は、求職者支援法において助成とは別の条立てとなっており、助成の前段階の業務としてではなく、それ自体独立した事務と捉えることが適当であることから、別表第1の70の項とは別に新たな項を立て、実施主体として上欄に「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を、その行う事務として下欄に求職者支援法による認定業務を追加することとする。

③ また、機構は、職業訓練の事前認定（以下「相当認定業務」という。）を行うこととなることから、附則第9条において必要な読替規定を置き、相当認定業務についても、住民基本台帳法上の本人確認情報を利用できるように措置する。

社会保険労務士法の規定の整備について（附則第10条関係）

1．現行の規定

（1）社会保険労務士は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号。以下「社労士法」という。）第2条の規定により、社労士法別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令に基づく申請書等の作成、提出等の事務を行うことを業とすることとされている。社労士法別表第一に規定されている法令については以下のとおり列挙されている。この業務については、社労士法第27条の規定により業務の制限が設けられている。

① 労働に関する法律（社労士法別表第1第1号～第20号の22）
② 社会保険に関する法律（別表第1第21号～第31号）
③ ①又は②に基づく命令（別表第1第32号）
④ 行政不服審査法（①～③に係る不服申立ての場合に限る。）（別表第33号）

（2）このうち、上記(1)の①の労働に関する法律については、労働組合法及び労働関係調整法等の集団的労使関係に係る法令を除き、厚生労働省が所管する労働関係法令のうち書類の作成等が規定されている法律については全て規定されている。

なお、集団的労使関係に係る法令に基づく事務が除外されているのは、労働者の集団的な意思又は労使間の自主的な交渉によって処理されるべきものであり、当該事務が第三者によって処理されることになると労使間の自主性を害するおそれがあるからである。

2．改正の必要性について

（1）職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）は、

① 特定求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他就職に関する支援措置を講ずるものであり、
② 認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法による附帯事業（就職支援法事業）として行うものである。

（2）すなわち、同法は、職業訓練に関する事項について規定するとともに、雇用保険法の附帯事業について規定していることから、労働に関する法律に該当すると整理することができ、集団的労使関係に係る法律には該当しないと整理することができる。また、同法には、認定職業訓練を行うものに対する助成に係る申請、職業訓練受講給付金の支給に係る申請等、書類の作成等が規定されている。

なお、職業訓練に関する事項について規定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の附帯事業について規定した賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）についても、同様に、労働に関する法律に該当するものとして社労士法別表第一に列挙されている。

（3）このため、同法を社労士法別表第一に規定し、社労士の独占業務とすることが適当である。

3．具体的内容

社労士法別表第一に、第 20 号の 23 として「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第　　号）」を追加する。

※　社労士法別表第一においては、社労士法制定以降に追加された労働関係法令については、追加順に第 20 号以降に規定を置くこととしていることから、今般追加する「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」については、第 20 号の 22 の次に、第 20 号の 23 として規定する。

※　附則第 3 条に規定する相当認定については、認定申請に当たり、認定職業訓練を行う者が認定業務を行う（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構とやりとりを行いながら申請内容を固めていくことを想定しており、社会保険労務士に代行等を行わせることを想定していないため、本規定の施行日は、平成 23 年 10 月 1 日とする。

厚生労働省設置法の一部改正について（附則第11条関係）

1．改正の概要

（1）現行の厚生労働省設置法（平成11年法律第97号。以下「設置法」という。）第4条第1項に掲げる厚生労働省の所掌事務のうち職業能力開発関係の事務としては、同項第63号から第65号までにおいて、それぞれ

① 公共職業訓練に関すること。（第63号）

② 技能検定に関すること。（第64号）

③ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第4条第2項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。（第65号）

が規定されているところ。

（2）このうち、この法律により新たに創設される認定職業訓練に関する事務については、設置法第4条第1項第65号の事務に含まれるものであるところ、同号の事務のうち、認定職業訓練に係るものに限り、都道府県労働局長に分掌させる旨の改正を行う。

2．都道府県労働局に分掌させる事務について（設置法第21条関係）

（1）設置法第4条第1項第65号に掲げる事務のうち設置法第21条第1項の規定に基づき都道府県労働局が分掌する事務としては、

- 第3条第1項の職業訓練実施計画の各管轄区域内の関係者への周知等
- 第5条に規定する認定職業訓練を行う者への助成

を想定している。

（2）この法律のように、設置法第21条に掲げる事務に関する法律で、法律上は都道府県労働局長の事務は特定されておらず、委任規定のみが置かれているものとしては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の例がある。

（3）なお、設置法第21条の規定は、都道府県労働局が分掌する事務を規定するものであるところ、ここでいう「分掌」とは「一定の機関の権限に属する事務を事務処理の便宜のため、特定の部局又は特定の者に分けて処理させること又は処理する事実」をいうものであり、「事務の分掌をしているということのみでは、外部に対して自己の名においてその権限を行使することはできない」ものである（吉国一郎等編「法令用語辞典（第八次改訂版）」（学陽書房）より）ため、個別法において規定する厚生労働大臣から都道府県労働局長への権限委任とは趣旨を別にするものである。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正について
（附則第12条及び附則第13条関係）

1．改正の概要

（1）本条は、本法第4条第1項の規定により厚生労働大臣が行う職業訓練の認定に関する事務について、同条第3項の規定により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせることとしていること、から、法人の根拠法である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」という。）について、当該業務（以下「認定業務等」という。）を追加するほか、それに伴う所要の改正を行うもの。

（2）なお、求職者支援法上は、機構について、

- 第6条の規定による認定職業訓練を実施する者に対する指導及び助言
- 第15条第3項の規定による認定職業訓練を実施する者等に対する報告徴収
- 第16条第3項の規定による同条第1項に規定する立入検査又は質問

についての権限を規定しているところ、これらの規定に係る業務は上記の認定業務等に含まれる又は附帯するものと位置づけられるものであり、機構法第14条第1項各号に明記しない取扱いとする。

2．業務の追加について（機構法第11条及び第14条関係）

（1）本法の規定による認定職業訓練の認定事務については、機構法第14条第1項の業務（機構が機構法第3条の目的を達成するために行う業務）として追加することとする。これは、認定業務等は、機構法第3条の「求職者（略）の職業の安定（略）を図る」という目的に合致したものであることによる。

（2）また、機構においては、職業能力開発業務について新機構の中期計画、年度計画等について労働者、事業主及び学識経験者からなる運営委員会の議を経ることとしているところ、認定業務等についても職業訓練に関する業務として、運営委員会の関与の対象とすることとするものである。

（3）なお、運営委員会の役割は、上記のとおり、法人の運営の在り方についての審議を行うことであることから、個々の職業訓練に係る認定について審議を行わせるという趣旨ではない。

3．区分経理について（新機構法第16条関係）

（1）新機構法においては、財源の種類に応じて、経理を区分することとしているところ、現行では、各業務の財源は、

①新機構法第14条第1項第1号から第4号までに掲げる事務及びこれらに附帯する業務：労働保険特別会計雇用勘定（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条の雇用安定事業として）

②新機構法第14条第1項第5号に掲げる事務及びこれに附帯する業務：一般会計

③新機構法第 14 条第 1 項第 6 号に掲げる事務及びこれに附帯する業務：障害者雇用納付金収入等

④職業能力開発業務（新機構法第 14 条第 1 項第 7 号に掲げる事務及びこれに附帯する業務並びに同条第 3 項に規定する業務）：労働保険特別会計雇用勘定（雇用保険法第 63 条の能力開発事業として）

となっている。

（2）認定業務等については、（1）の①から④までのいずれとも異なることとなるため、新たな経理区分を設けるものである。

（3）機構法第 11 条の改正により、職業能力開発業務に、機構法第 14 条第 1 項第 8 号に掲げる認定業務等が追加されたが、認定業務等は、上記（2）のとおり、他の職業能力開発業務に含まれる業務とは別に新たな経理区分を設けるため、機構法第 16 条第 4 号においては「職業能力開発業務」から認定業務等を除いたものを規定する必要があるため、「第 14 条第 1 項第 7 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第 3 項に規定する業務」と規定することとする。

4．緊急時における厚生労働大臣の要求について（機構法第 18 条関係）

（1）独立行政法人に対しては、原則として、緊急時等においてのみ主務大臣による関与が限定的に認められているところ、機構法においても、第 18 条の規定により厚生労働大臣が特定の業務を実施することを機構に要求することができることとされている（同様の規定は、他の独立行政法人にも一般的に置かれているところ）。

（2）本法の施行に伴い、機構に新たに認定業務等が追加されることから、これについても機構法第 18 条の要求業務の対象とするものである。

5．その他（機構法附則第 5 条関係）

（1）機構法附則第 5 条第 8 項の読替規定において引用されている本則の条文の改正を反映するため、技術的な改正を行う。

（2）附則第 3 条第 3 項の規定により厚生労働大臣が機構に同条第 1 項の相当認定業務を行わせることができることとしていることから、そのための根拠を機構法にも規定する必要があるため、附則第 12 条の施行期日は、この法律の公布日とする。また、附則第 13 条において、機構が相当認定業務を行う場合に必要な機構法の読替えを規定することとする。

検討規定について（附則第14条関係）

1．検討規定を設ける理由について

（1）規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）において、「法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、（中略）当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする」とされていることを踏まえ、見直し規定を設けるものである。

（2）当該見直し条項を盛り込む際の期間の設定については、上記閣議決定において「5年を標準とし、それより短い期間となるよう努める。」とされているところ、本法律案に基づく施策が、多様な課題が顕在化する非正規労働者、長期失業者等への対応策であること等も併せ考え、3年とする。

（3）なお、最近の厚生労働分野の主な立法において見直し期間を3年としている例としては、日本年金機構法（平成19年法律第109号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（継続審議中）等がある。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特

定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（職業訓練実施計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、次条第二項に規定する認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二　就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（認定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等

（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたことによりその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（譲渡等の禁止）

第九条　職業訓練受講給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　認定職業訓練又は公共職業訓練等

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

（関係機関等の責務）

第十三条　職業安定機関、認定職業訓練を行う者、公共職業能力開発施設の長その他関係者は、前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及

び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告）

第十五条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者又は認定職業訓練を行っていた者（以下「認定職業訓練を行う者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

2　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定求職者又は特定求職者であっ

た者（以下「特定求職者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

3　機構は、第四条第一項の規定による認定に関する事務に関し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による質問又は立入検査（認定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による立入検査について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条中「公共職業安定所に」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に」と、同条、第七条第一項、第十一条及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　認定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条　職業訓練を受ける者又は職業訓練を受けようとする者に対して、職業訓練に関し、虚偽の広告をし、又は虚偽の説明をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰

金に処する。

一　第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二　第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条、第十二条、第十三条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において第三条第一項及び第二項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、その者の行う職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。

2　厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が行った第四条第一項の認定とみなす。

3　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

（雇用保険法の一部改正）

第四条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができる。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」

の下に「及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給」を加え、同項に次の一号を加える。

四　第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「第六十四条に規定する事業（第六十八条第二項において「就職支援法事業」という。）に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援法事業」を、「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第六条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第五項」の下に「の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担

額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）」を加え、「第六十七条」を「同法第六十七条」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「及び雇用保険事業」を「並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業」に改める。

第百三条第三項中「歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第八条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「第六十三条」の下に「若しくは第六十四条」を加え、同表の七十一の項の次に次のように加える。

七十一の二	厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）による同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中「第四条第一項の認定」とあるのは、「附則第三条第一項の相当認定」とする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十二の次に次の一号を加える。

二十の二十三　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十一条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十七条第一項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第十四条第一項第八号中「第四条第一項の規定による認定」とあ

るのは、「附則第三条第一項に規定する相当認定」とする。

（検討）

第十四条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案
新旧対照条文

目次

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第四条関係）……1
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第六条関係）……3
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第七条関係）……5
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第八条関係）……7
○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第十条関係）……9
○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第十一条関係）……10
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十二条関係）……11

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案
新旧対照条文

○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができる。	第六十四条　削除
（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。 一～三　（略） 四　第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当	（国庫の負担） 第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。 一～三　（略）

該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、第六十四条に規定する事業（第六十八条第二項において「就職支援法事業」という。）に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援法事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業（第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てるものとする。

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6・7　（略）

8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9　（略）

6・7　（略）

8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9　（略）

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（同条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費（就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）に充てるために必要な金額を、積立金と	（一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

して積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（第三十条の七関係）			別表第一（第三十条の七関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	事務		提供を受ける国の機関又は法人	事務	
（略）	（略）		（略）	（略）	
七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条若しくは第六十四条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの		七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十一　厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項に規定する指定試験機関	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの		七十一　厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項に規定する指定試験機関	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十一の二　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）による		（新設）	（新設）	

（略）	
（略）	る同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	
（略）	

◎　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（新旧第十条関係）

改正案	現行
別表第一（第二条関係） 一～二十の二十二　（略） 二十の二十三　税務官署の長若しくは税関長又は国税不服審判所長の行う税務に関する法律（平成二十三年法律第　号）第　条第　項の規定により税務代理の権限を有する旨の通知を受けた者 二十一～二十三　（略）	別表第一（第二条関係） 一～二十の二十二　（略） 二十一～二十三　（略）

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（新旧第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（都道府県労働局） 第百十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 ２・３　（略）	（都道府県労働局） 第百十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 ２・３　（略）

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。 九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。 3・4　（略）	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。 3・4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　職業能力開発業務

（利益及び損失の処理）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓

練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、

練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、

第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「

第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業

職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。	

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十七条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十七条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第十一条、第十二条

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと地方運輸局の長が認めたものをいう。	（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。
（職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、第十二条第一項の規定により地方運輸局の長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。	（職業訓練受講給付金の支給） 第七条　国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。
2　（略）	2　（略）

（就職支援計画の作成）

第十一条　地方運輸局の長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一～三　（略）

（地方運輸局の長の指示）

第十二条　地方運輸局の長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　地方運輸局の長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　地方運輸局の長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

（就職支援計画の作成）

第十一条　公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一～三　（略）

（公共職業安定所長の指示）

第十二条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3　公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（附則第九条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第九条の規定により読み替えられた同法による改正後の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（傍線の部分は読替部分）

読替後		読替前	
別表第一（法第三十条の七関係）		別表第一（法第三十条の七関係）	
提供を受ける国の機関又は法人	事務	提供を受ける国の機関又は法人	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
七十一の二　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）による同法附則第三条第一項の相当認定に関する事務であって総務省令で定めるもの	七十一の二　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）による同法第四条第一項の認定に関する事務であって総務省令で定めるもの
（略）	（略）	（略）	（略）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（附則第十一条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第八項の規定による読み替えられた同法第十一条等

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、附則第五条第八項により読み替えられた前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の適正	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちか

な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2～4　（略）

（業務の範囲）

第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発

ら、厚生労働大臣が任命する。

2～4　（略）

（業務の範囲）

第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発

促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理

促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号まで及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務

五　（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、附則第五条第八項により読み替えられた前項の規

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あ

定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から附則第五条第八項により読み替えられた第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は第十四条第一項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項（金融機

らかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をし

関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

ようとするとき。

二　第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務及び職業能力開発業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（附則第十二条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第十二条の規定による読み替えられた同法附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十四条第一項第八号

（傍線の部分は読替部分）

読　替　後	読　替　前
（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律　　号）附則第三条第一項に規定する相当認定に関する事務を行うこと。 二～四　（略）	（業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律　　号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。 二～四　（略）

参照条文

○　社会保険労務士法（昭和４３年法律第８９号）（抄）・・・・1

○　行政書士法（昭和２６年法律第４号）（抄）・・・・・・・15

○社会保険労務士法

（昭和四十三年六月三日）
（法律第八十九号）

改正　昭和四四年　七月一八日法律第　六四号
同　四四年一二月　九日同　第　八五号
同　四五年　五月一六日同　第　六〇号
同　四六年　五月二五日同　第　六八号
同　四六年　五月二七日同　第　七三号
同　四六年　六月　一日同　第　九二号
同　四六年一二月三一日同　第一三〇号
同　四六年一二月三一日同　第一三一号
同　四七年　六月　八日同　第　五七号
同　四九年一二月二八日同　第一一七号
同　五〇年　五月　一日同　第　二八号
同　五一年　五月二七日同　第　三三号
同　五一年　五月二七日同　第　三四号
同　五二年一二月二六日同　第　九四号
同　五二年一二月二六日同　第　九五号
同　五三年　五月二〇日同　第　五二号
同　五三年一一月一八日同　第一〇七号
同　五五年　四月三〇日同　第　二九号
同　五六年　四月二五日同　第　二七号
同　五六年　六月　二日同　第・六四号
同　五六年　六月　九日同　第　七二号
同　五七年　八月一七日同　第　八〇号
同　五八年　五月一七日同　第　三九号
同　五九年　八月一四日同　第　七七号
同　五九年一二月二五日同　第　八七号
同　六〇年　五月　一日同　第　三四号
同　六〇年　六月　八日同　第　五六号
同　六〇年　七月　五日同　第　八九号
同　六一年　五月一三日同　第　六〇号
同　六一年一二月　四日同　第　九三号
同　六二年　三月三一日同　第　二三号
同　六二年　六月　一日同　第　四一号
同　六三年　五月　六日同　第　二六号
平成　三年　四月　二日同　第　二三号
同　三年　五月　二日同　第　五七号
同　四年　三月三一日同　第　二三号
同　四年　五月二七日同　第　六三号
同　四年　七月　二日同　第　九〇号
同　五年　六月一四日同　第　六一号
同　五年一一月一二日同　第　八九号
同　七年　六月　九日同　第一〇七号
同　八年　五月二四日同　第　四五号
同　八年　六月二四日同　第　八二号
同　九年一二月一七日同　第一二四号
同一〇年　五月　六日同　第　四九号
同一〇年一二月一八日同　第一四八号
同一一年　三月三一日同　第　二〇号
同一一年　七月一六日同　第　八七号
同一一年　七月一六日同　第一〇四号
同一一年一二月　八日同　第一五一号
同一一年一二月二二日同　第一六〇号
同一二年　三月三一日同　第　一六号
同一二年　三月三一日同　第　二〇号

（昭和六一年　四月三〇日法律第　四三号）
（平成　二年　五月一九日法律第　七二号）
同　三年　四月二五日同　第　三五号
同　四年　三月三一日同　第　九八号
同　四年　八月　二日同　第一〇二号
同　四年一一月二七日同　第一一六号
同　四年一二月　六日同　第一三八号
同　四年一二月一三日同　第一五二号
同　四年一二月一三日同　第一七〇号
同　四年一二月一三日同　第一七一号
同　五年　四月二五日同　第　三〇号
同　五年　六月　六日同　第　六七号
同　五年　七月一六日同　第一一九号
同　六年　六月　二日同　第　七六号
同　六年　六月　九日同　第　八七号
同　六年　六月一一日同　第一〇五号
（同　六年　六月一七日同　第六二号）
同　六年　六月一八日同　第一二四号
同　六年一二月　一日同　第一五〇号
（同　七年　六月一七日同　第　八七号）
（平成一二年　七月二六日法律第　八七号）
（同　一三年　四月二五日同　第　三五号）
同　一四年　三月三一日同　第　九八号
同　一四年　七月三一日同　第一〇二号
同　一四年　八月　二日同　第一〇八号
同　一四年一一月二七日同　第一一六号
同　一四年一二月　六日同　第一三八号
同　一四年一二月一三日同　第一五二号
同　一四年一二月一三日同　第一七〇号
同　一四年一二月一三日同　第一七一号
同　一五年　四月二五日同　第　三〇号
同　一五年　六月　六日同　第　六七号
同　一五年　七月一六日同　第一一九号
同　一六年　六月　二日同　第　七六号
同　一六年　六月　九日同　第　八七号
同　一六年　六月一一日同　第一〇五号
（同　一七年　六月一七日同　第六二号）
同　一六年　六月一八日同　第一二四号
同　一六年一二月　一日同　第一五〇号
（同　一七年　六月一七日同　第　八七号）

社会保険労務士法をここに公布する。

社会保険労務士法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　社会保険労務士試験等（第八条―第十四条）
第二章の二　登録（第十四条の二―第十四条の十三）
第三章　社会保険労務士の権利及び義務（第十五条―第二十三条の二）
第四章　監督（第二十四条―第二十五条の五）
第四章の二　社会保険労務士法人（第二十五条の六―第二十五条

の二十五）
第四章の三　社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会（第二十五条の二十六―第二十五条の五十）
第五章　雑則（第二十六条―第三十一条）
第六章　罰則（第三十二条―第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

（社会保険労務士の職責）

第一条の二　社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

（昭五六法六四・追加）

（社会保険労務士の業務）

第二条　社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一　別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

一の二　申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。

一の三　労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。

一の四　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあつせんの手続並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十八条第一項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十二条の五第一項及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十二条第一項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。

一の五　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあっせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

一の六　個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第三百六十八条第一項に定める額を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下この条において同じ。）であって、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

二　労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。

三　事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。

2　前項第一号の四から第一号の六までに掲げる業務（以下「紛争解決手続代理業務」という。）は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、第十四条の十一の三第一項の規定による付記を受けた社会保険労務士（以下「特定社会保険労務士」という。）に限り、行うことができる。

3　紛争解決手続代理業務には、次に掲げる事務が含まれる。

一　第一項第一号の四のあっせんの手続及び調停の手続、同項第一号の五のあっせんの手続並びに同項第一号の六の厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続（以下この項において「紛争解決手続」という。）について相談に応ずること。

二　紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと。

三　紛争解決手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結すること。

4　第一項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、これらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

（昭五三法五二・昭五五法二九・昭五六法六四・昭六一法六〇・平五法六一・平一〇法四九・平一一法一六〇・平一四法一一六・平一四法一五二・平一六法一五〇・平一七法六二・平一八法八二・平二九法七二・平二一法

六五・一部改正）

（資格）

第三条　次の各号の一に該当する者であつて、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して二年以上になるもの又は厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるものは、社会保険労務士試験に合格した者

一　社会保険労務士試験に合格した者

二　第十一条の規定による社会保険労務士試験の免除科目が第九条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

2　弁護士となる資格を有する者は、前項の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

（昭五六法六四・平一一法一六〇・一部改正）

第四条　削除　（昭五六法六四）

（欠格事由）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。

一　未成年者

二　成年被後見人又は被保佐人

三　破産者で復権を得ないもの

四　懲戒処分により社会保険労務士の失格処分を受けた者で、その処分を受けた日から三年を経過しないもの

五　この法律又は労働社会保険諸法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

六　前号に掲げる法令以外の法令の規定による禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

七　第十四条の九第一項の規定により登録の取消しの処分を受けた者で、その処分を受けた日から三年を経過しないもの

八　公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

九　懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

（昭五六法六四・平一一法一〇四・平一一法一五一・平一四法九八・平一五法六七・平一五法一一九・平一七法六二・平一七法一〇二・一部改正）

第六条及び第七条　削除　（昭五六法六四）

第二章　社会保険労務士試験等　（平一七法六二・改称）

（受験資格）

第八条　次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わつた者又は同法による短期大学若しくは商等専門学校を卒業した

A（日法九二〇〇・一）㉞

者

二　旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学予科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業し、又は修了した者

三　司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者

四　削除

五　国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して三年以上になる者

六　行政書士となる資格を有する者

七　社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人（第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人をいう。次章から第四章までにおいて同じ。）又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して三年以上になる者

八　労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して三年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含む。）（労働組合を除く。次号において「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して三年以上になる者

九　労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して三年以上になる者

十　厚生労働大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

（平三法二三・平一一法一〇四・平一一法一六〇・平一四法九八・平一四法一一六・平一四法一三八・平一五法一一九・平一七法一二・一部改正）

（社会保険労務士試験）

第九条　社会保険労務士試験は、社会保険労務士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一　労働基準法及び労働安全衛生法

二　労働者災害補償保険法

三　雇用保険法

三の二　労働保険の保険料の徴収等に関する法律

四　健康保険法

五　厚生年金保険法

六　国民年金法

七　労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

（昭四四法八五・昭四七法五七・昭四九法一一七・昭五三法五二・昭五九法七七・昭六〇法三四・平五法六一・一部改正）

（試験の実施）

第十条　社会保険労務士試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行なう。

第十三条の三　紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修であつて厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

2　厚生労働大臣は、紛争解決手続代理業務試験をつかさどらせるため、紛争解決手続代理業務に関し学識経験を有する者のうちから紛争解決手続代理業務試験委員を任命するものとする。ただし、次条の規定により連合会に同条に規定する代理業務試験事務を行わせることとした場合は、この限りでない。

（平一七法六二・追加）

第十三条の四　厚生労働大臣は、連合会に紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。以下「代理業務試験事務」という。）を行わせることができる。

（平一七法六二・追加）

第十三条の五　第十条の二第二項及び第十二条から第十三条の二までの規定は、紛争解決手続代理業務試験及び代理業務試験事務について準用する。

（平一七法六二・追加）

（試験に関する省令への委任）

第十四条　この章に規定するもののほか、社会保険労務士試験及び紛争解決手続代理業務試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（平一〇法四九・平一一法一六〇・平一四法一一六・平一七法六二・一部改正）

第四十七編　社会保険（社会保険労務士法）

第二章の二　登録（昭五六法六四・追加）

（登録）

第十四条の二　社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2　他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。）は、事務所（社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所）を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

3　事業所（社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。）に勤務し、第二条に規定する事務に従事する社会保険労務士（以下「勤務社会保険労務士」という。）は、社会保険労務士名簿に、第一項に規定する事項のほか、当該事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（昭五六法六四・追加、昭六一法六〇・平一一法一六〇・平一四法一一六・一部改正）

（社会保険労務士名簿）

第十四条の三　社会保険労務士名簿は、連合会に備える。

2　社会保険労務士名簿の登録は、連合会が行う。

（昭五六法六四・追加、平一〇法四九・一部改正）

（変更登録）

第十四条の四　社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

（昭五六法六四・追加）

（登録の申請）

第十四条の五　第十四条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、同項に規定する事項その他厚生労働省令で定める事項を記載した登録申請書を、社会保険労務士となる資格を有することを証する書類を添付の上、厚生労働省令で定める社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。

（昭五六法六四・追加、平一〇法四九・平一一法一六〇・一部改正）

（登録に関する決定）

第十四条の六　連合会は、前条の規定による登録の申請を受けた場合においては、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有し、かつ、次条各号に該当しない者であると認めたときは、遅滞なく、社会保険労務士名簿に登録し、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有せず、又は同条各号のいずれかに該当する者であると認めたときは登録を拒否しなければならない。登録を拒否しようとする場合においては、第二十五条の三十七に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。

2　連合会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通して弁明する機会を与えなければならない。

3　連合会は、第一項の規定により社会保険労務士名簿に登録したときは当該申請者に社会保険労務士証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（昭五六法六四・追加、平一〇法四九・平一四法一一六・一部改正）

（登録拒否事由）

第十四条の七　次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。

一　懲戒処分により、弁護士、公認会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

二　心身の故障により社会保険労務士の業務を行うことができない者

三　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び第二十九条において「保険料」という。）について、第十四条の五の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわた

第十四条の十二　社会保険労務士の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、社会保険労務士証票又は特定社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならない。社会保険労務士が第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。

2　連合会は、前項後段の規定に該当する社会保険労務士が、当該処分に係る業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、社会保険労務士証票又は特定社会保険労務士証票をその者に再交付しなければならない。

（昭五六法六四・追加、平一〇法四九・平一七法六二・一部改正）

（登録の細目）

第十四条の十三　この章に規定するもののほか、社会保険労務士の登録に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（昭五六法六四・追加、平一一法一六〇・平一七法六二・一部改正）

第三章　社会保険労務士の権利及び義務

（昭五六法六四・改称）

（不正行為の指示等の禁止）

第十五条　社会保険労務士は、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課又は徴収を免れることその他労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

（昭五六法六四・旧第十七条繰上・一部改正）

（信用失墜行為の禁止）

第十六条　社会保険労務士は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（昭五六法六四・追加）

（勤務社会保険労務士の責務）

第十六条の二　勤務社会保険労務士は、その勤務する事業所において従事する第二条に規定する事務の適正かつ円滑な処理に努めなければならない。

（昭六一法六〇・追加）

（研修）

第十六条の三　社会保険労務士は、社会保険労務士会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

2　事業主は、前項に規定する研修について、勤務社会保険労務士から受講の申出があつたときは、その事業の運営に支障のない範囲内で受講の機会を与えるように努めなければならない。

（昭六一法六〇・追加、平一〇法四九・一部改正）

（審査事項等を記載した書面の添付等）

第十七条　社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、申請書等（厚生労働省令で定めるものに限る。）を作成した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該申請書等の作成の基礎となつた事項を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等に付記することができる。

られたものと解釈してはならない。

（昭五六法六四・平一一法一六〇・平一四法一一六・平一六法一五〇・一部改正）

（懲戒の種類）

第二十五条　社会保険労務士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

一　戒告

二　一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止

三　失格処分（社会保険労務士の資格を失わせる処分をいう。以下同じ。）

（昭五六法六四・全改、平一四法一一六・一部改正）

（不正行為の指示等を行つた場合の懲戒）

第二十五条の二　厚生労働大臣は、社会保険労務士が、故意に、真正の事実に反して申請書等の作成、事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行つたとき、又は第十五条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止又は失格処分の処分をすることができる。

2　厚生労働大臣は、社会保険労務士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止の処分をすることができる。

（昭五六法六四・追加、平一一法一六〇・平一四法一一六・平一七法六二・一部改正）

（一般の懲戒）

第二十五条の三　厚生労働大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、社会保険労務士が、第十七条第一項若しくは第二項の規定により添付する書面若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき、この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、第二十五条に規定する懲戒処分をすることができる。

（昭五六法六四・追加、平一一法一六〇・一部改正）

（懲戒事由の通知等）

第二十五条の三の二　社会保険労務士会又は連合会は、社会保険労務士会の会員について、前二条に規定する行為又は事実があると認めたときは、厚生労働大臣に対し、当該会員の氏名及び事業所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。

2　何人も、社会保険労務士について、前二条に規定する行為又は事実があると認めたときは、厚生労働大臣に対し、当該社会保険労務士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（平一四法一一六・追加）

（聴聞の特例）

第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十三の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の十五の三」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号ロに係る部分に限る。）の規定は社会保険労務士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における社会保険労務士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十九条から第八百四十六条の規定は、社会保険労務士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号リに係る部分に限る。）の規定は、社会保険労務士法人の解散の訴えについて準用する。

6 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、社会保険労務士法人は、合名会社とみなす。

（平一四法一一六・追加、平一六法七六・平一八法八七・平一九法六二（平一七法八七）・平二八法五〇・一部改正）

第四章の三　社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会

（昭五三法五二・追加、平一四法一一六・旧第四章の二繰下）

（社会保険労務士会）

第二十五条の二十六　社会保険労務士は、厚生労働大臣の認可を受けて、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一個の社会保険労務士会を設立しなければならない。

2 社会保険労務士会は、会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 社会保険労務士会は、法人とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、社会保険労務士会に準用する。

（改正）

（連合会）

第二十五条の三十四　全国の社会保険労務士会は、厚生労働大臣の認可を受けて、会則を定めて、連合会を設立しなければならない。

2　連合会は、社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、試験事務及び代理業務試験事務を行うことを目的とする。

（昭五三法五二・追加、昭五六法六四・旧第二十五条の七繰下・一部改正、平一〇法四九・旧第二十五条の十三繰下・一部改正、平一一法一六〇・一部改正、平一四法一一六・旧第二十五条の十四繰下・一部改正、平一七法六二・一部改正）

（連合会の会則）

第二十五条の三十五　連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一　第二十五条の二十七第一項第一号、第三号、第四号及び第五号から第七号までに掲げる事項

二　社会保険労務士の登録に関する規定

三　資格審査会に関する規定

四　社会保険労務士の制度に関する広報、社会保険労務士の業務の運営に関する調査等に関する規定

五　その他連合会の目的を達成するために必要な規定

（昭五三法五二・追加、昭五六法六四・旧第二十五条の八繰下・一部改正、昭六一法六〇・一部改正、平一〇法四九・旧第二十五条の十四繰下・一部改正、平一四法一一六・旧第二十五条の十五繰下・一部改正）

（連合会の会則を守る義務）

第二十五条の三十六　社会保険労務士及び社会保険労務士会は、連合会の会則を守らなければならない。

（昭五六法六四・追加、平五法六一・一部改正、平一〇法四九・旧第二十五条の十五繰下、平一四法一一六・旧第二十五条の十六繰下）

（資格審査会）

第二十五条の三十七　連合会に、資格審査会を置く。

2　資格審査会は、連合会の請求により、第十四条の六第一項の規定による登録の拒否及び第十四条の九第一項の規定による登録の取消しについて必要な審査を行うものとする。

3　資格審査会は、会長及び委員六名をもつて組織する。

4　会長は、連合会の会長をもつてこれに充てる。

5　委員は、会長が、厚生労働大臣の承認を受けて、社会保険労務士、労働又は社会保険の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6　委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭五六法六四・追加、平一〇法四九・旧第二十五条の十六繰下、平一一法一六〇・一部改正、平一四法一一六・旧第二十五条の十七繰下）

（意見の申出）

第二十五条の三十八　連合会は、厚生労働大臣に対し、社会保険労

る改正規定、第五十二条の三の改正規定、第八章中第五十二条の四の次に一節を加える改正規定、第三十八条の改正規定及び第三十九条第一項の改正規定並びに附則第四条及び第十一条の規定　平成二十二年四月一日

附　則　（平成二二年三月三一日法律第一九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一（第二条関係）　（昭四四法六四・昭四四法八五・昭四五法六〇・昭四六法六八・昭四六法七三・昭四六法九二・昭四六法一三〇・昭四六法一三一・昭四七法五七・昭四九法一一七・昭五〇法二八・昭五一法三三・昭五一法三四・昭五二法九四・昭五二法九五・昭五三法一〇七・昭五六法二七・昭五六法七二・昭五七法八〇・昭五八法三九・昭五九法七七・昭六〇法三四・昭六〇法五六・昭六〇法八九・昭六一法四三・昭六一法九三・昭六二法二三・昭六二法四一・昭六三法二六・昭六三法四〇・平三法五七・平四法二三・平四法六三・平四法九〇・平五法七六・平七法一〇七・平八法四五・平九法一二四・平一〇法一四八・平一一法二〇・平一一法一六〇・平一二法一六・平一二法二〇・平一三法三五・平一四法一四・平一四法一一六・平一四法一七〇・平一四法一七一・平一五法三〇・平一六法一〇五（平一七法六二）・平一七法六二・平一七法一〇八・平一八法四・平一八法八三・平一九法七二・平一九法一一〇・平二〇法八五・平二一法六五・平二二法一九・一部改正）

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

二　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

四　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

五　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）

六　独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）

七　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

八　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号。第十条の二の規定に限る。）

九　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

十　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）
十一　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）
十二　じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）
十三　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）
十四　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）
十五　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。第二十五条の規定に限る。）
十六　労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）
十七　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）
十八　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）
十九　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）
二十　労働保険の保険料の徴収等に関する法律
二十の二　家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）
二十の三　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
二十の四　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）
二十の五　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。第七十八条及び第八十一条の規定に限る。）
二十の六　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）
二十の七　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）
二十の八　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）
二十の九　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
二十の十　本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号。第十六条（第十八条の規定により読み替える場合を含む。）及び第二十条の規定に限る。）
二十の十一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）
二十の十二　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）
二十の十三　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）
二十の十四　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）
二十の十五　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）
二十の十六　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

二十の十七　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
二十の十八　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号。第十三条の規定に限る。）
二十の十九　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
二十の二十　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
二十の二十一　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。第三十八条及び第五十九条の規定に限る。）
二十の二十二　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）
二十一　健康保険法
二十二　船員保険法
二十三　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）
二十四　厚生年金保険法
二十五　国民健康保険法
二十六　国民年金法
二十七　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号。第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに附則第五条の二の規定に限る。）
二十八　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）
二十九　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）
二十九の二　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）
三十　高齢者の医療の確保に関する法律
三十一　介護保険法
三十二　前各号に掲げる法律に基づく命令
三十三　行政不服審査法（前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）

第六章　行政書士

○行政書士法

（昭和二十六年二月二十二日法律第四号）

改正　昭和二六年六月一五日法律第二三七号／同三五年五月二〇日同第八六号／同三五年六月三〇日同第一一三号／同三九年六月二日同第九三号／同四三年六月三日同第八九号／同四六年六月四日同第一〇一号／同五五年四月三〇日同第二九号／同五八年一月一〇日同第二号／同五八年一二月一〇日同第八三号／同六〇年六月一四日同第五八号／同六一年一二月三六日同第一〇九号／平成三年四月二日同第二五号／同五年一一月一二日同第八九号／同九年六月一八日同第八四号／同一一年七月一六日同第八七号／同一一年一二月八日同第一五一号／同一一年一二月二二日同第一六〇号／同一三年六月二九日法律第七七号／同一四年七月三一日同第九八号／同一四年一二月一三日同第一五二号／同一五年七月一六日同第一一九号／同一五年七月三〇日同第一三一号／同一六年六月二日同第七六号／同一六年六月九日同第八七号／同一六年六月一八日同第一二四号／同一六年一二月一日同第一五〇号／同一七年七月六日同第八七号／同一七年一〇月二一日同第一〇二号／同一八年六月二日同第五〇号／同一八年六月七日同第五三号／同一九年六月二七日同第九六号／同二〇年一月一七日同第三号

行政書士法をここに公布する。

行政書士法

目次

第一章　総則（第一条―第二条の二）
第二章　行政書士試験（第三条―第五条）
第三章　登録（第六条―第七条の三）
第四章　行政書士の義務（第八条―第十三条の二）
第五章　行政書士法人（第十三条の三―第十三条の二十一）
第六章　監督（第十三条の二十二―第十四条の五）
第七章　行政書士会及び日本行政書士会連合会（第十五条―第十八条の六）
第八章　雑則（第十九条―第二十条）
第九章　罰則（第二十条の二―第二十六条）
附則

第一章　総則　（平一五法一三一・章名追加）

（目的）

第一条　この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

（平九法八四・追加、平一三法七七・一部改正）

（業務）

第一条の二　行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含

む。）を作成することを業とする。

2　行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

（昭三九法九三・昭四三法八九・昭五五法二九・一部改正、平九法八四・旧第一条繰下、平一四法一五三・平一六法一五〇・一部改正）

第一条の三　行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一　前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二　前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

三　前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

（平一三法七七・全改、平二〇法三・一部改正）

第一条の四　前二条の規定は、行政書士が他の行政書士又は行政書士法人（第十三条の三に規定する行政書士法人をいう。第八条第一項において同じ。）の使用人として前二条に規定する業務に従事することを妨げない。

（平一五法一三一・追加）

（資格）

第二条　次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。

一　行政書士試験に合格した者

二　弁護士となる資格を有する者

三　弁理士となる資格を有する者

四　公認会計士となる資格を有する者

五　税理士となる資格を有する者

六　国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して二十年以上（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第九十条に規定する者にあつては十七年以上）になる者

（昭五八法二・全改、平一一法八七・平一一法一〇四・平一四法九八・平

は、「総務大臣」と読み替えるものとする。

（昭四六法一〇一・追加、昭六〇法五八・旧第十八条の三繰下、平一一法一六〇・一部改正）

（監督）

第十八条の六　都道府県知事は行政書士会につき、総務大臣は日本行政書士会連合会につき、必要があると認めるときは、報告を求め、又はその行なう業務について勧告することができる。

（昭三五法八六・全改、昭三五法一一三・一部改正、昭四六法一〇一・旧第十八条の二繰下・一部改正、昭六〇法五八・旧第十八条の四繰下、平一一法一六〇・一部改正）

第八章　雑則　（平一五法一三一・章名追加）

（業務の制限）

第十九条　行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が専ら定型的記録を作成する場合は、この限りでない。

2　総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する国務大臣の意見を聴くものとする。

（昭三五法八六・昭三九法九三・昭六〇法五八・平九法八四・平一四法一五二・平一五法一三一・一部改正）

（名称の使用制限）

第十九条の二　行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

2　行政書士法人でない者は、行政書士法人又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

3　行政書士会又は日本行政書士会連合会でない者は、行政書士会若しくは日本行政書士会連合会又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

（平一五法一三一・追加）

（行政書士の使用人等の秘密を守る義務）

第十九条の三　行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後も、また同様とする。

（平一五法一三一・追加）

（資質向上のための援助）

第十九条の四　総務大臣は、行政書士の資質の向上を図るため、講習会の開催、資料の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。